

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

# 経済科学 通信

2011.4 No.125

1981年5月20日第4種郵便物認可  
ISBN 0385-065X



## 「ソ連型社会」とは何であつたのか —未来社会への展望を拓く

TPPと日本の農業  
生活保護／介護保険制度

# 7月23-24日 基礎研東京集会

会場 専修大学神田キャンパス

## 第1日目「世界経済危機とマルクス経済学」

(1号館8階8A会議室 13:00~)

司会 福島利夫(専修大学)+ 矢吹満男(専修大学)

吉田真広(駒澤大学) 秋山誠一(国学院大学) 後藤康夫(福島大学)

藤田 実(桜美林大学)

## 第2日目「震災・復興・原発と社会科学」(会場未定、10:00~17:00)

午前の部 司会 米田 貢(中央大学)

高田好章(基礎研) 梶原太一(高知短大) 吉田央(東京農工大学)

午後の部 司会 大西 広(京都大学)

出口俊一(兵庫県震災復興研究センター) 北野正一(兵庫県立大学)

後藤宣代(福島県立医大非常勤) 高木和美(岐阜大学)

●資本主義経済の危機とどう対峙するか

# 世界経済危機とマルクス経済学

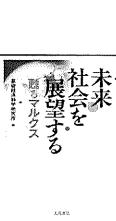
基礎経済科学研究所編



執筆者 大西広/北野正一/松本朗/徳永潤二/  
秋山誠一/吉田真広/後藤康夫/塚本恭章/伊藤  
国彦/米田貢/紀国正典/森岡孝一/中本悟  
著者 南嶺洋子/伊藤和也/伊藤和也/伊藤和也  
監修者 伊藤和也/伊藤和也/伊藤和也/伊藤和也  
出版社 基礎科学研究所

## 未来社会を展望する

●好評2刷! ポスト資本主義社会に向けて人間発達論からのアプローチ



●甦るマルクス 基礎経済科学研究所編  
マルクスが資本主義の根本批判を通じて展望し  
た未来社会像(自由人の連合)を21世紀未来社  
会論として展開する労作。 46判・2,280円

## 藤沢周平 とつておき十話

●未公刊原稿がつむぎ出す、新たな藤沢周平像

藤沢周平著/澤田勝雄編 少年時代、家族  
生、文学と政治などを語った未公刊原稿。和子夫人  
長女・展子氏のエッセイも収録。 46判・1,500円

●22年前に原発震災の危険性を指摘した、警告の書を増補・復刊

## 増補版 まんが原発列島



柴野徹夫・作/安斎育郎・解説/向中野義雄・画  
原発のしくみと開発の歴史、電力会社の利益優先体  
質と事故隠し、原発労働者の悲惨な実態、つくられ  
た安全神話をドラマで描き出す。 46判・1,200円

税別価格 東京都文京区本郷2-11-9 電話03(3813)4651(代表)

大月書店

メールマガジン配信中(登録はHPから)  
<http://www.otsukishoten.co.jp/>

# 経済科学通信

*Letters of Economic Science*

第125号（2011年4月）

## NEWSを読み解く

TPPと日本の農業	江尻 彰	2
生活と健康を守る会の生活保護の改善・拡充のとりくみ	大口耕吉朗	6
介護保険制度の見直しと地域包括ケアシステム	佐藤 卓利	11

### SPECIAL EDITION 特集

#### ソ連型社会とは何であったのか —未来社会への展望を拓く

特集にあたって	16	
国家資本主義という視点から	大西 広	17
「ソ連型」経済社会とはどのようなものであったか	田中 宏	22
その本質は「国家産業主義」だった		
—大地・生産手段への高次回帰、自由時間の拡大を指標に考える—	藤岡 悅	29
「ソ連型社会」からの教訓	芦田 文夫	37
ソ連社会主義の経験と教訓	森岡 真史	43
ソビエト経済における生活生産手段の二分割所有ウクライナの成立と崩壊		
—21世紀の新たな社会主義展望—	青柳 和身	50
経済「価値」論と共産主義	揚 武雄	57
マルクス社会主義論と「実存社会主義」	山本広太郎	66
人間発達の持続可能な社会 —デンマークを事例にして—	池田 清	73

## 投稿論文

### 過剰貨幣資本についての一考察

—過剰貨幣資本の形成と現実資本の蓄積との関連をめぐって—	宮田 唯史	80
------------------------------	-------	----

## 人間発達の経済学 第3回日中会議京大会議

解題	87
記念講演（池上惇、植田和弘、許崇正）	88
個別報告	95



## 古典を読み解く（3）

J.S.ミルの租税論における勤勉性	大畠 智史	107
-------------------	-------	-----

## 学界動向

現代資本主義研究会「現代世界をどうみるか—中村哲先生を囲んで—」報告	青柳 和身	115
------------------------------------	-------	-----

書評	117
----	-----

松尾匡著『不況は人災です！』／角田修一著『概説生活経済論』

## 誌面批評

先達に続き、私も“働きつつ学ぶ”現場研究のダイナミズムを

—122・123号「“働きつつ学ぶ”現場研究のダイナミズムと秘訣」を読んで—	松浦 章	122
--	------	-----

## TPPと日本の農業

EJIRI Akira  
江尻 彰

### I 自由貿易協定と TPP

菅政権は昨年の臨時国会の所信表明演説で突然、環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement = 通称 TPP）への参加を検討すると表明した。そして、この協定への参加を「第三の開国」として自画自賛している。また、全国紙のほとんども「TPP推進」の大合唱である。しかし、多くの国民はTPPの内容について詳しいことは知らされていない。まずTPPについて簡単に説明しておこう。

現在、世界には自由貿易に関する協定がさまざまある。世界全体を対象とするものにWTO協定がある。また、2国間、複数国間の協定にはFTA（自由貿易協定）やEPA（経済連携協定）などがある。FTAは物品や関税やサービス貿易の障害を削減・撤廃を目的にする協定である。EPAは、これに加えて投資ルールや知的財産権の保護、人の移動などを含めたものでFTAより範囲の広い協定である。WTOは加盟国に一律の規律を課すが、途上国への優遇措置やその国の「重要品目」に関しては一定の配慮がある。FTA、EPAの場合、交渉次第で農業分野など特定分野を当事国間の協議によって例外扱いをすることができる。日本はすでにTPPに参加を予定している9カ国の中のうち米国、ニュージーランドを除く6カ国とはすでにEPAを結んでおり、オーストラリアとは現在、交渉中であり、日本は小麦や牛肉、乳製品の除外を要求している。また近々、EUとEPA交渉を開始する予定であるが日本、EUとも農業分野は除外扱いする意向である。

これに対しTPPは、FTA、EPAの延長線上にあるが最大の違いは関税を原則撤廃し完全自由化をおこない、農業分野などを協議によって例外扱い

を認めない「例外なき関税撤廃FTA」である。TPPはFTAやEPAより関税撤廃に関してはるかに厳しい協定である。それゆえにTPPに日本がもし参加することになれば、コメ、小麦、牛肉、乳製品などの生産農家への影響は大きく、日本農業への打撃は計り知れないものがある。中国や韓国が各国とEPAやFTAを締結してもTPPへの参加に慎重なのは国内の農業問題を抱えているからである。

### II 米国はなぜTPPに参加したのか

#### (1) 米国主導のアジア・太平洋地域の自由貿易協定

TPPは当初は06年5月に、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国で発効した。その後、09年に米国が参加を表明したことの一躍注目され、オーストラリアなども参加を表明することになった。では米国がなぜTPPに参加することになったのか。その最大の要因はこの地域で影響力を増している中国に対抗するためである。東アジア圏での経済協力は近年、ASEAN+3（中国、韓国、日本）を中心として定着してきた。現在、その中心になっているのは中国であり、この中に米国は入っていない。中国は貿易の自由化一辺倒のAPEC首脳会議とは別に、この地域の途上国支援を含めた経済協力を推進しようと考へ、途上国からの支持を集めている。米国は、東アジア圏で自国の影響力を失うことを恐れ、これに対抗するためにAPEC規模での自由貿易圏構想を打ち上げていたが、環太平洋地域での自由貿易を推進するTPPに参加することで、この地域での主導権の回復を狙っている。また、リーマンショック以降、米国内消費が停滞するなか、オバマ政権は、日本と同様に輸出増加によって経済停滞を打破しようと考えており、そのためにもTPPへの参加は

重要である。

## (2) 米国のアジア・太平洋地域での農産物市場

### 開発

米国のもうひとつの大きな狙いとしてアジア・太平洋地域での農産物市場の開発がある。米国は95年10月に発表した「長期的農産物貿易戦略」で、アジア・環太平洋地域への農産物輸出の促進、穀物以外の「高付加価値農産物（HVP）」の輸出の拡大を長期の米国農産物輸出戦略の中心に据えた。その最大の狙いは中国市場であり、また日本や韓国への食肉輸出の拡大であった。しかし、この戦略は現在のところあまり成功しているとは言えない。中国は米国からの農産物輸入を増やしているが、農産物は国内自給を基本としており農産物貿易の自由化には反対している。また、米国や日本や韓国への食肉輸出もBSE問題で停滞気味である。

米国が期待していたWTO農業交渉も07年7月に「枠組み合意」はしたものの08年7月のジュネーブの閣僚級会合で米国と中国・インドが途上国向け農産物緊急輸入制限措置（「特別セーフガード」）をめくって対立し決裂した。そして、その後は大きな進展はない。国連では欧米先進国の農産物自由化論に対して途上国グループが「食料主権」論を強めており世界レベルでの協定締結は困難になってきている。このような中で近年、米国が進めているのは2国間・地域間の自由貿易協定（FTA）の推進である。94年に発効した「北米自由貿易協定（NAFTA）」の成功によって、いっそうその傾向を強めている。この延長線上にTPPへの参加がある。近年、米国がNAFTAでいかに成果をあげ、その結果、メキシコ農業はどうなってきたか簡単に見ておこう。

## III NAFTA（北米自由貿易協定）とメキシコ農業

### (1) NAFTAによる米国農産物の市場拡大

NAFTAは94年に米国、カナダ、メキシコの3カ国で締結し、08年1月に関税のすべてが撤廃され

た。NAFTAによって米国の農産物輸出地域は大きく変化した。表1は米国の農産物輸出の国別輸出先を示している。

NAFTAが発足する以前の90年では米国農産物の輸出先の中心は日本やEUであった。日本とEUで全体の39%を占めていた。ところがNAFTAで関税が撤廃された09年の輸出先を見てみると中国への輸出が大幅に増えると同時に、カナダ、メキシコ向け輸出も大幅に増えている。カナダ、メキシコ2カ国合計が、日本、韓国、EU合計を上回っている。90年から09年でメキシコ向けが5倍に、カナダ向けは3.7倍に増加している。この結果、米国の農産物輸出額全体も、この間に400億ドルから986億ドルと2.5倍に増加させることに成功した。このようにNAFTAは米国の農産物輸出の拡大に大きく貢献している。

### (2) メキシコ農業の危機、貧困の拡大

他方、3国の中で米国やカナダに較べ農産物の国際競争力が弱いメキシコの農業はどうであったのか。NAFTAによってメキシコ農業のなかで最大の被害を受けたのは主食のトウモロコシである。メキシコではトウモロコシは伝統的食材でトウモロコシ粉を使ったトルティーリヤは主食的な役割を果たしている。表2は米国農務省が発表したNAFTAに関する資料であるがNAFTAによって米国のメキシコ向け農産物輸出が飛躍的に伸びていることを示している。なかでもトウモロコシ輸出は飛躍的な伸びを示している。米国のメキシコ向けトウモロコシ輸出量は関税が撤廃される前までは550万トン前後であったが、08年1月の関税撤廃の前後から800万～900万トンに急増した。07-09年のトウモロコシの輸出金額は91-93年のそれの16.5倍、輸出量で8.9倍に増加している。この結果、米国からの大量のトウモロコシの輸入でメキシコのトウモロコシ栽培農家は大変な打撃を受け、南部を中心に貧困な中小農民が、いっそう窮地にたたされている。また、他の農産物でも米国のメキシコ向け農産物輸出量は、小麦4.3倍、コメ4.7倍、牛肉3.3倍と大幅に増えている。

# NEWS を読み解く

近年、米国のトウモロコシ需要は輸出用よりバイオエタノール原料としての利用が増加しており国際トウモロコシ価格の上昇原因のひとつとなっている。さらに国際的投機資金の流入もあって10年後半以降、トウモロコシの国際価格が再度、急騰している。輸入トウモロコシ価格の上昇はメキシコの貧困層の貧困化をいつそう拡大させている。

## IV TPPと日本農業

### (1) 東アジアより日米同盟重視の管政権

先に述べたように現在、WTO交渉は継続中で今年度中の合意を目指しており、豪州とはEPA協定について現在も協議中である。日本が今、急いで米国主導のTPPへの参加を急ぐ必要はない。日本がTPPへの参加を検討し始めたのは09年11月にオバマ大統領が訪日した際に米国がTPPへの参加を表明したことが契機と言われている。日本のTPP参加の検討表明は、日本が中国を含めた東アジア諸国間の協力より日米同盟重視の結果である。管政権が参加を急ぐ最大の理由は、沖縄基地問題でこじれた日米関係を修復するためである。TPPへの参加は米国への「手土産」(田代洋一氏)としての意味をもっている。米国にとっても参加が難しいと考えていた日本がTPPに参加してくれれば大歓迎である。

### (2) 日本農業は保護されてきたか

管政権や全国紙の多くは、TPPへの参加は弱体

化している日本農業を再生させる契機になると主張している。そして、現在の日本農業の弱体化の原因是、これまでの「過保護」農政が原因で、TPPに参加することで農業を育成強化するという。しかし、管政権は、今のところ強化策の具体論ではなく、農業経営の規模の拡大、農地法の改正によって企業の農地取得の自由化、農外資本の農業への参入の促進ということくらいである。しかし、このような議論は別に新しいものでなく、これまでも自民党や財界が主張してきた内容である。ここには戦後農政の失敗への反省ではなく、60年代の「基本法農政」以来、一貫して規模拡大による農業近代化路線の延長線上にある。コメの減反政策に代表される場当たり的な農業政策、日本農業全体についての長期ビジョンの欠如が今日の日本農業の弱体化を招いたという反省はない。

ところで、日本農業は一般的に言われているように本当に保護されてきたのであろうか。農業は、その国の基本食料を支えており特別に保護されているのは日本だけではない。欧米では日本以上に保護されている。日本の食料自給率が40%を切り先進国の中で最低レベルにあるということは、日本農業が欧米ほどには保護されてこなかった結果である。先進国の農業保護政策は関税による国境保護措置と国内農業補助金の2つが中心である。

では日本の農産物関税率は本当に高いのか。日本の農産物の平均関税率(2000年)は11.7%であり、これは米国の5.5%よりは高いが、EU19.5%，タイ34.6%，ブラジル35.5%，韓国62.2%，イン

表1 米国の農産物輸出の国別輸出先

単位100万ドル(カッコ%)

	1990年	2000年	2005年	2009年
日本	① 8,142(20.3)	① 9,292(18.1)	③ 7,931(12.6)	④ 11,117(11.3)
韓国	④ 2,650( 6.6)	⑤ 2,546( 5.0)	⑦ 2,233( 3.5)	⑥ 3,923( 4.0)
中国	⑦ 818( 2.0)	⑦ 1,716( 3.3)	⑤ 5,233( 8.3)	② 13,150(13.3)
E U	② 7,474(18.7)	③ 6,515(12.7)	④ 7,052(11.2)	⑤ 7,461( 7.6)
メキシコ	⑤ 2,560( 6.4)	④ 6,410(12.5)	② 9,429(14.9)	③ 12,946(13.1)
カナダ	③ 4,214(10.5)	② 7,643(14.9)	① 10,618(16.8)	① 15,701(15.9)
輸出合計	40,028(100)	51,265(100)	63,182(100)	98,611(100)

(出所) USDA "Foreign Agricultural Trade of United States" より作成

ド124.3%よりはかなり低い。日本の農産物で関税率が高いのはコメ、乳製品、牛肉などの重要品目だけである。しかし、その国にとっての重要な品目は、どの国でも関税を高くして保護している。米国でも規模が比較的小さく国際競争力が弱い酪農製品には高関税をかけて保護している。乳製品の国際競争力は豪州とニュージーランドが突出して高く、米国は高関税でこれらの国からの乳製品輸入を規制してきた。また米豪FTA交渉でも米国は乳製品の例外化を主張している。米国は従来から他国との協定より自国の国益を尊重することを当然視してきた。

また国内の農業補助金についても、農業所得に占める政府からの直接支払いの割合を見るとフランスは8割と突出して高く、米国でも5割程度である。これに較べ日本は25%程度とかなり少ない。日本農業がEU並みに保護されてきたならば食料自給率が40%を割ることはなかった。

### (3) 農外資本の参入で日本農業は強化できるか

もうひとつの議論に規制緩和によって農外資本の農業への参入を自由化させることで日本農業を強化すべきという主張がある。具体的には農地法を改正して一般企業も農地を自由に所有できるようすべきという主張である。しかし、これは農業生産の現実を知らない議論である。これまで農外資本が農業生産に参入して成功した事例は、カゴメのように「野菜工場」で特殊なトマト栽培によって一定の成果をあげた企業以外はほとんどない。とりわけコメや小麦のような穀物生産部門で企業が参入して成功した例は欧米でもない。米国

でも豪州でも穀物生産の中心的な担い手は家族農場である。また畜産部門でも大手食肉資本や乳業資本による系列化（インテグレーション）はあっても直接に個別畜産経営に進出している例は少ない。欧米の多国籍アグリビジネスのほとんどは穀物流通や加工部門に集中している。これは、農業生産が気候変動などによる価格変動リスクが大きく安定的な収益の確保が難しいからである。現在、日本の米価が大きく下落している中で農地を一般企業に開放しても収益の確保は難しく、結果的には農地の資産的利用を増やすだけである。

## V 日本農業を強化する農業政策を

現在の日本農業が解体的危機状況にあるのは、戦後農政の失敗によるものである。コメを除けばほとんどの農産物は米国を中心とする海外からの安い輸入農産物におされ生産を縮小してきた。コメについても長期的戦略はなく場当たり的な減反政策を続け、転作作物は保護されてこなかった。現在の日本農業の解体的な危機を克服し転換するにはこのような戦後農政への反省から出発すべきである。

日本農業を再生するためにはEU並みの国境保護政策と総合的な農業政策の確立が重要である。また現在の日本農業を現実に支えている専業農家や集落営農の保護、新規参入の若い農業者への安定的支援こそが政策の中心でなければならない。民主党の「戸別所得補償制度」は、その点で一步前進ではあるが、この制度には大きな欠陥がある。

表2 NAFTA以前と以後の米国農産物のメキシコ向け輸出の変化

	年平均輸出額(100万ドル)			年平均輸出量(千トン)		
	1991-93年	2007-09年	増加率(%)	1991-93年	2007-09年	増加率(%)
農産物輸出額	3,475	13,888	300	—	—	—
トウモロコシ	104	1,716	1,550	914	8,169	794
小麦	78	713	814	563	2,414	329
コメ	42	314	647	175	813	366
牛肉	171	738	332	58	193	234

(出所) USDA/FAS "Global Agricultural Trade System"

それは価格支持政策がないことである。米国のローンレート制度のように農産物価格を大幅に下落させない制度が必要である。現行の「戸別所得補償制度」では米価の大幅な下落を防止する制度が欠けている。そのために米価の暴落が進んでおり、補償額も膨らみ財政的にも補償が難しくなっている。

またコメについては飼料米などへの用途の拡大、コメから他の作物への転作する場合の総合的な所

得保障制度が必要である。これらの政策の前提になるのはEUのように基本的食料は自給するという長期戦略であり、そのためには必要な国境保護措置をとることである。政府が出しているTPPへの参加に伴う農業育成策は、失敗した戦後農政の延長線上にあり日本農業の解体をいつそう決定的なものにするであろう。

(えじり あきら 所員 関西大学非常勤講師)

## 生活と健康を守る会の生活保護の改善・拡充のとりくみ

OHGUCHI Koukichiro

大口 耕吉郎

### I 生活と健康を守る会とは

生活と健康を守る会（以下、生健会）は1949年に大阪・西淀川区で生まれ、その後、府下各地に生健会が結成され、1953年には全大阪生活と健康を守る会連合会（以下、生連）が発足します。そして翌年には全国生活と健康を守る会連合会が結成されました。

生健会は、「貧困からの解放」と憲法25条「生存権保障」の確立をめざす、低所得者・貧困者を中心とする市民団体です。税金の自主申告、就学援助制度適用と教育完全無償化、国保料・介護保険料や公営住宅家賃などの各種減免の活用と、それら制度の改善・拡充運動を行ってきました。制度活用の時期にあわせてビラをまき、相談会を実施し、上記の制度を活用し、仲間をふやします。近年、貧困が拡大する中で、生活保護の相談が急増しています。

### II 貧困化する国民の生活 —生活保護世帯の激増—

生活保護世帯数は、2008年10月に114.8万世帯（159.2万人）が、2010年10月には141.7万世帯

（196.4万人）になりました。特徴的なのは、稼動年齢層（15歳から64歳まで）が増加していることです。これは、リーマンショック以後、大企業中心に「派遣切り」が横行し、職と住居を同時に失った人が巷（ちまた）に溢れた結果です。以下は、大阪府下の生健会が対応した相談事例です。

#### ★事例①39歳・男性・単身世帯（2009年）

A区で路上生活をしていた。以前に、雇用保険制度を活用し、ホームヘルパー2級の資格をとったが、職がない。求職活動をするも、断られ続けて、手持ち金3万円となってしまう。生健会に相談。専従が福祉事務所に同行。生活保護を申請し、保護が開始される。

#### ★事例②母子世帯3人家族・母親はパート従業員（2010年度）

母42歳、長女・高校3、長男・中学3。13年前に離婚。最近、夫からの養育費が途絶える。連絡不能。預金残高7100円。手持ち金2000円。仕事は中華料理店でパート、賃金は10万円。児童扶養手当は月平均4.2万円。息子はスポーツ特進で他県の学校に入学予定。学費はいらないが、寮生活になり、月2万円かかる。娘は卒業後に家を出る予定。生活保護申請に同行。保護が開始される。

### III 生活保護法と保護行政の現状

生活保護法第1条では、「日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」（国家責任の原理）と明記しています。

第2条では「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる」（無差別平等の原理）として、働いているかどうか、年齢の如何にかかわらず、最低生活を満たしていない者は、誰でも生活保護を利用できる権利が定められています。

しかし、この理念に基づく運用がなされていないのが現状です。とりわけ1980年代から始まった「臨調行革」路線によって、締め付けが厳しくなり、申請権の侵害、生活保護の打ち切りなどが横行し、それが小泉政権「構造改革」によって、激しさを増します。北九州市では、申請拒否、保護打ち切りによって、3年連続で餓死事件を出しています。今も生活できず、福祉事務所に行っても、「働いているからダメ」、「親兄弟に面倒を見てもらえ」という権利侵害が続いています。以下は、この2年間に起こった人権侵害の事例です。

#### ★2009年・C市の事例 夫30歳代、妻40歳代、2人世帯。

2人とも「派遣切り」に遭う。仕事を捜すもなく、手持ち金数百円となる。UR団地の家賃も滞納。D市の生活保護窓口へ行くが、「若いから仕事を見つけて下さい」と追い返される。家に入ってきた生健会のビラを見て、相談会に行く。翌日、生健会専従が同行し、申請をするが、数日後、「稼働能力を活用すれば最低生活の維持可能」という理由で「却下」。その後、10ヶ月間に5回申請するも、全て「却下」。その間にUR団地を強制退去させられる。月2万円のアパートに移る。風呂なし。妻はパートの仕事をはじめると、月7万円。夫も新

聞配達の仕事を始める。6回目の申請を行ない、生活保護開始。現在、夫はD市を相手取って、生活保護申請「却下」の取り消しを求めて提訴中。

#### ★2010年・D市の事例 42歳・男性・単身世帯。

任期付き社員。2010年初め、就業終了3分前、突然、解雇。退職金なし。雇用保険を受給しながら、求職活動する。しかし、仕事は見つからず。家賃滞納でマンションを退去。弟の家で同居するも、折りあいが悪くなり、ここも退去。路上生活に。夜は借りていたガレージ（ここも滞納していた）に、忍び込んで寝る生活を続ける。1人で福祉事務所に生活保護の相談に行く。役所の職員は「働ける年齢だから」と申請させず。その後、もう1回行くも、結果は同じ。図書館のPCで反貧困ネットにアクセス。そこからC市に隣接する生健会に連絡がとれる。生健会専従が申請同行。保護開始。家も確保した。

### IV 生活保護の改善拡充を求める大阪府・大阪市との交渉

大生連が大阪市と交渉を開始したのは1967年からです（大阪府とは翌年）。生活保護世帯への年末・夏期一時金（大阪市独自の法外援護）の創設とその基準引き上げが目的でした。交渉は、夏・冬ともに、各2日間行います。しかし、1980年以降は、人権侵害が多発し、これは正を求める交渉が大きな柱になりました。交渉では、人権侵害に遭った当事者が実態を告発し、是正を求める闘いを続けています。上記の、C市の夫妻も、D市42歳の男性も交渉に参加し、権利侵害の実態を訴え、是正を求めました。

また、交渉だけでなく、不服審査請求、裁判闘争などもおこなってきました。以下は、おもな運動の成果です。

★①70年代から80年代、生活保護の男女格差の解消（女性のほうが生活扶助基準が低かった）。②カラーテレビや電話の保有を認めさせる。

# NEWS を読み解く

- ★90年代からクーラーの保有を認めさせる。
- ★③2000年代には、福岡の仲間が学資保険保有の裁判を起こし、最高裁で勝利する。国はこの判決を受けて、学資保険の保有を求め、同時に、保護費から高校授業料を出すようになる。②2010年に母子加算を復活させる（生健会の会員が提訴していた）。

## V 大阪府・大阪市の生活保護一時金制度廃止に反対する闘い

大阪府・大阪市の夏期・年末一時金（夏3900円、年末4200円）は、2000年代に入って、大阪府・大阪市とも、①自治体の財政難、②自治体の独自施策の見直しを理由に廃止をうちだします。大生連は、一時金廃止を阻止するために、当事者の交渉参加を呼びかけました。このため交渉参加は毎回100人以上になりました。

さらに、2003年から老齢加算<sup>1)</sup>も段階的に削減（2006年廃止）されると、参加者はさらにふえ150人以上になります。この闘いで重視したのは、「会員主人公」の交渉です。参加者全員の全員発言です。1人が5分程度で苦しい実態を訴える。それが3時間以上続くときもあります。そして、この中で参加者の一体感が生まれ、団結が強まりました。

2005年に夏・年末一時金、2006年に老齢加算が廃止されますが、そのあとも、制度復活を求める交渉は続きます。2007年の交渉で発言された男性の発言はたいへん印象的でした。

### ★E市在住の77歳・男性（妻と2人暮らし）

「30歳のとき事業を始めました。最盛期には従業員に給与・ボーナスを払い、春と秋には慰安旅行にも連れて行くなど順風満帆でいっていましたが、長期の不況と大手企業に負けてしまい倒産して、とうとう自己破産をし、生活保護の申請を（略）。わたしが保護をうけ、いちばん困ったことは、わたしらの年代では、身内に頼る人がいないので、ご近所のお年寄りに親しくしてもらわなければいけない、けれど老人会へいっても、趣味とかいろいろあるけれども、会費が別途かかる、その金がどうしても保護費から出ない。お食事会とかがありますね、その食事代と、それから、みなさん、かわるがわるお酒とか、缶ビールとか、ジュースを寄付される、わたしには、そういうことがどうしてもできない、それで欠席すると、たまたま道で出あったとき、『あんた、なんで来ないんや。楽しくやりましょや』と言われる（略）。お付き合いができる、このことが、いちばんつらい。削られた、老齢加算と1時金をいただければ、そういうものが出てくると思うんですが」

湯浅誠氏は『反貧困』（岩波新書）で、貧困によって排除されるものは、4つあると書いています。①社会からの排除、②親族からの排除、③企業からの排除、④教育を受ける権利からの排除です。この4つの排除によって、貧困者は自己を否定（排除）してしまう、「こんなになったのは自分の責任だ」と。たしかに経済的貧困は恐ろしい。しかし、それ以上に恐ろしいのは、社会から排除され、孤立し、人間性を喪失していく、精神的貧困です。

生健会は、行政交渉を、貧困世帯の社会参加の第一歩と位置づけています。そして交渉を、①要求実現の場、②団結して闘うことを実感する場、③生きた学習の場、と位置づけています。参加した人は一気に変化します。「団結して闘うことは素晴らしい」と、生健会の活動に参加してきます。

1) 老齢加算は、①高齢者は噛む力が弱いために十分な栄養がとれない、②社会参加の機会が奪わない等の理由で、70歳以上の世帯を対象に支給されていた。現在、全国で100人以上の仲間が復活を求めて提訴している。

## VI 生活保護基準は高いのか —くらしのアンケートから—

生活保護1級地－1<sup>1)</sup>の70歳以上の生活扶助基

準は7万5770円です<sup>2)</sup>。いっぽう、老齢基礎年金は40年かけて6.6万円です。大阪府・大阪市は、1時金を削減するとき、「生活保護費は老齢基礎年金よりも高い」と、廃止の口実にしました。老齢加算を廃止するときも、国は、同じ論法を喧伝しました。

本当にそうなのか。生活保護基準は高いのか。生活保護基準は、憲法25条の「健康で文化的な最低生活」を満たしているのか。大生連は、生活保護世帯会員からアンケートをとり、生活実態を調べました。アンケートは、夏と年末の交渉前に、府下の各組織が生活保護を利用している会員に集まってもらい、話し合いながら書き込みます。350人以上が回答しています。以下は、「1時金と老齢加算が廃止されて、何を節約しているか」の設問です（03年末と08年末比較）。

- ★ 「食費を削る」、03年末58.5%⇒08年末90.6%。  
(食事を3回から2回に)
- ★ 「衣類の節約」、03年末42.3%⇒08年末94.1%。  
(おもに下着類)
- ★ 「交際費を削る」、03年末30.0%⇒08年末81.8%。  
(近所で葬式があると香典がいる。だから近所づきあいをしない)

2010年の夏、熱中症が社会問題になりましたが、大生連は約300人の生活保護を利用している高齢者の調査をしたところ、クーラーを保有しているのは70%の世帯でした。しかし日中、不使用と答えたのは28.9%もありました。「日中はどう過ごしているか」の設問に、スーパーのベンチで涼む、図書館に行く、「JR環状線に乗って数週まわる」と回答しています。しかし、体の弱っている人は外出すらできません。こういう人が熱中症で倒れています。

- 1) 生活保護は、1級地－1から3級地－2までの基準がある。1級地は大都市圏、3級地は地方圏、1級地－1の保護費が最も高い。

2) 生活保護基準は年齢によって違う。70歳単身世帯の生活保護基準は、1ヶ月にI類3万2340円とII類4万3430で、合計7万5770円となる。これに住宅扶助が付く。住宅扶助は実費だが、最高限度額は4万2000円。I類は食費、II類は什器備品など。

## Ⅶ ナショナルミニマムの課題 —「健康で文化的な最低生活保障」めざして—

日本の生活保護をめぐる問題は5つあります。第1の問題は、日本の生活保護の捕捉率があまりにも低すぎることです。16%～19%にすぎません。本来、生活保護以下の基準で生活保護を利用する必要とする80%が利用していないのです。イギリスでは、補足率は87%，ドイツでは90%です。行政の申請権侵害と生活保護のことをきちんと教示していないことに原因があります。そして、国民の側にも「生活保護を受けるのは恥」というステigmaが根強く存在していることです。

第2の問題は、日本の社会保障・社会福祉に「劣等待遇」の原則があることです。「劣等待遇」とは、社会福祉の利用者は一般市民のレベルを超えない範囲で待遇する、したがって、積極的な格差是正はない。この根底に、戦前からの相互扶助と自助自立（自己責任）があります。「お上からのお恵み」という観点が払拭されていない。政府は、この「劣等の原則」を最大限利用して、貧しいもの同士を争わせ、国民分断政策をおし進め、年金や賃金引き上げ、社会保障拡充の運動を抑えてきました。

第3の問題は、高齢者（65歳以上）が半分近く占めていることです。2010年度の全生活保護世帯の中で高齢者世帯比率は43.23%です（137万7930世帯中59万5803世帯）。生活保護基準より低い国民基礎年金が、おもな要因です。年金保険受給資格の納付期間が25年間と長過ぎる。しかも、前述の通り、40年間納付しても生活保護基準よりも低い。だから、無年金者と生活保護基準以下の年金受給者が、保護を利用しているのです。

# NEWS を読み解く

ドイツ、フランス、イギリス、北欧諸国で、公的扶助基準より低い年金は存在しません。また、年金受給資格の納付期間も短く、日本の25年に対し、ドイツ5年、スウェーデン3年、フランスにとっては3ヵ月です。これらの国では、公的扶助受給者（日本の生活保護）の大半が稼動年齢層です。歴代日本政府は、年金の引き上げを怠ってきた結果、こうした状況を生んでいます。

第4の問題は、最低賃金よりも生活保護基準が高いことです。たとえば、20歳から40歳の生活保護基準は月額12万5700円<sup>1)</sup>です。日本では、未だに全国最低賃金制が確立されていませんが、大阪の最低賃金の時給は779円（2010年）です。月200時間働いたとして、月額15万5800円です。しかし、これは収入です。生活保護費は給与でいう可処分所得<sup>2)</sup>で、給与の場合、所得は、所得控除と社会保障費を引いた額です。約11万円となります。生活保護基準よりも低い。ヨーロッパ先進国では、こんなことはあり得ません。

第5の問題は、現在の日本では、最後のセーフティーネットは、生活保護だけしか機能していないことです。雇用保険の受給率は20%，しかも自己退職の場合に支給されるのは3ヵ月後です。「派遣切り」によって、職と住居を喪失した人が続出したため、政府は貸し付金や就労のための給付金制度を作りましたが、その機能は十分に発揮されていません。

1) 20歳から40歳の生活保護基準の内訳は、I類4万270円 + II類4万3430円 + 住宅扶助4万2000円。生

活保護は働いていても、賃金が保護基準以下であれば、その不足分が支給される。その際、仕事をするために諸々の支出があるので、上記の勤労控除がつく。

- 2) 生活保護費には生活費非課税の原則が貫かれている。生活保護法57条で「公課」（税金や公的保険料）の徴収が禁止されている。

## VII 国民連帯の運動を

貧困の根本的解決は生活保護だけではできません。貧困の最大の原因は賃金問題と社会保障の劣悪さにあります。大生連は、①安定した雇用の確立、②生活できる賃金、③社会保障・社会福祉の充実した社会の実現が基本であると考えます。

2001年にOECD（経済開発協力機構）が各国の社会保障給付（年金・医療・福祉）のGDP（国民総生産）に占める比率を比較しています。フランス36.06%，ドイツ34.45%，イギリス29.85%に対し、日本は19.32%に過ぎません。

国民本位の予算のありかたが求められています。2010年度の日本のGDPは539兆円です。イギリスは日本の43.3%，フランスは47.7%，ドイツは61.2%です。大企業に応分の負担を求め、予算を組み替えれば、雇用の確保、安定した賃金、福祉の充実は可能です。労働組合、市民団体、専門家と法律家の、垣根を超えた連帯が求められています。

2011年2月

（おおぐち こうきちろう

全大阪生活と健康を守る会連合会事務局長）

# 介護保険制度の見直しと地域包括ケアシステム

SATO Takatoshi  
佐藤 卓利

## I 介護保険制度改正のポイント

2000年からスタートした介護保険は、2012年に制度改正が予定されている。また3年ごとの保険料の改定も5期目（12年度から14年度）を迎える。それに向けて厚生労働省は、現在開会中の第177通常国会に「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案（仮称）」の提出準備を進めている。その一環として2010年12月24日に「法律案」のポイントを発表した。以下6点がそれらのポイントである。

1. 医療と介護の連携強化等
2. 高齢者の住まいの整備や施設サービスの充実
3. 認知症対策
4. 保険者が果たすべき役割の強化
5. 介護人材の確保とサービスの質の向上
6. 介護保険料の急激な上昇の緩和

これらのポイントは、介護保険法改正に向けて厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会介護保険部会が、議論を積み重ねてきたテーマであり、そのまとめは「介護保険制度の見直しに関する意見」（2010年11月30）としてすでに公表されている。「意見」には、保険料・保険給付割合・給付の範囲など、重要な点での対立を反映して両論併記が目立った。

それは結論が最終的に民主党の政治判断に委ねられたということを意味する。民主党は、細川律夫厚生労働大臣に介護保険制度の見直しに関する提言を提出し、それを受け細川厚労相は、12年度改正では、ケアプランの有料化や介護の必要が少ない高齢者の利用負担の引き上げを見送ること、また介護保険料は積立基金の取り崩しなどで月平

均5000円を超えない範囲とするなどの方針を示した。

これを差し迫った2011年春の統一地方選挙のための「選挙対策」であると見ることもできよう。しかし民主党が利用者負担の回避や保険料引き上げの抑制を方針とせざるを得ない背景には、負担増に耐えきれない介護保険利用者とその家族の存在がある。介護保険の給付総額は、2000年度3.6兆円であったが2010年度には7.9兆円に拡大することが見込まれている。介護保険の財源問題は、医療や年金とも絡んで「税と社会保障の一体改革」として政治の焦点となっていくであろう。

## II 介護保険制度に関する国民の意識

それでは介護保険料負担や介護サービスについて、国民はどのように考えているのか。内閣府が2010年に実施した「介護保険制度に関する世論調査」から見てみよう。同調査は、全国20歳以上の5,000人を対象として層化2段無作為抽出法によって実施され、有効回答数（率）は、3,272人（65.4%）であった。

### (1) 介護保険料負担増加の抑制手段

今後の介護保険料負担の増加を抑制するために、どのような手段を講ずるべきかについて、「公費（税金）負担割合の引き上げ」43.1%がもっとも高く、「保険料負担の増加は、やむを得ない」35.7%，「40歳未満の若年層からも保険料を徴収」29.1%，「利用料の自己負担の引き上げ」21.1%などの順となっている（複数回答、上位4項目）。

介護保険は社会保険であり国の制度であるから、公的責任を明確にして公費の投入を増やすべきとの意見は、権利としての社会保障を掲げる運動側から主張される意見であるが、こうした意見は国

# NEWS を読み解く

民の中で相対的多数ではあっても、絶対的多数となっていない。年齢・性別・所得・職業・地域などの相違を超えて多数派を結集できる世論の構築が求められている。

## (2) 介護サービスを充実させた際の費用負担

今後、超高齢社会を迎えるにあたり、介護サービスをより一層充実させていく場合には、利用料、介護保険料、公費（税金）負担がさらに増えることになるが、その際、大幅に増大する費用をどのように負担すべきかについて、「公費（税金）負担割合の引き上げにより対応」41.3%がもっとも高く、次いで「負担割合は変えずに対応」21.9%，「保険料負担の引き上げにより対応」15.0%，「利用者負担割合の引き上げにより対応」13.4%の順となっている。

ここでも保険料負担や利用者負担の増大を求める声は少なく、公費の投入増大を求める声が相対的に多数であるが、なにゆえ介護サービスの一層の充実のために公費負担の増大が必要なのかについて、介護サービスの内容とも関わって国民のなかで議論が高まらなければならない。

## (3) 介護保険制度の導入による効果

それでは介護保険制度の下でのサービス内容について、国民はどのように評価しているのか。介護保険制度が始まったことにより、介護の状況は良くなったかという質問に対して、①「良くなかったと思う」13.1%，②「どちらかといえば良くなかったと思う」38.2%，③「どちらかといえば良くなかったと思わない」17.2%，④「良くなかったと思わない」11.6%，⑤「わからない」13.2%となっている。

①と②を合わせて「良くなかったと思う」という評価は51.3%，③と④を合わせて「良くなかったと思わない」という評価は28.8%である。「良くなかったと思う」が半分にとどまっている現状は、介護保険制度の下でのサービス内容が、国民に今後予想されるその費用の増大を積極的に負担しようとの決意（税による負担か保険料・利用料による負担かはさておいて）を促すものにはなっていないと見ることができよう。

## (4) 良くなった点と良くなっていない点

①と②を合わせて「良くなかったと思う」と答えた人に対し、良くなれたと思われることは何かと聞いたところ

「家族の負担が軽くなった」54.8%

「介護サービスを選択しやすくなった」50.2%

「家族に介護が必要となった場合でも働き続けることができるようになった」33.8%

「介護サービスの質が良くなった」33.4%

「介護が必要となても現在の住まいでの生活が続けられるようになった」32.5%，

「介護サービス事業者を選択しやすくなった」32.4%

「利用料などの経済的な負担が減った」16.6%

「社会的入院が減った」10.7%

の順となっている（複数回答、上位8項目）。

他方、③と④を合わせて「良くなかったとは思わない」と答えた人に対し、良くなれたとは思わないことは何かと聞いたところ

「利用料などの経済的な負担が軽くなっている」53.7%

「家族の負担が軽くなっていない」44.3%

「家族に介護が必要となった場合でも働き続けることができるようになっていない」40.4%

「社会的入院が減っていない」27.3%

「介護サービスを選択しやすくなっていない」23.5%

「介護が必要となても現在の住まいでの生活が続けられるようになっていない」22.9%

「介護サービスの質が良くなっていない」21.4%

「介護サービス事業者を選択しやすくなっている」17.8%

の順となっている（複数回答、上位8項目）。

このように評価が正反対の項目が並んでいるが、それはおそらく回答者の所得水準、家族構成と家族内の人間関係、居住地域と住居状態、制度に関する知識や権利意識の程度などに左右されるからであろう。また回答者が介護の経験があるか、身近に介護を必要とする人がいるか（いたか）などによっても評価は異なるであろう。一般的には、

所得水準が高く、家族の支援が得られ、都市部の質の高い住居に住み、地域にはコミュニティー機能があり、サービスの利用に際して相談できる機関にアクセスしやすい人は、肯定的評価の度合は高くなるであろう。しかしこの様な条件を満たしている人は、決して多くはない。

### Ⅲ 介護保険制度見直しの基本的考え方

先に紹介したように、「介護保険制度見直しに関する意見」は、財源問題については両論併記とし結論を政治判断に委ねたが、制度見直しの基本的考え方として以下2つの点を挙げている。

- ①日常生活圏域内において、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進めること
- ②給付の効率化・重点化などを進め、給付と負担のバランスを図ることで、将来にわたって安定した持続可能な介護保険制度を構築すること

これら2つの基本的考え方、①「『地域包括ケアシステム』の実現」と②「持続可能な介護保険制度の構築」の関係について考察したい。

介護保険給付の抑制が厚労省の一貫した方針である。高齢化の進展は必然的に医療と介護のニーズを増やすが、この不可避的な傾向に対して、厚労省は高齢者の医療と介護の社会的費用を抑制するため、一貫して高齢者医療費と介護保険給付費の増大に歯止めをかける施策をとってきた。そもそも2000年の介護保険制度の導入も、それ以前は医療保険から支払われていた老人保健施設、療養型医療施設、訪問看護などの費用を賄うために、新たな制度を作つて財源を確保することを目的とするものであった。服部万理子・立教大学教授によれば、2000年度の介護保険の総給付額の47.3%は、医療保険からの付け替え分であった（「シルバープラント新聞」2011年1月10）。

その介護保険も総給付額が、2000年度の3.6兆円から2010年度の7.9兆円へと10年間で倍増してしまった。介護給付費を抑制するためには、「介護の対象者を減らすか、サービスの量を減らすか、自己負担をアップするしかなくなる」と服部教授は指摘している（「同上」）。介護の対象者を減らすことは、介護保険の利用者を減らすことであり、それは介護保険の認定ランク「要支援1・2」という軽度の人を給付対象から外し介護保険外のサービスに移すということである。あるいは、介護保険の利用者とならないように介護予防に努めることである。これらは後で述べる地域包括ケアシステムの一環としての地域支援事業の課題となる。

対象者を減らすことは介護保険からのサービスの量を減らすことになるが、さらに包括定額払い制度の導入やケアプラン適正化という名目での給付内容のチェック強化が図られている。今回は見送られたが、ケアプランの有料化や利用者負担を1割から2割へと引き上げることは、サービスの自己抑制につながる。

政治判断で、利用者負担の回避や保険料値上げを抑制するすれば、「持続可能な介護保険制度の構築」のためには、給付の抑制が強められることになる。なぜなら厚労省が考える「持続可能な介護保険」とは、公費の投入割合は変えず、収支相等という保険原理を前提として運営されるべきものであるからである。保険原理の下では、保険料の未納者が増えることにより、保険料の値上げが迫られ、さらに未納者が増えるという悪循環が繰り返される事態を避けるために、給付の抑制が不可避となる。基本的考え方②「持続可能な介護保険制度の構築」のいう「給付と負担のバランスを図る」とは、そういう意味である。

さらに「給付の効率化・重点化」とは、軽度者を給付の対象から外し、認定ランクが高く医療的ケアも必要な人へ、医療保険からではなく介護保険からサービスを給付することを意味している。しかも費用をできるだけ低く抑えることが求められる。そのために「医療と介護の連携強化」が唱えられることになる。「医療と介護の連携強化」は

# NEWS を読み解く

必要であるが、それが医療保険や介護保険の給付抑制の手段として利用されることに問題がある。

基本的考え方①「『地域包括ケアシステム』の実現」が、基本的考え方②「持続可能な介護保険制度の構築」の手段となることが危惧される。なぜならば給付抑制の手段として「地域包括ケアシステム」が構想され実施されるならば、コストの観点から見て安上がりな在宅ケアやボランティア等のインフォーマルなサービス活用が、政策的に意図されることになり、その中身を歪めることになるからである。

## IV 地域包括ケアシステム

つぎに地域包括ケアシステムの考え方を検討しよう。それについては、田中滋・慶應義塾大学大学院教授を座長とする「地域包括ケア研究会」の「報告書」が以下のような定義を提示している。

「地域包括ケアシステムは、『ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制』と定義してはどうか。その際、地域包括ケア圏域については、『おおむね30分以内に駆けつけられる圏域』を理想的な圏域として定義し、具体的には、中学校区を基本とすることとしてはどうか」。

ここで言う地域は、日常生活圏域を意味し中学校区を基本とする。包括ケアは、医療・介護・福祉を含む生活支援サービスである。システムとはそれを実行する体制である。これらの定義は分かりやすい。

しかし地域包括ケアを提供する前提として「報告書」が言っている内容には、警戒しなければならない部分がある。ここで特に指摘しておきたいのは「自助・互助・共助・公助の役割分担の確立」という提起である。「報告書」は次のように言う。自助とは「自ら働いて、又は自らの年金等により、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持するこ

と」である。互助とは「インフォーマルな相互扶助。例えば、近隣の助け合いやボランティア等」である。共助とは「社会保険のような制度化された相互扶助」である。公助とは「自助・互助・共助では対応できない困難等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況の受給条件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等」である。

「公助」という言葉は、おそらくこれまでの社会福祉や社会保障の分野では使われたことのない言葉であると思う。「報告書」では、この言葉を残余的な福祉の意味で用いている。つまり「自助」・「互助」・「共助」が不可能な場合のみ、「公」 = 国家が助けるという意味である。この考えは「残余的福祉モデル」と言われるものであり、経済学ではハイエクなどの新自由主義者が唱える社会福祉の考え方である。歴史的には、イギリスの初期救貧法の時代にまでさかのぼる考え方である。

「共助」という言葉もあまり目にすることはないが、相互扶助を意味する言葉としては「共済」がある。公務員共済組合とか私学共済組合がその例であるが、これらは同一職種を基礎とした社会保険であり、公的制度として確立されたものである。したがって純粋な相互扶助ではなく、むしろ相互扶助の限界を国家が制度化することにより、社会保障の一環として位置づけ直したものである。ところが、「報告書」では、「共助」は「社会保険のような制度化された相互扶助」と定義され、介護保険もこの「共助」のなかに含まれることになる。「制度化された相互扶助」という意味を正確に理解するとすれば、それは国家が「制度化」する前の共済組合であり、民間会社が「制度化」している生命保険のような私保険である。ポイントは「制度化」における国家=公的責任の存在の有無である。したがって、介護保険は「共助」ではなく、国家=公的責任により運営される社会保障として位置づけられなければならない。

このように考えると「介護費用が増大する中で、すべてのニーズや希望に対応するサービスを介護保険制度が給付することは、保険理論からも、また共助の仕組みである社会保障制度の理念に照ら

しても適切ではない」との「報告書」の言い分は、介護保険給付抑制と公的負担回避の理屈づけであることが理解されよう。

## V 地域包括支援センター

「地域包括ケアシステム」における地域支援事業を担い、地域でのコーディネートの主体として期待されているのが、地域包括支援センターである。この機関が「地域での役割が不明確であったり、介護予防事業に忙殺されているため、十分にその役割を果たせていない」と「介護保険制度の見直しに関する意見」は述べている。地域包括支援センターに期待される役割とは「介護保険サービスのみならず、インフォーマルサービスとの連携や、介護サービス担当者、医療関係者、民生委員など地域の資源や人材をコーディネートする役割」である。

まさに「自助・互助・共助・公助」を総動員して、介護保険の給付から外れた高齢者の生活を、地域の中でコストをできるだけかけずに支える仕組みを作り動かすために、地域包括支援センターが調整機関として機能することが期待されている。それは、地域包括支援センターが「持続可能な介護保険制度」の矛盾の集約的受け皿となることを意味する。地域包括ケアシステムの中核的な役割を担うべき地域包括支援センターは、本来市町村

が設置し運営しなければならない。なぜなら市町村は、介護保険の運営主体であるとともに、介護保険の運営と合わせてそれと整合的に福祉サービス・保健サービスを提供する責任も担っているからである。

しかし、地域包括支援センターの運営は民間事業者に委託が可能であり、全国のセンター設置数4,056箇所のうち直営は1,279箇所（直営率31.5%）に過ぎず、委託が2,729箇所（委託率67.3%）と多数を占める。委託先には、社会福祉法人（1,445箇所）や医療法人（463箇所）など非営利組織が多いとはいえ、株式会社も64箇所含まれている。

センターには、保健師などの医療職、社会福祉士などの福祉職、主任介護支援専門委員（主任ケアマネジャー）の3職種がそろっていなければならない。委託が多い理由は、これらの専門職種を市町村が揃えられないということ、そしてこれらの職種を正規の職員として抱えた場合の入件費に比べ、民間への委託のほうがはるかに安くつくからである。委託費は、基本料が1箇所1,580万円である。この額は委託先の法人へ支払われる額であって、入件費ではない。このような安上がりな民間委託の地域包括支援センターが主流を占める地域包括ケアシステムの現状は、介護保険の持続可能性を保証するものとはならないであろう。

（さとう たかとし 所員 立命館大学）

**現代資本主義研究会 6月18日(土) 14:00～ 京大経202演**

**労働者のための企業会計—民間経営手法の活用問題—**

大松美樹雄「民間医療福祉会計の動向と自治体病院」（仮）

梶原太一「独立行政法人への企業会計手法の導入問題」

## 特集にあたって

1989年11月10日のベルリンの壁の崩壊、1991年8月19日のソ連の保守派クーデターの失敗、同年12月25日のソ連邦の解体宣言からほぼ20年の歳月がたった。目をアジアに転ずると、中国やベトナムでは、資本主義的世界市場への統合、「開放・開発」政策の実施を契機に、「社会主義」体制の質が大きく変わりつつある。それだけではない。2011年に入ると、インターネット技術を駆使するかたちで民衆運動が津波のように盛り上がり、チニジア・エジプト・リビアなど、イスラム圏の一連の「開発独裁」国家群を将棋倒しのように倒壊させつつある情景を私たちは目撃している。

2010年9月11日-12日に神戸市の新長田勤労市民センターを会場にして、基礎経済科学研究所の第33回研究大会が開かれ、2日目午前の時間帯に「ソ連型社会の崩壊20周年を考える分科会」が開催された。ソ連型社会の本質をめぐって、大西広さんがこれを「国家資本主義」だったとする立場から、田中宏さんは「国家社会主義」だったとする立場から、藤岡惇さんは「国家産業主義」だったとする立場から報告され、芦田文夫さんのコメントを頂いた後、北野正一さんの司会のもとで刺激的な論争がおこなわれた。

旧ソ連がいかなる社会であったかという問題は、ソ連型社会の出現から何を教訓として学ぶのか、中国やベトナムの現下の変貌ぶりをどのように位置づけ、評価したらよいのか、そもそも現代資本主義をどう捉えたらよいのか、といった一連の問題につながっていく重要なテーマであることは言を俟たない。

崩壊後20年の間に莫大な資料が公開された。ソ連型社会とは何であったのかをめぐる過去の共同幻想をぬぐいさり、客観的な認識を深める上で好都合な環境が整ってきたわけだ。そこで『通信』編集局では、ソ連崩壊20周年を記念して、「ソ連型社会とは何であったのか——未来社会への展望を拓く」と題する特集を組むこととした。問題の大きさを考慮して、当日の4人の報告者に加えて、他の識者からも発言をいただくことにしたので、本誌としては稀にみる大型特集となった。

本特集で解明したいテーマは、つぎのとおりである。

- 1) ソ連型社会の本質をめぐっては、「国家資本主義」、「国家社会主義」、「国家産業主義」などなど、多様な見解が出されているが、本質をどのように捉えるのが適切なのか。
- 2) 世界市場への統合を契機に、中国やベトナムの社会体制の質も大きく変わりつつあるが、これら諸国の現状をどのように認識したらよいのか。
- 3) ソ連崩壊の教訓をふまえるだけでなく、新自由主義経済の破綻、あるいは世界社会フォーラムの運動のもりあがりといった、この間の動きもふまえたばあい、あるべき「未来社会」論をどのように構想したらよいのか。

ソ連型社会の崩壊の歴史から必要かつ十分な教訓を引き出すとともに、客観的で、ドグマからは自由な「未来社会」像を構想していくために、本特集が有益な貢献を行うことを期待したい。

(『通信』編集局)

SPECIAL EDITION

# 特集

ソ連型社会とは何であったのか？

# 国家資本主義という 視点から

藤岡惇氏が新たに提起された「旧ソ連=国家産業主義」論を歓迎する。しかし、その趣旨はすでに「旧ソ連=国家資本主義」論で展開され、その支持者はこの一年も大きく増大した。珍奇な新説の提起ではなく、通説となった「国家資本主義論」のみが新たな理論的展開を可能とする。



OHNISHI Hiroshi  
大西 広

## I 「国家産業主義論」を歓迎する

本特集は、新たに藤岡惇氏が提唱された「旧ソ連=国家産業主義論」を論じるためのものであるから、まずはこの新説を歓迎したい。「国家産業主義」をもし英語にすると State Industrialism となろうが、それは産業革命 Industrial Revolution 後の社会として旧「社会主义」を捉えるに相応しい言葉となっている。これは私の「国家資本主義論」の本旨でもあり、心から歓迎したい。実を言うと、「国家資本主義論」にもいくつかのバリアントがあり、たとえば、パレッシュ・チャトパディヤイ著『ソ連国家資本主義論』は、旧ソ連経済の実質が「私的所有」であったことをもって「国家資本主義」であったと主張している。つまり、これらの主張より、藤岡説は私の議論に近い。

ただし、藤岡氏が「国家産業主義」の基準として、「産業化」とともに「都市化」を挙げておられるることは議論の趣旨を曖昧にし、残念である。なぜなら、この「旧ソ連・東欧」とともに、もし毛沢東時代の中国をもそのカテゴリーで一括しようとするのであれば、それを「都市化」として特徴づけられないからである。毛沢東は世間で誤解

されているような農業主義者ではなく、都市の重工業をも重視したが、それとともに農村を農村のままで工業化しようとした。この実際上のスローガンが自力更生であり、政策が人民公社であった。この「農村工業化」は「都市と農村の対立止揚」との思想と結びついていたこと、および改革開放後の郷鎮企業の大躍進の現実的基礎となったことから毛沢東を理解する上でのキー・ポイントとなっているものであるから、もし毛沢東をも「国家産業主義」とするのであれば（また上記のように明確に「産業主義」であったので）「都市化」の有無は「国家産業主義」内のサブ・カテゴリーに関わる基準とするのが望ましいと考える。

## II しかし「国家資本主義論」 が今や通説に

したがって、「産業主義」との趣旨には賛成するが、逆に言うと、その趣旨はすでに「国家資本主義論」で主張されているのであるから、それと異なる用語を新たに作る必要はない。実は「国家資本主義論」はこの一年間に新たな論者を獲得し、日本のマルクス主義者の間では最大多数の理解=「通説」となっている。私は海外のマルクス主義

者と話をする際、マルクス経済学に関する限り、日本では旧「社会主义」を「国家資本主義」と理解する論者が全体の3分の1、その他の見解が3分の1で、残りの3分の1は定まった見解を持っていないと紹介してきた。しかし、このバランスはこの一年間に大きく変動し、全体の2分の1が「国家資本主義論」に、残りの4分の1ずつがその他の2カテゴリーとなったと考えている。

こうした「勢力比」認識はもちろんアンケート調査によるものではないが、ちゃんとした根拠を持っている。旧ソ連・東欧の崩壊以前にはこうした定義づけが日本の正統派マルクス経済学では大きな争点になってはいなかつたが、中村静治、山口正之氏といった大御所はこの説を説き、私自身も1989年には山口正之氏らとこの説を主張する大型講演会を宇治市にて開催した（基礎経済科学研究所の主催である）<sup>1)</sup>。この開催はベルリンの壁崩壊以前から準備されていたことが重要である。また、経理論学会の前々会長の大谷禎之介も日本における国家資本主義説の代表者である。

しかし、前述のようにこの「勢力比」はこの一年間に大きく変動した。その理由は、中村哲氏と山本恒人氏が相次いで国家資本主義説への転換を表明されたからである<sup>2)</sup>。中村氏は日本におけるマルクス派経済史学の現在の頂点にあり、山本氏は60年の歴史を持つ現代中国学会でこの問題をマルクス経済学者として論じる論者の頂点におられる<sup>3)</sup>。その両氏の転換は多くのフォロワーを生まざるを得ない。ついでに言うと、日本共産党も旧ソ連崩壊の直後からその体制を社会主义ではなかったとしているから、少なくとも言えることは、日本のマルクス主義者の圧倒的多数が社会主义との理解をしていないということである。あの旧体制を「社会主义」とするのはすでに理論家の間では少数派となっているということが重要である。今回の藤岡氏の提起も、基本的にはその同じ流れの中で理解することができる。

### III これは「理論」の問題であるということ

しかし、もちろん、旧ソ連・東欧の国家は自分では社会主义であると主張してきた。そして、まさにこのことを根拠に私の説への不同意が過去に旧ソ連・東欧研究の研究グループから述べられたことがあった。彼らは「理論」として社会主义を研究してきたわけではなく、「現実にあるもの」から社会主义を研究しようとしてきたのだから理解できなくもないが、しかし、現実にあるものが社会主义であるのかないのかは定義により、その定義は「マルクス主義理論」に属するものとしてさまざまな基準をパスしたものでなければならない。たとえば、史的唯物論では「社会主义」という生産様式と技術との関係はどう理解されるべきか（中村静治氏の論点）、マルクスは社会主义をどう論じていたか（大谷禎之介氏の論点）があり、これらは完全に理論上の問題であり、理論分野の研究者はこれらの吟味の上に現在の国家資本主義論に至っている。事実をさえ見ていればこの問題で結論を導けるのではない。

また、そもそも、自分で何らかの体制であると宣言するだけでその体制であることが認められるわけでもない。もしそのようなことになるのであれば、ナチスは「国家社会主義」であり、北朝鮮は「民主主義」である。この後者はさすがに誰もが認めないであろう。が、それ以上に重要なのは、こうした「自称」問題は、その時代その時代に「良いもの」とされていた体制が自称されていることを我々に知らせる。北朝鮮はその実態が民主主義であるかないかとは無関係に、「良いもの」と世界でされている「民主主義」を自称した。そして、ナチスがその実態とは無関係に自身の社会体制を「社会主义」のひとつであると主張したのには、その時代に「社会主义」が「良いもの」と一般に理解されていたという事情を知ることが重要であると私は考える。ついでに言うと、ベネズエラ、ボリビア、エクアドルが相次いで新たに

「社会主义」を自称するようになったのには、この地域で「社会主义」が正しいものと社会的に認知されていることを示している。私の考えでは、これはまったく旧ソ連・東欧・中国においても同じである。「社会主义」であるから「社会主义」と自称されたのではなく、それぞれの体制の安定的支配にとって有益と理解されたからそう自称されたのにすぎない。どう自称されたかとはまったく独立に社会学者は体制の定義を与えねばならないのである。

#### IV 中村静治、中村哲および尾崎芳治、置塙信雄

したがって、ここで我々に求められているのは「理論」であって、私にとって先行研究として最も重要なのは中村静治氏と言える。氏の理論は極めて原則的な史的唯物論で、技術の社会制度=生産様式に対する規定性を解明すればするほど、機械制大工業は資本主義しかありえないことを主張された。つまり、産業革命は資本主義を必然的にもたらした。そして、それと同様に社会主義はそれとは異なる技術的基盤によってしかもたらされない。中村静治氏はその新しい技術的基盤を「ME革命」と主張し、私は「ソフト化社会」としたのが異なるが、社会主義にはこれまでと異なる技術的基盤が必要との意見では完全に一致する。

もうひとつ重要な先行理論は、中村哲理論であり、実は氏の議論はもともと「国家資本主義論」に親和的であった。というのは、国家奴隸制や国家農奴制といった概念を確立し、それらを「アジア的生産様式」として歴史の基本的な流れから除外する考え方を否定するという重要な理論的貢献をされたからである。中村氏がこの理論的整理をされた中村（1977）では「国家資本制」概念はまだ登場していないが、氏の国家奴隸制や国家農奴制の概念から「国家資本主義（国家資本制）」概念が導かれたのは当然の成り行きであったといわなければならない。

さらにもうひとつ、研究大会分科会の中で田中宏氏が自身の議論の根拠に挙げられた尾崎芳治氏の所説も、私にとって見れば「国家資本主義論」をサポートする議論となる。なぜなら、過去の反「国家資本主義論」は、「所有制」を基準として旧ソ連・東欧社会を社会主义を定義していたものが、尾崎理論は「資本とは労働への専制的指揮権である」として、「所有制」を基準とする理解からマルクス派を自由にしたからである。これは、事実上「所有とは決定権のことである」として、「所有制」の問題を「決定権の有無」の問題に転換した置塙説と同じ意義を持つ。1992年に出版した私の書物（大西（1992））もこの両説が自分にとっての重要な先行研究であることを明示している。

それではなぜこの同じ根拠が田中氏においては、「国家資本主義」を原理的に否定する立場を導くのだろうか。それは、「労働への専制的指揮権」をもって資本主義を定義するのは正しいとしても、その「指揮権」は私的なものでなければならぬという立場を最初から採られているからである。そして、それは『資本論』が私的な労働指揮権をその典型として議論していたことからすれば理解できる考え方である。あるいはさらに、労働現場から離れて指揮権を発動しようとした「国家的な労働指揮権」は私的な労働指揮権より弱いものであったというご主張も理解できる。実際、その弱点が問題となったからこそ、資本主義はどの国においてもその当初の国家的なものから私的なものに進化した。この理由を説明するものとしても、田中氏の議論は当然首肯できる。しかし、それでも、かの時代において国家は労働指揮権を持っていなかったのだろうか。

この点での私の理解は異なっている。というのは、当時の国家は労働力の配分権を持ち、失業こそなかったが、その逆にすべての労働者農民は働く場所を国家によって決められていたからである。これは現在の日本の労働法では強制労働となる。つまり、そこで働く権利が認められていないかったのである。また、さらに、当時の共産党

がイデオロギー的に、あるいは権力的に人々の労働を監視していたということもまた重要である。こうした組織がなければ労働規律が壊れるような「指揮権の弱体化」があったことの結果でもあるが、ともかくこうしてある種の補助的「国家機関」が労働指揮権の実効性を担保する目的で存在したということが重要である。これらの意味において私は、ここでは国家による労働指揮権の発動を認めている<sup>4)</sup>。

## V 「国家資本主義論」から 「マルクス派最適成長論」へ

以上で私の考えの基本線を述べたが、これらは私としては既に大西（1992年）時点で完成された考え方であって、この約20年前に基本的な変化はない。しかし、この約20年の間に、「社会主義」を定義する上で重要な3つの理論的発展を行なった。その第一は、今回基礎経済科学研究所の40周年記念出版として出版することとなった基礎経済科学研究所（2010）の最終章で書いた「『能力に応じて働く』原理実現のための『共産主義的人間』の問題について」という論稿で、ここでは豊かな生産力を基礎として働く人間の行動原理が変化することを「人間発達論」の文脈で説いた。

また第二に、碓井・大西（2007）の中で説いた「株式会社社会主義論」である。株式会社制度は一種の「所有の社会化」であり、したがってその制度の高度化による社会主義を展望できるとの主張である。実は、私の1992年段階の「資本主義後の社会主義」論は市場のないものであったが、ここにてその見解を放棄し「市場社会主義論」とすることになったことになる。

しかし、自分としてもっとも大きな変化は、山下・大西（2002）以来の「マルクス派最適成長論」が、資本蓄積にはある条件下で「最適値」があり、それを超えて蓄積すると逆に生産力が減退することを示したことにある<sup>5)</sup>。これは2部門最適成長モデルの結果として導いたものとして論旨は明確

で、近代経済学者とも対話可能な形式を取れている。もちろん、前提条件が変われば結論にも変化が生じるが、どうした条件がこの帰結を担保するのかを明確にすることは重要なことである。私はこの成果をして「資本主義終焉の証明」を行なえたものと理解している。もちろん、このことは私が理解する「社会主義」の定義も「資本主義」の定義も明確化し、よってその枠組みの有効性を主張したこととなっている。実のところ、この2002年以来の私と私の研究グループの主要な研究テーマはこのモデルの改良とその枠組みの歴史理論への拡張作業となっている。

ともかく、冒頭に述べたように今回の藤岡氏の新説は私の国家資本主義論とほぼ趣旨を同じくするものとして歓迎する。しかし、この20年間に「国家資本主義論」を支持する日本のマルクス経済学者は劇的に増加し、またその所説の拡張やモデル化など新たな進展が進んでいる。せっかくの機会があるので、今後はそのレベルに討論の対象を広げていただければ、と希望する。

### 注

- 1) この内容は山口・森岡・大西（1990）の形で今も読むことができる。
- 2) 中村氏は中村（2010）において、山本氏は山本（2010）において表明された。
- 3) 自分のことで恐縮であるが、ほぼ同じ位置に私も位置している。
- 4) さらにこの論拠を補足すれば、私的な搾取者以外に国家的な搾取者がありうることは、国家奴隸制や国家農奴制の概念からも知られている。国家は直接の労働指揮権以外にも税や公共事業への労働動員、囚人労働などの形でも「搾取」をして、その剩余を資本蓄積にまわすことができる。こうして「私的」な資本ではなく、「国家的」な資本が実際に機能していたのである。
- 5) 第二の成果として述べた碓井・大西（2007）の「成熟社会」概念はこの認識を基礎としている。

### 参考文献

- [1] 碓井敏正・大西広編（2007）『格差社会から成熟社会へ』大月書店。
- [2] 大西広（1991）「生産力の歴史的性格について」『経済理論学会年報』第28集。
- [3] 大西広（1992）『資本主義以前の「社会主義」と資本主義後の社会主義』大月書店。

- [4] 基礎経済科学研究所編（2010）『未来社会を展望する—甦るマルクス—』大月書店。
- [5] 中村哲（1977）『奴隸制・農奴制の理論』東京大学出版会。
- [6] 中村哲（2010）「現代の歴史的位置—現代世界をどうみるか—」『新しい歴史学のために』第276号。
- [7] 山口正之、森岡孝二、大西広（1990）『どこへいく社会主義と資本主義』かもがわ出版。

- [8] 山下裕歩・大西広（2002）「マルクス理論の最適成長論的解釈—最適巡回生産システムとしての資本主義の数学モデルー」『政経研究』第78号。
- [9] 山本恒人（2010）「書評 大西広著『現場からの中國論』」『季論21』第10号、本の泉社。

(おおにし ひろし 所員 京都大学)



クレムリン



1991年8月のクーデター失敗直後に閉鎖されたソ連共産党関係機関  
(1991年9月 ウラジオストク)

# 「ソ連型」経済社会とは どのようなものであったか

世界経済危機と新しい経済システム像の探究から「ソ連型」経済社会の再検討が必要。多様化した複合的社會、労働者の「日々の権力」、多元化と相互調整を必要とする企業経営の発展のための制度の創発が理解の要になる。

TANAKA Hiroshi

田中 宏

## I はじめに

世界史が否定した、旧ソ連・東欧に存在した経済システムとは何だったのか。この課題を明らかにするのが本稿の目的である<sup>1</sup>。なぜ20年を経過した今の時点になって、1980年代末・1990年代初頭に崩壊・解体した「ソ連型」経済社会をもう一度ふり返らなくてはならないのか。さまざまな理由付けが考えられる。その一つは次のような状況から来ているだろう。つまり、一方では、2008年に世界金融経済危機が顕在化して、それ以降グローバル資本主義は行き詰まりを示しているが、他方では、その対極に、社会経済システムの新しい理想像をすっきりとした姿で示すことができていない。そう考えると、「ソ連型」経済システムについての10年前の検討と、20年後のそれとは異なってこざるを得ない<sup>2</sup>。そのための検討にどのような方法が有効なのかも議論しなくてはならないが、ここでは以下のような、異なる2つのアプローチが採用されている。ひとつは、20年後の現在から過去を逆照射するという間接的方法である<sup>3</sup>。もうひとつは、旧「ソ連型」社会経済についてこれまでの研究成果の到達点を再整理し、「ソ連型」社

会主義システムとは何だったのかを論争的に明らかにするという方法である。

## II 体制転換は「ソ連型」経済社会に何をもたらしたのか

最初に、「ソ連型」経済社会に対する逆照射の準備作業を行おう。20年間の体制転換は「ソ連型」経済社会を次のような姿に変容・転換させた(Brainerd, Cornia, Jasinski, Kornai, Nuti, Triesman)。

第1に、体制転換諸国のGDP、工業生産高は、転換直後に「大恐慌」に匹敵する落ち込みを経験し、その後のマクロ経済指標や雇用等の回復も、各国別に差があり、かなりの歳月を要している。これらの回復の程度とテンポには西欧・世界からの多国籍企業の進出と対内FDIの導入程度が左右している。

第2に、この20年間では経済、社会、政治にかなりの構造的变化（脱農業化、脱産業化、重工業の衰退、サービス部門の拡大、労働市場の自由化と労働力の流動化）がみられるが、国別には4つのクラスター（製造業製品輸出国、混合第3次産業経済国、石油輸出国、援助海外送金依存経済）に分類できる。これらの諸国の中で、高い経済

成長を記録しているのは、初期の経済発展水準のより低い国、体制転換不況のなかでより深刻な経済後退を経験した国、そして輸出・産業構造の特化の相違した国（商品取引所商品（コモディティ）輸出国）である。経済改革の進展度や法の支配は経済成長率とは相関度が薄い。

第3に、旧システムで「資本」「資本家」が存在しない段階から、大資本家階級（ブルジョアジー）が誕生する段階への進展には、私的所有権の安全性の相違に関連して、地域・国別に大きな軌跡の相違（資本家なき資本主義、資本主義なしに資本家の誕生、下からの資本主義の発生）が生じた。だが、21世紀初頭になってこれらの相違点の幾つかは次第に消え始めている。

第4に、イノベーションとそのダイナミズムでは、旧システムではせいぜい軍需製品の開発が出来た程度であったが、体制転換のなかで新技術の開発に伴う新しい起業家の誕生が僅かながら見られはじめた。地場企業に期待されるイノベーション能力については各国でバラバラである。

第5に、人口統計的転換については、マクロ経済指標以上にバラバラである（出生率の低下と死亡率の上昇、人口の大幅な減少か上昇か、女性の婚期と出産、婚外出産もパターン変化、循環器系統の疾病的増加、労働可能な男性人口の早期死亡）。

第6に、政治的移行でも民主主義の安定化した国と、専制が安定化した国にグループが分かれたが、その分岐の最も重要な要因は西欧との地理的距離、西欧の諸制度への統合、旧ソ連圏でのイスラムの影響であるが、民族的異質性、共産主義の継続期間、共産主義の開始時期の経済発展水準は強い影響を及ぼしていない。

第7に、今次の世界経済危機で、体制転換欧州諸国は資本流入の突然の停止と輸出需要の崩壊によって不況に突入した。だが、不況の様相と深度は、貿易統合の程度、資本統合の程度、財政金融政策、ユーロ加盟、外国為替レジーム、信用へのアクセス度そして外貨建て住宅ローンの深度等の、各国の個別要因が作用した。

この検討結果からは、「ソ連型」経済社会の特質を現時点から逆照射するという方法はその有効性が限定的である、と判断される。体制転換後、旧国家社会主義諸国が明確に分岐・多様化している。総じて、経路依存的というより経路創発的であろう。共通した狭い指標や基準では政治的、経済的、社会的体制転換と経済的回復・成長との因果関係を説明できない。裏返すと、分岐や多様性に強く影響したのは（1）その歴史と文化を含む、旧システム内部に潜在していた多様な諸要因と、（2）リベラルなグローバリゼーション、欧州経済統合への参加の在り方であり、それらの混合物であった。

### III 「過渡期社会」論、国家資本主義テーゼ、官僚的集団主義理論

次に、上記（2）は考察の対象外に置き、（1）その内部に潜在していた多様な諸要因を抱えていた旧経済システムとは何であったのか、に検討を移そう。そのために最初は国家社会主義論から入っていこう。

旧経済システムを国家社会主義として「ソ連社会主義」を特徴づける際のポイントは、直接的・指令的計画化の体制を伴い、現物的連関をベースとする国家による「所有」「経営」「労働」の一元的管理体制と見なす点にある（芦田文夫1999）。社会政治学者デービッド・レーン（2007）は多元主義の発端をより強調し、「社会主義的」要素と混じり合った伝統的、寡占的国家主義的社会の混合物であると見なす。その最大の特徴は、（1）グローバルな文脈との相互作用と、（2）2つの競争的階級システムが共存・対抗していたことの注視にある。2つの階級とは行政的地位をコントロールする政治（官僚）階級と、市場性をもつ技能（知識）資産を所有する上昇する獲得階級である。

ところで、経済社会学者セレニイ（Szelenyi, et. al, 1994）は、以下のように、所有形態の相違、システム統合メカニズムの選択的相違、システムを誘導する合理性の形態の相違という3つの

基準の結合で旧経済システムを素描しようとする。それによると社会主義経済の最もユニークな特徴は、(1)個人の私的所有の廃止、ある形態の集団的（そのほとんどは国家的）所有の制度化、(2)市場の無政府性の否定とそれを長期の計画に代替することである。しかし、現実の大方の社会主義システムは市場、貨幣制度、いくつの財の商品化を有していたが、市場メカニズムは限界的で、経済全体（資本と労働）は中央国家機関の再分配的介入によって統合されていた。(3)中央計画担当官は資本主義の形式的合理性を乗り越えようとして、実際には「政治が優先」する経済システムとなつた。

セレーニイによれば、真の社会主義への批判には以下の3つの理論的挑戦がある。「過渡期社会」論、国家資本主義テーゼ、官僚的集団主義理論である。セレーニイは前2者には批判的である。以下では、最後の理論だけを検討することにしよう。

官僚的集団主義としての社会主義理論は、1930年代末には世界中でそれまでの個人主義的社會とは異なる、新しい社會形成が創出した、と見なすことから始まる。それは資本主義でも社会主義でもなく官僚的集団主義である。官僚的集団主義の強調は、「ソ連型」経済が生産と成長の「脅迫觀念」obsessionに取りつかれているということを強調する。ただし、集団的権力を行使するのが「アバラトゥス（機関）」なのか、あるいは階級なのかの違いがこの理論の内部にも存在する。

この官僚的集団主義はボラーニイの再分配経済論によって補強される。周知のように、ボラーニイは古代社会経済統合の3つのモデル（互酬、再分配、市場交換）を提起している。そのうち、旧経済システムの分析には再分配の概念が有効である。目的合理性をもつ権威、成長を確保するために剩余を誘導するよう奮闘するものとして社会主義の再分配権力が見なされる。剩余量の最大化をはかることによって再配分権力を増加させるよう中央配分者は試み、投資への飢餓、過剰投資、過小消費、制度的不足が生まれる。一貫した傾向として、①消費の最小化と投資の最大化、②個人消

費の最小化と集団的消費の最大化、③収益のある企業から収益の少ない企業への余剰の再分配、④均衡的投資ではなく、重工業の成長の最大化、消費財部門の生産の最小化となる。

ところで、中央再配分者はこのように超合理的に行動するが、それによってかならずしも設定された目標が実現できるとは限らない。社会主義再分配経済は、市場の無政府性を廃止したが、それを計画の無政府性に置き換えただけである。一般的に中央計画とか指令経済と呼ばれるが、実際はさまざまな官僚制のレベルでの様々な場所で活動する再分配者の間の「計画交渉」が行われている。したがって、複雑でむしろ諸権力の分散的システムを生み出してきた。ネットワークやパトロンクライアント関係、汚職、マフィアと呼ばれるものがこのシステムをスムーズに機能させるために決定的に重要である。しかし、この複雑な再分配システムは「不透明」で「所有の真空」と見なされる。

その社会主義マクロ再分配経済は制度的・ミクロ理論で基礎付けされる。それを解き明かしたのはコルナイである（コルナイ）。かれは同時に社会主義企業レベルで以下のように経済制度の作動様式を析出している。(1)ソフトな予算制約は「慢性的に不足」を生み出し、國家の分権化は企業の成長戦略を加速化させて、過大投資と不足の増幅をもたらす。(2)非均衡価格の不在も不足の経済の原因ではない。予算制約のソフトによって特徴づけられる経済の成長の制約は投入財の不足によってのみ制限される。(3)経済発展が外延的・粗放的な段階では過剰投資と過小生産は深刻な問題とはならなかったが、60年代以降の生産性上昇による内包的発展段階に東欧諸経済が達すると発展戦略の壁に衝突するようになる。(4)経済システム間には「選択的親和性」elective affinityがあり、予算制約のソフト性を引き起こすのは経済の官僚的調整である。所有権と経済統合のタイプの間には選択的親和性が存在する。再分配的権力を実施に移すのは官僚所有の国家である。コルナイの『不足の経済学』は、システム諸要素間の「親

和性」ゆえに、社会主義経済が改革できないという意味で、体制転換の預言書の役割を果たした。

#### IV 旧経済システムのミクロな現場では何が起きていたのか

以上見てきたように、一方では官僚的集団主義のなかに位置づけ、他方では社会主義再分配経済（とエリート間の抗争）として「ソ連型」経済社会をセレーニイらは理解している。そしてそのミクロ経済的基礎をコルナイの「不足の経済」あるいは国営企業のソフトな予算制約行動に求めている。ところが、このような「不足の経済」に対しては以下のような批判が存在する。

その批判のひとつは、国家社会主義あるいは国家資本主義の性格規定にもかかわる点である。盛田常夫（2010）は、終焉した社会主義は、マルクス主義理論の分析単位となるような社会構成体ではなく、「社会主義的イデオロギーによって構築された一時的社会経済状態」「強権的支配によって維持される社会」と見なす（p.13）。この主張は、ハンガリーの経済学者コルナイの（ポスト）社会主義論との違いをより鋭角的に浮き彫りにするだけでなく、社会経済構成体（つまりシステム）として「国家社会主義」だったのかあるいは「国家資本主義」だったのかという学術論争自体の意義を否定することになる。経済計画化とは極めて限られた物財のプリミティブな配給割当調整であり、この割当調整を基本とする経済社会が20世紀社会主義経済である。そのプリミティブなものを維持するためにも単純明快な統治システムが必要となり、それが「経済を政治的に統御する」というテーゼを有効にした、と主張する。

このような物財のプリミティブな配給割当調整の上からと下からの非システム的集合体として旧経済システムを見なした場合、それを統御する政治メカニズムをどのように理論的に理解するのか、がどうしても問題となる。同じくコルナイ批判をミクロ組織の再生産という視点から行う2つの研究を紹介しよう<sup>4</sup>。

第1の批判はチャナーディ Csanadi (2006)である。それによると、既存のいずれの理論も、支配と従属の集団あるいは階級の対立からのみこのシステムの停滞あるいは動態を説明していると批判する。このような社会の2極化の理解はこれらの集団（階級）が埋め込まれている制度的背景、つまりその相互作用とコミュニケーションを看過している。看過することで、崩壊に導く内的動態は体制転換のなかで控えめな役割しか果たさない集団（労働者）に基づいていている。制度的権力構造としての党を無視している。いずれの理論も、スターリン体制からの離脱と同時に体制維持の要因の相違、体制転換の類似性と相違点が注目されていない。資本主義と社会主義の相違から崩壊の要因を語るが、あるタイプの現存社会主義の崩壊と別のタイプの生き残りについての対比的理由を明らかにしていない。

そこでチャナーディが観察・検討するのは、コルナイのいう「ソフトな予算制約」ではなくて、最下位の単位から最上級の単位までのそれぞれの単位（現場）の再生産の能力である。再生産の能力とは、各単位が資源を誘引・抽出・分配・抵抗する能力を進化させることを指している。各単位は党のヒエラルキーと国家機関のヒエラルキーの各位階に位置し、位階を飛び越えた上下の相互作用、ヒエラルキー横断的な相互作用、対応する位階を越えた斜め横断的な相互作用を行っている。国営企業は後者の国家システムのなかに包摂されている。この党—国家構造の相互作用のネットのなかで、ミクロな基礎的単位からより上級機関の単位までそれぞれ単位は「再生産の制約」のもとにいる。その「再生産の制約」は構造的性格だけでなく、ダイナミックな性格をもち、そしてソフトあるいはハードな選別性selectivityをもっている。その結果、この党—国家システム・ネットは異なった模様の権力の分配構造として定義できる。つまり、セレーニイのいうような「社会主義再分配経済」ではなく、さまざまな度合で相違するソフト／ハードな「再生産の制約」が分散する構成体である。この曖昧な構造の結果、党と国家、国家と

社会、政治と経済の境目とそれらの比重は定義することが困難になる。

そこで、実地・資料調査と進化理論を通じて、チャナーディはこの「再生産の制約」を突破する権力ネットワークの、3種類のパターンを検出する。①党位階制に沿った相互作用のなかで諸資源を動員する分配タイプ（自己搾取タイプ）、②経済からの構造的フィードバック（位階制の上下関係と国家・党間の関係をそれぞれ飛び越えた関係＝ショートカットを利用）を通じた諸資源の動員・分配タイプ（自己解体タイプ）、③国家位階制に沿って資源の抽出・配分的な動員ができるような自由度をもつ分配タイプ（自己撤退タイプ）である<sup>5</sup>。それぞれのタイプは資源再配備型、資源動員型、資源創出型となり、体制転換のなかでは①政治と経済の同時転換、②政治転換先行・経済転換後追い、③経済先行のみの転換、というパターンの相違にもつながっている。

第2の批判は、旧経済システムの底辺の生産現場でどのような再生産が組織されたのか、あるいは再生産のなかで労働に対する指揮権（尾崎芳治（1990））はどのように組み立てられていたのか、に注目する。この視点はチャナーディも含めてこれまでの研究に抜け落ちている。田中宏（2005）は、ハンガリーに限定しているが、計画経済制度のなかにおける生産の現場で労働にたいしてどのような指揮権が組織されていたのか、つまり労働者の「日々の権力」を明らかにしている。

ハンガリーの実地調査研究によると、一方では国家官僚がマンパワーの上からの配分、賃金・労働規制を行っていたが、他方では労働過程への直接コントロール能力を喪失していた（インセンティブな賃金制度、出来高制賃金制）。では生産過程のコントロールは企業経営者のもとにあったのか、あるいは労働組合によって制限されていたのか。またそれらの結果、現場の労働者は一方的な受動的な存在であったのか。インゼルト（Inzelt 1981, 1988）は1960年代と70年代における生産コントロールの集中化と産業生産組織の無秩序を指摘している。国家行政機構（省庁）と企業との間、そし

て企業本部と現場・工場の作業現場との間には、前者の方にその権限が常に集権化する傾向が見られたが、その集権化では後者とくに生産現場をうまく統合できなかった。企業における第二経済の誕生とその半ば公認化、労働者の自主的な職場放棄は大企業のなかに内部労働市場を誕生させ、そのことによって離職率の上昇を防いだ。労働者の階層化も進行した。それとともに、資本主義の独占化のなかで進行されるとされる「熟練の解体と経営と労働の分離」とは逆行する特殊な状況が生まれ出された。現場では中核的な労働者の「日々の権力」が発生した。

つまり、現場に限定されているが、上からの「労働に対する指揮権」が制限された。資本不足と国家所有に基づく諸権限の集権化そして計画経済が生み出した資材等の流通の不規則性、不確実性（無政府性）は、常に設備機械を稼働させるためにそして計画目標の達成のために、労働者の「技巧」「熟練」を決定的に不可欠なものにさせた。それが労働力不足（完全雇用）のなかで計画毎に繰り返された（再生産）。そのなかで、計画目標達成のために生産現場での労働者の権力に国営企業経営者は手をつけることが出来なかった。だが、計画目標達成のためには、空洞化した企業内の権力（経営）を経営者は回復しなければならない。そこで唯一残された道・手段は、企業の予算制約をソフト化するため企業長が国家・上級機関やあるいは党機関と交渉する以外になかった。この交渉は、チャナーディが示したように、選別的で、国別に幾つかのパターンに進化していった。これが、コルナイの「不足の経済」のミクロ的基礎＝企業の予算制約のソフト化論の背後に隠された歴史的な政治経済的な制度要因である。

ここには、「機械の生産力」の「自動的な」増殖システムが十分に稼働している姿を見ることはできない。現場の労働者の「日々の権力」はハンガリーのみに限られた現象ではなく、旧ソ連や東欧諸国に普遍的に存在した現象である。現場の労働者の「日々の権力」は旧体制理解の結節点である。それを認める点で、「ソ連型」経済社会は「国家資

本主義」というよりむしろ部分的に「社会主义」であった<sup>6</sup>。もちろんそれはマルクスのそれではない。

では、「ソ連型」社会主义の崩壊をどのように説明できるのか。それはルーティンとしての生産現場での仕事の再編と調整が企業内と現存の計画経済制度では出来なかった点に求められる。外部からの投入財の追加・増加なしには（予算制約のソフト化）、生産の拡大も調整も不可能であった。またそれなしには外延的発展軌跡から内包的発展軌跡への移行もそして国民の生活と福祉の向上も不可能であった。国家資本（あるいは中央集権化された国家官僚制または国家資本階級）が労働者を搾取したことにより経済生活が疲弊し社会主义の崩壊をもたらしたのではない。

そうではなく、国家官僚制が多元化と相互調整を必要とする企業経営の発展を相互調整する制度的枠組みに新しい選択肢を与えることが出来なかつたから崩壊したのである。80年代末と90年代初頭にドミノ倒し的に崩壊したのは選択肢がないという信念が一挙に市民のあいだに広がったからこそである。そして先に指摘した、(2) リベラルなグローバリゼーションと欧州経済統合への参加のなかで解体したのである。レーンの用語を借用すれば、市場性をもつ技能（知識）資産を所有する上昇する獲得階級が、行政（官僚）階級がもつ政治的地位をコントロールする権力を奪い、現場の労働者のもつ「日々の権力」を打破する過程が体制転換であった。

## V まとめにかえて

体制転換の20年が作り出した体制転換諸国の分岐と多様性、更にいうと異なる政策や特定の政治制度の形成の選択、移行経路の相違に強く影響したのは、一方では、リベラルなグローバリズム・グローバリゼーションのなかの体制転換と、そのなかでの欧州経済統合への参加の在り方であったが、他方では、その歴史と文化を含む、旧システム内部に潜在していた多様な諸要因（あるいはそ

れらの混合物）であった。ここからは、「ソ連型」経済社会は単色のシステム的特徴として押さえきれない、多様化した複合的社会であったという認識に通じる。しかし、そのなかで「ソ連型」経済社会の諸モーメントの底辺に位置する労働現場での労働者の「日々の権力」が一つの焦点となった。国家的所有や計画経済制度、一党制という指標ではなく、労働者の「日々の権力」が社会主义的特徴を付与する磁気作用を及ぼした。それが「多元化と相互調整を必要とする企業経営の発展を相互調整する制度的枠組み」の創発と形成を妨げた。この「日々の権力」が体制転換と民営化、多国籍企業化と外資支配のなかでどのように崩壊したのか、あるいは極めて部分的であれ変容して残っているのか。その研究成果はまだ十分に蓄積されていない。

### 注

- 1) 本稿は第33回基礎経済科学研究所研究大会（2010年9月12日兵庫県立大学）での分科会『「ソ連型社会」の崩壊20周年を考える』で報告した拙稿「旧ソ連型経済社会とはどのようなものであったか——体制転換の20周年をどのように総括するのか」（『経済科学通信』No.124, December 2010, pp.101-102）。に基づいている。分科会では活発な議論と有益な批判やコメントを頂いたこの報告は一部修正・加筆されて、拙稿「「ソ連型」経済社会と20年の体制転換に関する省察」『立命館経済学』第59巻第6号（2011年3月）となっている。本稿はこれをさらに圧縮し、前半部分を中心に要約したものである。
- 2) 塩川伸明著『冷戦終焉20年』勁草書房、2010年。冷戦の第一の終わり方、第二の終わり方、崩壊と解体の意味の相違に示唆を受けた。
- 3) 2010年5月に国連大学開発経済世界研究所 UNU・WIDER(World Institute of Development Economic Research) は「移行の省察：ベルリンの壁崩壊後20年」というタイトルで国際シンポジウムを開催した。以下では、それを検討材料として、旧「ソ連型」経済社会がどのような性格のものであったかを逆照射している。
- 4) コルナイ理論にたいする全体的批判は盛田（2010）を参照。
- 5) 自己搾取タイプはソ連、自己解体タイプはハンガリー—そして自己撤退タイプは中国である。
- 6) このような理解は田中宏（2005）と相違がないが、党・国家ネットワークの変容とその中の2つ支配的

エリート間の対立との関連で考察している点がその後の認識の発展である。

#### 参考文献

- 芦田文夫 (1999) 『ロシア体制転換と経済学』法律文化社  
尾崎芳治 (1990) 『経済学と歴史変革』青木書店  
コルナイ (2006) 『コルナイ・ヤーノシュ自伝』(盛田常夫訳) 日本評論社  
田中宏 (2005) 『EU加盟と移行の経済学』ミネルヴァ書房  
—— (2008) 体制転換は東欧をどこに導いたのか『経済』2008年1月号, No.148, pp.94-103.  
—— (2009) EU新加盟国における新しい選択肢としての社会主義を考える『日本の科学者』2009年3月号, Vol.44.No.3, pp.10-15.  
盛田常夫 (2009) 『ポスト社会主義の政治経済学』日本評論社  
デービッド・レーン, 溝端佐登史, 林裕明, 小西豊 (2007) 『国家資本主義の興亡』明石書店  
塩川伸明 (2010) 『冷戦終焉20年』勁草書房  
三宅康之 (2006) 『中国・改革開放の政治経済学』ミネルヴァ書房  
Brainerd, Elizabeth (2010) The Demographic Transformation of Post-Socialist Countries, UNU-WIDER Working Paper No. 2010/15. pp.23.  
Cornia, Giovanni Andrea (2010) Transition, Structural Divergence, and Performance, UNU-WIDER Working Paper No. 2010/32. pp.20.  
Csanadi, Maria (2006) *Self-Consuming Evolution*, Akadémiai Kiado, Budapest.
- Imzelt Annamária (1981) *Versenyképesség és az ipari struktúra változása*, Közgazdasági és Jogi Könyvkiadó, sz. 230-252.  
—— (1988) *Rendellenességek az ipar szervezetában*, Közgazdasági és Jogi Könyvkiadó, sz. 178-245.  
Jasinski, A.H. (2005) Innovation, Technology Transfer and S&T Policy in Poland, Inzelt, A., Zaman, G., Sandu, S. (eds.) (2005) *Science and Technology Policy Lessons for CEE Countries*, The Expert Publishing House, Romania.  
Kornai, J (2010) Innovation and Dynamism, UNU-WIDER Working Paper No. 2010/33. pp.38.  
Laki Mihaly es Szalai Julia (2004) *Vallalkozok vagy Polgarok*—Osiris Kiado, Budapest.  
Nuti, D.Mario (2010) The Impact of the Global Crisis on Transition Economies, (paper).  
Selenyi, Ivan, Beckett, Kathrine, and King, Lawrence P. (1994) The Socialist Economic System, in Smelser, Neil J. and Swedberg, Richard (eds.) (1994) *The Handbook of Economic Sociology*, Princeton University Press and Russel Sage Foundation, pp.234-251.  
Szelenyi, Ivan (2010) The New Grand Bourgeoisie under Post-Communism, Central Europe, Russia and China Compared, Working Paper No. 2010/63 UNU-WIDER  
Triesman, Daniel (2010) Twenty Years of Political Transition, UNU-WIDER Working Paper No. 2010/31. pp.22.

(たなか ひろし 所員 立命館大学)



科学アカデミーのアパート (1976年)

# その本質は「国家産業主義」だった

—大地・生産手段への高次回帰、自由時間の拡大を指標に考える—

自然から社会が枝分かれし、社会から政治と経済とが枝分かれした歴史的経緯を重視し、自然順応型文明の構築の展望を探ろうとする経済学を、私は「エコ社会経済学」と名付ける。この視点に立った場合、ソ連型社会はどのように見えるのかを考える。



Fujioka Atsushi  
藤岡 悼

## I マルクス「未来社会論」の見失われてきた論 —大地への人間の高次回帰—

青年期のマルクスとエンゲルスは、「[将来の]共産主義社会にあっては、…私の気のおもむくままに、朝には狩りをし、午すぎには魚をとり、夕には家畜を飼い、食後には批判的評論をすることができる。狩人、漁師、牧者または評論家〔という専門家〕になるという、社会活動の固定化は克服される」(『ドイツ・イデオロギー』邦訳全集版、第3巻、29ページ)と書いたことがある。

大地への人間の回帰の必要については、若きエンゲルスも『共産主義の原理』のなかでこう述べている。「国民の共同団体（ゲマインデ）のための共同住宅として、国有地に大住宅をつくる。そしてこの共同団体は、農業と工業をいとなみ、田園生活と都市生活との長所を結合し、その両生活様式の一面性と不便とをまぬかれる。…都市と農村との対立もまたなくなるだろう。2つの違った階級が農業と工業とを経営するかわりに、同じ人間が農業と工業とを経営することは、…共産主義共同社会の必然的な条件である。農村で農業をいと

なむ人口が分散し、これとならんで大都市で工業に従事する人口が密集していることは、農業と工業とのまだ発達していない段階に応じた状態であり、これが将来のあらゆる発展のじゃまになることは、今日すでに感じられている。…都市と農村との融合によって、全社会員の能力を全面的に発展させる」と(全集邦訳版、第4巻、391・393ページ)。

数ヵ月後にマルクスとエンゲルスは『共産党宣言』を書き、共産主義革命でとるべき10の方策のなかの9番目として「農業経営と工業経営を統合すること。都市と農村の対立をしだいに除去するようにつとめること」(全集邦訳版、第4巻、495ページ)と述べた。

中年期に入っても、未来社会の根本条件というのは、人間が生産手段と再結合するだけに留まらず、大地・自然の懷に人間が回帰することにあるべきだという見解を彼らは堅持していた。じじつマルクスは『資本論』第1巻のなかで、こう書いている。「すべての…分業の基礎は、都市と農村との分離である。社会の全経済史はこの対立の運動に要約される…」(邦訳全集版、23巻、462頁)。「しかし、同時にまた、この[資本主義的]生産様式は、ひとつの新しい、より高い総合のための、

すなわち農業と工業との対立的につくりあげられた姿を基礎として両者を結合するため、物質的諸前提をもつくりだす。…資本主義的生産様式は都市労働者の肉体的健康をも農村労働者の精神生活をも破壊する。しかし、同時にそれは、…人間の十分な発展に適合する形態で、[肉体的健康と精神的健康的の両立を]体系的に確立することを強制する」と（同上、656頁）。

このような構想をマルクス・エンゲルスは「かなり早い時期に捨てさりました。…分業に悪の根源を見出し、分業の廃止に解決を求める、という考え方の誤りに気付いたのです」（不破哲三『マルクス未来社会論』（新日本出版社、2004年、208頁）と主張する向きがあるが、この所説には疑問がある。なぜなら晩年期に入っても、大地への人間の回帰を「未来社会」にとっての必須の条件であると、彼らが見なしていた証拠があるからだ。当時、ドイツの哲学者のオイゲン・デューリングは、自然と人、農業と工業、農村と都市の相違は歴史の必然だから、これらの相違を前提したうえで新社会を築こうと主張したのであるが、このデューリングを批判して、エンゲルスはこう書いている。「都市と農村との分離が、農村人口にたいしては…愚鈍化の運命を、都市民にたいして分業への隸属。前者の精神的発達と後者の肉体的発達の基礎を破壊した」（300ページ）と述べたあとで、フーリエの構想を肯定的に引用し、「都市と農村との対立の廃止は、旧来の分業一般を廃止するための第一の根本条件として、フーリエによってもオーエンによっても要求されている。…住民は1,600人ないし3,000人ずつの群に別れて全国に分散することになっており、…社会のすべての成員が、農業と工業の双方に参加する。…なるほど文明は、われわれに大都市という遺産を残したし、これをとりのぞくためには多くの時間と労苦を要するであろう。だが、それがどんなに長々しい過程であるにせよ、大都市はとりのぞかれなければならないし、またとりのぞかれるであろう」と（『反デューリング論』1887年、全集版20巻、301・305頁）。

このように人間と大地との再結合、および農村

と都市との再結合という原則は、マルクス・エンゲルスの未来社会論の不变・不動の核心の一つだった。彼らの未来社会論には、「高度自然社会」への復帰論とでもいべき観点が入っていたことを忘れてはならない。

## II 最近の社会運動の掲げる 未来社会像

### —再び大地への人間の高次回帰—

マルクスやエンゲルスが探究した「大地への人間の回帰」という展望は、じつは成熟した資本主義社会の実践運動や世界社会フォーラムが探究する未来社会像と重なっている。じっさい世界社会フォーラムの非公式新聞の名称は、“Viva Terra”（「いのちの大地、万歳」）だし、社会フォーラム運動に大きな影響を与えてきたデヴィッド・コーンは、「ポスト大企業社会に向けた社会システム」のアウトラインを次のように描いている。

「人間の居住形態は一般に、近隣との関係を重視したものとなる。郊外住宅地のような自動車依存型・分散型ではなく集落型居住形態だ。集落の配置は、エコビレッジやコーハウ징の成功例をひな形とする。…各住宅の間のスペースは、小さな菜園、堆肥づくり、ニワトリやヤギなどの小さな食用動物の飼育に利用する。…どの集落も緑地に隣接し、農業がおこなわれる。…効率的な公共交通機関で結ばれる集落…では、自家用車はほとんど必要なくなる。…太陽エネルギーと生物ガスの供給源を開発することで、エネルギーの自給自足をめざす。…有機物は地域の菜園で堆肥にされる。汚水は生物処理されて、バイオガスの生成に利用され、農場で再生利用される。…所得税や売上税を廃止し、その代わりに、資源利用、環境汚染、土地使用に対して税金をかけ、環境保全や地域の効率化を促す。…エネルギー税が高ければ、それに伴って地域間の大量輸送コストも高くなるので、地域内のリサイクルが進み、地域の資源や地域内の製造産品への依存度も上昇するはず。…生産性向上の恩恵は…個々人の労働時間が減るこ

とにもつながる。そうなると、…家庭生活、地域奉仕に割ける時間が増える。地域サービスのほとんどが、ボランティア活動によって支えられる。…飛行機移動は、エネルギー効率と環境のことを考えて、緊急事態や高官級外交会談のとき以外は利用しない。高性能のテレビ会議システムの活用。…人間以外の生物の繁栄には、外部からのかく乱を最小限に抑えるための野生空間が必要だ。野生生物の回廊によって、野生空間を結ぶ。」

コーテンは、彼の構想をつぎのように結んでいる。「こんな社会の中で生きることを想像してみてほしい。民主主義や市場経済の原則に従って機能し、極端な貧富の差を生みだすこともなく、すべての人に経済的安定が与えられ、きれいな空気や澄んだ水や豊かな緑があり、犯罪や暴力とは無縁の思いやりのある地域社会によって構成され、…ゆったりとしたペースで生活が営まれ、地域社会の互助システムのなかで家族が強い絆で結ばれてそれぞれの役割を果たし、子供たちには大人の愛情と適度な干渉を受けながら遊べる安全な場所があり、仕事を必要とする全ての人に興味深くて意義ある仕事を提供し、自然との触れ合いが可能であり、日雇い労働者が溢れることなく、労働者が自分の仕事になんらかの所有権を有する」社会に転換すべきだと（デビッド・コーテン（西川潤監訳）『ポスト大企業の世界』2008年、190－201ページ）。

コーテンの提起は、エンゲルスが紹介している先のフーリエの構想と驚くほど似ている。

「トランジションタウン」運動の発祥の地であり、サティシュ・クマールなどが創設したシーマッハー・カレッジのある英国南西部の田園都市トットネス、英国北端のフィンドホーン共同体、「幸福の経済学」という映画を製作したヘレーナ・ノーバック・ホッジの住むオーストラリア東海岸バイロンベイのエコビレッジで実践されているライフスタイル、日本では小貫雅男・伊藤恵子さんの「週休5日制で3世代近居の菜園家族」レボリューションの提唱などは、すべて同方向のベクトルを有している。

自由時間の拡大こそが、現下の恐慌克服の根本の方策であるし、未来社会の根本条件だ。仮に週休5日制が実施されたばあい、週のうちの5日間は、何をすることになるのか。ありある自由時間を使って、家庭菜園を開き、新鮮な野菜を家族ぐるみで栽培し、庭園づくりは芸術の域に近づく。子どもの玩具や恋人の衣服を「愛の作品」として丹精こめて作るようになり、幾度も繕う、慈しみながら使いきること。子育てのケアや教育・しつけ、おやつづくり・食事づくりは安易に市場にアウトソーシングせず、自分がパティシエ（菓子職人）やシェフとなって、セルフメイドしようとする動きが前面に出てくるのではないか。

米国北東部の自宅を美しい庭に変えた絵本作家ターシャ・チューダーさんの生き方が先進国の多くの人々を魅了してやまない。日本では青森の岩木山麓で「いのちの森の台所」（森のイスキア）を運営し、迷い、疲れ、救いを求めて訪れる人に手作りの食事を供し、寄り添うことで再生のきっかけを与えていた佐藤初女さんの実践も示唆的だ。生きるとはイノチの移し替えのこと。丁寧に生きるとは、次世代を担う後継者たちとともに、イノチの移し替え作業を愛情こめて行うことではないか。その点で、「世話と思いやりの経済」の復活を唱えるリーアン・アイスラー『ゼロから考える経済学』2009年、英治出版がじつに示唆的だ。

自然順応型文明を求めるようになると、モノカルチャ的で工業的・化学的な農業の体質も根本的に変わっていくはず。製造業はバイオ・ミミクリ（生物世界の模倣）の原則にもとづいて再組織されるようになり、農村部に工業と文化を呼び戻し、農業を「第6次産業」（製造業とサービス産業との複合体）として復活させる動きが世界を席巻するようになろう。日本の農村部の仕事おこし運動の成功例の大半は、すでにこの種のトレンドに沿った動きから生み出されており、未来社会の予兆の觀がある。

ところで、このような指標に立って評価したばあい、かつてのソ連社会というのは、どのように見えてくるのか。次にこの点を考えてみよう。

### III なぜ「国家社会主义」と規定してはならないのか

「資本主義・帝国主義からの絶縁」をめざす社会革命が、マルクス主義者の主導のもとで97年前にロシアの地で起こった。「文明は、われわれに大都市という遺産を残した。…大都市はとりのぞかれなければならないし、またとりのぞかれるであろう」ということを、マルクスは未来社会創造の最大のポイントにしていたのだが、「とりのぞくべき大都市」がいまだ初步的にしか形成されておらず、逆に分業と産業化の徹底、大都市の形成のほうこそが歴史的進歩=生産力上昇の課題だという発展段階にあったロシアで「早すぎる革命」が起こってしまったわけだ。それはなぜか。「全能の舞台監督が第1次世界大戦」だったからだ。帝国主義世界全体と絶縁しない限り、戦争からの離脱が許されないという事態に直面し、「パンと平和と土地」のために帝国主義世界から離脱するほかなくなったのだ。

スターリンが実権を握ったソ連では、「大都市をとりのぞき」、大地・自然への人間の回帰をめざす社会に向かわず、逆向きの方向——分業・専門化・産業化・都市化文明の創出の方向に歩むようになった。社会主义・共産主義の方向とは逆向きの道を歩んだのだから、マルクス主義者が主導した革命とはいえ、「社会主义」という名称を与えることには、どだい無理があった。

毛沢東が発動した「文化大革命」期の中国には、「大都市をとりのぞき」、分業を克服しようとする動きがあったではないかという質問が予想される。たしかに文革の初期段階には、対ソ・対米の全面戦争を戦うために軍需産業の地方分散が促されたし、都市の若者たちが農村部に「下放」されもした。発達した資本主義国である欧米や日本の学生やインテリが当時の文革に「未来社会のモデル」を見出し、熱い期待を寄せたのは、そのためだった。しかしそれは一場の夢に終わった。当時の中国では、分業の促進、農村からの都市の分離こそ

が生産力を発達させるうえでの必然的な要請であり、文革の実体は、これに反する時代錯誤の権力闘争だったからである。

#### マルクスの未来社会論を改ざんしたスターリン

レーニンの後を襲い、ロシア革命の指導者となったスターリンたちは、母国の生産力の過小さに苦しんでいた。そこで彼らは、「資本の原始的蓄積」を進め、生産力・軍事力の増強をしゃにむに追求するために、自然からの社会の分離、大地からの人間の分離を当然視し、経済領域の肥大化(産業化・大都市化)を正当化しようとした。

スターリンは、『ソ同盟における社会主义の経済的諸問題』という著作の第4章を「都市と農村との対立、精神労働と肉体労働との対立を絶滅する問題、および両者のあいだの諸相違を一掃する問題」にあてて、つぎのように書いている。

「資本主義および搾取制度の廃絶とともに、…都市と農村との、工業と農業との諸利益の対立は、…消滅した。…都市と農村との対立の絶滅が、『大都市の死滅』にみちびくはずだ、ということを意味するのではない。大都市は死滅しないばかりか、」いっそう発展する。「新しい大都市が、文化の最大の発達の中心地として、大工業の中心地として…現れてくる」と。経済的な収奪関係が生まれないように配慮するならば、このような分離・分業は歴史的必然だから、どんどん進めらよいと彼は説いたのだ。

「精神労働と肉体労働の間の対立の絶滅」の点でも、分業の促進・産業化の促進と矛盾しないように、彼は、マルクスの命題を修正していった。指導的職員と肉体労働者の間に不公正な収奪関係がないのであれば、この分業を促進すべきだと主張した。つまり、大地と生産手段への高次回帰をめざす「高度自然社会」というマルクスの未来社会像を無視し、産業化・都市化を促進することに青信号を与えたわけだ。『反デューリング論』で取り上げられた論敵——オイケン・デューリングに近い見地に落ち込んでいったのである。

スターリンはまた、自然史から社会史を切り離

し、両者を別個の世界に属するようにとり扱った。1936年にスターリンは『弁証法的唯物論と史的唯物論』という本を書いたが、そのなかで弁証法的唯物論の対象としての自然史の世界と史的唯物論の対象である社会史の世界を明確に区別し、人間社会を母体としてのエコロジー的基盤から分離した。そのうえで人々を自然（大地）から引き離し、根無し草となった人々を都市に集め、大都市を形成するとともに、他方の農村部では農業のモノカルチュア化と自然略奪型農業を促進したわけだ。

その結果、「大都市をとりのぞき」、大地・自然・互酬への回帰をめざす社会に向かわず、それとは逆の方向——人間主体による自然の改造能力を過大に評価し、分業・専門化・産業化・都市化文明の方向にソ連が歩むようになった。不破哲三さんの先の未来社会論を見ても、その根の深さは尋常でないことを痛感する（なお梯 明秀さんは、弁証法的唯物論と史的唯物論とを切り分けようとする動きに抵抗し、異議を申し立てた特異な人。1980年の著作『全自然史的過程の思想』を参照されたい）。

時代は大きく反転し、生産力の過小ではなく、過剰に苦しめられる時代がやってきた。そのような時代が来ても、なお大地からの人間の分離、大都市化、農業の工業化を必然視し、経済領域の肥大化、子育ての市場への外注といった傾向を不動の前提にしたうえで未来社会論を構想しても、魅力に欠けるのは当たり前ではないか。

#### IV 「国家資本主義」と規定 することへの戸惑い

ナチスドイツと同質の「国家資本主義」社会だったのか

1992年1月23日に、タス通信は、1921年—54年までのスターリン時代のソ連では、反革命罪により377.7万人が訴追されたこと。うち法廷で裁判を受けられた者は87.7万人にすぎず、290万人が治安機関による即決判決を受け、死刑となった者は、64.3万人にのぼったことを明らかにした

（『朝日新聞』1992年1月24日付け）。この数字は最低限にすぎず、犠牲者の総数はもっと多かったのだろう。ナチス体制と類似した民衆を抑圧する「全体主義」社会にソ連が変質したことは明らかである。

たしかにナチスの体制は国家資本主義といってもよいものだった。ただしナチス型の国家資本主義とソ連型の「国家産業主義」の体制との違いを無視することは行き過ぎだ。

この点で、興味深いのは、ドイツの歴史家のユルゲン・コッカの試みた東ドイツ（DDR）とナチス体制の比較である（松葉正文・山井敏章訳）『市民社会と独裁制——ドイツ近現代史の経験』（2011年、岩波書店）。コッカはこう述べている。両国ともに「指令経済をもつ独裁制」「全体主義的システム」という点での共通性をもっているが、「体系的にイデオロギーに支えられたテロルとそれが生み出す冷酷なエネルギーの程度を尺度とすれば、ナチ独裁制のほうがはるかに全体主義的であった…しかし、全体主義的支配が生活と社会組織のすべてに体系的に浸透し影響を及ぼしたその程度に力点を置くならば、DDRの方がより全体主義的な独裁制として現れる」（61ページ）と。

そのうえでDDRの職場では「雇用者が自主的に管理するコミュニケーションの場」がそれなりに機能しており、「労働者は道具化されることに抵抗することができた。彼らは個人として、乱暴な取り扱いを受けることに対して抗議することができた」のであり、「職場レベルでの労働者の強さと交渉力」はナチスとは異なっていた（55—56ページ）。彼はさらにこう続ける。「DDRは、ホロコーストや第2次大戦のようなものを生み出さなかった。…ナチのばあい男女間の不平等があらためて強調されたが、…DDRの諸政策は、…両性間のより大きな平等に貢献した」と（62ページ）。

田中 宏さんがおっしゃるように、ソ連型社会では労働力の商品化が不徹底であり、通常の資本主義国では確立しているはずの労働に対する資本の専制的指揮権が未確立だったのは確かだろう。しかしこの現象は社会主义的関係の象徴ではなく、

資本主義確立以前の「職長帝国」下の「職工の組織的怠業」文化残存の象徴だと捉えた方がよいのではないか。

#### 親米的な「開発独裁国家」とも同一視できない

第2次大戦後には反共の立場に立つ一連の親米的な「開発独裁」諸国も生まれた。チリのピノチャエット政権、エジプトのムバラク政権、インドネシアのスハルト政権などがその典型であり、彼らは国家主導で資本主義的開発を強行した。この種の右翼的な開発独裁型の国家資本主義とソ連型社会とは、工業化・大都市化を進めたという点では似ているが、やはり同一視できないと思う。

最大の相違は、帝国主義的植民地主義への態度の違いであり、不正蓄財の規模の違いではなかつたか。米国の民間調査機関のグローバル・ファイナンシャル・インテグリティのレポートによると、ムバラクの長期独裁政権のもとでエジプト政府関係者の不正蓄財の規模は2000年から2008年の間だけで572億ドル（4.8兆円）に達したという。エジプトの対外債務総額が320億ドルだから、それをはるかに超える額だ。ムバラク一族の不正蓄財額だけで133億ドルと見積もられている（『赤旗』2011年2月28日付け）。

カダフィ大佐の個人独裁が42年間つづいたリビアでも、カダフィ一族の個人資産とでもいべき政府系ファンドの資産規模は700億ドル——GDPの75%に達し、旧宗主国イタリアを中心に広く欧州諸国の有望株に投資されていたという（『日本経済新聞』2011年3月3日付け）。ソ連型のほうが官金私消のレベルが低い。資本の原始的蓄積を進め、工業化・都市化を進める上では、ソ連型のほうが効率的だったのではないか。

## V 「国家産業主義」と定義することのメリット

ドイツの文豪ゲーテは、ファウスト博士を誘惑しようとする悪魔メフィストフェレスに「すべての理論は灰色だ…生の黄金の樹こそが绿なのだ」

と語らせているが（ゲーテ『ファウスト』1808年、高橋義孝訳、新潮文庫、135ページ），現実に生まれたソ連型社会に「社会主義」か、「資本主義」かという杓子定規を外から当てて測定することに、どだい無理があるのではないか。

じっさい田中宏さんのようにソ連型社会を「国家社会主義」と捉えたり、大西さんのように「国家資本主義」と捉えると、ソ連型社会の矛盾にみちた複雑さをリアルに再現できなくなる。捕られた旅人をベッドに寝かせつけ、そのベッドより身長が長ければ旅人の足を切って、ベッドの長さに合わせたという「プロクラテスの寝台」と同様の本末転倒になってしまう。

もっと伸縮可能な懷の広い定義にしたほうが、現実のリアルな構造を捉える上でメリットが大きい。ソ連でも東ドイツでも、軍事的生き残りと生産力上昇が体制存続の至上命令となり、国家が前面に出て、農業の工業化と産業化を進め、大都市の形成を進めたことには間違いないわけだから、ソ連型社会を「国家産業主義」と捉えた方がよいと提言したい。スターリン体制の成立を契機に、多少とも左翼的というか、反帝国主義・反資本主義の志向を残存させた国家産業主義へと変質をとげていったわけだ。

## VII 残された問題

「いのち削り、心病む、終わりなき市場競争。21世紀、人びとは大地への回帰と人間復活の道を歩みはじめる」（小貫雅男・伊藤恵子『菜園家族21』）

#### 「社会主義」建設に走った極左的誤りの総括

ロシア革命や中国革命の後に、両国では「社会主義・共産主義の理想社会」の建設が進み、他方資本主義世界では、「全般的危機」がますます深まり、「国家独占資本主義」という断末魔のような末期症状を呈しているといった類いの古い「常識」は、「共同幻想」であった。まずこの点を明確に承認する必要がある。

「私有と貨幣のない世界」を築こうとして、カンボジアを巨大な監獄に変えてしまったポルポト政権や文化大革命の誤りは明らかだが、ロシアでも、レーニンが始めたネップ型の改革を数十年間は続けるべきでなかったか。ネップ型の国家産業主義、国家資本主義的色合いをもつ体制をめざすべきではなかったかという問い合わせが浮かび上がる。

戦後冷戦期の対立の火に油を注いだソ連・中国側の弱点の総括もなされていない。たとえば朝鮮戦争を北から始めた開戦の誤り、米国からの核軍拡競争の挑発に乗って、軍拡の悪循環を促進した誤り。第2次大戦後のGATT体制には、当初から参加すべきであったし、世界銀行やIMFにも最初から加盟しておくべきだった。発展途上国のバランスのとれた発展戦略としては、ブルータン王国やコスタリカの路線のほうが格段に優れていると思う。

#### ロシア・中国の現状をどうとらえるか

大西広さんは、ソ連の解体後の変化や開放経済下の中国・ベトナムの変貌ぶりを、国家資本主義から民営化中心の資本主義への移行と捉えておられるが、両国の経済運営にはなお国家が決定的な役割を果たしている。そのゆえ「国家産業主義」から「国家資本主義」への移行と捉えた方が現実に近い、というのが私の見解だ。

第2次大戦後の国連システムの形成、植民地主義の崩壊、中ソ対立のもとで、米中和解を進めると、中国の地でも国家的自立を保ったまま資本主義を発展させる可能性が生まれてきた。そうなると「餅は餅屋」という言葉があるが、産業化を進め、生産力を伸ばすためには、中途半端な「国家産業主義体制」ではなく、本格的な資本主義的システムを採用したほうがよい。外資の導入については国家によって賢明に管理すれば、昔のような帝国主義的支配と収奪を受けるリスクはコントロールできるという認識が広がった。その先覚者が鄧小平であった。

したがって現状を「国家産業主義」から多彩な形態をとる「国家資本主義」に移行しつつある段

階だと私は捉えている。共産党によって管理・制御されたもとの資本主義的関係の導入であるから、中国の現状を欧米と同様の「民間主導型の資本主義」にすでに成了ったと評価する大西さんの見解は過言だ。そうではなく現在は「国家資本主義」(国家によって強力に管理・修正される資本主義)への移行が進んでいるのだと考えたい。

ところで大西さんは、レーニン『帝国主義論』の論理をあてはめて、中国は、米国と同質の資本主義的霸権国家(「中華帝国」主義)に変貌していくのは必然だと考えている節がある。この把握は経済決定論に傾き過ぎだと、私は思う。現実の経済は、上からは国家、下からは社会・文化とエコロジー的土台にサンドイッチされており、その作用によって、経済システムが修正されてきた経緯があるからだ。とくに中国は、植民地主義・帝国主義によって苦しめられた体験、バンドン会議の経験をもち、自らも「軍事霸権国」にはならないと明言しているし、軍事霸権の追求は経済霸権を掘り崩すという面が生きてきた最近の事情もある。中国の国家資本主義の未来は、これら諸関係の組み合わせしだいで、なお相当の幅があると捉えておきたい。とくに先進資本主義国の中の自己変革のありかたと速度によって、中国の変貌は大きな影響を受けるであろう。

#### 「雇う、雇われる関係」をどう克服するか

先進資本主義世界にとっての未来社会とは何か。この問題を考えるには、とくにスターリン時代に形成された「近代主義=産業主義的なマルクス主義」のゆがみ、万物の間のつながりをたち切り、分業を進めることができが進歩と見られた時代に生まれたマルクス主義のゆがみを是正し、万物のつながりの回復をめざす「もやいなおし」の時代に適合した理論へと創造的に発展させる必要がある。

労働者側が経営の主人公として資本を使いこなすための条件、「雇い、雇われる」関係を超えるための条件を、日本のワーカーズコープ(労働者協同組合)運動は模索してきた。これを実現した経営体を「協同労働にもとづく協同組合」と名付け、

このような経営体を法制化させる運動を展開してきたわけである。

それによると①組合が単なる組合員の共助の互助組織ではなく、公益団体であることを明示するために、「使途を公共目的とする不分割の積立金を積み立てる」旨の規定を定める。②出資の多寡によらず、一人一票を有し、すべての組合員が経営へ関与する権限を与える。③組合で協同労働に従事する者は、出資・管理をおこなう組合員に限る。言い換えると「組合は働く者を雇用者として雇い入れるものではない」とした。④組合の事業運営は、従事組合員どうしの協同、従事組合員と組合事業の利用者との協同、地域の人々・団体との協同にもとづくものとし、組合員資格は従事組合員のみならず、総会決定を得たばあいは、利用者、地域住民・団体にも付与できるとした。⑥雇用保険法や労災保険法を用いて従事組合員を保護するために、彼らを法人たる組合を使用者とする「みなし労働者」としたこと（田中夏子「今なぜ、『協働労働』？」『日本の科学者』2011年4月号、40-45ページ）。なかなか良く考え抜かれた原則だ。ソ連時代とは質的に異なるものへと協同組合も確実にバージョンアップしつつある。

#### 「高度自然社会」への移行

労働者協同組合で試行されているこのような生産手段への高次回帰は、大地（自然）への高次回帰の懐で行われる必要があるし、自由時間の拡大を重視し、自由時間のなかで生活の芸術化、倫理化、学問化を図ることが重要だ。経済と国家の暴走を食い止め、社会・文化・エコロジーとのバランスをとれる社会の創造に向かう必要があるだろう。

「経済的真実を市場に反映させなかったために、社会主義は崩壊した。生態系の真実を市場に反映させないために、資本主義は崩壊するかもしれない」とエクソン社の元ノールウェイ副支社長のオイスタン・ダーレが警告したことがある（レスター・ブラウン『プランB 2.0』邦訳 311ページより）。ここでいう「社会主義」は、私流にいえば「国家産業主義」のことだが、生態系の真実を市場に反映させる課題、自然順応型文明に転換する課題、脳を身体に埋め込み、心身を地域の文化と地域社会に埋め戻し、エコロジー秩序に沿った生き方を創造するという課題が出てきている。

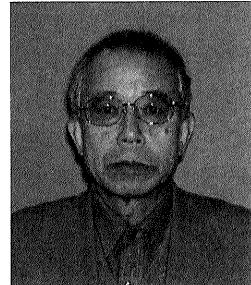
コストの「外部化」（正確には土台へのしわよせ。親殺し）を規制し、「フルコスト原理」を貫徹することがいかに大切であるかは、地球温暖化の社会的エコロジー的コストの内部化の必要を提倡したスターン報告（2006年）に明らかだ。2010年10月に国連開発計画は「生態系と生物多様性の経済学」を発表し、この立場の経済学が21世紀の主流派経済学とならないかぎり、地球社会の未来がないことを強調した。「時代はここまで来たのだな」と感動を禁じえない。

里山研究庵ノマドを拠点に活動されている小貫雅男・伊藤恵子さんが、ホームページに掲載中の「静かなるレボリューション 菜園家族宣言——人間復活の高度自然社会へ」を更新された。未来社会像を深める重厚で貴重な提言だ（<http://www.satoken-nomad.com/> を参照）。私の報告を補足する資料として参考にしていただきたい。

(ふじおか あつし 所員 立命館大学)

# 「ソ連型社会」からの教訓

「ソ連型社会」の評価は、21世紀へ向けての社会主义像の再構築という現代的課題にそくしておこなわれるべきであり、「自由・平等、民主主義」と「市場経済」の2つを理論軸を中心に置いて、その規準を明らかにしようとした。その視点から、「中国」の評価の仕方についても問題提起を試みた。



ASHIDA Fumio  
芦田 文夫

## はじめに

その崩壊から20年経っていま、「ソ連型社会」の評価はどのような視点からおこなわれるべきか。私はなによりも、21世紀へむけての社会主义論の再生という現代的課題にそくして、「自由・民主主義」のいっそうの発展、そして「市場経済（その利用と制御）をつうじる」社会主义という理論軸を中心に置いて、これにアプローチをしていくことが必要ではないかと考える。それは、「20世紀社会主义」—「国家」を頂点に立てた一元的な所有と管理、商品・市場関係を廃絶した指令的な計画と管理の下での、人間主体の疎外一に対する深刻な反省のなかから生まれてきたものであった。〔以下の著者名だけの引用は、近年の拙稿で文献名を挙げているので、それを参照頂きたい。『ロシア・ユーラシア経済』894号、898号、『立命館経済学』54巻2号、56巻5・6号、57巻1号、58巻5・6号、『唯物論と現代』43号。〕

## I 「ソ連型社会」批判の系譜

これまで「ソ連型社会」をどのように評価する

のかをめぐって、2つの理論軸があったように思われる。1つは、「労働」と「生産手段」の所有・管理との分離・人間疎外、権威主義的な「国家・官僚制」の介在という論点であり、もう1つは、「商品・市場経済」の存在にかかる論点である。前者についてはほとんどがそれを認めるのであるが（内容づけには違いがありつつ）、後者に関しては、そのさい「価値規定・剩余価値規定」が主導的なものであるのかないのかによって、「国家資本主義」説（例、チャトパディヤイ）と「国家社会主義」説（ラヴィニュ、バーグソン、ノーヴ、コルナイ）あるいは「非資本主義・非社会主義」（スウェイジー、マンデル）説が分かれてくる。

基礎研第33回研究大会での大西広報告は、道具から機械への技術・生産手段の転換が「労働のスキル」との関連で「資本の指揮権」にどのような変化をもたらすか、ということを軸とするものであった。私は、そのような物質的基礎の上に、資本の「所有」「経営」と「労働」「生活」の主体との間でどのような権利の社会的制度が展開されていくかが重要であると考える。田中宏報告は、生産現場における「労働」の「日々の権力」の内実をミクロ（企業）の再生産過程にそくして問題にしていくこうとするものであった。私も以下に述べ

ていくように、以前のような価値法則の機能論的次元から、「所有」「経営」—「労働」「生活」の諸主体をめぐる権利論的次元へ、論究をさらに深めていかなければならぬと考えるのであるが、それをミクロだけでなく「社会的統合」(マクロ)にも広げた総体的な位置づけが必要ではないか、という提起をしたい。

## Ⅱ 「市場経済」化と「自由・民主主義」論による新たな枠組み

経済学の領域から、「市場経済の導入」がどのような新たな問題枠組みを展開させていくことになったか、それを3点に絞って特徴づけてみたい。

### (1) 「国家」＝「社会的所有」と人間主体（個人と集団）のあり方

「市場経済の導入」は、60年代半ばからの「生産物の市場化」(いわばフロー)の第1段階から始まっていた。労働者や企業が生産した生産物が賃金や利潤として分配されていくときに、それぞれの活動が良いか悪いかによって差をつけていくようになるのであるが、それはこれまで「国家」＝「社会的所有」の指令的計画の下で一枚岩的に覆われていた「労働」(個人)と「経営」(企業集団)の機能を蘇生させ自立化させていくことになる。そのときの理論的枠組みは、一方での「国家＝社会的所有＝中央計画化＝非市場経済」という領域と、他方での「企業・労働者の利潤志向・インセンティヴ(誘因)＝自立性＝市場経済」という領域とが対置されたうえで、両者の主・従の関係が論じられようとしたところに特徴があった。

ところが、80年代に入ってその第2段階「生産手段(資本)の市場化」(いわばストック)にまで及んでくると、もっと普遍的なものとして認識されるようになり、生産手段の「国家的所有」の下にある企業そのものの構造(「所有」・「経営」・「労働」)と行動が論議の焦点に据えられてくる。「領域」論から「アクター(主体)」論へ。

90年代頃からの新たな段階(ローマーらがいう「市場社会主義論の第5段階」)での枠組みにおいて要となってくるのは、従来の「国家的所有イコール排他的な国家管理」という定式化の見直しであろう。そして、現代企業の主要な形態である株式会社にみられるような「所有」と「経営」との分離の構造が共通に置かれ、なによりも企業における「経営」主体の自立性・効率性ということが軸とされて、そのうえで一方からは「所有」(株主、公的・私的、あるいは混合)および資本調達や金融(資本市場や銀行)をつうじて、他方からは「労働」(労働者)やもっと広い「生活」(消費者や市民)の主体の参加によって、その「経営」に対して社会的な制御を与えていくとするものであった。「国家」(=「社会的所有」)による上からの全一的な「管理と計画」ではなく、自立した諸経済主体による社会的な制御としてのその概念の見直しである。

この段階では「旧社会主義から市場社会主義へ」ということと「資本主義から市場(をつうじる)社会主義へ」ということとが重ね合わせて論じられることが多い。そのさい共通していたのは、経済主体(労働者、企業、消費・生活者)が自立的に効率的に行動するためには、市場化が生産手段(資本)と労働の間にも及ばなければならなくなるということであり、その普遍的な存在と利用をベースにして「労働」・「生活」あるいは「社会」・「自然環境」の側から社会的な制御を与えていくとする枠組みであったといえよう。

そのうえで、それが社会主義的な方向性をもつという所以が、資本主義よりも一歩進んだ社会経済的平等化の追求というところに置かれていこうとした。まずは「利潤」の分配におけるいっそうの平等化→その過程をつうじて「所得の平等化」から「資産・所有の平等化」へ向う。「利潤」についての分配の平等→さらには「労働」についての分配の平等→「欲求」充足についての分配の平等という段階的なアプローチによって、経済社会の内部から主体の自立性・自由と平等性を陣地戦的に積み上げていこうとする新たな民主主義的変革

の路線にそうものであった。

## (2) 自立した諸主体の間をつなぐ「社会的な制度」

2つ目のポイントは、「国家」による指令的な計画化に替わる新たな社会的統合のあり方であるが、その特徴を明らかにするために、80・90年代に「市場社会主義論」と併行しながら再興しつつあった「現代市民社会論」の枠組みを重ね合わせて見ておくことにしたい。

後者の共通の枠組みとして、ハーバーマスの二元論的な社会構造論にもとづく「生活世界」(後に「市民社会」と「システム」(「国家」と「経済」との区別ということが、その基礎に置かれていたといわれる。そのことによって、一方では、近代市民社会の肯定面、自立した主体者の出現の条件を明らかにできるが、他方では、その否定面、「国家」と「経済」によって「生活世界」が歪められ「物象化」「植民地化」されていく現実にも批判的に接近しうるからである。「現代市民社会論」の特徴は、ハーバーマスとは違って、「国家」や「経済」による「物象化」「植民地化」から「市民社会」を防衛するという側面だけでなく、逆に攻勢的にそれらに働きかけ民主主義的な変革を加えていくという方向性を強調しようとするところにあった。また、「市民社会」と「経済」との関係をいっそう具体的に展開していこうとするところに深化がうかがえ、一方での「市民社会」と他方での「経済」「国家」との間に「経済社会」なる仲介概念(企業などの「組織や共同団体」)が置かれていっそうの具体化が図られていこうとしていた(例えば、コーエンとアラート)。そのさい、それらを繋ぐ共通の媒介環とされたものが、諸主体の自由と民主主義的な権利の「制度」=「人と人との相互作用と調整にかかる規範や規則が、自立した諸個人の平等な水平的な相互関係のうえに築かれたもの」というところに枠組み全体の基本的な特徴がみられた。「市場社会主義論の第5段階」と同様に、企業や組織の内実に焦点が合わされて民主主義的変革が展開されていこうとしていたの

であるが、そのさいの人と人との間の新たな「制度」の「自立—平等」的特質が肝要であろうと考える。

その企業組織における「所有」・「経営」の主体と「労働」・「生活」の主体の相互関係についても、それぞれの自立性を認めたうえでの権利の「制度」として展開されていかなければならないであろう。『資本論』でいわれるよう、「労働力」商品の売買をめぐる交換過程と労働・生産過程における「権利」(労働力の使用の権利)対「権利」(労働力の再生産=人間らしい労働や生活の権利)の争いでは「力がことを決していく」、自立した労働主体による「結社(アソシエーション)」や労働組合」の力に拠り、「国家権力」と「工場立法」などの媒介をひき出し、資本の「所有権」「経営権」に対抗して「労働権」と「生活権・生存権」さらに「社会権」をめぐる社会的な制度が確立されていく。ひとつの企業組織のなかでの「所有」=「経営」=「労働」「生活」の直接的な結合(自主管理型)をつうじではなく、メインの置き方としては労働・生活の規準(ノルム)・規則(ルール)、それをめぐる「社会的な制度」を押し上げていくことによって「利潤一資本」を制約し制御を加えていく、という論理である。それは、生活的・社会的・文化的な「組織・団体」についても、「自由—平等」のある社会的なレベルに照応する「規準」・「規則」、権利の「制度」を媒介にして、企業組織と相互に連動的な関係を展開していくことが可能になる、という開かれた枠組みをもつものであった。

そのうえで、「国家」による統合についても、これまでのような上からの全一的な計画・管理とは異なるし方が展開されていかなければならない(例えば、ジェソップ)。かつての「ケインズ主義的国家」や「ソビエト型国家」の下でのような「指令的調整のヒエラルキー」による直接的介入が破綻するもとで、「市場的調整のアナーキー」と「自己編成のヒエラルキー(主体間のネットワーク)」のような水平的な次元、主体間の権利と権利の水平的な関係が展開されていく場がより優位に形成されてくるようになる。そして、これらの諸

ガバナンスをガバナンスしていく「メタガバナンス」における国家の新たな役割（経済社会的な面での）は、なによりも「コミュニケーション」型の性格をもつものとなり、ガバナンスの基本規則と調整体制（ノルムとルール、それをめぐる制度）を整えること、上の3つのガバナンス様式の統一性を維持することに置かれるようになる。

その後「体制転換」から10年ほど経って21世紀に入った頃から、新古典派経済学にもとづくマネタリズム的政策に対する批判のなかから、「社会的な制度」の構築の課題が提起されてくるようになる。「制度」とは、人と人とのあいだの相互作用と調整にかかわる規範・規準（ノルム）や規則（ルール）で、法令・契約など成文化されているフォーマルな制約、および伝統・慣習・慣例・道徳的規範など固有の文化や歴史に起因するインフォーマルな制約の全てを指すとされる。市場経済は狭い経済的インセンティヴだけでは作動しえないとして、一方では倫理的規範や社会的な信頼・同意や法との相互関係が、他方では伝統的・共同体的社会関係とのつながりが、問われていこうとしたのである。

そのようななかで、「市場交換」を「互酬」および「再分配」と並べて人類史的な視野のもとに相対化して位置づけようとするポラニーの再評価が有力に唱えられてくる。マルクスもまた、『経済学批判要綱』において人類史の3段階を説き、労働と客体的諸条件（「大地 Erde」や「共同体 Gemeinde」）との自然的な結合—労働と生産手段との分離—それらの社会的な再統合のなかで、市場経済と自立した個人の出現を位置づけ、その「価値」範疇が資本と労働の間でどのように関わっていくのかを展開しようとしていた。市場経済の止揚は、そのような「価値」規定を基礎としながら、労働や生活の人間主体の側からする制御、さらには「共同的社会」や「自然・環境」の側からする包摂（「埋め込み」ポラニー）によって、次第に「社会的な使用価値・欲求 Bedürfnisse」の規定が優位に立ってくるような進化的過程をつうじてもたらされていくものなのであろう。藤岡惇報告の

「ポスト国家産業主義」「エコ社会主義」論は、その大きな位置づけを強く留意させてくれるものであった。

### (3) グローバル化と近代的「国家」

#### —「人間」主権の枠組み

さらに「市場経済」化のグローバルな展開は、近代「国家」—「人間」の主権の枠組みを越える新たな課題を提起するようになる、という論点がある（例えば、ネグリとハート『帝国』）。その1つの方向は、「資本主義的生産様式の内部における移行」、労働の変容にそういうものであり、もう1つは、「国民国家の主権の衰退」にともなうものである。

内に向っては、生産過程そのものの変容、産業的な工場労働の役割が減少し、代わって知的労働や情動労働、コミュニケーションや協働が重視されるようになる。物質的生産と非物質的生産・文化・社会的再生産との境界が入り混じってきて、それら全体の「社会的な生」それ自体の生産（「生政治的な生産」）に向いつつあり、経済的・政治的・文化的なものがますます重なり合ってくる。そして、それに対する指令のメカニズムは、これまでのような規律の装置の諸制度（監獄、工場、病院、学校等々）をつうじてなく、市民達の脳と身体の隅々にまで内面化されて、より「内在的に」「自発的に」、脳を直接に組織化し（コミュニケーションシステムや情報ネットワークなど）、身体を直接に組織化する（福祉のシステムや監視された活動など）ことによって、しかし柔軟で絶えず変動するネットワークをつうじておこなわれるようになる、とされる。

他方で外に向っては、グローバルなカネ、モノ、テクノロジー、ヒトの動きは、国境と領土を越え、国民国家は経済的・文化的な交換をますます規制できなくなってきた。近代の国民国家システムによって規定された境界は、ヨーロッパの帝国主義と植民地主義、その内部と外部を分ける礎となっていた。その崩壊は、「帝国主義」に替わる「帝国」という新たな概念によって特徴づけられ、世界全体を包みこむ体制、社会秩序の全域に作用

を及ぼし社会生活の深部にまで力をいきわたらせ、「社会的な生」をまるごと対象とするようになる。そして、指令のネットワークを調節しながら、多様な異種混交的なアイデンティティと柔軟な階層秩序、複数の交換を管理運営する。その管理メカニズムは、「公理系」(多様な場を横切って直接かつ平等に変数や係数を規定し結合する等式や関係性の集合)に徐々にとって代わられる。

このようなグローバルな「市場経済」化にともなう新たな方向性の提起は、20世紀「ソ連型社会」批判の視点とも密接に関るものであった。「スターリン型社会」「20世紀型社会主义」が、近代「国家」・「国民」の主権の枠内に閉じ込められた展開となり、その近代化プロジェクトが、一方では近代的「工業化」「産業化」の追いつき的達成、機械制大工業と「テーラー主義・フォード主義」システムの移設となっていました(大西報告は、これに関する論点を含んでいる)。それが、官僚制「国家」による疎外と結びついて、労働・人間主体の自律的な知識化・文化化、自由な豊かな生の創造性へとつながっていく回路を遮断してしまった。他方ではまた、「一国社会主义」の下で、対外的には「民族主義」「大国主義的霸權主義」の偏向となって、民族の自主権にもとづく眞の協同・「連邦」の成立を妨げたからである。

しかしながら、この新たな「帝国」の権力に対抗していくオルタナティヴについては、いま全く異なる方向が提唱されているように思われる。ネグリやハートらにあっては、近代的「国家」一人権の枠組みが全否定され、国家的な政治体制の枠組みのなかでの革命はあり得ない、いかなる社会性の集団的形態(階級など)も破壊されてマス単位のものに代わる、資本主義に対する直接的闘争、改良ではなく破壊すること、闘争が水平的に連結するのではなく、各々が「帝国」の潜在的中心めがけて垂直かつ直接に叛乱を起す、ということに求められようとする。だが私は反対に、近代の枠組みが乗り越えられる過程においても、「国家」と人権にそくして以上にたどってきたような民主主義的変革の達成がまずは足掛かりとされて

いかなければならないであろう、と考える。「國家」による社会的統合の構造のなかにあって、グローバルな「市場経済」化の作用は、それぞれの次元や領域(通貨—マクロの金融や財政—産業や企業—交通・通信・情報などのインフラ—など)よりも労働・生活、あるいは農業や地域、環境などごとに格差をもって現われる。内外の規準とルールをめぐる制度の共約化は、それそれで異なって進んでいく。そして、各国での「資本」と「労働・生活」主体との間での力関係によって、それらの「底辺への」あるいは「上方への」国際化レベルが新たに構成されていくのではないか、と考えるからである。

これらの具体的な展開は今後の研究に待つとしても、グローバルな「市場経済」化の波に呑み込まれないで、また「民族主義」「霸權主義」の偏向に陥らないで、従来の「国家」一人権の枠組みをグローバルに越えていく方向性を堅持した21世紀社会主义像でなければならないであろう。

### III 「ソ連型社会」と「中国」の評価をめぐって

その評価をしていくさい、21世紀へむけての社会主义像の再構築という現代的課題にそくして、それを構成する以上のような諸要素と方向性がどのようにあるか、あるいは阻害されたか、ということが規準に置かれるべきではないかと考えるのである。なによりも中心軸となるのは諸主体の自立性・自由に関するものであり、経済的次元では「経営」主体の自立性と効率性を基礎に、それを社会的に制御していく「労働・生活」主体の自立性の発展である。そのもとで社会経済的な格差の克服、いっそうの平等化が進められていく。ミクロとマクロの再生産過程においても、価値規定を基礎にしつつ、「労働」「生活」さらには「社会」「文化」「環境」の側からの社会的な制御が次第に優位になっていく。それらの社会的な統合—「国家」のガバナンスにあっても、直接的な介入から、「規準・ルール・制度」による間接的誘導的なものへ

と向う。そして、近代「国家」一人権の枠組みがグローバルに乗り越えられていく、という方向性である。ただ、後進性をかかるところではもうすこし大きな人類史的視野が必要とされ、先資本主義的な「共同体」の諸要素との相互関係が重要なってくる。新自由主義のようにそれらを切り捨ててしまうのではなく、諸制度（フォーマルとインフォーマルな）の「調和」によって諸主体の力を引き出しつつそれぞれの自立化をどう図っていくか、という複合的な課題がでてくるように思われる（中国の「強い国家と制度の調和」といわれる経験）。

このような規準を置いていくとき、資本主義の体制から離脱して社会主義を志向していく移行の時期はかなり長いものになるであろう（かつては周知のように、「国家」＝「社会的所有」の確立が主要な規準とされ、「ソ連」の30年代後半が過渡期の終りとされていた）。そして、その「自由と平等、民主主義」「市場経済」を基礎とした社会主義への民主主義的変革の過程全体をとおして、社会主義を志向する要素と資本主義を志向する要素との対抗が続き、だから再び資本主義の体制に変質したり逆戻りしたりすることもありうる。そのなかでの構造的一断面を切りとってきて固定的に「社会主義である」あるいは「資本主義である」と規定していくし方は正しくないように思えるのである。それらの主張には、いつも反対の要素の存在が批判的に投げかけられることになる。動態的にみてどちらの要素と志向性が全体の構成力となりつつあるのか、そのさいの社会主義の21世紀的内容をなすもの（かつての「国家」＝「社会的所有・計画化」とは違う）を以上に辿ってきたのであり、その要は諸主体の自立化、なかんずく「労働・生活」主体のさらなる自立化・権利の制度化とそれに基づく社会的な制御—いっそうの平等化という方向性をもっているかどうかにある、ということである。

とくに、「旧社会主義」からの移行に関しては、「市場経済」化を基礎として上述のような「21世紀の社会主義」に移行していくさいに生じてくる

「格差の拡大」や「非計画性」という論理次元と、その上で新たに追求されようとする「権利と平等化」や「社会的な制御」への志向性という論理次元とは、区別しながら社会全体の構成力のあり様と展望が論じられなければならないと考えるのである。いま、中国を「資本主義」であると規定する説が増えてきていると云われるが、その多くが「20世紀型」に照らした規準に拘っているように思われる。「市場経済」の導入が始まった80年代「改革・開放」期、その「第2段階」に相応する93年からの「社会主義市場経済」期、しかしその上の「調和的経済発展」（06年12月）戦略による格差や環境の考慮、「労働契約法」（08年1月）「労働争議調停法」（同5月）による「労働」主体の権利の課題提起、金融・経済危機後の「内需拡大」構造への転換、などの方向性とその下での制度化の実質を注目したいのである。今後、おそらく「戸籍制度」に象徴される「農民」主体の権利の改革方向が、ひとつの重要な岐路をしてくるのではなかろうか。「国家」との関りにおいても、これまで「地方政府・郷鎮政府」が「企業」と結びついで「激しい市場競争」と「ハードな予算制約」が組織され、「共同体」的な諸要素・制度との「調和」が良好なパフォーマンスを引き出してきたとされていた。90年代後半以降この関連に変化が生まれてきていると云われるが、その「国家」のガバナンス改革がどのような方向性をもつのか。私はいまの段階で、これらの「社会主義への志向性」が無くなつた、「資本主義」に逆戻りした、とは断定し得ないと考えるのである。経済社会の民主主義的変革を支える政治権力の性格とも合わせて見ていかなければならぬであろうが、「資本主義」の体制から離脱して「社会主義」を志向するようになる社会を、ただちに「社会主義」であるとは云えないとしても、しかし逆に「資本主義」であると規定していくことにも疑問をもつ。いまのところの立場は、移行過程における動態的な規定を持つつ、「非資本主義・非社会主義」説といわれる分類に大きくは属するのであろうか。

（あしだ ふみお 所員）

# ソ連社会主义の経験と教訓

ソ連社会の否定的特質の多くは、社会主义建設の出発点を、生産手段の私的所有の廃絶に求めたことに起因する。社会主义がソ連崩壊後も生きた思想であり続けるためには、そのような変革を導いた資本主義批判についても、根本的再考が必要である。



MORIOKA Masashi  
森岡 真史

## I はじめに

本稿の課題は、ソ連崩壊後20年の時点に立って、ソ連社会をどのようにとらえ、そこから何を学ぶべきかを、改めて考察することである。

はじめに結論を述べれば、政治と経済の両面でのソ連社会の否定的特質の多くは、生産手段の私的所有の廃絶に起因する。しかるにそれは、十月革命の時点で、ボルシェビキだけでなく、より稳健なマルクス主義者を含む多くの社会主义者によって、社会主义社会への移行の出発点をなすと考えられていた変革であった。それゆえ、ソ連崩壊を社会主义思想の終焉と結びつける議論を否定するためには、私的所有の廃絶をめざす立場を導いてきた資本主義批判を、実証的認識と価値規範の両面で克服する必要がある。

第I節では、ソ連社会の基本的特質と、スターリンの工業化政策の帰結について整理する。第II節では、ロシア革命とソ連の歴史的規定をめぐる初期の論争を検討する。第III節では、生産手段の私的所有の廃絶から生じる事態と、この変革を導いた資本主義批判の問題点について論じる。

## II ソ連はどんな社会だったか

ソ連社会の構造的な特徴は、マルクス＝レーニン主義を信奉する共産党が政治権力を独占して、あらゆる社会活動をその統制下に置いていたこと、また、政治権力による支配が、生産手段の主要な部分、とりわけ大規模な耐久設備のほとんど全てに及んでいたことである。

ソ連共産党の独裁と、帝政ロシアの專制とは、前者が生産手段に対する支配を伴っていたのに対して、後者が生産手段の私的所有（および土地の共同体的所有）と市場取引の自由を認めていた点で区別される。帝政ロシアの統治は、農奴解放後もなお多くの面で、きわめて抑圧的であった。しかし、そこでは、私的な生産活動が国家から独立した社会領域を形成しており、専制と闘う人々は、市場の内部で生計を立て、あるいは市場を通じて、組織活動に必要な物資を獲得することができた<sup>1</sup>。これに対して、ソ連では、私人間で構成される市場の大部分は破壊されるか、私人と国営商店の市場に置き換えられ、残存した私的市場も、国家による厳しい監視と介入の下に置かれていた。このような社会には、国家から独立した領域が存在し

ない。専制に対する地下闘争の長い伝統にもかかわらず、ソ連において、共産党独裁に対する組織的な抵抗運動が革命から十数年でほとんど途絶し、崩壊の直前まで復活することがなかったのは、そのためである<sup>2</sup>。組織的な抵抗を根絶し、その復活を阻止する任務は、チェーカー（非常委員会）からKGBに至る政治警察によって遂行された。ソ連の政治警察は、共産党独裁を直接に支える機関として、経済生活を含む全社会領域を監視する巨大な機構と、超法規的な抑圧措置を行使する権限を持っていた。それは、実際に社会生活を完全に支配したわけではないが、そうした全面的支配への意思あるいは要求を体現する機関であった。

国家による生産手段の掌握は、十月革命直後ににおける資本家・地主・私営農民からの実物・金融両面での収奪によって始まり、強制集団化における農民経営および共同体的土地所有の解体によって完成した。最初の変革において、ロシアのブルジョアジーは、生産・流通の組織者の地位と、資本市場を通じた経済への影響力を同時に失い、共同体から離脱して市場向けの生産に踏み出していた農民の耕地は、再び共同体に編入された。強制集団化では、農民の資財・家畜や共同体の所有地は、農民自身とともに、コルホーズに移された。これらの収奪は、すでに長い歴史をもつロシアの資本主義と、その重要な部分をなす農民経営を、人的な扱い手とともに破壊するものであった点で、資本主義の形成過程（本源的蓄積）でみられる収奪とは全く異なる性格を持つ。

ソ連では、国家による生産手段の支配に対応して、生産に関する決定の主要な部分、とりわけ大型耐久設備の利用と拡張に関する決定は、中央機関－部門・地方機関－国有企業の階層を上から下へと流れる行政的指令という形式で行われた。ソ連の経済は計画経済を建前とするが、事前の計画は指令の一部にすぎず、その実行は、具体化・細分化のための、あるいは、計画の不整合、予測の誤り、与件の変化への対応のための、無数の新たな指令と協議を伴っていた。こうした指令と協議は、経済活動の全てを覆うわけではなく、日常の

経済活動、特に原材料や消費財の配分では、個々の国有企業の自律的行動や、公式・非公式の市場取引が、不可欠の調整機能を担っていた。しかしこうした側面から生じる多元性は、資源配分における行政的指令の優位を覆すものではなかった。

国家が設備投資を統制し、市場の機能と範囲を極度に制限したことにより、貨幣の保有は、生産された財貨の入手を保証しなくなり、市場で表明される需要は、生産と投資を方向づける力を失った。これに伴って、利用可能な経済資源の有限性による制約は、貨幣と価格を媒介してではなく、直接に、財貨の不足および財貨の獲得をめぐる（国家が定めた優先順位の範囲内での）諸機関・諸企業・住民間の競争という形で発現した<sup>3</sup>。

ソ連経済において生産と投資を方向づける規定的な要因は、有効需要ではなく、国家の政治目的であった。経済活動は、政治目的を達成する手段の一つという意味で、政治に従属していた。住民の消費欲求の充足は、国家（共産党指導者）がその政治的必要性を認める程度に応じてのみ、計画の策定と実行に影響を及ぼす要因となりえた<sup>4</sup>。

経済の政治への従属に伴って、政治犯罪の範囲は著しく拡大した。人々の経済行為は、何ら政治的意図を持たなくとも、指令に違反し、あるいは指令の遂行を直接・間接に妨げるものであるならば、政治警察による取締や弾圧の対象となった。特に、内戦期および集団化の時期には、国家への供出を拒否して自分の穀物を市場で売ろうとした農民は、階級敵とみなされ、苛酷な処罰を受けた。禁止される行為の範囲はしばしば突然に変更されたから、統制が緩和された状況においても、住民は、自らの経済行為の合法性や政治的安全性に、強い確信を持つことができなかつた。

スターリンが、国家の経済に対する支配権を、重工業部門の創出とその急速な拡張という方向に（この支配権そのものの拡大を伴って）振り向いたことは、ソ連の歴史において、多くの点で決定的な意義を持つ出来事であった。第一次五ヶ年計画は、生産設備の集中的な建設だけでなく、消費水準の急速な上昇をも盛り込んでおり、農民との関

係では、ネップの継続を前提していた。しかし、重工業の拡張が消費の増大やネップの維持と両立しないことが判明したとき、スターリンは、重工業の拡張を強行するために、軽工業への投資を後回しにし、強制的な穀物徵發を復活することを、また最終的には、農民経営を解体して強制的に集団農場に編入することを決断した。集団化に伴って追放された数百万の農民家族は、極寒の地に設立された収容所で建設作業に従事した<sup>5</sup>。これは、強制収容所がその管理機構（グラーグ）とともに急激に膨張し、階級敵の隔離・制裁・矯正に加えて、建設計画の遂行においても重要な役割を担う転機となった。1920年代末からの政治的弾圧の拡大は、以上の転換と密接に関係している。というのも、これらの弾圧の多くは、名目的には、五ヶ年計画の遂行に対する「妨害・破壊活動」の一掃を目的としていたからである。

ブハーリンら共産党内のネップ擁護派の存在が示すように、スターリンが上のような決断を行ったことは、マルクス＝レーニン主義の教義だけでは説明できない。五ヶ年計画がネップの終焉と強制集団化をもたらしたのは、スターリン自身にとっても意図せざる結果であった。とはいえ、富農を未来の資本家として警戒・敵視する点や、生産の大規模化と機械化を無条件に農業生産の進歩とみなす点で、この教義が、現実に生じた事態の事後の正当化に果たした役割は大きい<sup>6</sup>。

五ヶ年計画は、それに伴うあらゆる犠牲にもかかわらず、重工業設備を短期間で大量に、辺境地域を含めてソ連全土に建設するという点で、めざましい成功を収めた。スターリンはこの成果を、生産力発展の速度という面での社会主义経済の優位性の証明として誇示した。レーニンの時代にはロシアの工業は崩壊状態にあり、ネップ期の復興は市場と私的部門に依拠したものであったから、五ヶ年計画以前には、ソ連には生産面で革命の成果として誇れるものはなかった。五ヶ年計画によってはじめて、ソ連の計画経済は、急速な工業化を可能にする体制として国際的にも広く注目を集めようになったのである。

しかし、ソ連の威信を高めた第一次五ヶ年計画における拡張のテンポは、利用可能な生産資源や住民の消費水準との関係で、もともと持続が困難なものであった。また、集団化がもたらした破壊と荒廃（その帰結としての大飢饉）によって、農業部門から一方的に収奪を続けることは不可能になってしまった。このため、五ヶ年計画の末期から、消費、品質、効率性への関心を高め、行政的配給を国営商店に置き換え、農民に小規模な家畜・菜園の保有や余剰穀物の販売を認める改革が開始された。このような改革は、その後も断続的に繰り返されたが、私的商業は復活を許されず、市場の範囲と機能は、狭小なままにとどまった。

ソ連の拡張計画は、第二次五ヶ年計画以降、徐々に野心的なものではなくなり、計画達成を追求する真剣さも（指令機関と実行機関の双方で）低下した。この傾向は、スターリンの死後、収容所の縮小・廃止を含めて、政治的抑圧を緩和する一連の措置がとられ、農民が国家による最低限の生存保証の対象に組み入れられるようになったことと無関係ではない。設備拡張の減速と政治的な稳健化は、住民を極度の緊張と恐怖から解放し、生活の改善と消費社会の萌芽的形成を可能にした。しかしこれらの変化は、共産党が人々の社会生活を統制することの必要性と正当性への確信を堀り崩す効果も持っていた。

### III ソ連は社会主义社会だったか

ソ連の体制は、はたして、社会主义体制であったのか。十月革命後の論争の検討を通じて、この問題を考えてみよう。

十月革命の時点で、マルクス主義者の間では、次の2点についてほぼ共通の認識があった。

(1) プロレタリアートによる革命的独裁と、生産手段の資本家からの収奪およびその国有化は、社会主义への移行の出発点であり、将来生産がより協同的・連合的に組織されるとしても、まずは国家への集中から出発する必要がある。

(2) 社会体制としての社会主义は、資本主義が達成した高度な生産力から出発する歴史段階である。それゆえ、ある国が社会主义に向かっているだけでなく、すでに社会主义社会であると言えるためには、少なくともその生産力の水準は、先進資本主義国を上回っていなければならない。

これらの認識によれば、プロレタリア独裁下での生産手段の国有化は、資本主義の時代と、社会主义への過渡の時代を区切る決定的な変革ではあるが、社会主义の確立を意味するものではない。

十月革命後、マルクス主義者はまず、「ロシアのように資本主義発展が立ち遅れ、農民が人口の圧倒的多数を占める国で、プロレタリア独裁による社会主义建設は可能であるか」という問題をめぐって対立した。メンシェヴィキは、十月革命は、社会発展の段階を飛び越えようとする時期尚早の試みであると考えた。これに対して、レーニンは、ロシアの後進性を認めながらも、そのことによる制約は、より先進的な国々における革命との結合、とりわけドイツで革命が勝利した場合に期待できる援助によって克服可能であるとして、十月革命の歴史的正当性を主張した。レーニンが『帝国主義論』を経て、「四月テーゼ」で到達したこの認識は、トロツキーが、第一次ロシア革命（1905年）の直後に書いた著作で展開していた議論と、基本的に一致するものであった<sup>7</sup>。

ところが、当初の期待に反して、ソヴェト権力は、国際的孤立の中で、単独で社会主义建設に取り組まなければならなくなってしまった。レーニンの死後、その後継者たちは、先進国革命の遅延がソ連に及ぼす影響の評価をめぐって対立した。こうして展開されたのが、一国社会主义論争である。その争点は、「西欧の労働者からの援助は、ソ連における社会主义建設の継続に不可欠であるか」という点にあった。スターリンは、ブハーリンとともに、たとえ西欧で革命が起きなくとも、ソ連一国で社会主义への前進を続けることは十分可能であると主張した。これに対して、トロツキーは、西欧での革命の立ち遅れは、ロシアの生産力水準の低さによる制約を、経済発展における私的部門への依

存の強まりを通じて顕在化させると警告した。

ネップの長期的継続という点で晩年のレーニンに最も忠実であったブハーリンは、社会主义建設を、農業における私的蓄積の進展と、農民による社会主义の段階的受容に歩調を合わせた、「亀の歩み」として描いた<sup>8</sup>。スターリンは当初この構想を支持していたが、トロツキー派の一掃後は、急速な重工業化を推進し、その障害となるネップの枠組みを破壊した。この過程で、スターリンは、社会主义体制についての従来の共通理解に二つの変更を加えた。一つは、集団化により、生産手段の国有化・社会化がほぼ完了したことを使って、ソ連における社会主义体制の確立を宣言したことであり、もう一つは、社会主义体制の優位性を、資本主義に比しての生産力の絶対的水準にではなく、生産力発展の速度に求めたことである。

ソ連はすでに社会主义社会であるというスターリンの命題は、マルクス＝レーニン主義の公式の教義となり、ソ連共産党だけでなく、世界のマルクス主義者の多くによって受け入れられた。トロツキーは、従来の立場を曲げることなく、生産力の水準における優位なしに社会主义の確立はありえないとしてスターリンを批判し、五ヶ年計画後のソ連を、資本主義に後退する可能性をなお残した「過渡的」な社会と特徴づけた。ただし、トロツキーは、ソ連社会における「官僚主義的歪曲」を激しく攻撃しながらも、五ヶ年計画の成果は高く評価しており、集団化による農業の破壊についても、その原因是、集団化が綿密な準備なしに強行されたことにあると考えていた<sup>9</sup>。

スターリンの新たな命題は、確かに、より豊かな内容をもつ社会主义社会の概念を、それに向けた移行の出発点にすぎない要素に還元してしまう面を持っている。しかし、生産手段の私的所有の廃絶は、完成した社会主义社会との関係では出発点にすぎなくとも、資本主義社会との関係においては、社会主义への過渡期の開始を告げる変革である。したがってスターリンは、社会主义と無縁なものに社会主义の名を冠したわけではない。

スターリンの見解が新たな教義となるにあたつ

ては、その政治的権威と並んで、五ヶ年計画が果たした役割も大きい。現実に社会主义建設が着実に進行し、生産力の急速な発展という面でその優位性を發揮している（ように見える）状況において、「社会主义に向かう社会」と「社会主义社会」の区別が、さほど重要な意味を持たないと考えられたのは、理解しうることである。

一方、革命的社会主义の批判者の一部は、革命の直後から、ソ連を地上で実現可能である限りでの社会主义社会とみなしていた。これは、プロレタリア独裁と生産手段の国有化から出発して、マルクス主義が想定するような自由と豊かさに満ちた社会に到達することは、（ロシアであれ、他のどんな国であれ）、決してありえないという理論的考察から導かれた認識である<sup>10</sup>。

戦後、スターリンの呪縛から解放されたマルクス主義者の間では、トロツキーの再評価に伴い、ソ連を社会主义社会とみなさない見解が広がり、種々の新たな規定が提唱された。また、ネップの擁護という面で、ブハーリンに注目する議論も現れた。しかし、これらの議論では、プロレタリア独裁下での生産手段の国有化という出発点の正しさは疑われず、レーニン以降に「誰がどこで道を誤ったか」が問題になったにとどまった。

以上のように、初期の論争においては、多くの対立点にもかかわらず、ソ連が、〈当時のマルクス主義者の多くが社会主义への移行の出発点と考える変革を達成した社会〉であるという点について、広範な一致が存在していた。それゆえ、上の意味で、ソ連を社会主义社会と呼ぶことには、正当な根拠がある。問題とすべきは、スターリンによって「めざす」と「である」の区別が除去されたことではなく、社会主义社会の建設のためには、まず生産手段の私的所有の廃絶が必要であるという認識が広く共有されていたことである。

#### IV 変革論への教訓

ソ連社会の否定的特質の多くは、生産手段の私的所有を廃絶し、私的所有を経済から排除すると

いう変革を断固として実行したことに起因する。その理由は次の通りである。

(1) この変革は、既存の法秩序を根底から覆す政治的暴力ぬきには達成できない。それゆえ、私的所有の廃絶を実行に移すことができるのは、合意や形式的正当性に拘泥せず、革命の勝利のためににはどんな手段をとることも辞さないという、強固な意思と行動力を持つ政治集団だけである。レーニンは、自らの政治思想および他党派との激しい闘争を通じて、共産党をそうした政治集団に作り上げ、スターリンはそのなかで台頭した。

(2) 私的所有の廃絶において、制度に対する攻撃と、所有者たる資本家・地主に対する攻撃を切り離すことは不可能である。このため、革命の時点で所有者であった人々は、革命への態度にかかわりなく革命権力による迫害の対象となり、さらに、そのことによって、財産を失った後も、革命権力に敵意をもつ危険な集団とみなされる。このような革命前の階級に基づく抑圧と差別は、それ自体として、法の下の平等を不可能にする<sup>11</sup>。

(3) 私的所有の廃絶は、一回の収奪では完結しない。最初の変革で達成された状態を維持するためには、私的所有の再形成を阻止し、またそれを許容せざるをえない領域では、その拡大を抑止する必要がある。ところが、人々の経済行動は、その自由度の大きさに比例して、こうした関係を形成する傾向をもつ。したがって、国家は、人々の言論や思想だけでなく、日常的な経済行為を含む社会生活の全体を監視しなければならない。

(4) 主要な生産手段が国家によって支配され、市場の範囲と機能が著しく制限された社会では、多少ともまとった量の物的資源の投入を伴う活動は、国家を通じてのみ、あるいは、国家権力を独占する共産党の許可の下でのみ、行うことができる。それゆえ、政治の領域では、権力から独立した社会運動を組織する余地はなく、学問・芸術の領域では、国家による有用性（無害性）の認定に依存しない研究や創作を行う余地はない。

(5) 私的所有を廃絶し、市場を排除することは、①価格による費用計算および流通・金融による仲

介機能の退化を通じて資源配分の効率性を低下させ、②生産に関する決定が政治的決定の一部となることを通じて、需要と生産の結びつきを切断し、③新結合を試みる機会と誘因の消滅を通じて、私的創意の発揮を妨げる。経済資源を特定分野に集中的に配分できるという利点は、これらがもたらす負の作用に見合うものではない<sup>12</sup>。

今日、社会主義・マルクス主義を論じる人々の間では、生産手段の国有化を、社会主義への移行の出発点とみなす立場は、もはや支配的ではない。このことは、歓迎すべき変化である。しかし、生産手段の国有化が必要であるという命題は、資本主義についての特定の批判的認識から導かれたものであり、それゆえ、変革論において生産手段の国有化を否定するのであれば、その前提にある資本主義批判もまた問い合わせ直す必要がある。一方で生産手段の国有化をめざさないしながら、他方で、生産手段の私的所有や利潤追求を敵視し、その廃絶の必要を強く示唆するような資本主義批判を説き続けるのは、責任ある態度とは言い難い。

マルクスに依拠した資本主義批判では、「利潤のための生産」の体制である資本主義が、「人間欲求の充足のための生産」の体制である社会主義と対置される。しかし、この対置は正しくない。なぜなら、「利潤のための生産」とは、〈市場で表明される欲求のための生産〉にほかならないからである。既知の確定的な欲求の充足に関しては、営利的方法と非営利的方法の優劣は、検討に値する問題である。しかし、広範囲にわたり、絶えず変化し、事前に確定していない人々の欲求を、迅速かつ効率的に充足する方法としては、「利潤のための生産」に代わるべきものはまだ見出されていない。支払能力を伴わない欲求が市場において無視されることは事実だが、それは利潤追求ではなく、人々の間の所得分配のあり方に関わる問題である。

利潤のための生産においては、個々の企業およびそこで働く労働者は、欲望の充足をめぐる競争の圧力を受け、不安定な状況に置かれる。これは、根本的には、人々が生産者の努力や苦労に関わりなくより安くより質が高い（と評価する）商品を

選択すること、そして、欲求の範囲や対象が不斷に、しかも予測不可能な形で変化してゆくことの帰結である。これらの前提の下では、生産と欲求充足の結びつきが強まるほど、競争の圧力は増し、生産者の立場はより不安定となる。それゆえ、欲求の専制というべき事態をそのままにして、利潤追求や競争のみを批判することはできない<sup>13</sup>。

従来の資本主義批判の再考は、市場や利潤の機能についての学問的な認識だけでなく、社会変革の規範という面でも必要である。マルクス主義は、公式の理論では、生産手段の私的所有の消滅を社会発展の必然的法則とみなしたが、実践運動では、生産手段の私的所有とそれに基づく不労所得の取得を、社会的な悪として攻撃した。このような私的所有に対する規範的批判は、〈人は誰でも自分の労働によって生活しなければならない〉という普遍的労働義務の規範から導かれたものである。労働義務の規範に照らせば、財産の所有によって労働を免れる（また他人の労働を支配する）ことは、道徳的な罪悪であり、それを合法的な行為と認める経済制度は、正当性を持たない。

労働義務規範は、生産手段の私的所有の承認を不可能にすることに加えて、働くことを人々の生存の条件とみなし、「働くのに働かない人」の存在を許容しない点で、規範として重大な問題をもつ。この側面を強調すれば、それは、国家が恣意的な基準に基づいて、特定の人々を「働くのに働かない人」と断定し、強制的に労働させることを正当化する論理となりうる。現実に、ソ連では、十月革命の直後から、「働く者食うべからず」の原則が掲げられ、レーニンの直接かつ執拗な関与のもとで、旧有産者や反革命分子とされた人々に肉体労働を強制する制度が構築された。スターリン時代を特徴づける巨大な「収容所群島」の起源は、これらの制度にある。

歴史的にみると、社会主義とは、次の二つの規範を追求する思想であった。一つは上述の労働義務の規範であり、もう一つは、人は誰でも人間にふさわしい生存と発達の基本的条件を保証されるべきであるという、生存・発達の権利の規範であ

る。両規範には独立性があり、両者の相対的比重によって、社会主義思想は異なる位相を持つ<sup>14</sup>。不労所得の廃絶による労働義務の普遍化により大きな価値を認める人々は、生産手段の私的所有の廃絶をめざす社会主義の革命的潮流を形成し、生存・発達権の規範を優先的に追求する人々は、私有財産制の廃止ではなく改革を要求する社会主義の改良主義的潮流を形成した。生存・発達権の規範は、社会改良に積極的な自由主義者にも共有されて、しだいにその影響力を拡大し、今日では国際社会において、自由権や民主主義と並んで、普遍性をもつ規範の地位を確立している。この規範が現在、特に社会主義的な規範とはみなされていないのは、そのためである。

社会主義思想は、ソ連の崩壊とともに終焉したのだろうか。社会主義を、労働義務の普遍化をめざす思想とみなすならば、この主張は正しい。ソ連の歴史は、生産手段の私的所有の廃絶がもたらす事態を、悲劇的な形で明らかにした。しかし、社会主義が、生存・発達権の普遍化をめざす思想でもあったことを認めるならば、答えは否である。上述のように、この規範は、原理としては、すでに多くの国で承認されており、具体的な制度化も多方面で進んでいる。このような承認と制度化の進展は、生存・発達権の規範に基づく社会運動（その一部はマルクス主義者によっても担われてきた）が、民主主義的合意に基づく漸進的改革の積み重ねを通じて達成してきた偉大な成果である。この側面では、社会主義は終焉していない。

とはいえる、以上の議論に、言い訳めいた響きがあることは否定できない。そう感じられる最大の理由は、社会主義者のなかに、労働義務規範へのこだわりや利潤追求に対する敵意が根強く残っていることにある。社会主義は、生存と発達の権利を擁護し、この権利のより高い水準での実現をめ

ざす持続的な運動を支える思想として、ソ連崩壊後においても、なお大きな役割を果たしうる。しかしそのためには、社会主義者は、生産手段の私的所有の廃絶をめざす運動を導いてきた古い資本主義批判を、自覚的に克服しなければならない。

## 注

- 1) R. Pipes, *Russia under the Old Regime*, 1977.
- 2) B. D. Brutkus, *Sovetskaya Rossia i sotsializm*, 1995.
- 3) J. Kornai, *The Socialist System*, 1990.
- 4) B. D. Brutkus, *Economic Planning in Soviet Russia*, 1935; A. ノーヴ（石井規衛他訳）『ソヴェト経済史』, 1982年。
- 5) R. Gregory and V. Lazarev, *The Economics of Forced Labor: the Soviet Gulag*, 2003.
- 6) 溪内謙『スターリン政治体制の成立』全4巻, 1970-86年。
- 7) I. ドイッチャー（山西英一他訳）『武装せる預言者トロツキー』1964年。
- 8) S. F. コーエン（塩川伸明訳）『ブハーリンとボリシェヴィキ革命』, 1979年。
- 9) L. トロツキー（藤井一行訳）『裏切られた革命』, 1992年。
- 10) L. Pole, *Kapitalismus und Sozialismus*, 1919; L. Mises, *Die Gemeinwirtschaft*, 1922; B. D. Brutkus, *Sotsialisticheskoe khozaistvo*, 1923.
- 11) 森岡真史「ロシア革命における『収奪者の収奪』」『立命館大学人文科学研究所紀要』第76巻, 2001年。
- 12) (3)-(5)の点は、すでに1880年代に、先見的な批判者によって的確に予見されていた。森岡真史「経済体制論争の開幕：シェフレヒルロワ-ボーリュー」『立命館国際研究』21巻3号, 2009年。
- 13) R. Reich, *Supercapitalism*, 2007.
- 14) 森岡真史「社会主義の過去と未来——科学・闘争・規範」『季刊経済理論』第48巻1号, 2011年。

\*本研究は日本学術振興会科学研究費補助金による研究成果の一部である（課題番号19530174）。

（もりおか まさし 所員 立命館大学）

# ソビエト経済における生活生産手段の二分割所有ウクラードの成立と崩壊—21世紀の新たな社会主義展望—



AOYAGI Kazumi  
青柳 和身

## I 社会主義の二つの理念

ソビエト経済の成立と崩壊の歴史に関連して、マルクス主義には二つの社会主義理念による捉え方がある。一つは世界革命的社会主義論であり、高度な資本主義的生産力発展の歴史的完了を前提として、世界的体制としてのみ成立可能な経済であるとする理念である。この理念によれば、1936年のソビエト憲法による社会主義経済体制の「成立」宣言は僭称であり、先進資本主義の生産力水準を最後まで達成しえなかったソビエト経済は社会主義以前の特殊な経済制度ということになる。この世界革命的社会主義論はマルクス、エンゲルスおよびレーニンやトロツキーを含むボルシェビキ的マルクス主義者に継承されたが、スターリンを含むソビエト・マルクス主義には継承されなかった（渢内譲1992『歴史の中のソ連社会主義』岩波書店、39、40、59）。この理念によれば、ソビエト経済の崩壊と私的資本主義経済への発展的移行は、この理念による歴史認識の妥当性を証明したことになる。

もう一つは所有制度的社会主義論であり、「生産手段」の社会的所有と「生活手段」の個人的所有

との二分割所有制の実現を社会主義経済の本質的特質とする理念である。この理念によれば、生産手段の公有化（国有化および協同化）が国民経済において支配的形態になったとされる1936年段階のソビエト経済は（渢内1992、16），政治的な歪曲が存在したにせよ、経済制度としては社会主義体制が成立したことになる。1936年以降のソビエト経済の実態にたいする評価の相違を別にすれば、この二分割所有制的社会主義論はエンゲルス<sup>1)</sup>、レーニン、スターリンを含むソビエト・マルクス主義およびその後の多くの20世紀マルクス主義に継承され、現代マルクス主義にも影響を及ぼしている理念である。

しかしソビエト経済の歴史はこの二分割所有のウクラード（部分的労働様式）としての成立と崩壊の歴史にすぎず、総労働過程としては二分割所有の全体的体制化による「社会主義」経済の実現は不可能であることを実証した。本稿ではこの20世紀の歴史的経験を踏まえて、高度に発展した現代の先進資本主義の内部に出現しつつあるポスト資本主義的な歴史的特質の検討にもとづいて、新たな社会主義展望について世界革命的視点から考察する。

## Ⅱ 生活生産手段の経済的流動化とソビエト経済における第2経済の発展

マルクスは『資本論』の「労働過程」論の中で、生産手段と生活手段との相違について検討し、生活手段としてのブドウとブドウ酒の生産手段としてのブドウとの例を引きつつ、物の多様な属性が生活手段と生産手段との流動化をもたらしうることを指摘して、次のように総括している。

「ある使用価値が原料として現れるか、労働手段として現れるか、生産物として現れるかは、もっぱらその使用価値が労働過程で果たす一定の機能に、その使用価値が労働過程において占める位置に依存するものであって、この位置が変わるために上記の諸規定が変わるのである」(マルクス 1997『資本論』第1巻、新日本出版社、312)。

したがってある使用価値が家事労働過程の対象・手段であれば「生活手段」であり、小経営的労働過程の対象・手段であれば小経営的「生産手段」であり、大企業（国有企業や資本主義的大企業）の労働過程の対象・手段であれば、大企業的「生産手段」であり、同一の使用価値が生活手段と多様な経営形態における生産手段との間を流動的に移行して、諸使用価値の「新結合」形態を構成しうること（シュムペーター1977『経済発展の理論』上、岩波書店、50-52、180-193、マルクス1997、834参照）、したがって諸使用価値を「生産手段」と「生活手段」とに固定的に分割できないことが指摘されている。この流動的使用価値を生活手段と生産手段との両者の機能を包括するものとして「生活生産手段」と規定しよう。

ソビエト経済では生活生産手段の流動性が、特殊な恒常的流動化形態として広範に普及したが、それは「生産手段」と「生活手段」との二分割所有を制度化するために公有化企業以外の自由なアソシエーション社を権力的に抑圧した結果であったことは歴史の皮肉である。生産手段と生活手段との相互移行としての流動性は生産力や生活様式の不断の変

マルクスは『資本論』の内的論理としては、生産手段と生活手段との流動性を経済学的に認識していたが、この流動性が未来社会の経済にいかなる特質をもたらすかという問題については立ち入った考察をしていない。マルクスは「共同的にのみ使用されうる労働手段」(マルクス 1997, 1300)の発展によって、農業を含め全産業における大規模協業の発展が必然化するという想定をしたが、その際個人的労働手段としての機械の発展は想定されていなかった<sup>3)</sup>。また農民の家族経営における土地や家畜は生活手段と生産手段としての機能を融合しているが、この生活生産手段の集団化による強制的二分割所有化もマルクスやエンゲルスの想定外の問題であった(渓内 1992, 41-42)。スターリン時代以降のソビエト社会では、エンゲル

スの未来社会における一夫一婦婚家族継承論（『マルクス＝エンゲルス全集』第21巻、86）を前提として「ソビエト家族」の強化政策が推進されたが<sup>4)</sup>、これによって家族的労働と家族的所有という私的家族的利害が強化され、これが生活生産手段の私的蓄蔵と私的交換（贈与的交換を含む）を内包する第2経済の発展のもう一つの社会的条件となつた。この排他的一夫一婦婚家族の強化による私的家族的利害の強化もマルクスの想定外の問題であった（青柳和身2009/2010「晩年エンゲルスの家族論はマルクスのジェンダー認識を継承しているか」『岐阜経済大学論集』第43巻1~3号、3-6, 35-44）。

ソビエト経済のような生活生産手段の二分割所有ウクラードの成立と崩壊の要因について、マルクスの想定外の歴史的事態を考慮に入れつつ、史的唯物論的に検討しよう。軽工業や重化学工業が国民経済の中で決定的比重として存在した「工業化」段階の国民経済においては、機械が大規模協業手段としての機械制大工業形態として発展した。手労働や非機械的労働を中心であった家事労働やサービス労働の分野には機械は普及しておらず、この段階では、農業や流通分野を除き、工業分野を中心として経済全体を捉えるかぎり、生産手段としての機械と生活手段としての道具とを使用価値によって固定的に二分割する経済的根拠があった。重化学工業の経済的比重の増大とそこにおける巨大工場の発展は、シュンペーターのような非凡マルクス経済学者でさえ、未來の経済を大規模な生産手段体系の社会的所有を基礎とする社会主義経済と捉える経済観を受容させる生産的要因となった（塩川1999, 98-105, 石井規衛1995『文明としてのソ連』山川出版社、233-249参照）。しかし農業生産力や工業生産力の発展による両者の社会的必要労働比重の低下は、手労働中心の家事労働と非機械的労働を中心とするサービス労働との社会的必要労働比重を増大させ、その結果両者の労働分野に個人的労働に適合的な機械や個人的労働に適合的な機械的システムを内蔵する労働容器（住宅やサービス労働設備等）を発展させ、また農業経営においても内燃機関による個人的労働に適

合的な農業機械の普及による個人経営を発展させた。このような「ポスト工業化」期において機械制労働が家事労働を含む全経済機構において確立した段階では、「生産手段」と「生活手段」との固定的区別は成立しえなくなる（青柳2010, 313-316, 482-483）。ソビエト経済における生活生産手段の二分割所有は、「生活手段」の道具段階を前提とした「生産手段」の大規模機械化段階に、公式経済ウクラードとして成立したが、私的家族的利害の強化と個人的機械の発展にもとづいて、私的「副業」経済や私的交換経済としての第2経済の発展と買物行列労働を含む私的家事労働の増大による私的労働の社会的膨張をもたらし<sup>5)</sup>、それが二分割所有にもとづく公式経済ウクラードの最終的崩壊をもたらしたと言える。

### III 剰余労働搾取の究極的矛盾 の発現としての少子化と資本主義的蓄積の終焉

20世紀末の先進資本主義に成立した家事労働を含む機械制労働の全機構的確立による新たな事態は、『資本論』の「資本主義的蓄積の歴史的傾向」論の再検討を要請している。なぜなら現代農業における個人経営の発展や生活的サービスを供給するサービス産業の地域分散的発展による小企業の増加および工業労働の経済的比重の低下の結果、生産手段の集中による大規模協業化を資本蓄積の必然的発展傾向とすることはできなくなっているからである。また資本の蓄積過程は総労働力人口の増加を必要条件としているが、現代の先進資本主義における少子化傾向はこの条件にも根本的変化をもたらしており、これが資本蓄積を通じた未来社会への移行論の根本的再検討を要する新たな決定的事態となっているからである。

マルクスは『資本論』の「絶対的剰余価値の生産」論の中で、剰余労働搾取による必要労働への圧迫が、人口停滞や人口減少をもたらし、それが資本にとって「“大洪水”」的破局をもたらす可能性について言及している（マルクス1997, 463）。

さらに「資本の蓄積過程」論では、人口が激減したアイルランドの事例を取り上げて、もし発展した資本主義国で同様な事態が生じたら、資本の「失血死」による「破壊的結果」をもたらすと指摘し、「死んだ労働」としての資本価値を賦活する「生きた労働」源泉としての労働力人口の問題の決定的重要性を強調している（マルクス 1997, 396, 1198, 1202, 青柳 2010, 278）。『資本論』では人口再生産問題の専門的検討は直接の検討課題とはなっていないが、資本蓄積の現代的特質の検討には、人口再生産問題の検討が決定的に重要な問題となっている。なぜなら労働力人口の停滞化や減少の場合、使用価値の生産拡大は可能であったとしても、総労働時間と総労働力人口の拡大再生産的配置が不可能化することによって、剩余価値の蓄積による総価値生産の拡大再生産は不可能になるからである（青柳 2010, 161-169, 275-285）。

現代資本主義は長時間の低賃金労働による剩余労働強制が未来の剩余労働基盤としての次世代再生産的必要労働と直接対立化し、現在の剩余労働搾取と未来の剩余労働搾取との直接対立化をもたらしている。その必然的結果としての少子化すなわち貧困少産化（人口再生産基準以下への低出生率化）は現代世界において不可逆的傾向として進行し、2007年時点で少子化は世界人口の43%を占める諸国にまで広がっている（青柳 2010, 490）。少子化という現在の剩余労働搾取と未来の剩余労働搾取との対立関係の出現は、資本主義社会の究極的矛盾の発現であるだけではなく、およそ剩余労働と必要労働との対立関係を内包する階級社会一般の究極的矛盾の発現を意味しており、このことは少子化が剩余労働搾取による階級社会一般の終焉を準備する決定的な歴史的契機であることを示している。

少子化時代としての現代においてあらためて解明を迫られている問題は、資本主義を含む階級社会において剩余労働と次世代再生産的必要労働との直接対立化を回避し、次世代再生産を直接的生産者に強制し、その人口を持続的に再生産していた歴史的要因は何であったかという問題である。18世紀から20世紀までの資本主義社会における人

口再生産動向の歴史を概観すれば、資本主義に内在する性差別が次世代人口再生産とその増加を推進し、20世紀の先進資本主義における性差別の相対的弱化が剩余労働と次世代再生産的必要労働との直接対立化による少子化をもたらしているという結論を導くことができる。少子化にたいする対応としての女性の出産・育児への社会的支援や次世代養育の社会的支援等は急激な少子化をある程度緩和してはいるが、剩余労働搾取が存続しているかぎり、人口減少傾向を逆転させる要因にはなっていない（青柳 2010, 249-285, 496-507）。

性差別視点から階級社会の歴史を観察すれば、奴隸制・農奴制社会は家父長制的土地占有にもとづく一夫一婦婚家族（複合的大家族を含む）による性差別的生殖強制を内在した小経営生産様式が剩余労働と次世代再生産労働との両者の長時間労働負担を強制された基本的労働・生殖単位であり、資本主義社会では女性の「生殖権 reproductive rights」（生殖的身体管理権）の国家的剥奪または制限による近代的生殖強制（産婆中絶禁止や全般的中絶禁止または制限法等による貧困多産：マルクス 1997, 1100-1101, アダム・スミス『諸国民の富』I, 岩波書店, 179, 青柳和身 2008「資本主義と人口再生産様式」『経済科学通信』No. 118, 70-71）という性差別を内在する「近代家族」（「世帯主制家族」）が、剩余労働と次世代再生産労働との両者を含む長時間の賃労働と家事育児労働との負担を強制された基本的労働・生殖単位であったことがわかる（青柳 2010, 187-219, 249-264, 344-378）。この階級社会の歴史は性差別の解消による少子化という現代社会の基本的傾向が階級社会の終焉としての未来社会を準備する基礎的要因であることを示している。

大部分の先進資本主義社会では1970年代以降の持続的少子化の結果、2000年代には総労働力人口が減少に転じ、総価値生産における拡大再生産は不可能化し、資本蓄積が過剰資本化をもたらし、資本価値は「失血死」（価値破壊・価値喪失）する構造が国内的に成立している（青柳 2010, 278, 280-282, 284）。その結果、外国人労働者の導入と

いう補完的方法を除けば、資本蓄積は賃労働雇用可能な労働力人口が増加しつつある国外の諸地域への資本輸出による資本蓄積形態としてのみ可能であるような歴史的状況に直面している。性差別の解消過程が世界的に進行すると予想される21世紀前半期には、資本主義的剩余労働搾取による次世代再生産的必要労働への直接的圧迫を通じた人口停滞化と減少過程が世界的に進行することが予想されるが、この過程は先進資本主義からの資本輸出にもとづく資本蓄積によって加速される。現代の高度資本主義はグローバルな資本蓄積と剩余労働搾取によって次世代再生産的必要労働（次世代再生産費）にたいする圧迫をグローバルに推進し、資本蓄積の世界史的終焉を加速せざるをえない。これが現代的資本蓄積の究極的矛盾であり、ポスト資本主義としての社会主义への世界史的移行を準備する歴史的契機である。

#### IV 資本主義から社会主义への 多ウクランド的移行と私的労 働から個人的労働への転換

以上のような21世紀の時代状況認識を前提として、資本主義経済からポスト資本主義の社会主义経済への歴史的移行として、いかなる要因が継承され、いかなる要因が歴史的に転換されるかについて考察しよう。

資本主義は、生活生産手段と労働内容の多様性<sup>アソシエーション</sup>および結社の自由にもとづいて、株式会社や公共企業の労働様式、中小企業の労働様式、協同組合や非営利組織の労働様式、個人企業や家族経営の労働様式および世帯における家事的労働様式等の多様な労働様式を含む多ウクランド経済であり、多数の経営体や世帯の間の商品交換による市場が発達した経済である。この多ウクランド的経済構成体の基本的再生産単位はこの社会の直接的生産者人口を再生産している賃労働者家族としての近代家族であり、この家族における一夫一婦婚的排他的生殖結合による性別分業的結合の構成要素となっている賃労働と家事育児労働は私的家族的労

働として私的排他的利害を体現している（青柳 2010, 378-421）。賃労働が協業労働を編成していくとしても、私的排他的利害の体現という性格を免れるわけではない。資本主義的生産力は、賃労働者家族における次世代労働力の私的養育と養成の成果としての労働能力にもとづく労働の生産力を資本の専制的指揮権によって資本の生産力に転化し、剩余価値生産を持続的に実現する形態であり、生産力発展は剩余価値の蓄積が主導的要因となっている。賃労働としての労働力の私的養育と養成による労働力人口増加は資本蓄積の基礎的必要条件ではあるが、資本主義的生産力発展の主導的要因とはならない。

資本主義をこのように捉えるとソビエト経済も資本主義の一形態であったことがわかる。ソビエト経済は一夫一婦婚的労働結合による賃労働と家事育児労働との私的家族的労働を直接的生産者人口の再生産単位とし、国有企業、集団農場、第二経済、家事育児労働等の多様な労働様式を内在する多ウクランド経済であり、多数の経営体や世帯の間の実物交換を含む市場経済を内包した経済であった。その発展様式は労働の生産力を剩余生産物や剩余価値に転化し、生産手段生産の優先発展的蓄積を生産力発展の主導的要因としており、多ウクランド的国家資本主義（Lenin PSS, t. 43, str. 207-213, 『レーニン全集』第32巻, 356-363）という1920年代のソビエト経済の特質はその後も継承された。この歴史を総括すればソビエト経済を含む資本主義は賃労働と家事育児労働との私的家族的労働を労働力再生産単位とする持続的剩余価値生産にもとづく私的および国家的蓄積経済と規定される。

以上のような資本蓄積による生産力発展様式の終焉という歴史的状況を、旧来の生産力発展の歴史的終焉が生産関係の転換を必然化する要因であるというマルクスの史的唯物論的認識（『マルクス＝エンゲルス全集』第13巻, 7）と結びつけて考察すれば、未来の生産力発展様式についてはある程度具体的に予測することができる。世界史的少子化過程を通じた労働力人口の停滞化または減少という歴史的条件を前提とした上で可能な生産力發

展様式は、剩余労働の成果を、次世代再生産費の社会化にもとづいて諸個人の潜在的労働能力の発達のための人的資源投資に充当することによる生産力発展様式であり（マルクス1997, 829, 835），それと同時に生産力発展による必要労働短縮の成果でもあり，その新たな発展の要因でもある「自由に処分できる時間 disposable time」の生産と社会的配分を通じた生産力発展様式と規定される（マルクス1993『資本論草稿集』②，大月書店，491-495）。

人口動向の転換が以上のような生産力発展様式の転換を必然化させるとすれば，生産関係における現代資本主義のいかなる要因が未来社会に継承されるのであろうか。未来社会では，生産力発展の必然的結果としての生活生産諸手段と労働内容の多様化および結合<sup>アソシエーション</sup>社の自由の発展にもとづいて，多様な労働様式を内包する多ウクラード経済と多数の経営体や世帯との間の広範な生産物交換による市場経済とが継承され，その結果諸民族間の世界市場も継承されることになろう。多ウクラード経済という発展傾向は，多様な形態のポスト資本主義経済の実現可能性論が主張されていること自体によつても間接的にそのことが実証される。株式会社，協同組合，非営利組織，個人企業等の多様な経営形態が，資本主義から継承されるとともに，諸個人の労働能力の多面的発展の結果，さらに多様な経営形態が新たに創出されるであろう。しかし確実に予測されることは，単一経済形態に純化された経済制度が支配的経済体制として成立することはありえず，したがって非市場経済として純化された経済制度の支配的経済体制化も見えないということである。

以上の点を前提として未来の生産関係における転換要因について考察しよう。私的労働にもとづく私的所有の発生と消滅の歴史的探究は，階級社会の発生と消滅というマルクスの研究課題にとって中心的問題であり，終生の研究課題であった。マルクスは，一方では排他的一夫一婦婚家族が私的労働と私的所有の基礎であり，階級的対立関係の再生産的基礎であるとするフーリエの歴史観に強い関心を持つつも，他方では生産物の交換行為

による私的労働と私的所有の発生という歴史仮説も持っていたが，『資本論』の執筆段階までは後者の認識が優位であったと思われる。しかしモルガンの『古代社会』の研究後の晩年マルクスは，フーリエの歴史観の決定的重要性を再認識し，共同体間の生産物交換の問題を捨象した上で，「原始的共同社会」の共同体内部における排他的一夫一婦婚の形成を基礎とする小経営生産様式の発生による私的労働と私的所有の発生という歴史仮説の検証を優先的課題として研究した（青柳2009/2010, 3-6, 48-71）。この課題の優先的研究は『資本論』の早期的完成を事实上断念するものであり，この研究態度は，生産物交換の発生による私的所有の発生および商品交換の廃止によるその消滅という理論的仮説を歴史的に検証し，史的唯物論的経済理論として根拠づけることを事实上放棄するものであったと言つてよい。

この晩年マルクスの歴史観によって現代の先進資本主義社会を観察すれば，少子化による労働力人口の停滞化や減少とともに，男性稼ぎ主的賃労働から共働きへの移行による賃労働の個人的労働化とそれに伴う家事労働の個人的労働化が進展し，また女性の妊娠・出産への社会的支援と次世代労働力の養育・養成費の社会化による次世代再生産的必要労働の私的家族的負担の低下過程が進行し，その結果離婚・再婚の自由の拡大による排他的一夫一婦婚結合から解放された両性の自由な性結合（同棲）世帯（対偶婚の高次復活形態）の形成傾向とそれによる家族的資産の私的家族的所有・相続単位の衰退傾向とを，社会の内的発展傾向として見出すことができる。社会の労働単位の私的家族的労働から個人的労働への転換は男女両性の享受能力を含む人格的諸能力を全面的に発展させるが（マルクス1997, 834-839），この過程は人類史において革命的な意義をもつものであり，これをジェンダー革命と規定しよう（青柳2010, 489-496）。

ジェンダー革命の進展による個人的労働の発展は生活生産手段の私的所有単位としての家族の消滅（『全集』第3巻, 4, 青柳2009/2010, 4）による個人的所有への転換をもたらす。『資本論』における

る私的所有の「否定の否定」による未来の所有形態論を、両性人格の全面発達と個人的労働化を基礎として捉えれば、生活生産諸手段の流動性と自由時間の社会的配分とを前提とした未来社会の所有形態は、両性の個人的労働にもとづく生活生産諸手段の「個人的所有」を基礎とした自由な  
アソシエーション  
結合社による生活生産諸手段の「共同占有」関係の構成と再構成によって、その新結合形態を直接的生産者自身が自由に組織しうるような「社会的所有」形態として捉えることができる（マルクス 1997, 1301, 青柳 2010, 494）。しかしソビエト経済のように、一方では排他的一夫一婦婚の家族的利害の強化と、他方ではそれにもとづく私的  
アソシエーション  
結合社の自然発生傾向にたいする生活生産諸手段の二分割所有制による権力的抑圧という矛盾を内包する所有形態は、マルクスの未来の所有形態論とは全く異なる形態であったと言える。

多ウクラード的市場経済を前提とした未来社会では、両性の個人的労働にもとづく労働市場も、両性諸個人による新しい経営形態の新結合的起業を含む多様な  
アソシエーション  
結合社形態の自由な形成の一環として、自由に発展するであろう。この場合の生産力発展は、必要労働時間短縮の必然的結果として、部分的な相対的剩余価値（特別剩余価値の発生・消滅を含む）の生産と自由に処分できる時間の生産との発展をもたらすが、長時間の剩余労働による絶対的剩余価値は、直接的生産者の高労働報酬と自由時間とに転化して消滅する。生産された剩余価値の私的家族的独占利害の消滅は、その社会化をもたらすが、諸個人の労働能力発展や生活保障の原資となる剩余価値と自由時間との社会的配分の具体的制度化の問題は、未来の世代の選択に属する問題であって、現時点で前もって決定することはできない。

最後に過渡期「資本主義」経済の独自矛盾について考察しよう。労働力人口の停滞化または減少を前提とした「資本主義」経済では、個別資本的な貨幣資本蓄積（貯蓄）は総資本としての現物資本蓄積（投資）による拡大再生産を実現できず、総価値生産としては単純再生産または縮小再生産

を余儀なくされる。その結果剩余価値は全部的に消費されず、国内的総需要の構造的過少化をもたらす。この過少消費の解決には過剰貨幣資本と過剰生産物の輸出による需要を創出するか、または国内の労働能力の養育・養成・再開発とジェンダー平等化を含む社会政策費に充当し、個人的消費需要を社会的に拡大しつつ、相対的剩余価値生産を実現するかのいずれかの解決が不可欠となる。この過剰貨幣資本は過渡期「資本主義」の構造的矛盾の発現形態であり、この時代にはグローバルな低賃金労働市場の形成によるグローバル資本的蓄積を通じた世界資本主義発展の促進か<sup>6)</sup>、国内的生産力発展と相対的剩余価値生産のための人的資源投資や労働時間短縮を含む社会政策的支出かをめぐる対立を深化させつつ（青柳 2010, 507-517），資本主義から社会主义への世界史的移行が進行することになる。

#### 注

- 1) この二分割所有論は『資本論』における「否定の否定」による未来社会の所有形態論のエンゲルス的解釈である（『マルクス＝エンゲルス全集』第20巻, 136 – 137）。
- 2) 集団化の際に、零細な自留地や牝牛を含む少数の家畜は現物給的「生活手段」形態としてその個人的所有が承認されたが、これが私的家族経営と農産物市場の発展の私經營的「生産手段」としても機能した。
- 3) 個人の機械としてのミシンは19世紀中葉に出現し、その後家事的労働手段としても普及した。『資本論』ではこのような家事的労働手段の機械化（自家用車、電化製品、電気・ガス設備等を内蔵する住宅）とそれによる生活手段の所有構成の高度化（耐久財所有比率の増大）という問題（青柳 2010, 465-483）は想定されていない。
- 4) 革命時に廃止された中絶禁止法の復活（後に廃止）および女性への「母性」義務の強要や離婚手続きの困難化や女性の家事労働の専業的従事のための早期退職制など。
- 5) ソビエト経済では、自留地経営の私的労働や第2経済の私的労働や買物行列労働を含む私的家事労働を含めれば、国営企業や集団農場における就業労働時間より、その外部の私的労働時間の方が支配的であったと推定される（青柳 2010, 316, 339）。
- 6) 人口停滞による投資機会を喪失した過剰貨幣資本は投機やM&Aに向かう傾向も強める。

（あおやぎ かずみ 所員 岐阜経済大学）

# 経済「価値」論と共産主義

マルクスの価値論は実証困難な「交換の正義」を“貨幣の謎解き”の地平で“論証”し、これまた論証困難な「分配の不正義」を暴露する礎石になるとともに、物象化した商品価値が「自己増殖」するGold StandardシステムからCommunismを展望する概念装置だ。

AGE Takeo  
揚 武雄

## I リカード派社会主义

Political Economistが「一大商業共和国」「自然的自由の体制」と概括するなか、ブルジョア的富裕に対峙して労働者の連帶した境遇改善を目指す動きはユートピアならぬ19世紀の社会現象として「社会主义」と呼称され（デュルケム）、自然法的労働観念に立脚して「全労働収益権」を根拠に新たな平等社会の樹立を目指す動きに連なるとき、それはマルクスが『宣言』で世界の労働者階級に檄を飛ばした『共産主義』という『妖怪』の出現とも重なってくるが、それは『哲学の貧困』（1847）においてプードンの主張が二番煎じに過ぎぬこと示す意図から大部に引用されるリカード派社会主义者にして共産主義者Brayの主張とほとんど違わない。

労働者種族の貧困の原因は平等な交換形式の装いの下で不等価交換がそしてその搾取の累積から所有・財産の不平等が結果すること（マルクス「領有法則の転換」）、こうした事態はあたかも”self generating power”（「自己増殖する力」<sup>1)</sup>）のように労働者を食らって肥え太るmonsterさながらであり、労働者を物質的惨状から救出するだけでは

なくその知的・道徳的能力をも向上させるにはこの病巣にメスを入れ社会革命が行われない限り状況は改善されえないこと、そして初めて利己心からくる弊害をもクリアした「共産主義的所有制度」が実現する。これぞ創造者Creatorの意思、自然の摂理に沿う道ではないかと。（「労働者の解放一人間の解放」）。そうしてみると、違いは将来システムへの移行方法に関わっていることが予想されると共にそれは現行システムの描き方、そのworkabilityの解釈如何にかかわっている。

暴力による転覆や政権掌握がBrayの念頭にないのは、代議政体も含め政権一般に不信を持つアナキスト的心情に抱るのではないし、廃絶と建設を含む革命事業のコストを勘案するJohn Bull気質によるというわけでもなかろう。ことは単純で階級＝身分を前提としたこれまでの支配権力争奪戦はで完了しており、支配階級の一翼に上った第三身分内部におけるPlutocracyとProletariatの抗争やその決着のつけ方に{專制・寡頭制vs共和制}を内容とする従来の政治学を流用するわけにもいかず、その上クーデターによって頂点に上り詰めたものは必ずやその反動と報復によって転覆されるのが歴史の教訓（カント）であってみれば、帰謬法的推理により実質的平等の理念を掲げる革

命事業は“目的とは手段の總体”<sup>2)</sup>とする見地を抱懐していたと結論しえるかもしれない。

彼の構想では過渡的には自らの歴史的事業の意義に目覚めた有志たちの資金で（篤志家の資本家の参加も得て）100~300名規模の無数のCommon (Joint) -Stock-Companyに類似した共同体（生産協同組合）を設立し、それは利潤を上乗せしない生産費に基づいて等価交換をおこなう。究極的にはこれら共同体の連合コミッショナーが現行の正貨や紙幣に代わる陶製の通貨を発行して資本家が所有する工場、機械等の固定資本財を有償で買収し、全国規模での共同体の一般化をめざすというものだ。これに対するマルクスとエンゲルスの共産主義の立場はどうであったか。「等労働量交換」の下、平等な「全労働収益」の実現を改革原理とする教義のどこがどのように批判されるのか？

①搾取と貧困は労働を「第一原理」(Bray)とする教義に矛盾しない。②現実の交換価値の尺度財は金であって労働ではない。したがって金に代わる「労働証明書」Labor Billを介して労働と労働生産物を交換し搾取の廃絶を目指す構想は、現機構には手をつけずその一角に別の理念をもった組織を設立するにとどまり革命には有害なプチブル思想だ。③平等主義者はこれまで不正義、不平等、力Might要するにunnaturalな悪Wrongが支配してきたのは人々が真相に気づかなかったからで、一度無知から脱却すればThe System of Community of Possessionが樹立され正義と平等な社会を展望しうるというが、共産主義とは金が貨幣として君臨し「資本」が猛威を揮う盲目的必然性の支配するシステムから「目的・自由の王国」を展望し“崩壊の必然性”<sup>3)</sup>に立脚してその廃絶を使命とするものだ。

③の革命理念は『共産党宣言』(1848) 時点で確立済みであるが、①の資本理論と②の貨幣論はいかなる意味で共産主義の理念とかかわりそれに寄与するのであろうか？

## II 貨幣学説

土地に替わる産業的富の隆盛とともに、それまで修道院と自然法・神法は別にして蔑まれる一方あまりに自明な事柄として学の主題になりようもなかつた労働が資本とともに「公共の福祉」に与る生産要素として前面に躍り出た時代、Brayもマルクスもいわゆる「交換の正義」は“労働をreal measure”とする“労働原理”によって論証済みとみなしその原理に立脚して「分配の不正義」を告発しようとした。ところが「交換の正義」の実証的検証ですら“異性人から来た天才”と称されたリカードの手腕をもってしても、耐久期間一年という原理に有利な仮定を置いてさえその精度たるや93%程度であつて、簡単に〔交換価値を規制する原理〕を独占的に支配しうるような状況ではなかつたし、「配分的正義」はそもそも交換事象ではなくそれを労働原理に違背する“不等労働量交換”として実証的に検証しうると想定するのは容易ではなかつた。兩人とも労働者の困窮とそれを尻目に肥え太る金満家という搾取の構図に事欠くことはなかつたが、ここに論証さるべき“未完のプロジェクト”があると踏んだのはマルクスの方だった。否マルクスはリカードの実証的方法では労働原理すらその“必然性”は論証demonstrateされないばかりか其のままで弁証法の奥義である“否定”的要因を含み得ないことも看破した。“…解釈することではなくて、…”

①これまで正義は積極的な徳virtueではないにしても、他人の権利を侵害しない限り市民社会の大黒柱として機能するかにみえた「自然的自由」の体系が揺らぎ始めた時、マルクスは実証的には困難な〔交換の正義〕を弁証し、それに立脚して交換とは次元をこにする〔配分の不正義〕を論証・告発するという常軌を逸した道をあえて選択した。ここにCommon Sense Economicsとはまったく異質の方法と体系からなる「経済学批判体系」が誕生した。この体系のkeyコンセプトが人も知る〔価値〕概念すなわち商品概念だ。この概

念を駆使すれば通常の悟性Understandを用いたのでは実証不可能な労働原理が弁証されるというのだ（“経済学とはまったく関係のない方法”をマルクスその人だけはものにする能力を有していた—エンゲルス『経済学批判』書評）。マルクスの弁証とは“必然的な論証”的謂いであるから、概念（論理カテゴリー）を用いて対象を規定・説明するという（カント的）方法ではなく，“事象それ自体”の概念（本質）を把握する方法（ヘーゲル）という形式の採用になる。

ただしそのためには“（自然と歴史を含む）世界は概念であるor自然是精神の即自体である”とする判断が前提となる。なぜなら認識・理解の大前提是次元の同一性であり、（感覚与件を認めてこの同一性、したがって必然的認識は経験的世界では不可能と判断したのがカントだ）それを前提すれば認識するとは概念（主観的精神）が対象（他者）の中に自己（概念）を見出すor概念として把握するor対象の側からすれば概念に生成することである。（絶対的方法）。実証的方法（仮説or蓋然性）に満足しないで客觀自体の“必然的”法則の検出に向かう場合、主觀の（考える）必然性の認識すなわち心像Bild,思想Gedenkeと客觀自体の（もつ）必然性を区別するものはもはやなく、そこに出来上がる形像は必ずや認識主觀のBild（要望desire・願いfantasy）となろう。ヘーゲルは貧富の格差を危惧しつつも市民社会に安堵して神は精神であり自由であることを証して満足したが、神なき人間中心主義の見地に立ってこうした方法に与みする者は何をもって満足するであろうか？

体系の冒頭に位置する価値論は労働原理の（超越論的一以降、言葉もしくは概念から“存在”を演繹する「存在論的証明」をこう呼ぶ）論証を課題としつつも、そこにそれとは全く異なる課題—貨幣（金）の謎解き一を随伴する特異な構成となる。というのも論理学なら「有」Seinは言葉で済ましうるが、個別科学のカテゴリーは實在性を帶びたものでなければ「絶対的方法」とて威力を發揮しえないからであり「価値」と言えども生身の素材materieを道連れにしてまずは己の「存在」

realityを弁証せねばならないからだ。

## ②マルクスの価値概念

自由と同様価値も人間の関心、意義などを表わすconceptであって、人間にとって有用valuableであれば価値（Value in Use）をもち、それが市場で交換される際には交換価値（Value in Exchange）を持つということもできる。人間の評価付けevaluation（メンガー）、評価価値（ジエボンズ）なしに財が価値を持つというのは一種の形容矛盾、それは物質は意識に先行するという命題がその命題を主張する意識つまり物質と言う觀念・言葉なしには成り立たない（パークレー）のと同じことだ。しかしこの有用性の見地、人間に有用であるvaluableがゆえに保持していた財の值打ち（評価価値）から発生する交換“価値”から具体的有用労働（したがって労働主体の意思や目的）を捨象し抽象的「人間一般」の「生理的支出」・「抽象的人間労働」を、（“死せる抽象”・「抽象的普遍」の持つ言葉“普遍性”を頼りに）交換“価値”的「実体」に見立てるとき、それがマルクスの「価値」概念誕生のときだ。富を生産する具体的労働への評価（コスト・不効用）価値valueの痕跡を残していた交換価値からこの觀念が換骨奪胎され、ものDing自体の属性に豹変されるとき、この「共通の社会的実体」が対象化されたものとして、商品は（いまや交換価値というのは不正確で）「価値」（である）と宣告されるのだ。

「抽象的普遍」もそれを「有る」という意味では可能的（觀念的）なものである。そこでこの可能な「有」に普遍的存在・関係を表示する論理用語「実体」を適用して、この実体を基体とする商品を「価値」物と判断、つまり概念（実体substanzという言葉parole/言語langue）の力一つで、人間の意志や欲求、関心や評価と切り離せない価値conceptを人間から剥奪して物に交換価値&価値conceptとして付与したのだ。これはヴェクトルこそ逆方向だが（これをmaterialismと称せるや？），現実界をIdeaの仮像に見立てたプラトンの超越や世界を飲み込んだ「絶対精神」に勝るとも劣らぬ（悪魔の）革命だ。一度ポジをネガに影

を主役に反転させ（超絶技巧ならぬ）fantasy（形而上学）の世界へ移行すれば、かの「絶対的方法」が待ち受けていて他者のうちに自己・同一性を見出し金を登場させることなく「貨幣の萌芽」を発見し金を「価値の化身」incarnationに見立て謎を解くなど造作もないことだ。当の価値にしても（これぞ弁証法）生身の金を貨幣に仕立て上げた大立者として自らの現実性realityを獲得する—この舞台が幻想の世界であることを忘れない限りで。

[Q.E.D]

③転倒の帰結：この手法により通常カネとモノ交換として理解される流通過程を逆転してそれを価値の形態変換metamorphoseすなわち価格（「観念的・可能的金」）の現実の貨幣・金への転化・実現として把握、経験世界における恐慌の抽象的可能性を際立たせたことになる。しかし貨幣学説としては通説“人間の発明した普遍的交換用具”に代替するものでもなく謎解きと騒ぐほどのものではなかった。それもそのはず流通界が価値形態によって征服され過程を統括する主体ein automatische Subjectを交換当事者の手から物象「価値」の世界に移転し「経済学批判体系」の土台を築き上げることこそ真の狙いだったからだ。この価値は流通の射程を超えて「資本」の体系の主役、「自己増殖する価値」ein sich verwertende Wertとなり“occulte Qualitaet”（*Kapital I, Werke.s.169*）を見せつけるであろう。この価値システムは人知の介入を寄せ付けぬ自立した体系だから、この体制からの脱却、金の呪縛と搾取からの解放はそのシステムを外から（“崩壊の必然性”を確信して）力によって打倒することしか残されていない。このメッセージこそジンメル流に言えばマルクスの貨幣の哲学だ。謎を解くとはその根源を絶つこと、商品生産が満面開花したcapitalist societyを廃絶し金を廃貨することである。communismこそ謎解きの解であり、未来から照射されて投入されたのが価値・貨幣の概念なのだ。（眞の解がその存在の廢棄であればどんな弁証にも存在理由があり、解答者は絶対に安全な場所から発信していることがわかる。）

④ここでマルクス価値概念の威力を見るために数理派モデルと比較しておく。

「純生産可能条件」いいかえれば付加価値or利潤を与件とした生産構造を前提し、投入要素を労働に還元したモデルを作れば、そこから利潤＝剩余労働＝剩余価値が導かれるのは論理必然である。（「マルクス一置塩定理」）。これが搾取の「証明」であるかどうかは差し置き<sup>4)</sup>、これは実証不能な労働原理（「交換の正義」）に全く準拠しないマクロモデルだから、「交換の正義」に悖るとして「分配の不正義」を告発する労働者のmanifestになりえないのは当然として「各財一単位を生産するために投入された直接・間接の労働量」と定義された価値conceptは革命に驅り立てる動機や心情はおろか金の廃貨やcommunismに連なる「経済学を超える」謎解きを含みようがない。マルクスの価値は数理モデルにおける価値と価格のディメンジョンを併せ持つ形而上に“実在”するヤヌス「形相実体」，[A i (j) : Aを価値, iは労働, jは価格, 括弧をつけているのはそれが超越論的弁証により「価値形態」であることを示す。この限り労働≠価値]，いわば神と神の子を媒介する精霊Seele,Geistにも似た超越論的“論理演算子”であって、だから不正義を告発するマグマとなるばかりか自己否定を通してcommunismを展望する贖罪ともなったのだ。数学的解釈はマルクスの形而上学を棄却して通常の悟性に理解可能な数学言語に翻訳するが、かくも人間を魅了し虜にした形而上学に較べて原作者の意図を伝達しているとはいえない。原作が形而上学ゆえに可能なanimaが論理計算では拾いきれないからだ。

⑤ところで労働原理はどうなったのか。ここではWie, Warum, Wodurchではなく、Was如何が、アルファでありオメガである<sup>5)</sup>。流通が価値のmetamorphoseと論証され、その中に“価値どおりの交換”が含まれている以上、それは“必然的”に証明されたといえる。しかしそれは労働原理（の正しさ）を仮定して、実証的には不可能なことを弁証して見せたにすぎず、現実の交換が“等労働量交換”判定に資するものではない。そう思わ

せるところが形而上学の形而上学たる所以であるがカント理性批判の洗礼を受けた後の「存在論的証明」の弊は覆い隠せるものではない。(ショーベンハウアー) そもそも交換数量(比率)それ自体に何らかの“価値原理”読み取ろうとするアプローチ自体、積極的成果がえられる可能性のないところに知性を誘導するという意味では(『経済分析の歴史』1954)健全な「観念の冒険」(ホワイトヘッド)とはいえないのだ。

とはいへ科学の側も他人事として傍観してばかりはいられまい。原理の論証を手土産に貨幣の謎解き材料に使われた労働(者)は自身の境遇改善に精出すというよりはmoneyとその代理人bourgeoisの差配に抗すべく、道徳的主体としての人間が抹消され謎の解にしたがって共産主義樹立の戦士に登録されるのだから。それ故社会主義の変質は権力を掌握した後のプロ独裁から始まるではなく謎を解消する未来システムから逆演繹された超越論的価値概念のうちに労働者階級の名を冠した新しい独裁・専制を生む原因を宿していたのだ。価値こそは悪魔Demonにして疎外された労働(善)を回復するcommunismを地上に呼び寄せ実現する救世主(贖罪主)なのだ。知性の矜持にかけてシステムへの介入—そのためにはリカードやマルクスの「実物モデル」を越える知性の冒険と自由への愛が必要だ—と金廢貨の制度化に尽力したケインズと改革は裏切りと観念しcommunismでしかそれを構想できなかったマルクス・レーニンとの違いだ。

### III 資本学説

①形態化gestalizationとは否定negationを本領とする「弁証法」の世界、超感性的主体が感性的素材materieを自身に溶解し同時にその素材を制作した主人を抹消しそれに成り替わることだ。してみると労働と価値を等値する通俗的「労働価値説」がいかにその概念設定者の意図に反するか了解されよう。最良の知性でも現行システムを“naturalなもの”とみなし特殊歴史的形態を見抜けなかつ

たとはマルクスの最後の切り札とも言うべき常套句だが、余裕を持って科学上の真偽や優劣の判定に参画しているのではなく、弁証法を過去の総括から変革の理論的武器に鋳直すべく“経済学を超えて”形而上学的「論証」=形態化に自説のraison d'etreを賭けるぎりぎりの地点から、革命の絶対的前提条として発信しているのだ。

さて「貨幣の資本への転化」に際し価値による形態化の論理には二つの困難が待ち受ける。価値はその形態に転換された流通界を棲処とし、その超越論的威力が觀想的・理論的変換に限られるのにたいし、生産は現実のpraxisの世界、増加Mehrwertと成長を主要な出来事とする富創造の世界でありいわば“物言わぬ道端の石ころが頑に抽象化・普遍化に抵抗する”<sup>6)</sup>からだし、他方生産部門は労働が主役、人間と自然との質料変換の舞台であり怪しげな秘密の場所どころか価値の超越論的力を借りずとも通常の悟性で十分理解可能な部面であり、資本の秘密の生息地とは考えにくいからだ。商品語のlogosしか持たぬ価値が一体どのようにして生産・資本を形態化する主体として立ち現れるというのであろうか…?

②仕掛けは鬼面人を驚かすとまでは言わぬまでもいともsimpleなものである。商品に対象化されたものとして抽出されたかの「共通の社会的实体」を今度はその過程として、すなわち労働・生産過程を労働の「生理的支出過程」として考察すれば、商品生産は「労働過程と価値形成過程の統一として現れる」というのがそれである。これは先の論証で商品は“価値”物であると証明されたのだから、その労働過程は今や必然的に「価値形成過程」ein Wertbildungsprozessであると推論するに等しい。商品に対象化された労働はそれ自体としては超歴史的なもので“価値”ではないからこそかの難渋な超越論的論証を繰り出したというのに、それがいとも簡単に分析者の一言で客観的な規定だと宣告されるのだ。これでは名称こそ継承すれanimaを備えた靈Geistに比して地上の妖怪Geistを演じることすら難しいのではないか。この第二の価値規定がこれまでの超越論的規定に真っ向か

ら抵触し多くの混乱と論争を引き起こしてきたことは論争史を紐解くまでもなかろう。(しかしここには“学間に王道なし”と読者に寛容を請うた最初の規定の難渋さはなく、その結果価値＝労働とみなす通俗的な労働価値説が太宗を占めるに至り、また「ケーベルマンへの手紙」で説かれる「価値法則」の根拠—超歴史的な労働配分計算—としてマルクス自身が強調した上に『経済学教科書』による普及も重なって人口に膾炙することになった。) 本来の価値概念に留意すれば、それが価格を離れて生産過程に巣食うことは不可能だ。

「生理的支出」の抽出の操作だけでも労働過程の主体を削除しそれを主語抜きの過程に変質させる効能を表すが、それに「価値形成過程」の名称が付されるとそれが何か過程それ自身の属性、[特殊歴史的規定]でもなされた如き錯覚が言葉の魔術から生じ、それが作者の心像Bild,思想Gedenkeではなく労働過程に平行して現実に存在する過程と見えてくる。これこそ作者の意図していることだ。しかし「生理的支出」はいわば労働過程の主体と成果（富）を捨象した“魂の抜け殻”，影であって、この“観念的”性格を知悉しているからこそ現実の富の生産productionと区別して「形成」bildenの術語を充てたのだ。この中世の“普遍論争”で馴染みのまさに「死せる抽象」、「抽象的普遍」をさらに「形成過程」に翻案しても、たとえばそうした操作に関心のない人にとって生理的支出が“有る”と言うのと同じ意味では“有る”とはいえないにもかかわらず、モデルビルダーは自らの思想・言説を客観的過程それ自体に帰属させる誤り、典型的な形而上学—経験から反証を受けることなく一つの説明・解釈としては通用するがpositiveに“真の命題”であることは論証されえない一的命題に変質させているのだ。

思想から独立して実在する過程と概括されると並存どころか本家の労働過程の方がmaterieの地位に貶められ影の方が主役に踊りだしていく。これでは先の超越論的方法を駆使して価値が素材を食い尽くす光景そっくりで、あたかも「人間一般」なる妖怪が生きた個人の傍らで飛んだり跳ねたり

するに等しい。しかしそれは見かけ上のことで、この経験界で「抽象的普遍」の妖怪が生きれるはずはないのである。その証拠に価値は価格形態を形態化して否定（M&A）したのに対し、この「形成」は実際に労働過程を乗っ取ったのではなく、作者のBildのうちに生息するに過ぎなかったからだ。

③「価値増殖過程は一定時点を越えた価値形成過程」という命題の真偽

労働過程からその目的を捨象したものが「価値形成過程」であるから、労働の生理的支出に還元されると同時に過程を維持（延長or短縮）する目的（動機）も捨象される。主役のジェスチャーをしていても所詮労働過程の影、宿主の労働過程に取って代わる主体ではない。よって「形成過程」は主体を前提する「価値増殖過程」とは次元・ディメンジョンを異にし（cf.静止と運動）両者を接合or比較するのは無意味である。〔Q.E.D〕

なお、（この系として）価値は「形成過程」における時間計算（フロー・ストック）する生きた主体ではないから販売利得と労働経費の差額を勘定するはずもなく（これは尺度を労働時間にとることとは無関係）、またこの利得計算はいうならば生産開始前に算定されている（事後の点検は法の定める「誠実義務」だ）のであって、価値がstop watch片手に生産過程の進捗に合わせてKAIZEN計算するわけではない。労働過程を“死せる抽象”が闊歩し始めるや否や部面はいわば作中人物に混じってというより作者本人がコメントし続けなければstoryが進展しない生気に欠けた舞台となり、後の展開は山の如き経験的材料に物言わせて思考の薄みをカバーすることとなる。（光彩陸離たるこの場面に形而上学には眉をひそめる読者も作者の思惑通りに賛辞を惜しまなかったとは、かのベーム・バヴエルクも皮肉抜きで語っていることだ）客足に気を良くしすぎて勇み足というべきか、それが〔シニア教授の最終一時間〕説批判だ。ここでは「形成過程」が影の身分であることを忘却して現実の過程として労働生産過程に並んで立ち、過程が自ら剩余価値率計算をするが如く労働時間

を一時間削減してもそれは20%程度の低下に過ぎず、教授が説くが如く利潤を消失させてしまうことはないと反証、それがあたかも自説の検証になると思わせたばかりか時間短縮の法制化を目指す改良主義・人道主義的潮流の中に座を確保さえしたのだ。固定資本の物理的減耗を生産物の販売価格のうちから回収するのは労働費用を回収するのと原理的には何ら異なるところはなく、この限りでシニア教授の方が文句なく正しい。そもそも“利潤への転化”が“論証”されてもいないこの段階で、抽象的・“観念的”尺度にすぎない $m'$ を持ち出して、利潤率を“査定”すること自体、論理的には不可能なことであり（教授の利潤率計算を批判したいのなら、自ら演繹した利潤率でもって対抗せねばならない）、しかもすぐ後でみると、 $m'$ の方こそ利潤率なしには一人立ちできない概念なのだ。教授が後に短縮に賛成する側についてと注記したのは余裕かそれとも…。

④「価値増殖過程」の側にしても「形成過程」を論理的に前提しなければ規定されえないことは明白で、先の引用句一「…一時点を越えた…」はこの矛盾・困難を糊塗する詭弁にすぎない。したがって「形成過程」から演繹・導出できなければ、このアポリアを回避するには「形成過程」以外の根拠を導入せざるを得ないこと、これまた論理必然である。（なお「形成過程」と「増殖過程」に接頭辞「価値」を冠し「価値形成・増殖」と表示するとき、それを主語として解読し読者は生気化animatedされた「自己増殖」の意味に解することを余儀なくされ、主観的心像Bildが言葉の魔力で客観的属性であるかのような光景を現出させる（紛らわしい）効果を持つ—マルクスの功が奏して英訳は「形成」にcreateを充て「増殖」に見慣れぬvalorizeを振る始末だ<sup>6)</sup>—ので注意が必要だ。）[Gedenke/Bildを客観的“有”Seinであると主張しようとすれば、それはカントの時空概念にも似て主観的(a priori)であることを明記した上で「経験的実在性」を主觀の制約付言明する謙虚さをもたねばなるまい。マルクスの体系がこの主観的制約から離れてその客観的法則性を主張

するとき、"Je panse,I think that…“の構造を捨象して理解するところに思想Bildの“物像化” “fetishismが発生するのだ（若きヒュームが実在観念抜きの「実在」概念に懷疑を覚えたときの恐怖がこれだ。『人生論』1739）。物像化された事象が存在する所以なく自己の思想を絶対的・必然的なものとして通用させようとする意思があるとき、その思想は「事象それ自身」の思想(=概念)に祭り上げられ“物像化”が生じるということ、いいかえればEin kapitalistische Produtionsweiseが実在の事象でマルクスがそれを“発見”したとみなされる時、“物像化”は完成し、人はvanguard同様それへの盲従・信奉が開始されるのだ。存在するのはマルクスが体系化した彼の思想であり、その教義はまた多くの信奉者の中に“有”ったからこそ世界を動かしもしたのだ。

以上から[自己増殖する価値]を意味する「価値増殖過程」が存立しうるには、実は生産過程に根拠を置く「価値形成過程」とは別の根拠が想定されていること、これまた論理必然的に推量される。

⑤「自己増殖する価値」の真の主体は何かor誰か？

貨殖の次元が生産部面を越えたプラスaの時限にあることは実は〔転化〕論で予告されていたのであって、それを示すのが周知の貨幣資本循環G-W・P・W'-G'形式だ。このformulaはGを資本価値に転化するに十分な条件を備えているように見えるがはたしてそうか？W-Gから切断されたG-Wはもはや価値のmetamorphoseを指示するのではなく現実の取引カネとモノとの交換に過ぎないから、ハイフンは単に流通を表示する記号に変質している。Pの前後の記号も流通の中斷を示すものであって、価値形態のフロー表記ではないから、この範式は最初から「自己増殖する価値」の表示には不向きなのだ。さりとて生産過程に剩余労働・価値の「形成」を見込んで労働力商品をその原因に指定し「可変資本」と規定するのも、労働力商品が（司令官のごとく）生産過程における労働時間の長さを指示するわけでもないからそれは主観的思い込みにすぎない。それではGをG'に増

加させているのは何かor誰か？ヒントはマルクス自身のうちにある。「転化」論でboots職人は価値を形成・付加addするがなめし皮が「自己増殖する価値」になるわけではないと述べた後，“意味ありげな”風情の人物を，ついで「絶対的剩余価値生産」の中で「必要労働時間」を越えて労働を延長させる人物を登場させたのがそれだ。これは修辞上の効果を狙ったものではなくここに来てG-G' という現実的な利得創造行為が観想的・理論的変換を任とする価値概念の領分を越えていることを作者自身が了解し，価値をお役目御免の処置に賦したこと，つまり「価値形成・増殖過程」は自分では時間の延長・維持・短縮を実行する力のないことを自ら（=作者自身）白状したに等しい。体系にとっては回避したい処置ではあっても，nature of things から見ればまさに健全な対応だ。

ここにきて先の設問に対する解答をすることができる。貨幣資本循環の過程を統括しGをG'に転換させる力は流通過程はもちろん生産過程すなわち「価値形成過程」自体ではなく，Gの時点否はるかそれ以前の時点においてG'を構想する知性と緊張，未来から現在を展望retrospectする野心と焦燥，それを実行に移す勇気と慎慮jurisprudenceそしてmoney-love or make-profitを渴望するanimal spiritだ。とすれば解は企業者entrepreneurと期待利潤（率）であって，この未来への投企はGがのこのこ範式の道を歩いて確実にG'に到達できるような柔な実践ではないのだ。

マルクスの体系において増加率or剩余価値（率）を決定するには「労働日」の確定が欠かせないがそれを決定するものこそ企業者の期待利潤率だ。そこで以下の結論が導かれる。

Mやm'からP'や利潤が導き出されるとするマルクスの説明とは逆に，期待利潤・P'を基に決定される「労働日」からM（m'）が決定され，価格チームの利潤を与件としてそれを労働時間表示に換算したのがM, そしてそれを労働時間に換算した賃金費用との関係で見られたものがm'である。そうしてみると資本循環範式すなわち「自己増殖する価値」ein sich verwertungswertの定式はその中

に過程を統括する主体はinputされていない，“死んだ抽象”であることがわかる。それもそのはず，過程を統括するのは事象ではなく人間だったからであり，生産過程は資本の秘密の花園ではなく悟性で理解可能な事象だったからだ。m'は経験的現象として実在da-seinする利潤を前提した上でそれを一つの視点から解釈したBild (hermaneutics) であるから，思想Bildが現実的Daseinを生み出す“本質的存在”と言うのはまさに“領主が土地を所有するのではなく土地が領主を縛縛（所有）する”というのと同様形而上学の織り成す転倒illusionなのだ。

#### IV おわりに

それで資本の形態化はどこでなされたのか？価格を価値形態化した論理に倣えば資本の形態化は生産過程（似非の[価値形成過程]）でなされるはずもなく，『資本』の約30年後に出版された第三巻「利潤への転化」の章でなされたのだ。しかしこれは価値が主体として超越論的に行ったものではなく，利潤概念からすればまったく fremdな Bild 剰余価値を用いてその Bilder によって挙行されたのであって，形態化の体をなさぬ代物であった。かくして資本概念は「自己増殖する価値」に形態化されなかったのであり，それは労働者の貧困と窮状に彼の忌み嫌う無定見にして貪欲な人間bourgeois像を重ね合わせた地上の悪役にとどまったのだ。かくして舞台は物神の転覆を目指す抗争から現実の抗争，本来の社会主义の地平に舞い戻った。大地に立つ社会主义はマルクスのBildに出没する communism の妖怪 Gespenst ではない。現実の労働者は金の支配や「自己増殖する価値」（風車）を転覆するのでなくパン（と平和）を求めて決起する。

形而上学の後ろ盾を失った階級闘争は，必然的に“崩壊の必然性”を欠落した裸の人間相互の戦いとなりもはや運命の女神がどちらに味方することもない戦略と戦術，合従連衡に加えて偶然・幸運が支配する世界であり，今次の階級闘争が

“最後の決戦”であることはもちろんマルクスの Bild, capitalismが「前史の最後の段階」であることを保証するものとて何もない。それらの観念は communismの妖怪すなわち新しいシステムが人間の謎を解いて道徳性を止揚した人種からなると想定する未来から照射された発想なのだ。“必然性の形而上学”が跋扈した後にはまさに“國破れて山河あり”，ないがしろにされてきた道徳・人倫の世界が芽吹き始める。このペレストロイカはmarket economyも旧世界同様もはやユートピアではないことを知っている。

## 注

- 1) J.F. Bray, *Labour's Wrongs & Remedy*, 1839, reprint. 2009, General Books, Net.
- 2) サルトル『文学とは何か』1947年,『唯物論と革命』1946年,『スターリンの亡靈』1956年。
- 3) 「マルクスは彼の共産主義的要求の基礎を道徳觀に置いたためしはなく, …資本制的生産様式の必然的崩

壊の上においたのである」(エンゲルス『哲学の貧困』ドイツ語版第一般序文, 1884年, 国民文庫)

- 4) 摺取の証明が労働価値説の特許でないことを説明し, 他方限界生産力説が現行分配率を正当化するものでないことを指摘する痛快さは, 靖国問題で抗争する神社側と信教の自由派を尻目に事の本質(フッサール)に迫るとも思われる氏の考察の深さに照応する。三土修平『基礎経済学』日本評論社, 1984年。
- 5) 現象を超越させる考察法とは, 世界が「どこ」から来て「どこ」へ行き, また「なぜ」であるかを問うようなことをせず, 世界とはそもそも「何であるか」だけをひたすら問題にする。(『意思と表象としての世界 II』244ページ。西尾幹二訳, 中公クラシックス, 2004年)
- 6) ホワイトヘッド『自然という概念』1919年, 藤川吉美訳, 松籟社, 1982年。
- 7) 有江大介「マルクス労働価値論の特異性とその意義」『労働価値論とは何であったのか』創風社, 1998年) を参照のこと。

(あげ たけお 所友 元大阪経済法科大学)



赤の広場

# マルクス社会主义論と 「実存社会主义」

マルクスの社会主义論は、社会主义経済システムを分析し総合したものではなく、資本主義と社会主义の関係に矛盾と矛盾の解消という弁証法を適用し、社会主义を資本主義の矛盾の解消とする推論である。



YAMAMOTO Hirotaro  
山本広太郎

## I はじめに

20世紀に実存したソ連をはじめとする東欧諸国、及び中国をはじめとする東アジア諸国の社会主义諸国（以下、「実存社会主义」と概括する）が社会主义実践の典拠、その指針としたのがマルクスの社会主义論であったことは否定し難い事実である。

しかるに「実存社会主义」をマルクス社会主义論とは「無縁なもの」、「別のもの」だとして批判する議論がある。この議論に対して、それではマルクスの社会主义論を忠実に実践すればどのような社会主义（小論では断りのない限り共産主義と同義である）が実現するのかと問えば、この議論は具体的なことは分からず、社会主义の「青写真」は描けないと解答を留保するだけである。

問題はマルクスには、もともと積極的な意味での、分析され総合された社会主义論が存在していなかった点にある。

マルクスは共産主義を正面から、積極的に分析・総合せず、背面から、消極的に、「私的所有の廃止 Aufhebung」（MEW. Bd.4, S.475）として把握している。マルクスは資本主義と共産主義との

間に、矛盾と矛盾の解消というヘーゲル弁証法を適用し、資本主義の矛盾と矛盾の解消としての共産主義というエピステーメ（認識枠組）で、共産主義を把握した。

いったんこのエピステーメに囚われてしまうと、矛盾が資本主義に仕分けられ、矛盾の解消が共産主義に振り分けられることになる。その結果、共産主義を実現するためには、私的所有を廃止すればよいという結論が導出されることになる。

## II マルクス共産主義の本質

マルクスは、1843年までは概して批判的ないし否定的に対応していた「共産主義」を、1844年に一転、受容することになるが、しかし、共産主義を批判的分析的に検討したにしては約1年という時間はあまりにも短すぎることに注意しなければならない。事実、この間に、彼は共産主義を分析した痕跡はない。このことは、マルクスによる共産主義の受容は、共産主義についての分析と総合の結果ではなく、資本主義の矛盾とその矛盾の解消としての共産主義という弁証法の枠組みで受容した結果であるにすぎないことを示唆している。

したがって、共産主義は私的所有の廃止による、

私的所有の矛盾の解消だという結論になる。

「共産主義者は、その理論を、私的所有の廃止 Aufhebung という1つの言葉に要約することができる」(MEW. Bd.4, S.475)。

エンゲルスはこの点に関連して次のように指摘している。

「もし、ドイツ哲学、とくにヘーゲル哲学というものが…存在しておらなければ、ドイツの科学的社会主义は、決して生れてこなかつたであらう」(1874年, MEW. Bd.18, S.516)。

しかしながら、本来の社会主义（「科学的社会主义」ではない）とは、優れて経済制度の問題であるから、ヘーゲル哲学とは直接の関係を持たないはずである。しかるに直接関係のない社会主义と哲学が不可分な関係をもつところにマルクス社会主义論の問題性がある。

マルクスが共産主義者として最初に登場するのは、1844年執筆の『ヘーゲル法哲学批判』「序説 Einleitung」においてである。マルクスは1843年に『ライン新聞』の編集者を辞め、共産主義を本格的に研究するため書斎に退く (MEW. Bd.13, S.8)。

「私を悩ました疑問の解決のために企てた最初の仕事は、ヘーゲル法哲学の批判的検討であって、その仕事の序説 Einleitung は、1844年にパリで発行された『独仏年誌』に掲載された」(MEW. Bd.13, S.8)。

共産主義研究の「最初の仕事」が「ヘーゲル法哲学の批判的検討」であるというのは、不可解な話であろう。共産主義とヘーゲル法哲学とはどう関係するのかという疑問が浮かぶからである。しかし、この点にマルクス共産主義論の特異な本質がある。

『ヘーゲル法哲学批判』「序説 Einleitung」において、マルクスは、「ドイツの解放の積極的な可能性はどこにあるのか？」と問題提起し、「解答」として、解放の担い手を、「市民社会のどんな階級でもないような市民社会の1階級、…一言でいえば、人間の完全な喪失であり、したがってただ完全な回復によってだけ自分自身をかちとることができ

る領域…それがプロレタリアート」(MEW. Bd.1, S. 390)に求めている。

マルクスの共産主義は、プロレタリアートの矛盾と矛盾の解消というヘーゲル弁証法の枠組で把握することによって成立している。

とはいえる、マルクスが自らの方法として、矛盾と矛盾の解消というヘーゲル弁証法を採用したのは、この「序説」が初めてではない。「序説」の3年前、1841年の処女作「学位論文」において、マルクスはヘーゲル弁証法をすでに自分の方法としていた。

「学位論文」『エピクロスの自然哲学とデモクリトスの自然哲学の差異』(1841年)において、マルクスはエピクロスの原子の中に、質料としての原子だけではなく、形式としての自己意識（「抽象的個別的自己意識」）を発見し、エピクロスの原子を形式と質料の矛盾、本質と実存との矛盾として把握し、その矛盾から、エピクロスの原子の奇怪な諸特徴、すなわち直線から偏る落下、およびその原子が大きさ・形態・重さなどの諸性質を持ち、かつ、持たないとして、矛盾として規定されていることを説明し、「自己意識の絶対性と自由」(MEW. EG I . S.304)がエピクロス哲学の原理であることを解説している（拙著『差異とマルクス』、青木書店、1985年、第1章、参照）。

「学位論文」における形式と質料、本質と実存などの諸範疇はヘーゲル『論理学』由来のものであり、エピクロスの原子を矛盾として把握し、エピクロスの天体に矛盾の解消を見る方法、すなわち矛盾と矛盾の解消という方法はヘーゲル弁証法に拠っていた。

それゆえ矛盾と矛盾の解消というヘーゲル弁証法は、処女作「学位論文」以来のマルクスの方法であり、「序説」においてもこの弁証法の枠組みで、マルクスは共産主義を解釈・受容したことになる。

ヘーゲル弁証法による共産主義の把握、これがマルクス共産主義論の本質である。

マルクスにおいては、弁証法が共産主義よりも先行しており、先行した弁証法の認識枠組みで、

共産主義を解釈し把握している。この点にマルクス共産主義論の特異性がある。

その点に関連してエンゲルスは次のように述べている。

「科学的社会主义はたしかに本質的にドイツの産物であって、その古典哲学が意識的な弁証法を生きいきと保持していた国民のもとでのみ、すなわちドイツでのみ、成立することができたのがある」(1882年、MEW. Bd.19, S.187)。

### III 『経済学・哲学草稿』

「序説」と同じ1844年に執筆された『経済学・哲学草稿』においても、プロレタリアート（賃労働者）の矛盾が、人間の「類的本質」の矛盾として、「疎外された労働」の矛盾として把握されており、共産主義は「類的本質」の矛盾の解消、すなわち「類的本質」の実現として理解されている。

「共産主義は人間と自然とのあいだの、また人間と人間との間の抗争の真実の解決であり、実存Existenzと本質Wesenとの、対象化と自己確証との、自由と必然との、個と類とのあいだの争いの真実の解決である。共産主義は解かれた歴史の謎であり、自分をこの解決であると知っている」(MEW. EG I . S.536)。

しかし、問題はマルクスの共産主義が、共産主義経済そのものの分析と総合の結果として提示されているのではなく、ヘーゲル弁証法の「適用」によって、哲学的に、私的所有の矛盾と矛盾の解消としての共産主義として推論されており、その結果、共産主義がアприオリに合理化され、「序説」においては「人間の解放」として、『経済学・哲学草稿』においては「類的本質」の実現として思念されている点にある。

マルクスは「共産主義が解かれた歴史の謎」であると主張しているが、しかし、実はマルクスは共産主義の問題をそれ自体として、すなわち経済問題として提起せず、まして分析・総合することもなく、共産主義の問題を哲学的問題に置き換えて、ヘーゲル弁証法の推論で「解答」したにすぎ

なかっただのである。しかし、これは問題の置き換えである。したがって、こう言わねばならない。マルクスに拠って共産主義は建設できない。マルクスの共産主義は経済学的分析も総合もなく、そこにあるのはヘーゲル弁証法による、哲学的推論にすぎない、と。もちろん、このことは共産主義経済の成立可能性を否定するものではないが。

マルクスは、1844年の「序説」以降も、実践面では共産主義運動にも取り組むが、こと研究に関する限り、『資本論』に結実する資本主義分析を深化させていくが、しかし、共産主義経済の分析に関して、それを探求しようとする気配すら示さず、むしろ抑制的な発言すらしているが、その理由はマルクスの共産主義はその出自において、すなわちその本質において、ヘーゲル弁証法による推論の結果であり、したがって共産主義は分析・総合の対象、すなわち科学的批判の対象ではなかったからである。

マルクスの共産主義はヘーゲル弁証法によって、アприオリに合理化され、神聖化されていたのである。すなわち、共産主義は「ブラックボックス」の中に入れられてしまっていたのである。マルクスが共産主義の「青写真」を描かない理由は、未だ経済的問題として分析されていない対象は、総合できず、したがって描写できないからである。

しかるにエンゲルスはマルクス社会主義論を「科学的社会主义」と呼んでいる。「史的唯物論と剩余価値による資本主義的生産の秘密の暴露は、われわれはマルクスに負うものである。これらの発見によって社会主義は科学Wissenschaftになった」(MEW. Bd.20, S.26)。

しかしながら、「史的唯物論」が「科学的社会主义」の根拠になることはない。なぜなら、「史的唯物論」と「科学的社会主义」とは表裏一体の関係にあり、相互前提の関係にあるから、一方が他方の根拠になりえない。また「剩余価値による資本主義的生産の秘密の暴露」は資本主義の秘密の暴露以上のものではなく、「資本主義の秘密」は社会主義をいささかも合理化するものではない。したがって、「科学的社会主义」論には根拠がない。

## IV 弁証法の限界

問題は矛盾と矛盾の解消というヘーゲル弁証法の射程、その限界にある。この弁証法の限界とは、それが対象とする当該の有機的な構造（マルクスの場合には資本主義）の矛盾の分析にかぎって有効だという点にある。事実、マルクスは資本主義の矛盾を弁証法によって、『資本論』における冒頭章の価値論から、剩余価値論、資本蓄積論経て、終章の「諸階級」に至るまで批判的に解明し、余人の追随を許さない、透徹した資本主義分析を遺している。われわれは資本主義認識の多くをマルクスに負っている。『資本論』を凌駕する資本主義論は出現していない。

しかし他方、マルクスは共産主義それ自体を批判的に分析することは思いも及ばなかったようである。マルクスは1844年以来、ヘーゲル弁証法を私的所有と共産主義の関係に適用し、私的所有の矛盾とその矛盾の解消としての共産主義という認識に嵌っていたからである。マルクスは共産主義を分析する以前に合理化し、神聖化している。

矛盾と矛盾の解消という弁証法の限界は私的所有の矛盾とその矛盾の解消までであり、私的所有の矛盾の解消のあとに共産主義が出現するかどうかの問題は、弁証法の限界を超える問題である。

しかるに、マルクスは弁証法によって、私的所有の矛盾の解消が共産主義であるという推論を開いている。しかし共産主義の存在理由を「他のもの」である私的所有の矛盾に求めることはできない。この世の地獄が彼岸の天国を約束するものではないように、資本主義的私的所有の矛盾は、いささかも共産主義を合理化するものではない。共産主義の合理性は共産主義の分析と総合それ自体から論証すべき問題である。

ヘーゲルは市民社会と国家との関係に矛盾と矛盾の解消という弁証法を適用し、国家を合理化していた。マルクスは『ヘーゲル国法論批判』(MEW. Bd.1, S. 203f.)において、この点を的確に批判しているが、翻ってマルクス自身の共産主

義論を検討すると、マルクスは資本主義的私的所有と共産主義の関係に矛盾と矛盾の解消というヘーゲル弁証法を適用し、共産主義を批判的に分析し総合することなしに、共産主義を矛盾の解消として、「人間の解放」として推論している。「国家」と「共産主義」、その領域の相違はあるが、しかし弁証法の限界を超えて対象領域を合理化しているという点で、マルクスはヘーゲルの轍を踏んでいると思われる。

## V マルクスの人間本質論 「共同本質」について

共産主義が人間の矛盾の解消であり、人間の解放であるというマルクスの推論に照応しているのが、「人間は共同本質Gemeinwesenである」という彼の人間論である。

マルクスは人間と人間の関係を「共同本質」として把握し、商品関係、すなわち交換を「共同本質」からの疎外として把握している。

マルクスに言わせればこうである。「人間の本質は、人間が真に共同本質Gemeinwesenであるから、人間は彼らの本質を發揮することによって人間的な共同体Gemeinwesenを…創造し、産出する」(MEW. EG I .S.451)。

それではマルクスは、この「共同本質」、すなわち「全体的本質」をいかにして証明するのか。

「これら双方の対象物に対する憧れSehnsucht、すなわち欲望Bedürfnisは、私的所有者のおのにおに、次のことを示し、それを意識させる。すなわち、彼らはこれらの対象物に対して、それらを私的に所有する以外になおもうひとつの本質的なwesentliches関係をもっていること、彼らは自分でそう思っているような特殊な本質ではなく、全体的本質totales Wesenであって、その諸欲望はすべての生産物に対して、他人の労働生産物に対しても、内的所有の関係にたっていることの、…全く明白で反論の余地のない証明Beweisであるのだから…」(MEW. EG I .S.452)。

マルクスは人間が「共同本質」であることを、2

人の私的所有者が相手の労働生産物に対して感じる相互の欲望から推論している。マルクスの「共同本質」には2つの問題点を指摘できる。

1つは、2人の人間関係から社会全体の人間関係を推論する問題である。マルクスは人間と人間との間の物理的距離、人間の親密度などを度外視している。「万国のプロレタリア団結せよ！」(MEW. Bd.4, S. 493) は差し詰めその典型である。マルクスは人間関係を階級関係に還元して把握している。しかし、人間は社会的存在である以前に自然的存在であり、物理的距離や人間の親密度を無視できない。この点では、アリストテレスやアダム・スミスの人間関係論のほうがはるかに分析的である。

「共同本質」のいま1つの問題点は、労働生産物を媒介とする人間と人間との関係を単に欲望の関係から推論し、コストとしての投入された労働の関係を無視していることである。したがって、マルクスの「共同本質」論は、「全く明白で反論の余地のない証明」であるどころか、観念的な、共産主義を合理化するための人間論にすぎないと思われる。

マルクスは人間の利己心の根拠を私的所有に求め、利己心が自然的なものであることを否定している。

「『実際的な欲望、利己主義』はブルジョア社会bürgerlichen Gesellschaftの原理であり、市民社会が自分のなかから政治的国家を完全に生み出すのと同時に、純粋にそれ自身の姿で現れる。実際的な欲望と利己主義の神は貨幣である」(『ユダヤ人問題によせて』, MEW.Bd.1, S. 374)。

マルクスには利己的egoistischと利己主義Egoismusとの区別がなく (ibid. S.369), 利己心が「ブルジョア社会の原理」として把握されている。しかし、人間の利己心は、必要な生活資料を身体の外部にもつ生命体に固有な原理であり、自然的なものである。

しかも人間は生活資料を外部から摂取するだけではなく、それを労働により加工するが、労働も直接には利己心のなせる業であり、したがって、

利己心こそが、経済発展の究極の動因である。それゆえ、マルクスのように利己心を「ブルジョア社会の原理」として否定すると、労働インセンティブの否定となる。「実存社会主义」に全般的に見られた経済の停滞現象は、理論的なマルクスの利己心の否定から発していたのである。

アリストテレスは自己愛を自然的なものとするが、同時にその限度を問題にしている。「自己本位であるということは咎められるのが当然であるとしても、咎められるべきは単なる自己愛ではなく、守銭奴の金錢愛のような過度な自己愛である」(『アリストテレス全集15 政治学 経済学』, 岩波書店, 1969年, p.48)。

アダム・スミスもまた利己心を自然的なものとして把握している。「各人はたしかに自然によつて、彼自身による配慮にゆだねられている…。それゆえ各人は彼自身に直接関係することについて、他のどんな人に関係することについてよりもはるかに深い関心をもつ」(水田洋訳『道徳感情論』, 筑摩書房, 1973年, p.129)。スミスもまた利己心の限度を指摘するが。

## VII 悅びとしての労働

マルクスの「共同本質」論においては、コストとしての、労苦としての労働を無視している理由は、労働を本来的には、悦びだと把握するからである。

「われわれが人間として生産したと仮定しよう。そのときには、われわれはいずれも自分の生産において自分自身と相手を、二重に肯定したことであろう。1. 私の生産において、…私は活動の最中には生命発現を享受し、…個人的な悦びFreudeを味わう。2. 私の生産物を君が享受したり使ったりするとき、私は直接に次のような悦びを味わう、…他の人間的な本質の欲望に適合した対象物を供給したと意識する悦びを。…」(ibid. S.462)。

マルクスは労働を「悦びFreude」と把握し、それを「骨折り、犠牲」と把握するアダム・スミスを彼が疎外された労働だけを見ているからだ批判

している。

「A・スミスは労働を呪いFluchと考える。『安息』が十全な状態として、『自由』、『幸福』と同一のものとして現われるのである。個人は…労働への欲求をももつものだということをアダム・スミスにはまったく思いもよらないようである。」(MEGA1/1. S.499)。

労働は千差万別であるから、それに対する感情も様々であり、一概に規定できない。しかし、労働が自己目的としての遊びと異なり、労働生産物を作る手段であるかぎり、労働に対する感情は概して「悦びFreude」というよりも、「劳苦と煩勞toil and trouble」に近いものがある。だからこそ、マルクス自身も「真の自由の國の根本条件」として「労働日の短縮」(MEW. Bd. 25, S. 828)を挙げているのである。仮に労働が単純に悦びであるならば、経済問題は雲散霧消するであろう。

## VII 共産主義の矛盾

共産主義を唱えたのはマルクスが初めてではない。例えば、プラトンがいる。

プラトンは守護者たちが妻女と子供を共有すれば、守護者たちが苦楽を共有することになり、その結果、国を団結させることができ、逆に苦楽の私有化は国を分裂させると考えた(プラトン『プラトン全集11 クレイトポン・国家』、岩波書店、p. 370)。これに対してアリストテレスは次のような批判をしている。

苦楽の共有は困難である。なぜなら人々は自分のものに対しては最も多く気にかけるが、しかし共同のものに対しては余り気にかけないか、あるいは自分に関わりのある範囲においてのみ関心をもつからである。また、労働と所有の関係についてみれば、財産の共有は消費と労働において各人が等しくない場合には、骨折ることが少なく受け取りが多い人々に対し、逆の人々から不平が起ることは必然である(『アリストテレス全集15 政治学 経済学』、岩波書店、1969年、p.47)。一般的に共同に生活し、人事全般を共有することは困

難である。財産はある意味で共有なければならぬが、一般的には私有でなければならない。共同所有のほうが、個々の所有よりも問題が多い。共有という立法は外見が善く、人間愛的に思われ、万人が万人に対して驚くべき友愛を抱くようになると信じられ、今日のもろもろの悪は財産が共有でないからと言われるが、財産を共有し共同使用する場合のほうがよけい争う。共有によって免れる悪があるが、失う善もある、と。

アリストテレスは、理性の立場から感情の共有を説くプラトン共産主義論を個人の自然感情から批判しているが、この批判は同じく利己心を否定し、人間を「共同本質」と把握し感情共有論を説くマルクスの共産主義論に対しても概ね妥当している。

共産主義の内容に言及することが少ないマルクスらであるが、『共産党宣言』において、10の諸方策、すなわち1. 土地所有の収奪、2. 強度の累進税、3. 相続権の廃止、4. 亡命者・反逆者の財産没収、5. 国家への信用集中、6. 国家への運輸機関の集中、7. 国有工場、土地の共同利用、8. 平等な労働強制Arbeitszwang、9. 農工結合、10. 公共的無償教育>(MEW. Bd. 4, S. 481 f.)を列挙している。これらは「極めて国家集中的な」(田畠稔『マルクスとアソシエーション』新泉社、1994年、p. 108)諸方策と概括できる。

この諸方策に統いて、マルクスは「階級差別が消滅し、一公的権力が政治的性格を失う。本来の意味での政治的権力Gewaltとは、他の階級を抑圧するための一階級の権力Gewaltである」(MEW. Bd.4, S.482)と述べたその後に、近年「アソシエーション論」を主張する論者(例えば、田畠氏など)が典拠とする有名な一文、「階級と階級対立のうえに立つ旧ブルジョア社会に代わって各人の自由な発展が万人の自由な発展の条件であるような1つのアソシエーションが現われる」(MEW. Bd. 4, S.482)と宣言されている。

しかし、「実存社会主義」が実証したことは「極めて国家集中的な」諸方策からは当然の帰結として「実存社会主義」のような国家中心的な「社会

主義」が誕生するほかなかったということである。間違ったのはマルクスである。マルクスは「本来の意味での政治的権力Gewaltとは、他の階級を抑圧するための一階級の権力Gewaltである」として、政治的権力の根拠を狭く階級関係に還元している。しかし「政治的権力」は階級消滅後も利己心をもつ人間と人間の利害の対立から発生するのであり、「実存社会主义」が実証したように、階級消滅後に、反って「政治的権力」は一層肥大化するとしている。

マルクスの「アソシエーション」論には根拠はない。

## Ⅶ 「実存社会主义」による マルクス共産主義論の検証

「実存社会主义」の矛盾を概括すれば、1つは経済発展の停滞現象であり、もう1つは政治的自由の欠如である。もっとも2つは別のものではなく、その原因はマルクスの社会主义論が現実の利己心をもつ個人を否定していたからである。

マルクスは人間の利己心を「ブルジョア社会の原理」として否定したため、「実存社会主义」では労働インセンティブが機能せず、そのため、経済の全般的停滞現象が招くことになった。また企業も独立の利益追求と自立的な責任をもたないから、利潤インセンティブ、資産形成インセンティブが希薄となった。要は個人も企業も自立的な利益を追求する主体となっていないからである。イノベーションも鈍化し、起業も自由ではないから、技

術革新が進まず、市場経済に対抗できなくなる。しかし、これらの問題は共産主義が固有にもつ欠陥である。

共同所有となれば、怠惰がはびこることは古くから指摘されてきた問題である。

しかるに、マルクスは共産主義における怠惰の問題に対して揶揄的に反論するだけである。「私的所有の廃止とともに、すべての活動がやみ、一般的な怠惰が蔓延するであろう」という異論がある。この考えに従えば、ブルジョア社会は、怠惰のためにとうの昔に破滅していたに違いない。なぜなら、この社会では働く者は儲けない、儲けるものは働くからである」(MEW. Bd. 4, S.477)。

「実存社会主义」の抱える矛盾は、ヘーゲル弁証法により推論されたマルクス共産主義論の視野には現われていないが、しかし、それは共同所有そのものが抱える矛盾と別なものではなかった。

経済システムの提案は哲学的推論や思想信条からではなく、現実の人間の是認から出発するものでなければならない。マルクスの資本主義批判は今も極めて有効であるが、しかしマルクスの共産主義論は役に立たない理由はそれが共産主義の経済学的分析と総合を欠落させた、弁証法による推論にすぎなかつたからである。

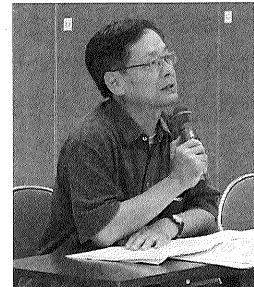
追記：拙稿「弁証法と共産主義」大阪経済法科大学『経済学論集』第34巻第1号、2011年3月を併せて参照されたい。

(やまもと ひろたろう

所員 大阪経済法科大学)

# 人間発達の持続可能な社会 —デンマークを事例にして—

本稿は、「資本主義と社会主義」を超える可能性をもった議論として、「人間発達の持続可能な社会論」を取り上げ、そのモデルとして、デンマークを事例にして検証する。デンマークに注目したのは、英米型の近代的発展（農村・農業の解体と都市化、重化学工業化）とは異なる、農村と農業、協同と生活文化、職人を重視し、「芸術作品のような社会」をめざしているからである。



*Ikeda Kiyoshi*  
池田 清

## はじめに

本稿は、現代の最重要課題である貧困・格差や環境問題、そして人間の幸福を考察するに際し、「資本主義と社会主義」を超える可能性をもった議論として、「市民社会論」と「人間発達の持続可能な社会論」を取り上げる。そして「人間発達の持続可能な社会」の一つのモデルとして、デンマークを事例にして検証する。デンマークに注目したのは、「幸福度」世界1位、環境・福祉・教育の先進国であり、英米型の近代的発展（農村・農業の解体と都市化、重化学工業化）とは異なる、農村と農業、協同と生活文化、職人を重視し、「芸術作品のような社会をめざしている」<sup>1)</sup>からである。たしかに現在のデンマークは、新自由主義の影響もあり問題も出てきているが、それでも高いレベルの福祉社会の水準を維持していることなどから学ぶべきものがある。

## I 「市民社会論」と「人間発達の持続可能な社会論」

### (1) 平田清明の「市民社会論」

ここでは、いわゆる「資本主義と社会主義」を超える議論を先駆的に提起した平田清明の「市民社会論」を取り上げる。平田清明は、『資本論』第1巻第1章の「商品論」に注目し、マルクスのコミュニズム論の本質が、「共同の生産手段をもって労働し、その多くの個体的労働力を自覚的に一つの社会的労働力として支出するような自由人の連合…」にあるとした<sup>2)</sup>。さらに平田は、この規定を次のように発展させた。個体的=社会的所有の内容は、生産と交通と享受（消費）、およびそれら全てにおける意識的活動の総体のことであり、この意識的活動の一局面たる法的関係行為のことだけではない。生産とは物的欲望を充たすものを作り出すことだけではなく、『心の欲望』を作り出すもので、学問・芸術・情報の創造をも含むものである。おなじく交通は、物質的富の交換であるだけでなく、学問・芸術・情報等の精神的富の交換を含むものと規定した。享受は物質的および精神的

富の享受である。この意味での生産、交通、享受は、個体的にして共同的に自覚的、社会的に遂行され営まれる時、人類の市民時代における法は人倫に還元される。その時は、すでに社会から自立した国家は死滅して社会の懷のもとに帰り、その公共的機能に席を譲るのである」<sup>3)</sup>。

それゆえ平田は、社会主義段階における国家的所有は、残存する旧支配階級を打破するためにのみ必要なものであり、一時の過渡的なものにすぎない。だがロシア革命は、ロシアの資本主義的後進性、その文化の前近代的な後進性、ロシア革命の非西欧的異質性など市民社会を欠如させていたがゆえに、国家の過渡性が永続性へと変質され、官僚主義的国家社会主義が形成されたという<sup>4)</sup>。

平田は、フランスのマルクス主義的市民社会論者の主張を引用し、市民社会は資本主義から社会主義への移行と社会主義社会にとって決定的に重要な概念と位置づけている。「市民社会に固有な人格的自由の原理は、資本家の私的領有への、この人格的自由の発展ということと必然的に結びつくのではない。逆にこれは、自由に連合した（アソシエした）生産者たちによる社会的領有へと、発展するのである」<sup>5)</sup>。

以上の「市民社会論」は、「人格的自由」、「自由に連合した生産者」といった重要な問題を提起し、「資本主義か社会主義か」という伝統的な議論の枠組みを超えるオールタナティヴを示した。だが市民がいかにして「人格的自由」を獲得し、「自由に連合し創造的活動を営む」ことができるのか、とりわけ今日の地球環境問題や貧困・格差問題の克服策について明示的に論じられているわけではない。人間発達の持続可能な社会論は、以上の問題を考察する際に貴重な示唆を与えるのではないか。以下で検証しよう。

## (2) 人間発達の持続可能な社会論

今日、資本主義と社会主義とを問わず、いわゆる大量生産・消費・廃棄システムの「経済成長至上主義」が地球環境問題をもたらした主要な要因であると考えられている。この問題の真の解決に

は、「人間が自然環境との共存の力量を持続的に発展させることが必要」である。「豊かな自然を活かし、保存し、人の共存を実現し得なかった『人間の力量の低下』を反省し、自然環境と共に生きる高い力量を持つ、『潜在能力のある』人間をつくりだす」ことが求められる<sup>6)</sup>。つまり潜在能力や自由を中心とした人間発達は、環境の持続可能性にとって不可欠の課題なのであり、人間発達による市民社会の発展が、市場をコントロールして経済の持続性を、さらに社会を持続させることにもつながる。次に人間発達の概念を検証しよう。

A.センは、「人間発達」を潜在能力や個人の自由という概念と、潜在能力の発揮あるいは、発揮する好機という概念で把握する。前者は、「人々の能力を高めて、長寿を全うすること、健康を楽しむこと、世界の知識と情報のストックにアクセスすること、彼らのコミュニティにおける文化的生活に参加すること、食料・衣服・住宅を手に入れるのに十分な所得があること、彼らの人生とコミュニティに直接影響を与える決定に参加することなど」<sup>7)</sup>である。後者は、公共政策や社会の合意と参加によって、潜在能力を活かす機会を作り出し、個々人の自由な人生をサポートすることを意味する<sup>8)</sup>。

一方、持続可能な発展とは、①自然や環境の利用は持続可能なものでなければならず、その利用は生態系の保全など自然のもつ環境容量の範囲内でなければならない、②世代間の衡平、③社会的衡平とりわけ南北間衡平と貧困の撲滅を達成する公正な国際社会の問題、という内容を持っている<sup>9)</sup>。植田和弘は、人間発達（福祉）と持続可能な発展との関係を、P.ダスグプタに依拠しつつ「持続可能な発展とは、人口1人当たり福祉の向上を実現する発展パターン」と定義している。福祉は、健康、幸福、生存と行為の自由、より広くは基本的自由を構成要素としている。他方で福祉は、食糧、衣料、飲料水、住居、知識や情報へのアクセスなど、福祉を支え、つくりだすための基盤を充実させる決定要因がある。福祉向上を目的とする公共政策は、持続可能な発展を実現するもので

なければならない<sup>10)</sup>。次に「人間発達の持続可能な社会」の最先進国デンマークを検証する。

## II デンマーク

デンマークは、インドのガンジーも「世界中真に人間の住み得べき地を今の地上に求むるならばそれは独りデンマークあるのみだ」と詠嘆させた国である<sup>11)</sup>。デンマークの食料自給率（2006年）は、カロリーベースで300%（日本は約40%）、穀物自給率107%（日本は27%）である。1人当たりの国民総所得（2007年）は58,074ドル（日本35,470ドル）で、「世界競争力ランキング」（世界経済フォーラム）も100か国の国・地域のなかで3~5位の上位を占める。さらに2000年代中期における相対的貧困率も5.3%とOECD加盟国中最も小さな国（日本は14.9%で下から3位）であり、再分配後の貧困率も5.3%でOECD加盟国中最低（日本は14.9%で20位）である。ドイツのNGO「トランスペアレンシー・インターナショナル」2008年発表の「政治の清潔度（汚職・政治腐敗指数）」の180か国・地域の国際比較では、透明度が高くクリーンな国1位がデンマーク（日本18位）となっている。また2006年のOECD加盟国のGDPに占める学校教育などの教育機関への公的支出割合は、デンマーク6.7%（2位）で日本は3.3%（下から2位）である。環境政策として風力、太陽光、バイオマスなど再生可能エネルギーは、2007年で一次エネルギー総供給量の14%をまかなっている（日本は3.2%）<sup>12)</sup>。

イギリスのレスター大学が、ユネスコ、WHO、国連人間開発報告など100種以上の報告書をもとに、主に健康、富、教育の機会などにもとづいて178ヶ国の「幸福度」を調査したところ、幸福度1位はデンマークで、6位フィンランド、7位スウェーデン、8位ブータン、23位アメリカ、82位中国、90位日本、125位インド、167位ロシアであった（<http://www.rda.co.jp/topics/topics1782.html>）。

世界銀行が発表した『全世界の統治指数』では、世界でもっとも民主主義が進んでいるのはデンマ

ークとフィンランドであると報告している。この調査の民主主義の指標は、「国家の運営に関する信頼に足る質の高い統計データが公表されていること」、「国家の運営に国民が直接参加できるしくみができていること」としている。この公開度、参加度が高いほど民主主義が進んだ国なのである<sup>13)</sup>。

B. フライとA.スタッフターは、幸福は往々にして純粋に個人的な問題だと思われているが、そうではなく、その人が生活する社会によって大きく左右されると指摘する。ある国の民主化・分権化が進めば進むほど、人々の幸福は増進するという法則を実証したと述べている<sup>14)</sup>。デンマークが「幸福度」1位であることは、民主主義の成熟度とも関連しているのであろう。

以下では、デンマーク研究の第一人者である清水満の業績によりつつ、デンマーク型近代化を概括する<sup>15)</sup>。デンマークは、独自の農民革命を行い、農民が市民社会を取り込み、共同性をより高める形で、社会と人間の解放を進め、英・米・仏・独以上の人権と社会保障を誇る「北欧型近代化」を成し遂げている。英・米・仏・独の「近代化」、すなわち農民層を解体してプロレタリアを創出し、資源と市場をめぐっての帝国主義戦争を行う、という道をとらなかったのである。それは、日本の近代化の過ちを知り、発展途上国に対し、内発的で地域自立型の発展のモデルを示すことでもあり、本来において先進国と途上国の別なく、地域の民衆が国境をこえて、連帯できる可能性を提起している。

デンマークの農民革命の特徴は、独立自営農民の創出と地方分権、農民の尊厳と人間発達を促す教育にある。デンマークでは農民層を中心とする市民（当時、国民の約75%が農民）は、1788年に農民解放令、1814年に世界最初の小学校の義務教育化を勝ち取り、領主を中心とした封建的な性格の村落共同体が独立自営農民たちの共同体に移行した。さらに1840年代には、フランス革命の余波や農民運動によって農民の政治意識が高まり、大地主に対して封建的身分差別の是正や、下層農民の生活改善が要求される。1841年には地方自治法

が公布され、行政の末端単位である「教区」の委員会やその下での郡委員会にも農民が参加し、デンマークの今日の特色である地方分権の礎石が築かれる。また1848年には自由主義憲法制定を要求した民衆運動のもと、絶対王政が無血のうちに終焉する政治革命が起きる。以上のような解放と自由を求める民衆運動の精神的な支えが、思想家、聖職者、詩人でもあるグルントヴィ（1783－1872）の存在であった。グルントヴィは、近代デンマークの歴史や現在の世界の名高い高度福祉社会、自由で民主的なデンマークの形成に決定的ともいえる影響を与えた人物である。

デンマークは、ナポレオン戦争以後数々の戦いに破れ、とくに1864年にドイツとの戦いに敗れ国の存続の危機の中、国策（戦争）によって失地回復することを断念し、平和主義を自覚し小国としての道を歩むようになる。その背景には、ドイツとの戦いにリーダーシップをとったコペンハーゲンなどの都市市民層の自信喪失がある。内なる人的資源や農業の開発による再建を図ることが重要であると認識し、その際、デンマーク独特の国民高等学校という新しい教育システムを導入し、働く青年たちの教育に力を入れた。この教育に大きく貢献したのがグルンドヴィである。1844年にはグルンドヴィの教育理念を継承した最初の国民高等学校がクリスティン・コルにより開設された。また彼の影響の下で農村地域に有能な人材が多く輩出し、デンマーク型近代化を築き上げる。

西欧や日本の近代化は、そのために必要な人材を確保すべく、義務教育と徴兵制を根幹とする国民教育は、通例は農民層を解体し、都市労働者階級を形成して、農村の都市化、中央集権体制の強化を促進する。しかし、デンマークではフォルケホイスコーレという農民層を中心とする対抗教育の領域が、農民階級の運動と一緒にになって自律的な展開をし、農民層の解体、プロレタリア化を押しとどめ、地方の自立性を保護して、逆に都市の農村化というデンマーク独特の現象をもたらした。これは農業が衰退した今日でさえ、デンマークの風景を見れば瞭然で、政治的にはその徹底した地

方分権にあらわれている。

グルンドヴィは、貧しい農民たちがデンマーク人としての誇りと自覚をもち、社会に貢献する人材として成長するためには、民衆に対する教育がきわめて重要であることを強く意識している。それは、民衆教育運動として誕生した国民高等学校に発展する。1840年代に入って、グルンドヴィは政治活動に参画するようになり、1848－1849年に憲法制定会議のメンバーとなり、デンマーク自由主義憲法制定（1849年）に尽力する。

グルンドヴィの思想と実践は、①デンマーク固有の土着文化、民衆文化の豊かさの発見、②本来のキリスト教精神の復活、③イギリスの自由主義、④フランス革命の近代民主主義思想、社会主義思想を融合し創造したものである。彼は、1808年に「北欧神話」を出版し、その過程で北欧神話やデンマークの風土、自然、農民の生活などを題材にした多くの詩をつくり、それが贊美歌としてデンマーク国民に愛唱されるようになった。デンマークの贊美歌754のうち271の歌が彼によって書かれた。彼の教育は、人間の生、人類とは何かを知るための陶冶材料として、北欧神話や民衆の伝承、デンマークの自然を歌った詩を使い、それをみんなで唱和し、思いや感激を対話の中で語り合うことであった。それを通じて、郷土への愛と日々の生活への尊厳、人生の神秘と人間性を高めることを目的としていた。なぜなら共同体の精神と人間性は、そこの神話と宗教のうちに発露を見いだすことができるからである。

聖書の教えである「神である創造主は人間を大地の塵から創造した」とすれば、同じ土地、同じ風土から生まれた人間は、その土地固有の生活文化を共有する。生活文化は、生きた言葉によって彼らの歴史を神話・宗教として生み出す。つまり人間は、歴史的存在であり、生きた言葉によって先祖たちから連なる精神の伝承のなかで生きているのである。

さらに「真理は聖書の中にあるのではなくて、地方の小さな教会に集まり、祈り、語り合う貧しき信徒の中にある」と主張し、伝統的なキリスト

教会を批判する。彼の主張や行動は農民たちや改革派の牧師たちに受け入れられ、その後の教会改革運動に影響を与え、さらには農民の意識を目覚めさせ、それが1830年代にグランドヴィの感化を受けた人々による『グランドヴィ派』の誕生をもたらした。グランドヴィ派は、社会改革運動によるデンマーク民主化の担い手となり、たび重なる戦争によって疲弊したデンマークの復興に大きな役割を果たした。イギリスのケンブリッジ大学留学での体験が教育に対する考え方や実践に大きな影響を与えた。そこでは、コペンハーゲン大学の権威主義とは異なり、教師と学生とが自由に語り合う自由主義が根付いていたからである。さらに自由、平等、友愛のフランス革命や社会主义思想の影響は言うまでもない。

農民たちは、フォルケホイスコーレとその兄弟分の農業学校に通い、人間解放と自由平等の意識に目覚め、政治活動に参加していく。彼らは、ナショナル・リベラルの手引きによって、「農民の友協会」という政治結社をつくり新聞も発行し、政府に農村委員会をつくらせ、新しい法律を施行させる。日本とデンマークの違いは、自作農の創設によって伝統的な共同体が解体されていくなかで、デンマークではそれが自覚的に新たな共同体、協同組合へと再編されていったことである。株式会社と異なり、どんな人でも一人が一票の権利をもつ人格的な結合の協同組合によって、より民主的な共同性が実現される。このような農村の協同組合の伝統が、都市の労働組合や社会民主主義政党に大きな影響を与え、協同組合デモクラシーと相互扶助の精神で自由と平等の高いレベルの社会を形成していくのである。

ここで注目すべきは、デンマークの近代化が、北欧神話、土着・民衆文化と、フランス革命の近代民主主義思想（自由、平等、友愛）、社会主义思想を融合し、新たな人間観と生活文化を創造したところに見出せるのではないか、ということである。

### III 伝統文化と外来思想の融合と創造

グランドヴィの思想は、「真のデンマーク人」とは「貧しいけれど、神の与えた緑の大地をもち、それを育て、花が咲き、実を結ぶのを見る喜びをもった人々と友になる」人であるとともに、「あらゆる人間の自由と独立、高貴な自負、名誉、尊敬を破壊するような言論の暴力者・学者・傲慢の高みにいる者たちと闘う者」であるということに典型的に示されている。つまりグランドヴィは、前者の土着・民衆的文化のデンマーク人間像は北欧神話とキリスト教から、後者はフランス革命の近代民主主義や社会主义の思想から導びき、両者を融合することで新たな人間観と生活文化を創造したといえよう。

このような融合と創造の思想は、アメリカ独立革命に於いてもみられる。カール・マルクスは、『資本論』第一版序文で「18世紀のアメリカの独立戦争がヨーロッパの中間階級のために警鐘を鳴らした」と指摘しているが、1776年のアメリカ独立革命は、人類の解放という思想を現実のものとしようとした先駆けであり、多くの人々の思想や行動に多大な影響を与えた。だがアメリカ独立革命、人類の解放思想は、先民族インディアン・イロコイ族から学んでいたことに注目したい。A.グリンデとE.ジョハンセンによれば、アメリカ民主政治は、アメリカ先住民とヨーロッパ政治理論の融合であるという。たしかにアメリカ独立革命に思想的影響を与えたロックやペインは、アメリカ先住民の思想、すなわち「インディアン氏族の根本原理は自由、平等、友愛であり、個人は不屈独立の精神と個人的威厳を有し、全員一致で社会を運営する」<sup>16)</sup>ことを高く評価していたし、アメリカ独立革命の担い手として活躍した大統領フランクリンやジェファーソンもアメリカ先住民の生活文化から学びアメリカ独立革命の思想や社会・政治の運営に生かそうと考えたからである。A.バートンによれば、ニューイングランドで開かれた最

初の『町民会』もまた、アメリカ先住民とヨーロッパ双方の伝統を組み合わせたものであった<sup>17)</sup>。

晩年のマルクスが、「ヴェ・イ・ザスーリチの手紙への回答」で「近代社会が指向している『新しい制度』は、『原古的の社会の型の、より高次の形態での復活となるであろう』。それゆえ、この『原古的』ということばをあまり恐ろしがる必要はない」<sup>18)</sup>と述べ、資本主義の変革について多様な経路を考察した。それは、デンマークの近代化におけるグレンドヴィやアメリカ独立革命における融合と創造<sup>i</sup>という文脈で解釈されるべきであろう。

#### IV 日本文化の融合と創造

上田正昭によれば、日本の文化は、本質的に女性的な文化で、まず受け入れて、育てて、新しいものをつくりしていく受容の文化であるといふ。日本の宗教の発達も、神仏習合みたいな形で、日本固有の神の信仰に、仏教もうけ入れれば道教の思想もうけ入れる。排他的な国民じゃなくて、そういう意味では、海を媒介にした積極的な側面がある。新しいものと古いものを併存させて、そのなかから創造していく。そういうところに日本人のバイタリティをみている<sup>19)</sup>。

ところが明治政府は、今までの融合と創造という日本の伝統的文化を捨て、伝統文化との断絶と欧米への模倣という「文化大革命」をすすめていく。その背景には、明治政府が、国際的圧力による植民地化の危機のもとで、「富国強兵」「殖産興業」を国家目標として、西欧の近代国民国家と資本主義経済に急速にキャッチアップすべく、官僚的中央集権的支配と統制を強化していったことが考えられる。政府は、近代化を能率的に遂行するため、それまで日本の地域に根付いていた固有の言語を無視して標準化を図り、民衆の暮らしに根ざしていた仏教を廢仏毀釈し、地域の神社を統廃合するという「文化大革命」を引き起こしていくのである。戦後は、経済成長至上主義でもって国民を統合してきたが、それも創造性の土壌の枯渇という壁にぶつかり閉塞している。

#### V おわりに

今、日本社会の近代化の問題を根本的に問い合わせるために、あらためて融合と創造の日本の伝統文化の再生が求められている。その際、知識結という日本の伝統と、人間発達という近代の人権と民主主義思想の融合した「人間発達の知識結」による新たな生活文化の創造が鍵となるのではなかろうか。この思想は、池上惇が提起した「知識結」を、池田清が「人間発達型の『知識結』」として問題提起し議論する中から創り出されたものである。

人間発達という思想は、池上惇がT.ペーンやアダム・スミス、K.マルクスなどの近代民主主義と人権思想を発展させたものである<sup>20)</sup>。また「知識結」という思想も、池上惇が行基や空海などに代表される先人の地域づくりの取り組みを創造的に発展させたものである。そこでは、多くの人々が飢餓や貧困などで苦しむ人々を救済するために、智慧や技、資金、土地、労働などを提供し、協力し信頼しあうコミュニティを形成することを意味していた。だが行基や空海の時代は、現在のように個人の権利や責任が法的に認められていたわけではなく、「個性を活かしあい人間として発達する」という明確な目標は持ちにくい。確かに日本の地域社会には、地域住民が農漁業や冠婚葬祭などで助け合い、協力し、心を通わせる「結」や「もやい」という伝統が根づいていた。しかし「結」や「もやい」は、ともすれば共同体や国家、企業といった組織のために活用され、一人ひとりの人間発達に貢献しない、むしろ犠牲にされる場合もあったのではないか。それゆえ、個人の人権や個性が尊重された「人間発達の『知識結』」の方が、創造性が求められる現代社会にふさわしい概念であろう。さらに人間発達は、「知識結」による共通の「知的文化的基盤」の形成によってその可能性を獲得できるし、また人間発達によって、「知識結」がより発展し、文明によって破壊された地域が再生するという好循環の関係が期待できる。以上をより敷衍して言えば、和と漢、そして洋の文化の調

和のとれた融合と創造の知的営為とその基盤づくりが、社会改革の基本に据えられなければならぬのではないか。

## 注

- 1) N.F.Sグルントヴィ『世界における人間』小池直人訳、風媒社、2010年、訳者解題。
- 2) 平田清明『平田清明 市民社会を生きる』平田清明遺稿集編集委員会、晃洋書房、2007年、43-44ページ。
- 3) 同上40ページ。
- 4) 同上42ページ。
- 5) 『今日のマルクス』2号、111ページ（パリのラルマッタン刊『今日のマルクス』第2号、共編者・J.ビデ「K O Z O U N Oとその学派 一つの純粹資本主義論」、共編者・テグジェ「グラムシの市民社会概念と人格的自立性」の論稿、平田清明『市民社会思想の古典と現代』編者八木紀一郎・大町慎浩、有斐閣、1996年）
- 平田清明は、明示的にはマルクスの国家論の問題を論じていない。池上惇によれば、マルクスは生産手段の国有化によって国家が官僚機構を肥大化させ、国家権力を強化していくことに対して警戒心を欠如させていたという。それは、官僚機構が肥大化するのは、経済が発展する中で、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会が現われる、ということを十分に認識し得なかつたからである。権力機構の官僚制は、民間の巨大企業の官僚制から学んだものが多く、とくに、科学的管理法を引き写したもののがほとんどである。この点では、資本主義国家も、社会主义国家も同様の途を歩んだ。官僚機構が旧式の重工業優先社会に固有の病気であり、集権的な組織が「分業と統合の原理」で管理を行えば必ず発生してくるものだとは考えていなかった。情報技術の将来に関する研究が不十分だったのである（池上惇ブログ文殊文庫便り、2009年2月28日、第21部「大不況と貧困を克服する」）。
- 6) 池上惇「人間発達の経済学と固有価値の視点」基礎経済科学研究所『経済科学通信』2004年8月号。
- 7) D.スロスピー『文化経済学入門』中谷武雄・後藤和子監訳、日本経済新聞社、2002年、112ページ。
- 8) A.セン『自由と経済開発』石塚雅彦訳、日本経済新聞社、2000年、16-17ページ。
- 9) 大塚直『環境法 第2版』有斐閣、2006年、48-49ページ、植田和弘『「環境と福祉」の統合と持続可能な発展』彦根論叢（滋賀大学）第382号、2010年1月。
- 10) 植田和弘『「環境と福祉」の統合と持続可能な発展』彦根論叢（滋賀大学）第382号、2010年1月。
- 11) 増田亮一『デンマークで掘んだ農村厚生の秘訣』泰文館、1935年。
- 12) 野村武夫『「生活大国」デンマークの福祉政策—ウェルビーイングが育つ条件—』ミネルヴァ書房、2010年。
- 13) ケンジ・ステファン・スズキ『なぜ、デンマーク人は幸福な国をつくることに成功したのか』合同出版、2008年、42ページ。
- 14) B.フライ/A.スタッツナー『幸福の政治経済学』ダイヤモンド社、2005年。
- 15) ここでは清水満『改訂新版 生のための学校』新評論、1993年を主に参考にした。また野村武夫『「生活大国」デンマークの福祉政策—ウェルビーイングが育つ条件—』ミネルヴァ書房、2010年、小島ブンゴード孝子『福祉の国は教育大国—デンマークに学ぶ生涯教育—』丸善、2004年、グルントヴィ『世界における人間』小池直人訳、風媒社、2010年、訳者解題も参考とした。
- 16) F.エンゲルス『家族、私有財産および国家の起源』村井康男・村田陽一訳、大月書店、1954年。
- 17) A.グリンデ/E.ジョハンセン『アメリカ建国とイロコイ民主制』星川淳訳、みすず書房、2006年。
- 18) マルクス「ヴェ・イ・ザスーリチの手紙への回答の下書き」より第一草稿、『マルクス・エンゲルス全集』第19巻、大月書店。
- 19) 湯川秀樹・上田正昭『日本文化の創造』雄渾社、1968年。
- 20) 池上惇『人間発達史観』青木書店、1986年。

(いけだ きよし 所員 神戸松蔭女子学院大学)

# 過剰貨幣資本についての一考察

## ——過剰貨幣資本の形成と現実資本の蓄積との関連をめぐって——

本稿では、投機や恐慌を促進する一契機をなす「過剰貨幣資本(貨幣資本のプレトラ)」を、マルクスはどのように理論的に規定したのかを明らかにする。そのさい、過剰貨幣資本を現実資本の蓄積との関連から解明する。

MIYATA Korefumi

宮田 惟史

### I 問題の所在

本稿の課題は、マルクスは「過剰貨幣資本」概念をどのように理論的に規定したのかを明らかにすることである。現代資本主義分析の一環として、現代の金融投機や資産バブル、恐慌のひとつの起點を「過剰貨幣資本」の存在に求める研究は、近年少なからず見られる。だが、「過剰貨幣資本」が、マルクスの信用理論にそもそもどのように位置づけられ、概念的に規定されているのかについては、必ずしも明確に理解されていない。本稿では、投機や恐慌を促進する一契機である「過剰貨幣資本」が、マルクスの信用論、恐慌論のなかでどのように規定されているのかを明らかにしたい。

ところで、マルクスは、信用理論の最も大きな問題として、貨幣資本の蓄積と現実資本の蓄積との関連を分析するさい、とくに過剰貨幣資本である「貨幣資本の過多 (Plethora)<sup>1)</sup>」と現実資本の「過剰生産」との関連を問題にしている。マルクスは、第3部第5篇第30-35章相当箇所(草稿「III」)<sup>2)</sup>の冒頭で次のように問題を設定している。

「III) これから取り組もうとしている、この信用の件 (Creditgeschichte) 全体のなかでも比類なく困難な問題は、次のようなものである。

——第1に、本来の貨幣資本の蓄積。これはどの程度まで、現実の資本蓄積の、すなわち拡大された規模での再生産の指標となっているのか、またどの程度までそうでないのか? いわゆる資本のプレトラ (Plethora) (この表現は、つねに貨幣資本 (monied capital) について用いられるものである)、——これは過剰生産と並ぶ一つの特殊的な現象をなすものなのか、それとも過剰生産を表現するための一つの特殊的な仕方にすぎないのか?」<sup>3)</sup> (MEGA, II/4.2, S.529.)

見られるように、マルクスはとくに、貨幣資本のプレトラ (過剰貨幣資本) と現実資本の過剰生産との関連を論点としている。だが、この問題は、主題とされているにもかかわらず、「貨幣資本と現実資本」の従来の研究史<sup>4)</sup>で立ち入って論じたものは、まったくと言ってよいほど見受けられない。そこで本稿では、こうした研究史の現状を念頭におきつつ、マルクスの上記の問題提起に即し、過剰貨幣資本(貨幣資本のプレトラ)が現実資本の過剰生産とどのような関連にあるのかについて検討する。

### II J. フラートンの過剰貨幣 資本分析

はじめに、過剰貨幣資本の分析にさいして、マ

マルクスはどのような論者を批判の念頭においていたのかについて見たい。マルクスは、貨幣資本の蓄積と現実資本の蓄積との関連を分析するさい、とりわけ通貨学派および銀行学派の理論にたいする批判を意識している<sup>5)</sup>が、過剰貨幣資本である「資本のプレトラ」の問題に限定して言うならば、その批判の対象は、銀行学派の、とくにJ. フラートンの理論である。

フラートンは、恐慌のメカニズムを「資本のプレトラ（過多）(plethora of capital)」<sup>6)</sup>を原因として生じる「投機」から説明した。フラートンによれば、資本のプレトラとは、「所得からの年々の貯蓄と植民地からの不斷に現送される巨額の財産によって」、銀行や投機業者の手に形成された「資本にたいして安全にしてしかも生産的な投資口を見出すことの困難」<sup>7)</sup>な貨幣資本である。そしてこの資本は、新たに「有利な運用口」を求めて運動し、「投機」を生みだすのである。フラートンは、こうした資本のプレトラが、証券（公債）価格の高騰と市場金利の低下とともに、過度の信用膨張と物価騰貴を招くことが、恐慌の根本的な原因であるとした<sup>8)</sup>。

さて、フラートンが、恐慌を促進する「投機」の直接の原因を過剰貨幣資本である資本のプレトラの存在に求めることはそれ自体としては正しい。では、フラートンの規定する「資本のプレトラ」とマルクスのそれとではどのような点で理論的に異なるのだろうか。

マルクスは、この点についてすでに61-63年草稿で指摘している<sup>9)</sup>。「リカード後の時期のまともな経済学者で、資本の過多 (plethora of capital) を否定している者は一人もいない。それどころか、彼らはすべての恐慌をこのことから説いている」。「(彼らは) 一方の形態での過剰生産（市場における商品の一般的供給過剰としてのそれ）を否定しながら、資本の過剰生産 (surproduction of capital), 資本の過多 (plethora of capital), 資本の過剰 (superabundance of capital) としての、他方の形態でのそれを認めるというだけでなく、それを自分たちの学説の本質的な点にしている——した

がって、残る問題は、ただ、過剰生産のこの2つの形態は相互にどのような関係にあるのか、過剰生産が否定される形態は過剰生産が確認される形態にたいしてどのような関係があるのか? ということだけである」として、第5篇第30-35章相当箇所（草稿「III」）冒頭で立てた問題とほぼ同様の問題を提起している。また、「資本の過多 (plethora) そのものは、最もすぐれた経済学者（たとえばフラートン）によって主張された」として、とりわけフラートンを念頭においている。

見られるように、マルクスのフラートンにたいする批判の論点は、フラートンが一方で現実資本の過剰生産を否定しながら、他方で貨幣資本の過剰生産（資本のプレトラ）については肯定している点にある。言いかえれば、フラートンは、「資本のプレトラ」の存在を認めながらも、現実資本の「過剰生産」とは関連しないものとして「資本のプレトラ」を位置づけるのである。つまり、過剰貨幣資本は、現実資本の過剰生産から生じ、したがって現実資本の「過剰生産が確認される形態」であり、現実資本の過剰生産の表現であるということをフラートンは否定するのである。

では、マルクスは資本のプレトラ（過剰貨幣資本）をどのように規定したのだろうか。また、現実資本の過剰生産と貨幣資本の過剰生産とはどのような関連にあるのだろうか。

### III マルクスの過剰貨幣資本分析

そこでまず、マルクスは、第5篇第30-35章相当箇所（草稿「III」）で貨幣資本のプレトラをどのように規定しているのかを見たい。マルクスが貨幣資本のプレトラについて直接言及しているのは、以下の2箇所である。

引用[A] 「利潤のもう一つの部分、すなわち収入として消費されるものとして予定されていない部分について言えば、それが貨幣資本 (monied capital) に転化するのは、ただ、それが直接に、それを生み出した生産部面での事業の拡張に充用されない場合だけである。このようなことは

二つの原因から生じうる。一つの原因是、この部面が必要な資本で飽和状態にあるということである。もう一つの原因是、資本として機能できるようになるまえに、蓄積がまずもって、この特定の事業での新たな資本の充用の量的関係に規定された或る程度の大きさに達していかなければならぬ、ということである。だから蓄積はさしあたります貨幣資本 (monied Capital) に転化して、他の諸部面での生産の拡張に役立つのである。諸事情がすべて変わらないものと仮定すれば、資本への再転化に予定される利潤の量は、得られる利潤の量によって、したがってまた、諸事情がすべて変わらないものだと前提すれば、現実の再生産過程の拡張によって左右されるであろう。しかし、この新たな蓄積がそれの充用にさいして投下部面の不足から生じる困難にぶつかる……とすれば、このような貨幣資本 (moneyed capital) のプレトラ (Plethora) が証明するものは、資本主義的生産過程の諸制限以外のなにものでもない。そのあとにくる信用詐欺は、この剩余価値の充用にたいする積極的な障害がないということを証明している。とはいへ、資本の価値増殖の諸法則への障害、つまり資本が資本として価値増殖できる諸限界への障害はあるのである。貨幣資本 (moneyed capital) そのもののプレトラ (Plethora) は必ずしも過剰生産を、あるいは資本の充用場面の不足を表現するものではない。」(MEGA, II/4.2, S.585-586.)

引用[B] 「この（貨幣資本の——筆者）蓄積は、すでに指摘したように、現実の蓄積とは非常に違った諸契機を表現していることがありうること、——こうしたことを考えるなら、現実の蓄積がたえず拡張されている場合に、貨幣資本の蓄積の拡張は、一部は現実の蓄積の結果でもありうるし、一部は現実の蓄積の拡張に伴ってはいるがそれとはまったく違った諸契機の結果でもありうる……。現実の蓄積からは独立していくながらしかもそれに随伴するような諸契機によって、貨幣資本 (monied Capital) の蓄積が膨張

させられる、という理由からだけでも、循環の一定の諸局面ではつねにこの貨幣資本 (mon-eyed capital) のプレトラ (Plethora) が生ぜざるをえないのであり、また、信用制度の発展につれて、このプレトラ (Plethora) が発展せざるをえないのであり、したがって同時に、生産過程をその資本主義的諸制限を乗り越えて駆り立てるこの必然性が——過剰取引、過剰生産、過剰信用が——発展せざるをえないのである。しかもこのことは、つねに、跳ね返りを呼び起こすような諸形態で起らざるをえないのである。」(MEGA, II/4.2, S.586.)

上記の「貨幣資本のプレトラ」を把握するさいに重要なのは、マルクスは、貨幣資本のプレトラを2つの視角から分析している点である。

まず、引用[A]で見られるように、根本的に、貨幣資本のプレトラとは、現実資本が行う「新たな蓄積がそれの充用にさいして投下部面の不足から生じる困難にぶつかる」ことを原因として生じ、現実資本として運動することができなくなった資本である。だから、これは現実の資本蓄積にとっての「制限」の現われであり、「資本主義的生産過程の諸制限」、「資本の価値増殖の諸法則への障害」、「資本が資本として価値増殖できる諸限界への障害」の現われである。注意したいのは、こうした貨幣資本は、現実資本としての有利な投下部面を見出せず、たとえ現実資本として投下されたとしても正常な割合で価値増殖できない、すなわち平均利潤を生むことができない資本なのだから、現実資本として「過剰」な資本だということである。つまり、この意味での貨幣資本のプレトラとは、現実資本の過剰生産の表現である。とはいへ、貨幣資本のプレトラは現実資本への投下部面がないからといってそこで運動を止めるわけではない。新たな投下部面を「信用詐欺」、すなわち貨幣市場を媒介とした投機部面に求め、制限の突破をはかろうとするのである。またこのことからわかるように、こうしたプレトラが生じるのは停滞期ではなく、繁栄期から過剰生産期の転換期である<sup>10)</sup>。

だが、貨幣資本のプレトラとは、いま述べた現

実資本の過剰蓄積だけから生じるわけではない。マルクスは、引用[A]の最後で「貨幣資本そのもののプレトラは必ずしも過剰生産を、あるいは資本の充用場面の不足を表現するものではない。」と指摘している。このように言えるのは、つづく引用[B]での記述からわかるように、貨幣資本のプレトラは、「現実の蓄積とは非常に違った諸契機」によっても形成されるからである。つまり、必ずしも現実資本の過剰生産を意味するものではなくても、信用制度の発達によるあらゆる貨幣の信用制度のもとへの集中、また諸階級の収入によっても過剰貨幣資本が形成される。貨幣資本のプレトラとは、広義の意味ではこうした諸契機から形成されるものをも含むのである。

以上、貨幣資本のプレトラとは、根本的には現実資本の過剰生産から生じるが、それとは直接には無関連な諸契機によっても形成されることを見た。また、このことから、マルクスの冒頭の問題設定についても答えることができる。マルクスは、貨幣資本のプレトラを「過剰生産を表現するための特殊的な仕方」であるのと同時に、過剰生産とは直接には無関連な「過剰生産と並ぶ一つの特殊的な現象」であると把握しているのである。

だが、ここでさらに一歩進めて考察しなければならないのは、前者の、現実資本の過剰生産の現われである貨幣資本のプレトラについてである。

先に指摘したように、フラーントンは、有利な投下部面が失われることによって投機の源泉となる過剰貨幣資本（資本のプレトラ）が形成されることについては論じている。だが、こうしたフラーントンの分析にたいし、マルクスがさらに進めて明らかにした決定的な点は、資本のプレトラを生み出す有利な投下部面の不足、言いかえれば現実資本の蓄積にとどての制限が、そもそもなぜ、いかにして生じるのか、という問題である。従来研究ではこの点が把握されていないため、貨幣資本のプレトラと現実資本の過剰生産との関連を解明できていない。そこでこの問題について見ていくたい。

## IV 現実資本の蓄積と過剰貨幣資本の形成

マルクスは、資本のプレトラ（過剰貨幣資本）とは、根本的には、生産力の発展による現実資本蓄積の利潤率の低下から生み出されることを第3部第3篇「利潤率の傾向的低下法則」<sup>11)</sup>との関連で明らかにした。紙幅の制限から詳細はできないが、マルクスは、生産力の発展による資本構成高度化を伴う利潤率の低下に現実資本蓄積にとってのひとつの制限<sup>12)</sup>を、したがってまた資本のプレトラの発生根拠を見た。

「利潤率の低下につれて、……資本の最小限… …は増大する。それと同時に集積も増大する。……この増大する集積は、ある高さに達すれば、これはこれでまた利潤率の新たな低下を引き起こす。こうして、大量に分散した小諸資本は、冒險的となり、投機、信用思惑、株式思惑、恐慌に駆り立てられる。いわゆる資本の過多(Plethora)は、つねに根本的には、利潤率の低下が利潤量によって埋め合はせられない資本（そして新たに形成される資本の若枝はつねにこれである）の過多(Plethora)に、または、このようなそれ自身で自立する能力のない資本についての処分を大きな事業部門の指導者たちに（信用の形で）<sup>13)</sup>委ねられることの過多(Plethora)に、関連している。／個々の商品のではなく資本の過剰生産（＝資本の過多(Plethora)）<sup>14)</sup>……の意味するものは、まさに資本の過剰蓄積以外のなものでもないのである。……〔それ〔資本の過剰生産（＝資本の過多(Plethora)）——筆者〕についてのより詳細な研究は、利子生み資本や信用などがいっそう展開される資本の現象的な運動に属する〕<sup>15)</sup>」（MEGA, II/4.2, S.324-325.）

まず注意すべきは、マルクスは、現実資本の蓄積による利潤率の低下から生じるものとして「資本のプレトラ」を位置づけている点である。つまり、資本のプレトラとは、最も基礎的には、資本

構成の高度化を伴う資本蓄積の結果、最低資本量の増大とともに生じる利潤率の低下によって、利潤率の低下を利潤量の増大で埋め合わせることができず、現実資本として自立的に運動することができなくなった資本である。まさにこれは、追加的蓄積を行ったとしても期待する利潤を生まない、現実資本の価値増殖欲求に比して過剰な資本である。このようにマルクスは、資本のプレトラを、利潤率の低下から生じる現実資本の過剰生産の表現として位置づけ、現実資本としての運動部面を失った過剰資本として規定したのである。

だが、いまひとつ気をつけたいのは、利潤率の低下から生じる資本のプレトラは、利潤率の低下が生ずれば資本としての運動を止めるのではなく、逆にこの制限を突破しようとして、新たな投下部面を投機部面等に求め、「冒険的となり、投機、信用思惑、株式思惑、恐慌」を促進するという点である。「この下落（利潤率の下落——筆者）は、過剰生産、投機、恐慌、労働の過剰または過剰人口と並存する資本の過剰を促進する」（MEGA, II/4.2, S.310）。「利潤率が下がれば、……他方では、詐欺師たちに思惑や便宜が与えられる。——（それは、）一般的水準にかかわりなくそれを超えるなにかしがしかの剩余利潤（surplus profit）を確保するための、あれこれの新しい一連の生産や資本支出や投機における熱狂的な試みによって（与えられる）。」（MEGA, II/4.2, S.332。）このように利潤率の低下は、過剰資本である資本のプレトラを生み出すとともに、投機や株式思惑など資本の新たな運動を引き起こすのである。なお、こうした事態が生じる局面は繁栄期から過剰生産期の転換期である。たしかに停滞局面にも資本のプレトラが生じるが、ここで論じられているのは、いまひとつの繁栄期から過剰生産期の転換期に生じ、投機や信用思惑、恐慌を促進する起点となる資本のプレトラである。

以上見たように、マルクスは過剰貨幣資本を、根本的には、生産力の発展による利潤率の低下から生じるものとして規定している。つまり、現実資本の蓄積によって規定される概念として把握し

ている。また、フラートン批判との関連で言えば、現実資本の過剰生産と切り離されたものではなく、マルクスは利潤率の低下による投下部面の不足、現実資本の過剰生産の表現として、資本のプレトラを明らかにしたのである。誤解を恐れず簡単に図式的に示すとすれば、マルクスは、生産力の発展を伴う現実資本蓄積→産業循環の特定局面での利潤率の低下→現実資本蓄積にとっての制限=有利な投下部面の不足→過剰貨幣資本（貨幣資本のプレトラ）の形成→投機および過度の信用膨張→恐慌の促進、として把握したのである。

以上、本稿全体を通じ、第3部第5篇第30-35章相当箇所（草稿「III」）の冒頭の問題設定は、第3部第3篇の資本のプレトラの把握を基礎としてはじめて解明することができるということも明らかである。また、第3篇では、資本のプレトラについての「より詳細な研究は、利子生み資本や信用などがいっそう展開される資本の現象的な運動に属する」と指摘されていたことも理解できる。見たように、貨幣資本のプレトラとは、根本的には現実資本の「過剰生産を表現するための特殊的な仕方」なのである。そして、先に指摘した過剰生産とは直接には無関連な諸契機（収入や信用制度の発達など）からも過剰貨幣資本が形成されることをも含めれば、広義には、「過剰生産と並ぶ一つの特殊的な現象」でもあるのである。

## V おわりに

以上、投機や恐慌を促進する契機である「過剰貨幣資本」（貨幣資本のプレトラ）が、マルクスの信用論、恐慌論のなかにどのように位置づけられているのかについて検討した。マルクスは過剰貨幣資本を、根本的には、利潤率の低下による現実資本蓄積にとっての制限から生じるものとして規定していることを見た。こうした過剰貨幣資本を起点として、投機や過度の信用膨張、現実資本蓄積からの貨幣資本蓄積の乖離が生じるのである。

現代資本主義における過剰貨幣資本の解明には、71年金ドル交換停止以降の、アメリカの膨大な経

常収支赤字拡大から生じた「過剰ドル」の増大や、先進資本主義諸国の恒常的な低成長など、独自な問題がある。だがいまなお、長期的にも、各産業循環においても、低下を伴う利潤率の運動が、過剰貨幣資本の形成を基礎的に規定づけていることが失われるわけではない。現代資本主義の分析にとって、本稿の分析がどのような関連をもつのかについては別稿に期したい。

## 注

- 1) 本稿では、マルクスが「貨幣資本のプレトラ（過多）」ないし「資本のプレトラ」と呼んだものを、断りがない限り、便宜上、研究上多く使われている「過剰貨幣資本」という語で表現する。
- 2) 本稿は、マルクスの理論を厳密に把握するために、『資本論』第3部草稿である Marx, K.: *Karl Marx Ökonomische Manuskripte 1863-1867, Text. Teil2, Marx, Engels Gesamtausgabe, MEGA, II/4.2, Diez Verlag, Berlin, (1992)*に基づいている。現行版第3部第5篇の章節編成および表題はすべてエンゲルスによるものである。MEGA第3部第1草稿第5章の「5) 信用。架空資本」（現行版第25-35章相当）は、第25-27章相当部分のあとに置かれた、番号が付けられた「I」〔表題なし〕（第28章相当）、「II」〔表題なし〕（第29章相当）、「III」〔表題なし〕（第30-35章相当）から構成されている。章別区分を含め、主要な個所が現行版ではどのように書き換えられているのかについての詳細は、大谷禎之介「マルクスの利子生み資本論——『資本論』の草稿によって」『経済志林』72 (4), (2005) を参照されたい。また、第5篇相当箇所の草稿部分はすべてが大谷によって邦訳され『経済志林』50 (3)-70 (3), (1983-2002) に掲載されており、本稿の訳文はそれに拠る。
- 3) 本稿の引用部分の下線は、MEGAではイタリックで示されたマルクスによる強調部分である。また、傍点は筆者による強調である。
- 4) 研究史の詳細について、紙幅の制限から立ち入ることができないが、第5篇第30-32章の「貨幣資本と現実資本」の近年の代表的な研究として、とくに川波洋一『貨幣資本と現実資本』(有斐閣, 1995) pp.73-84、松本久雄『マルクス信用論の解明と展開』(日本図書センター, 2003) pp.109-135、伊藤武『マルクス信用論と再生産論』(大月書店, 2006) pp.221-259、小林賢斎「貨幣貸付資本と現実資本」論、その現代的意義』『季刊 経済理論』45 (2), (2008)などを念頭に置いている。諸氏は、「貨幣資本と現実資本」で扱われる貨幣資本の蓄積を、『資本論』第2部資本の循環・回転の契機から形成される貨幣源泉の問題に帰着させ把握するため、貨幣資本のプレトラと過剰生産との関連について解明で

きていない。筆者はこうした研究史を踏まえ、貨幣資本と現実資本の問題を主題として、拙稿「貨幣資本の蓄積と現実資本の蓄積」『立教経済学論叢』75, (2011)で包括的な検討を試みているので参照されたい。

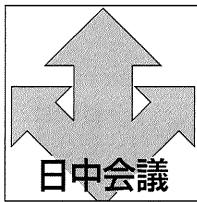
- 5) 草稿から見ても、有機的な関連をもつ同じ一つの節として括られた「5) 信用。架空資本」（第25-35章相当）のなかで、第30-35章（草稿「III」）に先行して、オーヴァーストーン、ノーマン等の通貨学派批判（第26章相当）、トゥック、フラーントンの銀行学派批判（第28章相当〔草稿「I」〕）が行われていることからも、マルクスの「貨幣資本と現実資本」の分析には、両学派の貨幣・恐慌理論への批判が含まれていることは明らかである。なお、筆者は、拙稿「恐慌期の貨幣需要と銀行信用——流通手段の前貸と資本の前貸との区別にもとづいて」『政経研究』95, (2010) で、こうした観点から両学派についての立ち入った検討を行っているので参照されたい。
- 6) フラートンは、Fullarton, J. : *On the Regulation of Currencies*, 2nd ed., London, (1845). (福田長三訳『通貨論』岩波書店, 1941)において、「plethora of capital (資本の過多)」とほぼ同じ意味で、「over-supply of capital (資本の過剰供給)」(p.169 / 訳p.211), 「glut of money (貨幣過多)」(p.171 / 訳p.212)という語を用いている。
- 7) フラートンは、自身が一方で現実資本の過剰生産を否定しながら、他方で生産的な投下部面の不足が生じることを主張することは「自己矛盾」であると認めている。「私は、ここで、資本の過剰供給のごときことはたして可能であるか否かについて、——自己矛盾に陥ることを恐れずにあえて次のことは断言できると思う。すなわち、イギリスの現社会機構のもとにおいては、——生産的な投資口を追及する資本の分量が正常時において急速に集積され、それを有利に利用する手段と甚だしく均衡を失っていることが、これである。」(ibid., p.169. / 訳p.211.)
- 8) 以上の内容については、Fullarton (1845) pp.162-173 / 訳 pp.202-216を参照。なお、フラートンによる資本のプレトラと投機の把握の仕方について、大友敏明『信用理論史』(慶應義塾大学出版会, 2001) pp.210-214 が立ち入って論じている。
- 9) Marx, K.: *Zur Kritik der politischen Ökonomie* (Manuskript 1861-1863) Marx, Engels Gesamtausgabe, MEGA, II/3.5, Diez Verlag, Berlin, (1980) (『マルクス資本論草稿集8』, 大月書店, 1984), S.1119-1122. を参照。
- 10) 従来研究では、前掲伊藤(2006) pp.243-248など多くの論者に見られるように、貨幣資本のプレトラは停滞期にだけにしか生じないと把握されてきた。したがって、第3部第5篇第30-32章で論じられている貨幣資本のプレトラについても、繁栄期から過剰生産期への転換期ではなく、停滞期に生じるものだと把握され

## 投稿論文

- てきた。これは、第5篇「Ⅲ)」の主題を解明不能なものにしている一因をなしている。
- 11) 本稿は、現行版『資本論』第3部第3篇についても、その草稿にあたる第3部第1稿第3章 (MEGA II/4.2)に基づき検討を行っている。なお、本稿では詳細することができないが、利潤率の傾向的低下法則と資本のプレトラとの関連、法則と恐慌との関連について、久留間鉄造『増補新版・恐慌論研究』(大月書店, 1965) pp. 104-111, 217-218、同編『マルクス経済学レキシコンNo.7』(大月書店, 1973) pp. 2-257、前畠憲子「[「利潤率の傾向的低下法則」と「資本の絶対的過剰生産」——恐慌研究の一論点]」『立教経済学研究』55 (1), (2001)、同「利潤率の傾向的低下法則と恐慌」『21世紀とマルクス』所収、桜井書店, 2007) の諸研究から多くの示唆を受けている。また筆者は、利潤率の傾向的低下法則を主題として、拙稿「一般的利潤率の傾向的低下法則と恐慌——『資本論』第3部第3篇草稿 (MEGA II/4.2)を通じて」経済理論学会編『季刊 経済理論』48 (1), (2011) で立ち入った検討を行っているので参考されたい。
- 12) 「資本主義的生産様式の制限は次のような点に現れる。／1) 労働の生産力の発展は、利潤率の低下ということのうちに一つの法則を生み出し、この法則は、生産力の発展がある点に達すればその発展に敵対的に対抗し、したがって絶えず恐慌によって克服されなければならない。」(MEGA, II/4.2, S.332.)
- 13) 「(信用の形で)」の括弧は現行版『資本論』では削除されている。
- 14) 「(=資本の過多)」は現行版『資本論』では削除されている。
- 15) [ ] 内の記述は、第3部第5篇との関連を理解するさいに重要であるが、現行版『資本論』では、「そのより詳しい研究はもっと後で行われる」(MEW,Bd25,S.261)と大幅に書き換えられている。

\*本稿は、2010年度東京大学博士課程研究遂行協力制度からの研究助成の成果の一部である。

(みやた これふみ 所員 東京大学大学院)



## 解題：「人間発達の経済学 第3回日中会議京大会議」

昨年12月11-12日の両日、京都大学で「人間発達の経済学 第3回日中会議」が開催されました。これは、基礎経済科学研究所との共同で2007年と2009年に南京師範大学で開催されたものの第3回会議と位置付けられているもので、今回は日本で開催のため、京都大学を通じて日本学術振興会や京都大学経済学会、同東アジア経済研究センター協力会、同人文科学研究所からの多額の資金援助も得て実現できたものです。この場を借りてご支援に心からお礼申し上げます。

当日は76名の参加者を得て、報告総数23本、内日本側16本(留学生を含む)、中国側7本でしたが、各報告の報告時間は報告・通訳・討議を含めて30分というタイトなスケジュールの下、緊張感の続くものでした。また、記念講演では、池上惇京都大学名誉教授に日本における人間発達の経済学の提唱時の事情を中心に、許崇正南京師範大学教授には近代経済学の資源配分理論との対比の中での人間発達論の課題を、植田和弘京都大学教授に「持続可能な発展」と人間発達との関係の問題についてまず報告いただきました。どれも記念講演に相応しいものでしたが、この場では特に許崇正南京師範大学教授の報告へのコメントを行なっておきたいと思います。それは、中国において「人間発達の経済学」が今どのように論じられようとしているかは、我々にとって非常に興味深いものであるからです。

許崇正教授は本プロジェクトの中国側の中心人物で、中国において「人間発達の経済学」を初めて提唱された方ですが、この度2010年7月に中国で人民出版社から『人間発達の経済学概論』という書物を出版されました。これはまさに中国における「人間発達の経済学」の全体像を明らかとした書物で、これは許教授が「中国国家教育部経済学科教学指導委員会委員」として提起された非常に重い意味を持ったものです。この書物の章別構成を示すと次のようになります。

第1章 人間発達の経済学を設立する客観的必然性  
第2章 人間発達の経済学の研究対象、内容、理論体系及び研究方法  
第3章 人間に生まれつきの自主創造意識、潜在

### 能力及び欲求

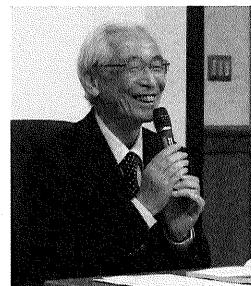
- 第4章 人間の自由かつ全面的な発達と資源配分
- 第5章 人間の自由かつ全面的な発達と社会経済形態
- 第6章 人間の自由かつ全面的な発達と所有権形式
- 第7章 生産力の成長と全面的な人間発達
- 第8章 分業と人間の自由かつ全面的な発達
- 第9章 社会主義市場経済と人間の発達
- 第10章 合理的な価格システムの確立と人間の全面発達
- 第11章 通貨、金利、金融市場及び人間の自由かつ全面的な発達
- 第12章 労働に応じた分配と人間の自由かつ全面的な発達
- 第13章 生産要素配分と人間の自由かつ全面的な発達
- 第14章 人間の欲求と人間の自由かつ全面的な発達
- 第15章 生活の質と人間の自由かつ全面的な発達
- 第16章 消費生活と人間の自由かつ全面的な発達
- 第17章 生態文明の建設、循環経済の発展と人間の自由かつ全面的な発達
- 第18章 持続可能な経済発展及び人間の自由かつ全面的な発達
- 第19章 人間発達の経済学の学術思想史

許教授の記念講演の内容は強いて言えれば、この第4章や第13章との関わりで報告されたものでしたが、それに合わせて第10章や第11章といった分野は日本では「人間発達の経済学」を構成する分野とは今まで認識されることはありませんでした。しかし、これもまた「人間発達の経済学」を構成するのだと許教授は言います。基礎経済科学研究所の「人間発達の経済学」概念も非常に広いのですが、更に広く提起されたことは興味深いものでした。我々日本側も検討する価値があると感じました。

本誌では以下に、池上、植田、許の各先生による記念講演と、各報告をそれぞれ1ページに要約したものを掲載します。

(大西広、森本壮亮)

# 人間発達の経済学 —日本における生成、展開、未来—



IKEGAMI Jun  
池上 悅

## I はじめに—日本において 人間発達の経済学が誕生し た理由について—

日本において人間発達の経済学が誕生した理由は、大別して二つとなろう。

第一は、日本社会が戦後民主主義の制度的な枠組みに中で、男女平等の就業機会を建前とし、1960年代から1970年代にかけて農村から都市へ、20歳前後の男女労働者の大規模な移動が起こったのである。そのなかで、いわゆる「共働き」が急増し、核家族化が進む。従来は、家族関係によっておこなわれてきた、幼児の人間発達が地域の保育所など、公共施設や保育士（専門職者）によっておこなわれた。

人間の発達を、従来の習慣や伝統から離れて、独自に、公共施設や専門職者による支援や協働の場において実現しようとしたのである。これは、人間発達の過程が、家族内部の問題ではなくて、社会や公共の場において、観察され、検討される契機を作り出した。

保育問題研究が経済学研究者の課題となり、保育所を作るための起業活動や、保育所の公有化運動によって公共予算を人間発達の場に配分させる課題が浮上した。

また、保育をめぐる権利や責任の所在が解明されて、「保育料の減免や公費負担」の重要性が認識され始めたのである。つまり、日本における人間発達の経済学は、幼児の潜在能力の開花を実現しうる起業活動や、家計からの保育料の分担、地方財政における保育予算の計上などによって、保育労働（公務労働としての）の質を研究する営みであった。この研究は、保育だけでなく、高齢者福祉における介護労働や、障害者福祉における発達保障労働にも発展して、日本の学術における一大領域となった。

第二は、公務労働の研究が始まると、幼児だけでなく、成人労働者の発達（潜在能力の開花）も、多様な公務労働によって支援されていることが明らかとなる。

マルクスが『資本論』で示唆したように、工場立法によって、労働者の権利を保障するには、労働者の健康を守るために医療労働をおこなう工場検査官（公務員として任命された）が必要であった。また、公衆衛生や義務教育を担う専門家（医師や教師）が必要とされたのである。

さらに、労働者が職場において、技術革新に対応させられ、固定した分業から解放されて多様な労働を担う力量を高めたことも、潜在能力の開花を可能にする重要な条件であった。機械工業による労働者の訓練や陶冶は彼らを苦しめて職業能力

を絶えず剥奪したが、同時に、彼らが多様な能力を持って、様々な仕事や、創造的な仕事に挑戦することを可能にし、学習や教育に関する勤労者の権利が増進することを期待させた。

日本では、多くの経済学者が「働きつつ学ぶ権利」を労働者に保障しようとし、勤労者教育の場を積極的に拓こうとした。基礎経済科学研究所の活動や、活動の理論化が、「人間発達の経済学」を誕生させたのである。

## Ⅱ 保育労働と人間発達の事例

日本における保育労働と家族との関係は、「共働き」家庭における地域生活の重要な一環となった。当時の労働者や大学院生は、家庭教師などのアルバイトをしながら大学と保育所を忙しく往復する。自宅から保育所に朝早く幼児を背負って託す。多くは、別れ際に、わっと泣きこむので苦しいが、優しい保母（当時は女性の保育士をこう呼んでいた）さんに抱かれて「バイバイ」と手を振るようになる。親よりも、こちらのほうが楽しいよ、安心しな、と、言ってくれているようであった。人間発達を保障する公務労働の姿である。

妻は夫と同様に、アルバイトと学習に精を出しつつ、離乳食に懲り、工夫して美味しいものをつくり、日光浴をさせ、散歩や登山にもできるだけは連れて行く。幼児は保母さんはじめ、周囲の友人や妻の実家、義母に支えられて健康に育った。

勿論のことであるが、大学院生や労働者にとっては、職場や大学は意地悪な雰囲気も結構強い。だから、「子づくり」に励むよりも、「仕事や論文づくり」に励め。などと言う向きもある。これは黙って耐えるしかないことであるから、笑ってやり過ごし、子育てとアルバイト、家事の隙間を縫うようにして仕事や研究に打ち込む。帰宅して目の前を子供が走り回るなかでも、学習して仕事に備え、翻訳や調査の整理や、要約作成、文章化、推敲の仕事をこなす。これが、人間発達である。健康、知性、手仕事、誠実などの習慣が生まれる。

これは、日本労働者や研究者における「独自性」「職人性」である。普通は、自分の子供の声が聞こえるだけで眉をしかめて「集中できない」という労働者や学者が多い。しかし、本当にそうなのか。愛情や相互の信頼関係の中では、意外にも、相互に、動くものを意識しながらも、なお、集中できることもあるのではないか。この「特徴」は、日本労働者や学者の創意工夫の源泉であり、発明や発見の土壤である。働きながらの子育ては、ことによると、人間のアイディアにとって貴重な環境の一つなのかもしれない。

人間発達の経済学は、当時は経済学者で「保育」を研究対象にする人など誰も居なかったところで、重要なテーマを発見し、これを、当時、拡大する、公共的な対人サービス労働の典型として、研究した。

この労働は、生命の誕生や発達と関わり、ケアという概念にも関わっている。また、家族内の労働と社会の中の労働とによって支えられるから、両者の関係を視野に入れて研究できる。これは、まさに、「人間発達の経済学」の基礎となった。

## Ⅲ 人間発達を支援する 労働と起業

その上に、保育活動は、当時、創業や「仕事おこし」と密接に関っていた。青年が農村から都市に出てきて就職・結婚し「共働き」をしながら子供をもうけても保育所がない。そこで、「共同保育所」という起業のアイディアが生まれる。父母が中心となってお金を出し合い、場所の提供者を探し、保育の専門家を雇用し、調理・給食の専門家を雇って保育所をひらく。保育料を徴収して運営の委員会が管理し事務の担当を雇用して運営する。保育の仕組みや教育内容を検討し実施に移す。父母は同時に地域の住民であるから、「仕事おこし」は地域社会の理解なくしては進まない。そこで、「地域づくり」「まちづくり」に参加し、「子育ての環境づくり」にも視野を広げる。よき保育のために研究し、後継者を育て、地域全体の文化活動に

も関心をもって文化を高める努力をする。

このなかから、「文化によるまちづくり」の提唱が生まれ、「仕事を起こし、地域をつくり、人を育て、文化を高める」人材を創る活動が広がってゆく。

社会人大学院大学が働きつつ学ぶ権利を保障することも、現在の「起業・創成」「ベンチャー起業」「コミュニティ・ビジネス起業」の時代では、かなり普及したテーマとなっている。

#### IV 日本経済学における仕事 おこしの提起—河上肇の経 済学との関係—

他方で、経済理論の研究の方でも、戦後は、不況対策としての大規模な仕事おこし、1930年代アメリカ合衆国のTVA（テネシー渓谷総合開発計画）や、「経済変動と財政政策」の関係に向かい始め、A. H. ハンセン著、都留重人訳『財政政策と景気循環』の検討がはじまった。

そして、この「仕事おこし」という課題設定は、河上肇先生の『貧乏物語』の末尾で指摘されている一文と重なっている。

先生は、エコノミスト誌を引かれながら、世界一の富国である英国の資本を持つ人々が多数の貧乏人を抱えながら、彼らの資本を貧乏人の生活のために投資せずに、経済的な利益を求めて海外に投資し、外国と争って戦争まで惹き起こしていることを厳しく指摘されていたのである。

#### V 人間発達の経済学における 知的所有の視点 —創造的なアイディアとしての「人間発 達の経済学」の発生と進化—

「人間発達の経済学」が形成され始めた直接のきっかけは、保育士や、工場査察官の研究であるが、これを理論化する上で、大きな役割を果たしたのは、1970年代初頭の『生涯教育』をめぐる問題であった<sup>1)</sup>。

それは、端的にいえば勤労者の「働きつつ学ぶ」

権利を確立して、一人一人の個性的な知的能力、美的感覚、道徳性、生産能力、消費能力、統治能力、環境制御能力など、人間諸能力と自然から学ぶ力量を、回復する課題である。

さらには、日本において特に厳しい生存競争を労働時間の短縮や労働条件の改善、農業・中小企業政策などによって緩和し制御して人々に公正な参加と創造の機会を保障し、資本蓄積過程の中で「喪失し、放棄させられた人間的諸能力」を相互支援や教育制度の整備によって回復させたことであった。

これらの「人間的諸能力」は、現代の私的所有権制度における国際的な定義に従えば、諸個人の「人格権」にかかわるものと、「文化的価値をもつ知的なストックの所有権あるいは貨幣的な評価の対象となる財産の所有権」に関わるものがある<sup>2)</sup>。

また、当時の基礎経済科学研究所と京大経済学研究科で新たなアイディアの理論化に貢献した人々は<sup>3)</sup>、日本経済の実態の研究と共に<sup>4)</sup>、T. ホブズ、A. スミス、河上肇（ラスキン、ロートリーの紹介者）などの古典的な文献を研究して資本主義社会における労働の組織化が、協業、分業、機械制大工業のいずれの形態においても、一方で人間的な諸能力を開発しながら、他方では、それらを剥奪して諸能力の貧困化をもたらす過程を分析した。例えば、資本主義的な分業は、一方では、作業・工程の分割や多様な職業への分化によって個々人の熟練・技巧・判断力などを発達させるが、他方では、人間を部分労働に固定化して人間的な全体としての人格の力や総合的な判断力、構想力、驚きや感動の感性などを衰退させる。

この厳しい状況で陶冶された人々が自由で民主主義的な雰囲気を発見し、そこで、潜在能力を開花させることができれば、人間発達の経済学の内容は、さらに、豊富化し、現代経済学の中心的な推進力となってゆく。

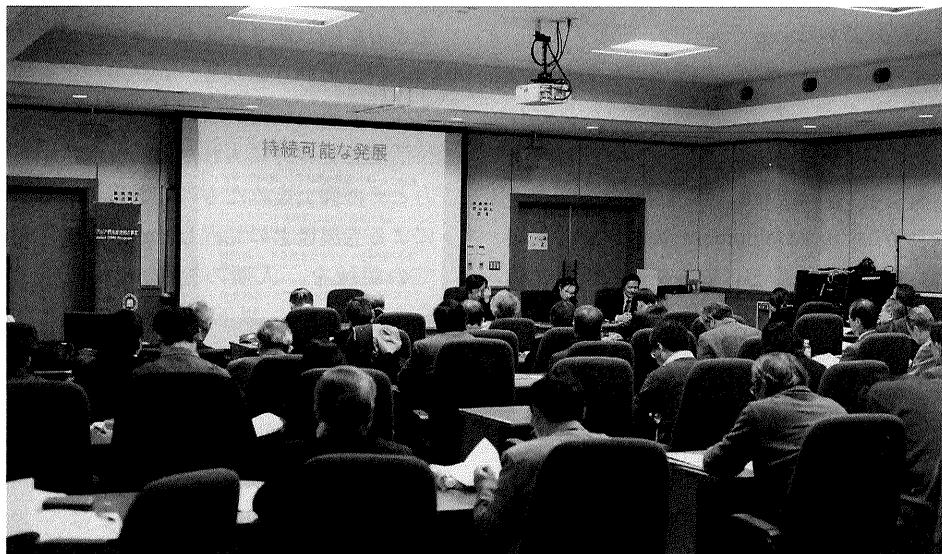
これらの動きや営みが、日本経済学の未来を拓くのである。

## 注

- 1) 重森暁「現代生活と人間発達の経済学」基礎経済科学研究所編『人間発達の経済学』の経済学』青木書店, 1982年12月, 5-6ページ。
- 2) 池上惇・中谷武雄『知的所有と文化経済学』実教出版, 2004年9月, 23ページ以下。
- 3) 執筆者に限定すれば、重森暁, 森岡孝二, 池上惇, 二宮厚美, 柳ヶ瀬孝三の5名。基礎経済科学研究所の編集で共同研究という意味では、5名の代表による基礎経済科学研究所の業績であった。今後, 改題を付しての再版や, 英語訳による出版を行うべき内容である。
- 4) 当時の日本経済の研究の上で大きな影響があったのは故豊崎稔の日本機械工業の研究, 故島恭彦の近世租税思想の研究であった。

著者紹介：1933年大阪市生。経済学博士。主著『人間発達史観』青木書店, 1986年。『財政学』岩波書店, 1990年。『財政思想史』有斐閣, 1999年。『文化と固有価値の経済学』岩波書店, 2003年。『勇気を出して人生を創ろう』地人舎, 2010年。その他, 多数。[monjybunko@hotmail.co.jp](mailto:monjybunko@hotmail.co.jp)

(いけがみ じゅん 所員 京都大学名誉教授,  
文化政策・まちづくり大学院大学設立準備室長)



会議当日の様子

# 持続可能な発展と人間発達



UETA Kazuhiko  
植田 和弘

持続可能な発展（sustainable development）は、相矛盾する二つの概念、すなわち、持続可能性（sustainability）と発展（development）との妥協的概念と言われることがあるが、それは単なる妥協ではなく、発展概念の再検討と再構成が基礎に置かれている。

発展概念は、主に二つの方向から見直しが図られている。一つは、発展の究極的基盤ともいべき自然の破壊を引き起こす開発が行われてきたことに対する反省である。もう一つは、発展の帰結、すなわち経済発展がもたらした「成果」をあらためて問い合わせ直す作業である。この発展概念の見直しにおいて主導的役割を果たしているのが、言うまでもなくA.センである。

センは、What is development about?と題する論文において、自由を中心にして発展概念を提示している。その後に著作Development as freedomにまとめられる発展概念であるが、センは自由を中心にして発展概念の優位性を次の三点に総括している。一つは、自由の具体的な内容として生命活動の充実や選択権の拡大を発展の評価基準にすることができるので、発展の評価に関してより深い基礎を提供することができる。二つは、自由を中心にして発展概念は手段的意味でも物事の本質を見抜く力を提供することができる。三つは、国家の役割を明確化することができることである。す

なわち、自由の拡大を支援する国家か、それとも抑圧する国家か、という評価軸を設定できるということである。要約すると、発展は経済社会を変化させることになるが、センの発展概念には、発展の動力としての自由な人が置かれているのである。

以上に概括したセンの考え方は人間発達理論といふこともできる。センの理論は潜在能力（capability）アプローチと呼ばれている。Capabilityは生き方の幅と訳されてもいるが、経済活動に役立つか否かというよりも、人の選択の幅を拡大するなど人の福祉（well-being）を改善する人の生活能力も視野に入れた包括的視点から人の能力とその向上をみたものである。すなわち、センによる発展概念の見直しは、発展にかかわるすべての領域を、人の福祉や生き方、生活の質（quality of life、以下福祉と同義に用いる）への効果を重視する方向へと転換させていくことになるであろう。

持続可能な発展の考え方は、センによる発展概念の再検討・再構成と軌を一にするものである。P.ダスグプタは持続可能な発展とは、（一人当たりで測った）生活の質・福祉の持続的向上で判定することができると定義している。この定義に基づくならば、持続可能な発展は、本来的に持続可能な人間の発達（sustainable human development）

を意味しているということができる。

ダスグプタは、生活の質・福祉とその構成要素の側面と決定要因の側面という二つの側面から検討している。生活の質の構成要素とは、幸福、自由、健康など生活の質そのもののことであり、生活の質の決定要因とはそうした生活の質をつくりだす生産的基盤のことである。こうしたに側面に

分けて考察することによって、経済発展によってつくられた社会が、幸福、自由、健康など生活の質の構成要素からみてより充実した方向に変化しているか否か、また福祉の生産的基盤を劣化させず拡充させる方向になっているか否かを合わせて評価することができる。

(うえた かずひろ 所員 京都大学)

## 日中会議 記念講演

# 人間の自由かつ全面的な 発達と資源配置



Kyo Susei  
許 崇正

### I 資源配置の第三の手段の客観的必然性と緊迫性について

主流経済学の間違った価値判断のゆえに、自然と人文的な環境が世界的に破壊された。20世紀以来、世界経済が未曾有の発展を遂げたとともに、大量の資源とエネルギーが消費され、無数のゴミが自然に排出され人類の生活は自然の持続的な復讐に直面している。

周小亮氏はかつて『市場配置資源の制度修正』という本で政府の失敗を四つの方面にまとめた。すなわち、①現実経済の中で政府が市場を調整する典型的な行動は、物価コントロールである、②政府の介入で権力と金銭交換のレント・シーキングが生じ、資源の浪費と社会的な生産コストの増大につながる、③政府の政策ミスによって、公共

財の生産者と主な供給者は公共財の供給と要求のバランスを壊すかもしれない、④官僚機構の膨張と官僚主義作風によって生じた政府の低効率な運営は社会資源の浪費につながる。

ここで重要なのは、人間の自由かつ全面的な発達である。人間の自由かつ全面的な発達を一つの社会、一つの国の資源配置の手段としてはじめて、その国と経済発展の調和が取れるようになると思われる。つまり、単純な経済成長から、人間の全面的発達を可能にする、人間と自然の技術的・道具体的な関係から調和の取れた有機的関係への転換である。そしてこのことは、市場における配分と政府による配分の良くない結果を補う作用を持つ。現代においては、このような資源配分方式が客觀性と必然性を持つと同時に、緊迫性と歴史的必然性をも持つ。

## Ⅱ 人間の全面的発達の資源配置に対する影響

人間の全面的発達の資源配置に対する影響は、以下の面で現われている。

- 1, 人間の創造発明とコア技術による資源配置。
- 2, 人間の創造力の発達、自主革新の意識、自主権による資源配置。
- 3, 人間の民主、自由による積極性のある資源配置。
- 4, 人間の権利資本による資源配置。
- 5, 人間の自由選択と自由流動による資源配置。
- 6, 人間の欲求、収入と消費状況、消費能力による資源配置。
- 7, 人間の知的資本の状況、技術知識、人間の素質、人間の創造力の発揮などによる資源配置。
- 8, 生産の目的——誰のために生産するかという問題。
- 9, お金持ちのためか、貧しい人々のために生産するのか。例えば、不動産業。
- 10, 人間の無形資本：知的財産権による資源配置。
- 11, 人間発達の段階がエコ文明を決める。生態を保護するか、破壊するかによる資源配置。
- 12, 人間の潜在力——潜在力発達の段階も資源配置に影響を及ぼす。
- 13, 自由にライフスタイルを選べることも資源配

置に影響を与える。違うライフスタイルが違う資源配置を導く。

- 14, 人間の想像力、思考力、感情、創造力、自由意識、現実現状なども資源配置に影響を与える。
- 15, 実質自由、人間の主觀能動的自由、社会的機会、政治的自由、市民的自由、機会の平等など。
- 16, 人間の経済条件。
- 17, 社会における政治経済的地位の違いによる資源配置の格差。
- 18, 人間の社会的地位もその人に生活の質に影響を及ぼす。
- 19, 正義基準による世代内平等の分配権、発達権。
- 20, 世代間の公平による合理的な資源配置。当代及び後代のため、環境や有限の資源を守ること。
- 21, 民主の内在的価値は人間の潜在力の発揮を強め、人間の福祉の増加による資源配置に影響を与える。
- 22, 民主の道具的作用。
- 23, 民主の欠落には三つの形態がある。①透明性の欠如、②有効かつ公開的な監督の欠如、③保護的保障の欠如により、資源の有効配分に影響が生じる。時には逆効果を招く。

(きょ すうせい 南京師範大学)

# 現代中国農村発展と転型

韓 喜平（吉林大学）

建国後、特に改革開放以来、中国政府は二元経済構造を取り除くことに力を注ぎ、一定の効果が出たとみられる。しかし、格差経済構造には極めて強固で、経済構造の発展と転型を推進することは依然として重要な歴史的任務である。

## 中国農村の発展と転型の段階分け

1952－1978年の間、都市と農村の格差が著しくなった。この段階では、格差係数<sup>1)</sup>は1952年の0.2から1977年の0.14に下がり、格差コントラスト指数<sup>2)</sup>は1952年の0.33から1977年の0.45まであがった。1978－1984年の間は都市と農村の格差が弱まった。対比指数は1978年の0.16から1984年の0.26まであがり、コントラスト指数は1978年の0.42から1984年の0.32に下がった。都市と農村の所得比は1978年の2.57：1から1984年までの1.84：1に下がった。しかし、1985－1992年の間には再び格差構造が強化された。その原因は1985年の改革の中心は農村から都市に移動し、農業への投入が削減されたからである。対比係数は1985年の0.24から1992年の0.20に下がり、コントラスト指数は1985年の0.34から1992年の0.37にあがった。都市と農村の所得比は1985年の1.86：1から1992年の2.58：1にあがった。その後、1993－1996年には格差拡大の勢いが一時的に抑えられた。対比係数は1993年の0.19から1996年の0.25に上がり、コントラスト指数は1993年の0.37から1996年の0.30に下がった。都市と農村の所得比は1994年の2.86：1から1997年の2.47：1に下がった。しかし、1997年からは格差が再び拡大し、対比係数は1997年の0.24か

ら2001年の0.19に下がり、コントラスト指数は1997年の0.31から2001年の0.35にあがった。都市と農村の所得率は1997年の2.47：1から2001年の2.90：1にあがった。2002年、「統籌城郷経済社会発展」の方針が提出され、2004年で「工業が農業の発展を促進する、都市が農村の発展をもたらす」との方針が決められ、中国共産党第16期第5回全体会議で社会主義新農村建設の目標が決められた。これらの重要な政策は、都市と農村の格差構造の転換が新たな時期に入ったという事実を示している。対比係数は2002年の0.16から2006年の0.18に上がり、コントラスト指数は2002年の0.36から2006年の0.31に下がった。都市と農村の所得比は2002年の3.11：1から2007年の3.33：1に上がっている。

## 中国農村発展と転型の経験

格差問題の解決には、都市と農村の関係を根本的に調整しなければならない。それが社会主義新農村建設の前提条件である。具体的には(1) 安定な農村土地制度、(2) 農業技術の進歩、(3) 農村に対する支援強化、(4) 都市と農村の競争と秩序のある統一、開放的な労働力市場の建設、平等な就業環境の整備、(5) 農民の素質と技能をレベルアップが求められている。

### 注

- 1) 二元対比指数：農業の相対労働生産性と非農業の相対労働生産性の比率を指す。
- 2) 二元コントラスト指数：二つの部門での生産額の比重と労働力の比重の差の絶対数の平均値を指す。

# 排出権取引ゲームにおける中国の立場

紀 玉山（吉林大学）

環境は人々の生存と発達の基盤である。地球温暖化の悪化とともに、いま世界の国々は温室効果ガスを削減する方法や低炭素経済の発展に焦点を当てている。多く研究者は、低炭素経済は中国の経済発展抑制を目的として欧米の先進国がしかけた罠と主張してきたが、今までの「高エネルギー消費、高汚染、高排出」型の発展モデルは、著しい経済発展に伴い、深刻な生態環境問題を引き起こしている。中国自身の経済成長と持続可能な発展を実現し、「低炭素の罠」から抜け出すためにも、中国は排出権取引ゲームに挑戦しなければならない。ゲームの内容は炭素の排出枠、炭素の排出権、排出量取引、および中国自身の発展方針である。

## 1. 炭素排出量のゲーム。

1751年の産業革命以降、CO<sub>2</sub>の歴史排出量は約1.16億トンに達している。大気中CO<sub>2</sub>濃度はほぼ280 ppmから2004年の379 ppmまで急激に増えてきた。過去100年間の世界の平均気温上昇は0.074 ± 0.18°Cであった。欧米諸国は「スターン報告」に基づきCO<sub>2</sub>濃度を450 ppmを目指すが、その際の世界の炭素排出枠は8200億トンとなっている。しかし、中国をはじめとする発展途上国は大きな排出枠を必要とし、この場合の大気中のCO<sub>2</sub>濃度は550 ppm程度となる。この場合、世界の炭素排出枠は2万億トンとなる。

## 2. 炭素排出権のゲーム。

京都議定書を基にして、歴史的累計排出量や一人当たり排出量や国際排出量取引の「炭素漏洩」などを考慮して、国々は国々なりの責任をとるべきだ。産業革命以降、先進国家のCO<sub>2</sub>排出量が総排出量の大部分を占めている。発展途上国のCO<sub>2</sub>排出量は近年劇的に増加しているが、中国やインドなどの発展途上国一人当たり平均排出量は世界レベルより低く、米国のわずか1/5に過ぎない。現在の国際基準は最終の消費者にかかるわらず、各

国の排出量と排出削減量であり、発展途上国の大半の「炭素漏洩」を引き起こす。

## 3. 國際的な排出量取引のゲーム。

気候変動とは、世界公共品であり、すべての国が参与し、方案を決定し、協力して行動しなければならない。先進国は高い排出削減コストに直面しているが、発展途上国のコストが先進国より遥かに低いことは否めない。このため、完全な排出取引下では、先進国が発展途上国の排出削減を支援し、先進国の排出削減義務を履行することだけではなく、途上国の経済発展を促進することもできる。しかし、現在、排出削減において米国は誠意がなく、省エネルギー技術と資金援助を拒否している。この目先がきかない行為により環境悪化がますます厳しくなっており、世界の排出削減が「囚人のジレンマ」に陥ることを引き起こしている。

## 4. 低炭素経済における中国の戦略と対策。

中長期的に見ると、中国の成長率は持続的増大することになっており、このため、重工業化は必然的に維持し、CO<sub>2</sub>排出量は引き続き増加していく。2009年に、中国政府が「2020年までに単位GDP当たり二酸化炭素の排出量を2005年より40%～45%削減する」ことを計画した。中国は計画削減の幅が最も大きな国になっている。大きな挑戦とチャンスを直面して、粗放な経済成長方式と不合理なエネルギー構造を捨て、低炭素経済への転換を実現する。  
①技術革新は低炭素経済の発展の基礎であり、クリーンエネルギー技術は経済構造が低炭素発展への道に導く。  
②構造調整を加速し、エネルギー使用効率を増やし、新型工業化の道への転換に努力する。  
③炭素経済の発展を推進し、低炭素合作を積極的に模索する。  
④グリーン経済、和諧社会、および人と自然の調和を構築する。  
⑤マクロ調整による法律・法規の制定を完備する。  
⑥国際排出権取引ゲームを積極的に参与する。

# 調和経済と人間発達

辛 維挙（寧夏大学）

中国共产党第十六回四中全会が提起した「調和社会」という目標には、自然との調和と人間の間の調和という二つの意味が含まれている。

まず第一に、人類の存在と発展は、自然と一秒も切り離せない。生産力の発展につれて、人間は社会の法則に自覚的に支配されるだけでなく、自然の法則にも支配されていて、自然と社会の同時的進化、自然と社会の調和の取れた発展を推進させなければならない。人間が自然の規律に逆らい、資源の消費が自然の能力を超え、汚染の排出が環境容量を超える時、人間と自然の間のバランスは失われ、自然と不調和になってしまう。

第二に、異なる利益主体の間の調和も重要である。原始社会が解体して以来、異なる利益団体が現わってきた。それぞれの階級、階層の所有する財の差が、階級の間、民族の間の不調和、血だらけの戦争にまでつながってきた。しかし、人間の調和が取れない国や地域は発展できない。現在、世界の平和と経済の発展が主流である。各国の国民が民主、自由を憧れ、戦争に反対し、調和の取れた世界を建設し、新しい国際的政治経済秩序を立て、異なる諸国、地域の人々が平和共存することは、全人類に共通する願いである。人類の調和、人間の発達を目標として立てられる秩序しか、物事の発展規律に適する秩序にならない。我々の経済活動及び経済行為によって人類に新しい災難をもたらさないように、人ととの新しい関係を打ち建てなければならない。

こうしてみれば、今日の調和の取れた経済建設において人間発達の問題を経済研究及び経済発展の最重要なものとするのは時代の趨勢である。調和の取れた経済と人類自身の発達は密切に関わっている。

なぜなら第一に、人間の発達は調和の取れた経済の建設の目的だからである。人類の発達を最終

的目標とする経済しか、調和の取れた経済とは言えない。財の成長を単純に追及し、資源を盲目に開発し、資源の浪費、環境の汚染になってしまったら、持続可能な経済発展があり得なくなる。それと反して、「人間本位」の科学的発展観を樹立し、人間の自由かつ全面的な発達を経済建設における一番重要な地位に置き、人間の潜在力と価値を充分に發揮させ、人間と人間の関係を調整させることができれば、初めて社会の調和ができる。その社会における経済は持続可能な発達を達成することができる。

また第二に、人間の発達を目標とするのは、経済成長パターンの転換を促進する内的動力だからである。現在、中国は経済成長のパターンを変える重要性と緊急性にすでに気づいている。資源の不足、環境汚染、貧富の格差などを目の前にし、中国政府は「民生」問題（即ち、人間発達の問題）に注目するようになっている。過去には物質的財産の拡大が重点であったが、雇用の拡大、義務教育の強調、公共衛生及び公共安全などを強調するようになってきた。これらの転換はすべて「人間本位」という発展観を表している。

さらに第三に、人間発達の問題は経済学の中心課題とならなければならない。マルクスは彼の経済研究で、人間発達の三つの段階を提起した。つまり、人の人に対する依存の段階、物的依存の段階、人間の自由かつ全面的な発達の段階という三つの段階である。その三つ目の段階は社会発展の高級段階である。マルクスの予想以上に人類の生産能力が大いに向上了した今日、物的な拡大のみを追求するものから、人間の自由かつ全面的な発達に経済学の研究対象と主体は変わらなければならぬ。人間発達の問題を我々経済発展の目標としなければ、人類が破滅への道を歩むことになる。

## 持続可能な発展：経済と政治の分野において

馬相東（北京大学） 楊麗花（中国法政大学）

「経済的基盤がその上層構造物のあり方を決定する」というのは史的唯物論の基本原理であるが、これは今日においても依然有用である。今年行われたアメリカの中間選挙を見てみよう。ここでアメリカ民主党は大敗を喫したが、その最たる原因是経済問題であった。

オバマ政権が発足後すでに2年が過ぎたが、アメリカの経済回復の足並みは依然遅い。また、IMFが10月上旬に公布した報告書『世界経済見通し』によると、2010年と2011年におけるアメリカ経済成長率はそれぞれ2.6%と2.3%とされ、7月公表の予測数値よりそれぞれ0.7%と0.6%下方修正されている。こうした成長率では労働市場の回復を促すことはできない。アメリカの失業率は依然高止まりしており、2011年と2012年の年末にはそれぞれ8.9%と7.9%の高位になると予想されている。

このような経済事情がアメリカ国民をして政権への信頼をなくし、それが大統領と民主党の支持率低下につながっている。調査によると、民主党支持率は2009年6月初の絶対的優勢から2010年10月初には39%対48%と共和党に逆転されてしまっている。

こうした結果を見る限り、あれほど熱狂的に民主党を支持していたアメリカ国民があっさりその情熱を共和党に向けてしまったように見える。だが実際は違う。共和党か民主党かを問わず、その政権運営において景気改善に失敗すれば、いずれにせよ選挙民に見捨てられてしまうのである。2年前の大統領選で民主党が勝利を収めることができたのも、前政権末期に経済情勢が悪化し世界金融危機が発生したことが主因であった。

このように「経済的基盤はその上層構造物のあり方を決定する」といえる。このことは今回の中間選挙の結果からだけでなく、世界各国の政権交

代からも見て取れる。過去の歴史でも経済発展に失敗した政権は必ず不安定化している。

東欧の激変もまさにこの経済発展の失敗にあつた。1980年代から、東欧諸国では重大な困難や危機が生じた。こうした状況が東欧の社会主义諸国での政治体制を崩壊させたのである。

同様に、この「経済情勢が政治を左右する」という原則は、資本主義国家でも適用できる。たとえば、インドネシアと日本がそのよい例である。日本で2006年9月26日に安倍晋三が総理に就任して以来、4年間で計5名もの総理が交代した。2009年8月には民主党が政権与党となつたが、その民主党も景気回復に失敗したため、結果として鳩山由紀夫は9カ月足らずして辞任を余儀なくされた。

これとは逆に、経済が安定発展しているところでは政権も安定する。ブラジルがその実例である。ブラジルの政権与党のルセフ前官房長官は、10月31日の大統領選挙で当選し、ブラジル史上初の女性大統領となった。だが、このルセフ氏の成功はルラ大統領と密接不可分の関係にある。ルラ政権下、ブラジルの失業率と貧困率は過去10年来最低の水準で推移しており、2010年の成長率も7%を超えると予測されている。これがいわゆる「ルラ主義」であるが、選挙期間中に行われた調査からも、多数の有権者が「ルラ大統領がいたから（その路線継承の）ルセフを選んだ」ことが明らかになっている。

上述したすべての事例は、大西教授の「最も危険なのは経済的失敗である」との観点や、鄧小平の「発展こそが重要な道理である」という言葉の立場の正しさを証明している。

※本稿の執筆にあたり北京大学国際経済研究所から研究資金の援助をいただいた。また、京都大学大西広教授には建設的な意見を提供いただいた。両者に感謝の意を示したい。ただし、本稿の内容については筆者がその責任を負うものである。

# 日本女性における全面的発達への道

林 祥瑜（南京師範大学中北学院）

日本では、近年来、経済格差と雇用不安の拡大で、フリーター・ニートの増加が著しくなっている。このような社会状況の下で人々は男性だけではなく、若い女性もいかに生きていくかについて真剣に考え始めており、文学作家の注目も集めている。ここでは、若い女性作家青山七恵氏の作品を取り上げて、若い女性たちが今どのような状況にあるのか、女性のあるべき姿、21世紀の日本女性における全面的発達への道を探求していく。

2007年、23歳の女性作家青木七恵は『ひとり日和』で、第136回芥川文学賞を受賞した。この作品は自立の道を模索する20歳の女性像を描いている。主人公の知寿は高校卒業後、東京の1人暮らしの祖母に身を寄せたフリーターである。そこで二人が共同生活をしながら知寿が成長していく過程を、春夏秋冬の移ろいを背景に淡々と描いている。知寿は二度恋に落ちては失恋し、アルバイトも何回か変わるなどした後、社会に怖れを抱きつつも、一人で生きていくことを決心する。最後に正社員となり、真に社会に出る道を歩み始める。

この小説の中では、知恵に富む対話があちこち見られる。例えば、「若いうちに、家を出なきや。——若いときには、苦労を知るのよ」と祖母が話した際、知寿は「ひとりになってみたい」という気持ちを無視したら、私はいつまでもここに居座って、何も知らないまま一生を終えてしまうかもしれない」と返す。こうした気持ちをきっかけに、若い知寿が会社の社員寮に入ろうと決心したのである。

——「外の世界って厳しいんだろうね。あたしなんか、すぐ落ちこぼれやうんだろうね。」

——「世界に外も中もないのよ。この世は一つしかないでしょ。」

これは知寿と祖母の対話である。年取った女性と20代の若い女性の交流が生き生きと書かれてい

る。一人で生きていいかどうか迷っている知寿を、祖母はこうして応援している。

以上あげられたシーンのいずれも、若い女性のこれから歩むべき道を示唆していると思われる。

「フリーターの収入が安定していないので、結婚し、子供を生む人も大幅に減った。これは少子化に苦しんでいる日本社会にとって、大ピンチです。——自分の作品をもっと多くの人に読んでもらい、彼らを助けてあげたい」と青山氏はあるインタビューで言っている。

以上のような文芸作品から、人間発達の経済学についての研究において、「女性の全面発達」をも視野に入れることを呼びかけたい。

人間発達の経済学は人間の潜在力をいかに発現させるかを研究する学問である。今でも日本の女性は結婚すると「専業主婦」を希望する傾向がある。人間の発達は人間の自由かつ全面的発達を強調するのに、いつまでも男性に頼りがちで、自分の好きなことがやりにくくて、自由に発達するどころか、自由に生きていくことさえできるかどうか疑問である。仕事と家庭を両立させるのはなかなか難しい。自然や環境、エコ文明の建設、人間との調和を取れた社会づくりを求めていると同時に、男女が平等に協力し合う社会が求められる。

以上のように、女性は未だに社会的弱い立場に立っている。しかし、女性は男性の助けを待っていてはならず、自分自身進んで努力し、自分の今後の歩む道を冷静に考えなければならない。この道は困難であっても、最初の社会に入る一歩を歩み出す事が大切である。社会雇用不安がもたらした女性フリーターの増加などによって、子供を安心して生み育てる事が難しくなったことが、少子化の要因となった。日本の家族構成も徐々に変わってきており、女性フリーターに気を配らなければならぬ時代が訪れてきたと思われる。

## 蜷川革新府政再考

朱 然（京都大学大学院）

### 過渡期の革新自治体

日本は戦後の改革を経て、民主主義が確立された。戦前の種々の特権がなくなり、特権の土台になる地主、財閥も、改革で消えた。特権による利潤と住民の貧困という、日本における資本蓄積の主な阻害要因が除去された。発展途上にある以上、経営に必要な資本を持つことも賃労働者になる機会にもアクセスできない農民や中小企業従業者が国民の大多数であった。競争できる経営者あるいは賃労働者になるまで、そのような人たちの生計をたてさせるのが、当時の大きな課題であった。そのため、政府=保守自治体は、資本蓄積を促進する政策をとった一方、農業・中小企業保護などの政策も行なった。

保護政策があったとはいえ、住宅問題、交通問題、物価問題、治安問題、公害問題等多くの社会問題が激化した。経済成長の一方で社会問題が激化したのであり、その解決を目指して社会問題がとくに激しい大都市を中心に、多くの住民が非自民・非内務系の首長候補に投票したのである。

社会問題が生じる原因は、資源配分と意思決定にある。民主主義が確立し、また高度成長・資本蓄積が進んだので資本の限界収益が低下していく。また、大企業、あるいは競争できる中小企業の賃労働者が国民の大多数になっていく。そして保守政府の下で、生活基盤への資源配分の不足と縁故による意思決定は徐々になくなり、革新自治体を誕生させた社会問題も解消に向かう。1980年代における革新自治体の衰退はこの社会問題の解消と関わっていると私は考える。革新自治体の一つとしてあった蜷川革新府政の課題は、社会問題の解決ではなく、解決のプロセスと代価であった。

### くらしのための制度

高度成長のために社会問題が発生した。高度成長期では、労働生産性を高め、国民所得を増やす主な方法は資本蓄積であった。しかし、資本蓄積

の過程において資源配分と意思決定の問題を解決する方法は、政府=保守自治体と蜷川革新府政との間で異なっていた。

政府=保守自治体には、戦前の特権階級の人が多く入った。特権の制度はなくなったが、特権の思想は政府=保守自治体に残っていた。意思決定の問題において、ダムやコンビナートなど要投資分野の事業は、陳情や利益関係によって、裏で配分がなされる。農業・中小企業保護も、陳情や利益関係によって、裏で政策が制定される。資源配分の問題においても、縦割り行政で建設する部門と処理する部門があり、別々に仕事をする。社会問題に対処する部門があり、施策もあるが、与えられた予算内でききわどでしか仕事ができない。現に社会問題が激化していたため、いかに予算配分を決定するかが問題であったにも関わらず、それは問題とされずに、裏で予算配分が決定された。資本を中心とした政策である。また、特権の思想を持つ者たちによる資本蓄積なので、縁故がある人から社会のほかの部分へと、徐々に利益がいきわたる政策であった。

他方、蜷川革新府政は、ダム建設など要投資分野の事業は、府がやる。農業と中小企業の組織化を指導し、近代化をすすめる。意思決定の問題において、近代化でボスの支配力を削ぐ。組織をつくり、住民の意見を府に汲み上げる。資源配分の問題において、丹後縦貫林道など、生産にも生活にも使えるインフラを整備する。長田野工業団地の整備をしながら、条例を作り、水俣のチッソのような公害を出す企業は立地させない。住民の暮らしを中心においた政策であった。

蜷川革新府政は、社会問題のためにできあがった。蜷川革新府政が残したのは、住民が自立し、生産と生活がともに向上していくように、制度をつくり、制度を変えていく考え方であり、実践であった。

# 文化革命と人間発達

大西 広（京都大学）

私の母は終戦直後の中国東北部で看護婦として最初に八路軍を見た時、にショックを受けたという。八路軍がやってきた直後、病院には多くの患者が押しかけたが、軍幹部は患者の列に横入りすることなく最後列にきちんと並んでおとなしく治療を受ける。そして、一週間後に再度きちんと並んでやってきた際には、治療で使われた包帯を綺麗に洗い、お礼を述べて帰っていったという。それを見て、病院の皆は「あれが話に聞く八路軍か」と感動したという。

また、父親がある時に話した言葉も忘れられない。父親は日本に帰国後日本共産党に入党して党員として活動することとなるが、その幹部が偉そうに命令することに非常に驚いたという。なぜなら、中国では党幹部はいつも定期的に大衆集会の前に出され、お前はあの時にこうした、こう言ったと追及を受ける存在であったのが、日本ではない。毛沢東の強力な指導の結果、中国共産党にはこうした官僚主義防止の仕組みが存在したのである。

他方、毛沢東と文化大革命は現在時に悪の代名詞のようにされてしまっているが、この当時の美しい中国共産党と文化大革命の間には本質的な共通点があったと私は考えている。なぜなら、①先に述べた大衆集会での幹部不正の追及という「運動」の形式こそが文化大革命の「造反」に引き継がれたのであって、これは権力者の弾圧ではなく、権力者に対する民衆の闘争であったからであり、さらに②たとえば国民党を「愛国派」と「賣國派」に、地主を「大地主」とそれ以外に、日本を「軍国主義者」と「人民」に区別した方法論の延長に「人民内部」の区別に至ったと理解できるからである。

世間では文革を単なる「権力闘争」としてのみ理解するあり方が一般的であるが、あらゆる階級闘争は権力闘争の局面を当然に含む。そして、私は「個人営業の許可で利益をうる人々」と「不利

益をうる人々」というある種の「階級」間の闘いであったと考えている。

階級利害の対立というのは、人が良いとかまじめとか、そういうことを問うものではない。その特定の利益が守られることが全社会的な観点から望ましいかどうかというものであり、あの時代個人企業の許可が生産増をもたらしたとはいえ、社会的な所得格差の拡大をも帰結した。このプラスとマイナスの双方がともに考慮されなければ総体的な評価はできず、それは、この「個人企業の合法化」を活用する人間がどれだけ形成されているか、という状況に依存するものである。つまり、こうした人間が多くれば、この制度転換は大きな社会的生産性の上昇をもたらすだろうが、その逆の場合は逆であった。ので、結局は、社会に存在する何割程度の人々が、この新制度を活用できるまでに発達しているか、が判断基準となる。この意味で、文革評価は当時の人間発達の状況評価に依存して異なってくるのである。

しかし、こうして「人間発達の内容と程度」の重要性が分かれば、その延長で新社会の獲得には新しい人間発達の内容と程度が必要だということになる。そして、その主体的な人間発達上の課題は、平均所得の状況など経済的な到達段階にも依存しながら、独自にイデオロギー的な活動の必要性も認めないわけにはいかない。毛沢東はまさにこの意味で「文化革命」という問題を提起したのである。

革命の対象は政治や経済だけでなく文化でもあると言ったのは毛沢東であり、それを実践しようとした。私はその「やり方」には問題があり、その時代の「文化革命」は企業家形成的でなければならなかったと考えるが、それでも「文化」を新社会形成の重要な要素としてこれほどまでに提起できた思想的価値は別格である。

## 「政権交代のある民主主義」小史 —二つの勢力間の力学による政権運営から一極化、そして政権交代へ—

神谷 章生（札幌学院大学）

1. 2009年の衆議院選挙は、第二次世界大戦後の日本の政治において、はじめて有権者が政権交代を意識し、それを実現させることに成功した選挙であった。1955年に保守系政党が合同し誕生した自由民主党は、ほぼ一貫して政権政党として君臨し、さまざまな政治スキャンダルの中でも、政権を担当することに成功してきた。この政権交代にいたるまで、自民党の長期政権は民主主義の産物として議論されてきた。一つは派閥の交代による政策転換を図る擬似政権交代の存在として。自民党内には対米従属・軽武装・経済成長路線と対米自立・自主憲法・自主防衛路線の大きく二つの路線があり、その間の中間勢力を含む多様な政策集団があった。二つには、長期政権による自民党の政策能力の向上として。
2. バブル経済の80年代後半、未公開株の割り当てを受けた政界汚職を契機として政治改革が叫ばれるようになった。政治改革は、小選挙区制導入を柱とする選挙制度の改革へと議論が収斂していく。従来の中選挙区制では、過半数の当選を果たすためには、一選挙区に与党候補が2人以上立候補し、当選しなければならない。与党内に政策的に大きな違いはあるわけではないので、後援会を通じたサービス供与合戦となり、経費を賄うために企業団体献金に安易に依存してしまう。この際、贈収賄に加担するというものであった。このような主張は政党内部問題であって、後援会名簿を中心とした地区ごとの票割や投票依頼をすればすむ問題なのに、ほとんどのマスコミや「民間政治臨調」なる学識団体は、このような主張にまったく異議を挟まず同調していった。実際、自民党は後

援会組織を中心として組織されてきたため、小選挙区制では維持できないという議員も多く存在していた。それゆえ、自民党内部で、小選挙区制を推進派と反対派が並存することとなった。この袋小路を突破するのに大きな役割を果たしたのが、自民党を割って出た小沢一郎らのグループ（新生党、新党さきがけ）と、保守系の新しい政治集団（日本新党）であった。1993年7月の総選挙は、これらのグループが連立を組み、民社党、公明党、社会党が合流する形で、1955年以来初めての非自民連立政権を誕生させた。この政権自体は1年足らずで崩壊するが、1994年に政治改革の総決算として小選挙区比例代表並立制を成立させた。

この制度改革は、単に選出方式を変更したというにとどまらない。従来、中選挙区制の下、安定した後援会組織に守られて議席を長年占有してきたのは、地方に基盤のある自民党政治家であった。彼らは、議員としての経験年数を積み重ね党の重鎮として重要閣僚を歴任する機会に恵まれてきた。だが、小選挙区制の導入により後援会組織が弱体化され、また比例代表候補については政党本部が選定するなど、地方は中央組織の末端機関としての位置づけを明確化させられることになった。また、全体で議席配分が見直されたため、地方の議席数は削減された。

3. このような政治改革は政党の中央集権化と地方軽視の政治を生む土壌を作った。現在に至る政治の問題は、地方の生活力を弱める方向で進められているが、それを逆転できるかどうかは地方の建て直しそが全国的な発展の方向であるという政治勢力が作り出されるかどうかにあるだろう。

# 戦後日本における現代中国研究 —日本現代中国学会を中心に—

瀬戸 宏（摂南大学）

日本現代中国学会は、1951年5月26日創立された。創設時の名称は現代中国学会である。現中学会は、中国侵略に奉仕した戦前日本の中国研究への反省と、中国革命の知的刺激の中で誕生したのである。今日からみれば1979年頃までの現中学会の研究活動には、強い傾向性が伺える。

第1に、中華人民共和国への強い親近性である。

「これまで私たちは、かつての“支那研究”への深い反省から、正しい中国研究の確立のために努力してきた。小さな問題かも知れないが、新聞雑誌が「中国」を「中共」ということに反省をうながしたり、一部の社会科の教科書が「中国人は不潔だ」とかいたり、小学校の世界地図の中国が昔のままに中華民国、首都南京とされていることにも忠告をあたえた。なぜなら歴史の現実や社会の実際を正確に見、つたえることが大切だし、こんな初步的なことさえ実現できなかった昔の“支那研究”が、学問としての権威や科学性をもちえなかつたことを反省するからである。」（『現代中国』26号（1954年）巻頭言）

第2に、中華人民共和国の情報を知らせ友好交流を強化するため、活発な社会活動をおこなったことである。1972年まで日本は中華人民共和国と国交がなく、このような活動をおこなうこと自体が、傾向性あるいは政治性を持つことであった。

現中学会の組織活動をみると、そこに現れた特徴は、純然たる民間団体であり公的補助はいっさい無く、常に財政、組織的困難が伴ったということである。初期の学会誌『現代中国』は油印であった。だが、今日私たちが学ばなければならぬのは、劣悪な財政事情にもかかわらず現代中国研究に打ち込み現中学会を維持してきた先人たちの現代中国研究に対する情熱であろう。

戦後日本の現代中国研究には別の傾向もあった。それを代表するのが、1953年に創立されたアジア

政経学会である。アメリカ型地域研究の影響を受けたアジア政経学会は「政治から一定の距離をおいた」と述べているが、実際には日本・外務省と密接な関係を持ち財政援助も受けていた。現中学会とアジア政経学会は、ある一定の時期まで戦後日本の現代中国研究の二つの側面を代表していた。

1966年からの文化大革命の影響は、日本の現代中国研究にも波及した。現中学会と同傾向に立つ中国研究・交流団体は1966年から67年にかけて、次々に分裂した。しかし、現中学会は他の団体と異なり分裂しなかった。その主な理由として、現中学会の当時の指導者が学術研究団体としての性格を堅持し、異なる意見に対しても寛容な姿勢を取ったことがあげられよう。これは、現中学会の会員が誇りとしてよいことだと思われる。

その後1980年代に入って、中国が改革開放政策を取ったことにより日本国内で中国に対する関心は高まり、現中学会の会員も年ごとに増大していった。中国の姿勢の変化と文革期以前の研究に対する反省から、現中学会の研究内容にも変化が現れた。今日では、多くの研究者が現中学会とアジア政経学会の差異はもはや消滅したとみなしている。

しかし、あまり注意されないが、現中学会とアジア政経学会には、今日でも非常に大きな差異が存在している。それは、現中学会は文学芸術研究を含むが、アジア政経学会はそうではない、ということである。

残念ながら、現中学会が文学研究を含んでいる意義は、文学研究者を含めてあまり理解されていとは言えない。しかし、中国人の精神に关心を示さない現代中国研究に、私はある種の脆さを感じる。文学研究を含む現中学会の存在は、日本の現代中国研究にとってやはり大きな意味を持っているといつてよい。

# 分業は人間発達にどのような影響を与えるか —A.スミスとK.マルクスの見解の比較—

新村 聰 (岡山大学)

分業が人間発達にどのような影響を与えるかについて、A.スミスとK.マルクスの見解を比較して考察することが本報告の主題である。

分業は人間発達に2つの異なる影響を与える。第1に、分業は人間を特定種類の労働へ特化させることによって、その労働で用いられる人間能力の発達を促進する。しかし第2に、分業は人間のさまざまな能力を發揮する機会を奪い、人間能力の発達を一面化し狭隘化する。

スミスは『国富論』第1編で、分業が労働生産力を促進することを指摘し、その理由として、①技能の増進、②仕事から仕事へ移動する時間の節約、③機械の発明、をあげている。これら3点はいずれも人間能力の発達に関連している。一方スミスは『国富論』第5編では、分業が労働者の人間発達に及ぼす悪影響について述べており、単純労働への専念が労働者的人間能力を発達させる機会を奪い、知的・社会的・軍事的能力を衰退させることを指摘している。こうした弊害への対策として提案されるのは、庶民の初等教育である。

スミスは、分業が人間発達に悪影響を及ぼすのは労働者階級だけに限られると考えた。なぜなら、中上流階級は、①青少年時代に十分な教育を受け、②成人後には知的な専門職業労働に従事して能力を発達させ、③余暇時間にはさまざまな活動によって自己の人格を完成させていくことができるからである。スミスが人間の全面発達の理想として考えていたのは「教養ある専門人」であった。

青年マルクスは、ユートピア社会主義者フーリエから強い影響を受けて、『ドイツイデオロギー』で分業の廃止を主張した。彼は『資本論』では、

大工業の発展が「部分的個人」ではなく「さまざまな社会的機能を交互に行うという活動様式を持った全面的に発達した個人」を必要とすると言っている。マルクスは、大工業の発展の結果、未来社会の労働者はさまざまな活動に従事して多面的・全面的な能力の発達を実現できると考えたのである。マルクスが人間の全面発達の理想としたのは「専門なき万能人」であった。

マルクスが人間発達の条件として分業廃止とともに重視したのが、労働時間の短縮と自由時間の拡大であった。彼は、未来社会では、①労働者と非労働者の階級対立の廃止と平等な労働負担、②労働生産力の増大、という2条件によって、労働時間が短縮されて自由時間が拡大し、万人の「自由な活動」と「諸能力の発達」が可能になると主張した。

われわれが未来社会における分業と人間発達のあり方について考えるときに、上に述べたスミスとマルクスの思想を総合することが必要であるようと思われる。スミスが論じたように、人間発達は、①教育による人間発達、②専門労働による人間発達、③自由時間の自由な活動による人間発達という3領域がすべて保障されなければならない。そして現代における人間の全面発達のモデルとしては、マルクスの「専門なき万能人」よりもスミスの「教養ある専門人」のほうがより現実的であろう。それを全人類に可能とするためには、マルクスが強調したように、①生産力の飛躍的な発展と、②すべての人間が能力に応じて労働する公正・平等な社会の確立が前提となる。

# 自由と発達の条件としての共同能力の形成—共同の理論—

北野 正一（兵庫県立大学）

許崇正教授は大会テーマ『人間発達の経済学』の基調報告において、人間発達論の学問体系(対象、方法、理論と実証、提案等)の確立を呼びかけられた。

報告で植田教授は「持続可能な発展と人間発達」において持続と発展との確執を指摘し、センとダスグプタに依拠して発展を自由と福祉からなるとし、福祉をその構成分野と決定要因から検討する。許教授は発達論を市場と政府の失敗を乗り越える第三の路が発達であるとし、発達を全経済活動の目的かつその障害克服の手段と位置付ける。発達を自由の発展とし、センの自由の5要素を挙げて、能力発達が経済の資源配分をどう解決するかと問う。センの自由5条件とは①政治的自由と権利、②経済施設(経済資源の利用機会)、③社会機会(教育、医療)、④社会の透明度(情報公開)、⑤社会保障のNetworkである。

自由平等博愛を謳うフランス人権宣言に対して、その第16条までを形式的権利と一括し、最後の17条・個人資産の私有権を批判したMarxは、ヒトの本性を共同とし(Gemeinwesen)，て生産手段の共有によって実質的自由の回復を主張した。だが夙に、道具社会に生きた古代ギリシャ哲学の総括者アリストテレスは警告する：ある人々(例、Marx主義者)は、ヒトは共有によって驚くべき友愛を抱くようになると信じ、現存する諸悪は私有財産のために生じると言う。だが結じて、共有は私有より問題が大きい、そこで私有を基本にせよ。

Marxは道具や土地を私有する農民や職人の封建制と協業による工業社会の資本主義とを区分して、資本主義の問題を生産手段が分業下で協業されるにも拘らず私有される点とした。社会的分業と生産手段の個別的決定によって発生する市場とは、

企業、労働・消費者の個別行動からなる。他方で企業も政府も共同領域に属す。共同行動は個別行動と行動様式を異にし、両者が個人の中で統合される以上、共同行為の性格や個別行動との関連が問われる。

戦後、センのインドでは独立革命によって①政治的権利を確立、「世界最大の民主主義」となるも、②土地の地主私有は温存された。中国ではMarx主義に従い②の土地共有を達成したが、反帝半封建の暴力革命形態をとったために①が課題となり、両国間で自由・発達の課題差が生じた。だが、中国においては経済面でも土地や生産手段の集団化や計画経済が失敗し、共同はなし崩しに公私混合の市場へと切り替えられた。中国は「实事求是」に次いで自然学者AINシュタインと封建秩序の道徳を説いた孔子を掲げたが、中国の特徴のある社会主義をどう構想するか、が問われる。

許教授は政府の失敗の事例として①公定価格の歪み、②rent-seeking行為、③公的供給の不効率や需要不対応、④官僚機構と非効率を挙げる。だが、これが生じる組織上の原因是挙げられず、従って対策は出せない。大会の議論でも政府の政策転換の必要性は言われても原因や対策は出ない。日本では常識のように、中国の失敗は政党の失敗だといわれる。

Weber社会学は、社会関係とは個人の行動によって形成される諸関係だとする。社会学の祖Durkheimは社会関係を、関係者において期待が一致する下での行動が形成する所の秩序だとこれを深めた。私は本報告でこれに基づく共同理論を提起して、企業の組織論や各領域での共同論へと展開したい。

# 人間の「民族としての解放」

南 有哲（三重短期大学）

## I 民族とは何か

今日、民族の問題をアイデンティティや意識の問題に還元する傾向が強いが、ある種の社会的要素が我々をして「民族的」「エスニック」と知覚されること、そしてそのような要素が社会紛争の激化をもたらし、人々の苦痛を増大させていることは、民族を民族ならしめる客観的で本質的な要素の存在を予想させる。

私見によれば、民族の本質は「生命再生産過程を担う社会関係を媒介する記号体系の共有」と規定される。人間社会の基底にある「物の生産」は生産関係なる固有の社会関係に担われているが、「物の生産」の目的である「生命の再生産」にもその担い手たる社会関係＝「社会的生活諸関係」が存在する。ところであらゆる社会関係は担い手たる人間同士の意思疎通を前提とするが、それを可能ならしめる不可欠の条件は記号体系の共有である。その代表的なものは言語であるが、身振り・動作・行為・事物およびその諸性質も一般的に、あるいは特定の条件のもとで一定の意味を表示するのであり、記号体系の一環をなすと理解される。人間が生命再生産活動（＝生活）を行うために必要な記号体系の共有は、言語と、そして記号と当為の統一としての「習俗」の共有として現象することになり、言語と習俗の異同に基づく人間の識別が重要な意味を持つようになる。かくしてわれわれは民族ethnosの觀念を獲得するのである。

このような記号体系の共有は民族概念における客観的契機であるといえようが、これを基盤として成立するのが民族意識である。これは本来他者との差異の自覺に過ぎないが、生命再生産の危機（への自覺）によって活性化し、自民族への結集と他民族の排斥という心的傾向を生み出す。また客観的基盤としての記号体系の共有に対して相対的な自立性をもち、言語や習俗の同一性が喪失した

下でも存在することは可能である。これは民族概念における主観的契機というべきものである。

## II 人間の「民族としての解放」

かかる理解が正しいとするならば、個々の人間にあって自らが属する民族とは、所与の条件のもとで最大限に円滑な生命再生産と、それに基づいた発達および自己形成の可能性を与えてくれる社会的圈域に他ならない。そしてまた、そのような社会的圈域に所属することを個々人が保障されて初めて、人間として尊重され解放されるのだということになるが、これこそが民族政策の要諦であろう。

であるとするならば、民族なるものはあくまで個々の人間の生命再生産・発達・自己形成の条件であるがゆえに尊重され守られるべきはずのものであるから、「民族解放」（=ethnosの国民的自立）の大義のために幾多の人々の生命と生活が犠牲に供されることは、一つの転倒だということになる。さらに民族性からの脱却と人類的普遍性への即時統合を説く見地——「民族からの解放」——は、人間の生命再生産にあたっての根本条件を見ないことになるわけだから、現実の生活条件から遊離した抽象的なものにならざるをえない。

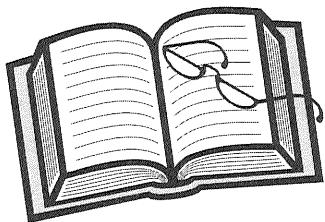
本報告の見地に立つならば、上述した「民族の解放」および「民族からの解放」の、いずれの立場をも批判的に乗り越えることが可能になるものと思われるるのであるが、この見地は「人間の『民族としての解放』」と呼ばれるべきものであろう。

## 参考文献

南 有哲 『民族の理論』、文理閣、2007年。

同 「民族的同化について——諸個人の『民族としての解放』の見地から」、『唯物論と現代』45号、2010年12月（掲載予定）

## J.S.ミルの租税論における勤勉性



OHATA Satoshi  
大畠 智史

### I 序 文

A.スミスは絶対主義的な経済体制から自由主義経済体制への移行期に生きたが、J.S.ミル（以降、ミル）が活躍した頃には、自由主義経済体制がほぼ確立していた。しかし、この時期には、個人間あるいは国家間の経済的格差の問題等の問題が顕在化していた。例えば、ピータールーの虐殺、等の事件が生じた（経済学史学会西南部会、1973年、125－126頁）。ミルもこうした状況を見据えた上で自らの理論を構築する。ミルは、その点については、労働大衆は悲惨な状態にある、と述べている（杉原・山下、1979年、113頁）。もちろん、ミルの租税論も、こうした状況を考慮して構築される。例えば、当時は、個人間の経済的格差が顕在化していたが、消費税や、相続財産や遺贈財産への累進税等によって、ミルはこうした状況を積極的に改善しようとする姿勢で租税論を構築しようとした（拙稿、2010年、52－68頁）。もちろん、当時の租税制度の状況も、所得税が制度的にかなり未発達で基本的に臨時税であった、等、現代とは異なる点が多い（土生、1971年、第三章）。

以上のようなミルの租税論はA.スミス等の租税論が基になっており、ミル以降も数多くの租税論者によって参照されることとなる。また、彼の租

税論には、21世紀においても議論されるような視点が数多くあり、こうした議論を深める上でも彼の租税論は精査しなければならない。例えば、ミルの均等犠牲説の見解は、後に微分等の数学的手法が使用され、ますます精緻化され（拙稿、2008年）、R.A.マスグレイヴ等の論者によっても分析されるようになる（大阪大学財政研究会、1977年、第五章）。以上のようなミルの均等犠牲説は、最適課税論とも理論的関連性が大きい（岸、1992年、405頁）。また、ミルは、課税ベースとして、所得と消費のどちらが望ましいか、というミルの後に長く続く論争の論点についても検討している（拙稿、2006年）。その他、ミルの相続財産や遺贈財産への課税のあり方の視点等は、ミル以降の租税論議において取り上げられることになる。

本稿での分析に基づいて、ミルにおける租税と経済成長との関連性を分析することを自身の一つの目標としている。租税と経済成長とが密接な関連性を持っていることは周知のことである。経済成長のため減税等の租税措置がとられたりし、理論面でも、ラムゼイモデルにおいて租税の経済成長への影響が論じられたりしている。ミルの経済成長論も後のこうした議論に大きな影響を与えていた。例えば、ミルが説いた先進国の経済成長への態度等を示す彼の停止状態論が、環境破壊が大きく議論されるようになった21世紀においてより

一層注目されていることはよく知られているところである。ミルにおける租税と経済成長との関連性分析は、その後の両者の関連性の議論の性質等をより深く知る上で欠かせない。なお、本稿では、経済成長を、ミルの言う国富の増大と捉える。S.ホランダーも検討しているように、ミルにおける富については議論がある（ホランダー、1988年、174-175頁）。本稿では、そこで説かれているように、富を物的財や用役に関するものと考える。

ミルの『代議制統治論』（1861年）（以降、『統治論』）では、次のように述べられる。

税負担のただしい分配は、困難な調整に道徳性と良心を適用した実例と、最高権威がそういう調整にあたえた価値の証拠とを、すべての市民に示すことによって、その共同社会の道徳感情をつよさと識別力の双方について教育するのに、すぐれた程度において役立つ。市民の勤勉を妨害せず、あるいは不必要に市民の自由に干渉をしないよう、徵税方式は、国富の保持だけではなくその増大を促進し、個人の諸能力の一層活発な使用を助長する。逆に、その国民が富と道徳の点で改善されるのを妨げる、財政と課税におけるすべての誤りは、もしそれが十分に深刻な量のものであれば、積極的にかれらを貧困化し非道徳化することにもなる。（ミル、1997年、43頁）

この引用文から、ミルにおいて、租税と経済成長との関連性が考察されること、勤勉が国富を増大させること、国富と徳性とは異なること、等のことを読み取れる。本稿では、ミルの租税論の中で重要な役割を果たす、勤勉、に焦点を当て、彼における租税と勤勉との関連性を分析する。

本稿の論点に関する既存研究であるが、ミルの政策的課題の議論においては勤勉性等の性質は重要であったことは述べられるが、その論点については、これまで詳細な分析がなされてこなかった、というべきである（Kurer, 1991, p.193）。基本的にミルが比例税を支持したことと勤勉性との関連性、といった点については多くの文献で言及され

るが、こうしたことはミルの『経済学原理』（以降、『原理』）で言及されている内容である。また、本稿よりも扱う税の数が少ないが、自身は先の『統治論』の内容を基に、所得税、支出税、資産税の性質分析を行なった<sup>1)</sup>。ミルの勤勉性概念をより精確に捉え、扱う税の数を増やすと、当該分析も更に深いものとなる。所得税については、重税による勤勉性阻害がないこと、教育促進、について言及し、支出税については、道徳に焦点を当てたが、勤勉性については詳細な言及は避けている（拙稿、2006年、147-153頁）。資産税については、低所得者への最低生活費控除に相当する措置による教育あるいは勤勉促進、累進税による怠慢の防止—不労財産の獲得が分かっていることが怠慢に繋がる一、について言及している（拙稿、2007年、60-61頁）。後に述べるように、ミルの勤勉性概念は、国家統治の視点からより厳密に捉えることができるのであり、本稿では、ミル租税論とミルの考える勤勉性との整合性について、精査することとする。ただし、本稿では、『原理』で説かれる租税論を扱うものとする。

## II 租税と勤勉性

### 〈1〉 勤勉性概念

勤勉が経済成長につながることは、序文で述べたとおりである。ミルにおける、この勤勉—ミルにおいては徳性の一つについてより詳細に言及する。『統治論』では、われわれは人生には悪に向かう絶えない流れがあることを忘れてはならず、この悪は人類のあらゆる愚かさ、悪徳、不注意、怠惰、無精によるもので、ただ人々の努力—善良で高貴な諸目的、改良のための努力—によってのみ統制されることが述べられる（ミル、1997年、46頁）。この点が言及される部分から分かるように、こうした改良は、ミルにおいては善行である。また、既に存在している、善行、善良な管理、成功と繁栄の量を維持していくのに最も役立つ個々の市民の諸資質として、勤勉、誠実、正義、慎慮が挙げられ、これらは改良に最も役立つ資質であ

り、統治における資質で、これらを促進するものは全て、永続にとっても進行にとっても同様に役立つ、とする（ミル、1997年、40-41頁）。すると、彼において、怠惰等による悪の統制には、努力の一形態としての勤勉という徳性は重要である。ただし、ミルは、こうした努力がごくわずかでも減少すると、改良が停止するだけでなく、事物的一般的傾向を悪化に向かわせる、とする（ミル、1997年、47頁）。以上のような徳性と労資対立との関連性については、労資対立がある限り労働者階級の徳性の大きな改善は見込めない、といった見解が説かれる（J.Gray, 1998, p.261）。本稿では、字数の制約上、その関連性を精査できないが、後の考察の際にそれを考慮することとする。

小林は、ミルが租税論を説くにあたり、伸長した知的道徳的人間が社会のあらゆる分野において額に汗する生産社会を念頭に置いている、と説いているが、これは序文や本節で述べている『統治論』の内容と整合的である（小林、1992年、259頁）。

## 〈2〉租税と勤勉性

### （1）課税の一般的原理

ミルは、A.スミス（以降、スミス）の課税四原則（平等、明確、便宜、微税費最小）に関し、第一の平等原則について再考していることは有名である。更に、スミスが支持した課税の利益原則に反対し、政府の目的は広汎である等とし、ミルは課税の能力原則を支持する（ミル、1963年、28-32頁）。ミルにおいて、課税の第一原則である課税の平等は犠牲の平等を意味しており、彼においては、比例課税が正当化される（ミル、1963年、25-32頁）。この見解は彼の功利主義論における分配的正義に基づくと考えられる（馬渡、1997年、390-394頁）。この分配的正義の見解では、社会に等しく尽くした人々全部を、つまり等しく絶対的に尽くした人々全部を、等しく優遇すべきである、等と説かれる（ミル、1967年、525頁）。ミルにおいて累進課税が基本的に否定されるが、この背景には、低所得層には勤労分以上に経済的富を

与える累進税が怠慢の原因になる（拙稿、2007年、60-61頁），高所得層には勤労と節約への罰になる、といった理由がある（ミル、1997年、35-36頁）。ただし、ミルにおいて、一定額以上の相続、遺贈への累進税が正当化されることは有名である。このことの背景には、競争の初期条件の平等や、先述の分配的正義の達成、という事情がある。ミルにおいては、相続財産や遺贈財産は、勤労によって得る財産ではない<sup>2)</sup>。また、その背景として、低所得者層への利益付与による、教育あるいは勤勉促進、ということをミルが考えていたことが考えられる（杉原・山下、1979年、117頁）。ミルにおける課税原則の第二原則についてだが、不明確性が腐敗等の悪徳に繋がると彼が考えたことから、彼において、税額の明確性は勤勉性維持の上で重要である（ミル、1963年、25-26頁）。これと同様のことは、ミルにおける課税第四原則である微税費最小についても当てはまる。彼は、国庫に収納するもの以上に巨額な金額を、人民のポケットから取出し又はポケットの外に留めて置く惧れがある場合について言及している（ミル、1963年、26-27頁）。

続けて、ミルは、永久的所得と有期的所得との間の差別課税について考察する。ここでは、犠牲の平等の視点からすると、老後のために備えをなし、あるいは係累者のために備えをなすには、自分の所得の中から貯蓄するより他に方法がないという人においては、その所得のうち実際にかつ善意をもってこの目的に当てられる部分については、課税を免除すべきであるとされる（ミル、1963年、41-46頁）。この見解からは、課税上の不平等を是正するミルの姿勢が見受けられる。この弊害は先述の通りである。その姿勢も、彼においては、勤勉性維持の上で重要である。ミルは、その言及に続け、もしも納税者の良心に信頼を置くことができ、あるいは並行的防止策さえ講ずればその申告の正確さに対する十分な保証が得られるならば、所得税を賦課徴収するもっとも適切な方法は、所得のうち、支出に充当される部分に対してのみ課税し、貯蓄される部分は免税するということであ

ろう、と述べる（ミル、1963年、46頁）。ここにおける貯蓄免税の根拠は、老後の備え等の性格を有する貯蓄への二重課税である。この見解の背後にも、先述の分配的正義の見解があることは分かる。この分配的正義の遵守が勤勉性維持のためにも重要であることは先に述べたとおりである。

また、ミルは、貯蓄免税が貯蓄についての特権につながるとする批判を検討する。ここでは、貯蓄免税によって、生産的投資による貧者救済に向かうべきである、と説かれる（ミル、1963年、47-48頁）。これは、より詳細には、消費支出を投資支出から分離できた場合に生じる投資活性化、これによって貧者に利益が与えられる、ということである（ブローグ、1984年、357頁）。貯蓄免税のそのような効果を出すには、富裕な人が制欲する必要がある。また、この手法による貧者救済は、ミルにおいては貧者への教育の普及等に繋がり、それは彼においては勤勉を促進するものである（杉原・山下、1979年、117頁）。更に、ミルは、事業家の純利潤に言及する。ここでは、有期的所得に対して認められる免税は、この剩余分もまたその総額まで受ける権利があり、更に、その不確実性からそれ以上の額の免税を要求する正当な権利が彼等にはある、と述べられる（ミル、1963年、49-50頁）。このミルの見解は、やはり、彼の課税の平等に従った見解である。つまり、この見解は、彼においては勤勉性維持に重要である。更に続けて、ミルは、自然的諸原因による地代の増加は特別な課税の対象として好適であると考え、この主要な根拠として、地代が不劳所得であることを挙げている（ミル、1963年、55-59頁）。このこととミルの勤勉性維持の視点とが関連していることは、先述の相続遺贈への税の場合から分かる。この税については、土地の現在の市場価格—現在の市場価格は将来の期待の全てのものの現在価値を含んでいる—を地主たちに保障することが、彼等に対する一切の不公正の回避に繋がる、とミルは考えている（ミル、1963年、59頁）。ミルにおいては、この点も勤勉性維持に繋がる視点である。更に、資本への税については、ミルは、租税は所得の負

担となるべきであり、資本の負担となるべきではない、ということを述べる。もちろん、課税が国民的資本の量を蚕食してはならないということは、確かに最も大きな重要性をもつことである、と彼は考える（ミル、1963年、62-63頁）<sup>3)</sup>。この箇所で、彼は、重税は、それが十分な程度にまで達したときには、もっとも勤勉な社会でさえも、それを十分に破壊しうる、ということを述べる（ミル、1963年、62-63頁）。ミルは、遺贈および相続財産に賦課される租税に対する、それは資本に対する租税であるという議論について、これは富裕な国の場合には何の重要性も認められない、と述べる。彼は、このような国におけるこうした租税がなすことは、その国の生産のための資金を減らすことではなく、享楽のための資金を減らすことである、と考える（ミル、1963年、64-65頁）。これは、ミルにおいては、勤勉性維持の上で重要な視点である。

それでは、以下において、所得全体への所得税、個別の所得税、支出全体への支出税、個別の支出税、消費税と、勤勉性との関連性について考察する。

## (2) 地代税

ミルは、地代への税は、ただ貨幣額を地主から徴収して、それを国家の手に移すだけである、とした上で、地代への租税が土地改良を阻害する可能性について言及する（ミル、1963年、67-68頁）。こうしたことから、ミルは、利潤は地代よりも若干低く課税されるべきである、と考える（ミル、1963年、69頁）。また、ここでも土地の市場価格による評価の重要性について言及する（ミル、1963年、69頁）。その改良阻害可能性は、ミルにおいては、勤勉性阻害要因の一つである。

## (3) 利潤税

ミルは、豊かな国において、利潤税による利潤の削減と、その結果として生ずるところの、資本の使用によって資産をつくり、あるいは生計の資を得ることの困難の増大とは、もろもろの発明に対する刺激となり、また発明がなされた場合には

その採用に対する刺激となりうる、ということを述べる（ミル、1963年、69-71頁）。更に、彼は、もしも生産上の改良が著しく加速化され、またこれらの改良が労働者によって慣習的に消費される各種の品物のいずれかを直接あるいは間接に廉価ならしめたとすれば、利潤は上昇するであろう、しかもその中から租税によって取り去られたものを十分に償うに足りるほど、上昇するであろう、と述べる（ミル、1963年、70頁）。以上の見解からするなら、彼においては、停止状態直前の状況下での利潤税には勤勉性維持の上で重要な面がある、ということが分かる。ただし、この引用文で言及されるような、生産上の改良が上手くいかない場合は、利潤率は停止状態に近づく、ということをミルは述べる。更に、彼は、利潤に対する租税がもたらす真実の結果というものは、その国がある与えられた瞬間において所有するところの資本および行なうところの総生産を比較的に小ならしめること、そして比較的に早い時期に、また比較的に少額の国民的富をもって、停止状態を到来せしめることである、利潤に対する租税が国の現存の資本を減少させるということも、ありうることである、と述べる（ミル、1963年、71-72頁）。ここでの内容だけから判断するなら、ミルにおいては利潤税は勤勉性を阻害する可能性を持っている、ということが分かる。

#### (4) 賃金税

ミルは、賃金税に関し、次のような見解を説く。

われわれは、健康な生活を送るために必要とされるものを超えない所得階級に対しては、直接税を賦課してはならないという意見をさきに表明したが、右の考察は、この意見を支持する、いま一つの新しい論拠となるものである。これらの非常に少額なる所得は、その大部分が筋肉労働に由来するものであり、しかして、われわれがここで見たように、これに対して賦課された租税は、労働階級の習慣を永続的に低下させるか、さもなければ利潤の負担に帰し、資本家たちに対して、彼ら

が本来負担している直接税の分担分に加えて、一個の間接税を負担させることになるものである。しかし、このことは、公平という基本原則に対する侵犯として、同時にまた利潤に対する特別の租税をして、さきに明らかにしたように一般的富に対し、したがって社会が所有する一般的担税力に対して有害なものたらしめるところの諸理由により、二重に不都合なことである。（ミル、1963年、77頁）

ここでは、賃金税の勤勉性阻害—勤勉による徳性維持阻害や一般的富増進阻害—の可能性について言及されている。

#### (5) 所得全般への所得税、支出税

ミルは、所得税は、最低生活費控除、比例税率、貯蓄免税という原則に則って課される場合は、全ての租税の中で最も欠点が少ないが、現在のような公共道徳の低い状態においてこの租税の短所とすべき点は、納税者の真実の所得を確かめることができないということがある、等と述べる（ミル、1963年、78頁）。ミルにおいては、そうした原則が遵守されるなら、所得税の施行が勤勉性の維持等に繋がることはこれまでの言及から分かる。しかし、その短所は、課税原則の個所で言及したことから、勤勉性を阻害することに繋がることになる。また、ミルは、納税者は虚偽の申告が容易にでき、この租税は、どのような公平の原理に則ってこれを賦課したとしても、実地においてはもっとも良心的な人たちに対してもっとも重い負担となるという、最悪の方法の一において不公平な租税となるものである、と述べる（ミル、1963年、80頁）。

こうした所得税の事情から、ミルによる支出税の提言がなされるのであるが、課税当局に報告すべき支出項目が収入の項目よりも多い、という支出税施行上の理由から、ミルは支出税の施行については否定的である（ミル、1963年、81-82頁）。ただし、ミルは、支出税は原理的には所得税よりも公平である、と言及する（ミル、1963年、46

頁)。この点は、彼において、勤勉性維持の上で重要である。その根拠の一つとして、ミルは、支出税の場合には、所得税の場合と異なり、貯蓄への二重課税がない、ということを挙げる(ミル、1963年、46-48頁)。これは、彼においては、不公平でない、消費支出を投資支出から分離できた場合の投資活性化による貧者に利益賦与(ブローグ、1984年、357頁)，といったことによる勤勉性維持に繋がる視点であるのではなかろうか、と考えられる。

#### (6) 家屋税

ミルは、家屋税について次のように述べる。

この租税が借家人の負担に帰するかぎりにおいては、それは、もしもその家屋の価値に正しく比例しているならば、あらゆる租税のうちもっとも公正にしてかつもっとも非難の余地のないもの一つである。ある人の支出の一部にして、彼の資力をはかる標準としてこれよりも適切なものはなく、また大体において資力に対しどんど同一の割合を占めるものもない。家屋税は、所得に対する直接的な課税よりも、いっそう公正な所得税に近いものとなりうる。所得税を賦課するに当たっては、それを実行することがはなはだ困難であり、正確に実行することはほとんど不可能であるところの、あの控除のすべてを、家屋税は、自働的に実行するという、大きな長所をもっている。なぜかといえば、ある人が、家賃として支払うところのものが何ものかを測る尺度となるとすれば、それは、彼が所有するところのものを測る尺度ではなくして、彼がみずから支出しうると考えているところのものを測る尺度となるからである。(ミル、1963年、88頁)

この見解からすると、ミルにおいては、家屋税を施行することが勤勉性維持に繋がる、ということが分かる。また、ミルは、一定の価値に満たない家屋に対しても、健康なる生存のための絶対的必需品をすべての課税から解放するという普遍的

原理に則って、家屋税を免税すべきである、と主張する(ミル、1963年、90頁)。このことは、彼において、貧者への教育の普及、租税の公平性維持、ということに繋がり、それは勤勉性維持の上で重要な視点である。

#### (7) 消費税

ミルは、以下のような消費税の実際的原則を考えた。

- ①虚栄との関連が最も強く、実質的享楽との関連が最も少ないような部類の奢侈品から可能な限りの歳入を挙げること。
- ②可能な場合には、生産者からではなく、直接に、消費者から租税を要求すること。けだし生産者に賦課されると、それは、いつも単純な税額以上に、多くの場合税額よりもはるかにより以上に、価格を騰貴させるからである。
- ③間接税にして大きな税収を挙げるものは、ただその消費が一般的である物品、あるいは消費がきわめて広範囲である物品に賦課されるものだけである。もしも可能であれば、低額の所得に對しても、中位の所得に對しても、また高額の所得に對しても、同じ比例的な重みをもって負担となるように調整されるべきである。
- ④以上の諸原則と矛盾しない限りにおいて、課税は、多数の物品の上に分散せず、むしろ少数の物品に集中し、それによって徴税費の増大を防ぎ、かつ干渉を受けて少なからぬ負担と困惑とを感じる事業部門の数を及ぶ限り少なくすべきである。
- ⑤消費が一般的である奢侈品のうちでは、課税は、他のものよりも先に酒精飲料を捕捉すべきである。けだし酒精飲料は、それ自身としては他の何ものにも劣らず正当な楽しみではあるが、他の多くのものよりも濫用におちいりやすく、したがって課税から自然的に生ずる、消費の抑制が、他のもろもろの物の場合よりも大体においてより適切に行なわれるからである。
- ⑥他のもろもろの考慮事項が許すならば、課税は輸入品に限定されるべきである。けだし、農場

あるいは工場に対して租税を賦課する場合よりも、輸入品に課税する場合の方が、干渉して困惑を引き起こす度合が少なく、また付隨的な悪影響もより少ないからである。

⑦租税は、いずれも、通常の防止手段をもってしては防止しえないほど強烈な、脱税への動機を提供するほど高率にしてはならない。また特にいかなる商品にも、密輸入者、密釀造者その他のような、違法者の群を発生させるほど、高率の租税を賦課してはならない。

(ミル、1963年、155-159頁)

ここから、ミルの消費税構想には、虚栄や濫用や違法行為等の統制のための努力を促す視点、税額の不公正や、税務上の効率性改善のための努力という視点、があることが分かる。これらのこととは、ミルが、消費税の枠組みを構想する上で、勤勉性の維持、という点に注意を払っていたことを示している。

### III 結語

本稿では、ミルにおける、租税論と勤勉性との関連性についてできる限り詳細に分析した。ミルの租税構想は、基本的には、本稿で扱っている勤勉性に配慮されたものである、と言うことができる。序文で述べたように、今後、本稿での分析を基に、彼における、租税論と経済成長との関連性について分析することを分析課題とする。このような分析をするに当たり、ミルにおける公平性と経済効率性との関連性分析も重要になる。本稿では、公平性と経済効率性との整合性については、詳細に議論できないが、この議論への問題提起を行なっておく。本稿での分析とミルが考えた経済成長の見解との関連性分析はなされなければならないが、本稿で言及している勤勉性は彼の租税論における公平性の議論とも大きな関わりがある(拙稿、2010年)。例えば、ミルにおいて、私有財産制度は努力と制欲に基づくが、彼においては、この完全化のため、努力や制欲への罰に繋がるような累進課税は否定される(井手、1954年、539-

540頁)。つまり、ミルにおいては、租税論における勤勉性は、経済成長—ミルの厳密な定義は必要であるが—と公平性との両方について改善するために重要な徳性である。彼において、租税論の範囲内で、勤勉性は、彼の考える公平性と経済効率性との関係性の議論にどのように関わるのか、この点は、ミルの思想体系を整理したり、彼の勤勉性概念の現代的意義を問い合わせたりする上で、精査されるべき点である。この際、できる限り、彼の思想の根本思想とされる功利主義論との関連性にも配慮しなければならない。自身は、ミルにおいては、租税論は基本的には功利主義論に基づいている、ということを主張したが、この内容を更に詳細に分析することになる(拙稿、2009年)。税制に関する公平性と経済効率性とに関し、通常は、社会保障・税制といった所得再分配に関連する政策は、資源配分の効率性や経済成長との間にトレードオフがあることが少なくない、とされるが(森川、2008年、1頁)，政府としては、その両方の側面を改善する工夫が必要である。とりわけ、21世紀になっても、経済がほぼ停滞状況にあり、経済的格差が拡大している日本において、こうした議論への意義を考察することは必要である。例えば、LISデータに基づくと、日本では、1980年代から2000年頃にかけて所得格差が拡大している、という結果が出ている(勇上、2003年、16頁)。経済成長が停滞していることについては多言を要しないであろう。

最後に少し付言しておくと、本稿での分析内容は、勤労促進型給付つき税額控除方式と関連性が深い。所得税の累進機能効果向上、モラルハザード回避等を目的として導入された勤労促進型給付つき税額控除方式は、「一定以上の勤労所得のある世帯に対して、勤労を条件に税額控除(減税)を与え、所得が低く控除し切れない場合には還付(社会保障給付)する。税額控除額は、所得の増加とともに増加するが、一定の所得で頭打ちになり、それを超えると遞減し最終的には消失する」という制度、と理解される。(森信、2008年、10頁)。この税制と本稿の分析との大きな接点の一つは、

税制が個人の勤勉性に働きかけることである。両者を対比させると、当該税額控除方式は、個人の勤勉性を促進する点では望ましいが、ミルの視点からするなら、公平性については改善が必要であることになる。この税額控除方式の下では、フェイズイン段階では働けば働くほど給付額が増えるという構造があり、この構造は努力に応じた所得というミルの公平性の議論からすると問題がある（拙稿、2010年、63-64頁）。ミルの視点からすると、当該税額控除方式については、今後、そのような点の改善が望まれると見える。

## 注

- 1) [拙稿「所得税と支出税：J.S.ミルの場合」東北大學經濟学会 編『研究年報 経済学』第68巻、第1号、2006年、拙稿「資産課税：J.S.ミルの場合」『政經研究』第89号、政治経済研究所、2007年]
- 2) ミルにおける私有財産と遺贈財産との区別は、[井手文雄『古典学派の財政論』中央大学協同組合出版部、1954年、553-545頁。]等において詳しく扱われている。
- 3) 租税は、ある意味においては、すべて、資本の中からその幾分かが支払われるものである。そして貧しい国では、国民的富の増加を妨げないように、租税を賦課するということは、いかなる租税によっても不可能なことである。けれども、資本が豊富であり、かつ蓄積の精神が強烈である国では、このような課税の作用は、ほとんど感知されるものではない。（ミル、1963年、63頁）

## 参照文献

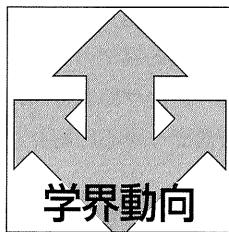
- [1] Kurer O. *John Stuart Mill: The Politics of Progress* Garland Publishing, 1991.
- [2] Gray J. "John Stuart Mill on the Theory of Property" G.W. Smith ed. *John Stuart Mill's Social and Political Economy*, Routledge, 1998.
- [3] 井手文雄『古典学派の財政論』中央大学協同組合出版部、1954年。
- [4] 大畑智史「J.S.ミルにおける租税論と富の格差は正」日本租税理論学会 編『社会保障と税制』法律文化社、2010年。
- [5] ——— 「J.S.ミルにおける応能課税」『三重法経』第134号、三重短期大学法経学会、2009年。
- [6] ——— 「最小犠牲説と応能課税」基礎経済科学研究所ワーキングペーパー No.1、基礎経済科学研究所、

2008年。

- [7] ——— 「資産課税：J.S.ミルの場合」『政經研究』第89号、政治経済研究所、2007年。
- [8] ——— 「所得税と支出税：J.S.ミルの場合」『研究年報 経済学』第68巻、第1号、東北大学経済学会、2006年。
- [9] 岸昌三「ミルの課税論」『追手門経済論集』第XXVII卷、第1号、追手門学院大学経済学会、1992年。
- [10] 経済学史学会西南部会 編『経済学史研究』ミネルヴァ書房、1973年。
- [11] 小林里次『J.S.ミル研究：平等財政原則とその理論的展開』高文堂出版社、1992年。
- [12] S.ホランダー、長谷川隆彦 訳「ジョン・スチュアート・ミルの評価：現代経済学への若干のインプリケーション」R.D.コリソン・ブラック 編著、田中敏弘監訳『経済思想と現代：スミスからケインズまで』日本経済評論社、1988年。
- [13] J.S.ミル、水田洋 訳『代議制統治論』岩波文庫、1997年。
- [14] ——— 伊原吉之助 訳「功利主義論」関嘉彦編『世界の名著 ベンサム・J.S.ミル』中央公論社、1967年。
- [15] ——— 末長茂喜 訳『経済学原理(5)』岩波書店、1963年。
- [16] 杉原四郎、山下重一 訳『J.S.ミル初期著作集(一)』御茶の水書房、1979年。
- [17] 土生芳人『イギリス資本主義の発展と租税：自由主義段階から帝国主義段階へ』東京大学出版会、1971年。
- [18] 馬渡尚憲『J.S.ミルの経済学』御茶の水書房、1997年。
- [19] M.ブローグ、杉原四郎・宮崎犀一 訳『経済理論の歴史Ⅱ』東洋経済新報社、1984年。
- [20] 森川正之「効率性と公平性のトレードオフについて：サーベイデータに基づく観察事実」RIETIディスカッションペーパー、08-J-036、2008年。
- [21] 森信茂樹 他著『税と社会保障の一体化の研究：給付つき税額控除制度の導入』東京財団政策研究部、2008年。
- [22] 勇上和史「日本の所得格差をどうみるか：格差拡大の要因をさぐる」JIL労働政策レポート Vol.3、労働政策研究・研修機構、2003年。
- [23] R.A.マスグレイヴ、大阪大学財政研究会 訳『財政理論：公共経済の研究』有斐閣、1977年。

(おおはた さとし 所員

びわこ学院大学短期大学部)



## 現代資本主義研究会「現代世界をどうみるか——中村哲先生を囲んで——」報告

青柳 和身

2月19日の現代資本主義研究会では、中村哲先生の最新論文「現代の歴史的位置——現代世界をどうみるか」(『新しい歴史学のために』No.276, 2010年5月)に関する青柳和身報告「概要および論評と問題提起」と中村哲報告「青柳報告に対するコメント」をもとに活発な質疑応答が行われた。

中村論文の主旨は、20世紀資本主義（フォード生産システム、植民地独立、先進資本主義国の福祉国家化、アメリカ覇権の世界資本主義とソ連、中国、ベトナム等の特殊「国家資本主義」形成による冷戦体制を包括する資本主義経済）から、21世紀半ばの成熟資本主義（サハラ砂漠以南を除く新興中進資本主義の先進資本主義化による世界人口の70~80%が資本・賃労働関係に包摂される21世紀資本主義）への転換期として現代世界が捉えられること、21世紀資本主義への世界史的移行過程は、人口再生産動向を中心とした予測として、小経営生産様式からの安価な労働力供給の利用による高剩余価値生産と強蓄積によって急成長する中進資本主義から労働力再生産の内部化にもとづく高賃金化によって利潤率を低下させ、低成長と人口停滞化傾向を伴う成熟資本主義への転換として捉えることができるというものである。

青柳報告は以上のような論文概要を紹介し、労働力人口再生産を基礎とした資本主義発展の段階的把握の現実妥当性を承認した上で、10点の問題提起を行った。中村報告では、この問題提起を

### I. 簡単に答えられる問題

### II. 成熟資本主義から次の社会への移行問題

### III. 前資本主義社会から資本主義への移行問題

### IV. 史的唯物論の定式の改定問題

に向けて次のようなコメントが行われた。

Iについて。ソ連・中国等を「国家資本主義」

と規定する理由は、それが後発国の中進資本主義化アップするための開発独裁体制であり、また現代中国経済を国家資本主義とする捉え方にたいし、中国研究者からも明確な反対論がなく、この認識が事実上共通認識となっていることである。東アジアの経済統合を経済圏として重視する理由は、政治的関係以上に域内の経済的関係が強化されていること、最近は中国を中心とする統合の方向が強まっていることである。21世紀半ばの成熟資本主義の到来を予測する理由は、現在、GDP成長率は高まる傾向があり、人口増加率は低下する傾向があるからである。地球環境の「有限」化ということの意味は人間の経済活動が人間の生物学的存在基盤としての地球に変化をもたらすほどに大きくなつたこと、その問題を考慮するとマルクスの「共産主義」(「必要に応じた」取得社会)の実現可能性はないと考えられる。

IIについて。現在を資本主義から社会主義への移行期と捉える青柳氏の見解と異なって、次の社会はまだ資本主義だと考えているので、その次にどんな社会が来るのかについてはほとんどわからない。現在は20世紀資本主義から21世紀資本主義への移行の内容を検討することが重要である。特に現在の移行期におけるマルクス主義の国家論・革命論を構成することが重要である。

マルクス主義の革命論としてマルクス、レーニン、スターリン、毛沢東に継承された国家権力の暴力的破壊によるプロレタリア独裁論は権力奪取には成功したが、その実態は官僚制的独裁による国家資本主義体制の形成に帰着した。しかし西ヨーロッパの先進国化に伴う晩年エンゲルスの多数者による議会を通じた平和的移行論は、グラムシや西ヨーロッパの先進国革命論として継承された

が、これを発展させ、資本主義の長期的構造改革による体制転換の方向が現実的道である。そのためには、国家と社会の融合や国際組織の発展を踏まえた国家理論の構築が必要である。

**Ⅲについて。**〔国家的農奴制またはそれに近似した専制国家社会からソビエト・中国型の国家資本主義への移行傾向について〕国家的奴隸制・国家的農奴制では、財政を基礎とする国家的流通は発展したが、非国家的な自由な商品流通の発展と私的資本の発展は阻害された。(私的)資本主義は私的農奴制を歴史的前提とした西ヨーロッパと東アジアの日本で発達した。〔小農社会と相続形態の問題について〕資本主義の歴史的前提としての小農社会は中国・朝鮮のような分割相続地域でも日本や多くの西ヨーロッパ地域のような一子相続地域でも成立したが、分割相続は世帯の継承性が弱くなり小農社会の発達が不十分になりやすい。エマニュエル・トッドの家族形態仮説(分割相続による権威主義的平等家族と共産主義イデオロギーの社会的受容との親和性理論)の重要性は認めるが、それだけでは歴史をうまく説明できない。〔小農社会を歴史的前提とした資本主義発展理由〕定期市(局地的市場圏)の発達を通じた小農の商品経済化の進展による農村工業の発達として、西ヨーロッパでは気候的条件から小農の発達が農村工業地帯形成によるプロト工業化の進展をもたらし、東アジアでは小農の発達が経営の多角化・複合化によるプロト工業化の進展をもたらし、資本主義経済を形成した。

**Ⅳについて。**〔1859年の史的唯物論定式の評価について〕この定式はマルクスの1859年時点の歴史認識の定式化であるが、マルクスの生産様式論は1860年代前半のリチャード・ジョーンズ研究による小経営生産様式の発見による改定と晩年の原始共同体の発見による家父長制家族=最古形態認識の改定という2つの改定が行われており、それを組み入れて史的唯物論認識を再構成する必要がある。

以上の中村報告を前提として20世紀資本主義の総括をめぐる問題と21世紀の歴史的展望の問題を中心に活発な討論が行われた。討論や問題提起にたいする中村先生の特徴的な論評を中心に紹介しよう。

経済人類学的認識を歴史研究に導入して、20世紀の「社会主義」を国家資本主義ではなく、国家産業主義と捉えるべきではないかという問題提起に対しては、20世紀資本主義の歴史的実態からみて、歴史現実性のない捉え方であるとして批判された。21世紀経済の捉え方にかんしては、21世紀の経済動向を数量的に予測する研究の意義は認められるが、21世紀を非資本主義的な新社会と規定することには慎重である必要があると指摘され、また人口増加の停止にもとづく資本蓄積の停止による資本主義の終焉という21世紀論に対しては、資本主義における資本蓄積の重要性を認めつつも、それを資本・賃労働関係の終焉に結びつける捉え方には賛成できないという見解を示された。

中村先生の問題提起である人口再生産様式の転換、特に小経営的人口再生産から資本主義の内的人口再生産への転換を中心とした21世紀予測は、基礎経済科学研究所で從来から行われてきた現状分析や未来展望の方法にとって、あまりなじみのない視点でもあり、新たな問題提起の経済学的意義を十分に受け止めにくい面もあったのではないかと危惧される。しかしこの問題提起は、中村先生の長年の経済史研究に裏打ちされたものであると同時に、1859年時点の史的唯物論「定式」以降のマルクスの歴史・経済認識の改定と発展の研究(『奴隸制・農奴制の理論』)にもとづくものもあり、中村論文の「おわりに」で提起されている小経営による労働力供給の問題と「資本主義の労働力再生産メカニズム」の問題の研究は、21世紀の歴史的展望にとって欠かすことのできない重要な研究課題として提起されていると言える。

(あおやぎ かずみ 所員 岐阜経済大学)

松尾匡著

# 『不況は人災です！ —みんなで元気になる経済学入門—』

筑摩書房 2010年7月 税込価格 1,680円



本書は、1990年代には「失われた10年」と言われ、今や「失われた20年」と形容される日本経済の「長期デフレ不況」（物価下落を伴う長期不況）の本当の原因とそこから脱却するための正しい政策について、経済学の専門家ではない読者を対象として、説得的かつわかり易く解説した、優れた啓蒙書です。著者は、マルクス経済学の立場に立ちながらも、現代の主流派経済学（一昔前までは、日本では「近代経済学」、略して「近経」と呼ばれていました）の数学的な分析手法をマスターし、独自の観点から鋭い問題提起をされてきましたが、本書は、著者がこれまでに書かれた啓蒙書の中では、最も重要な、広く読まれるべき労作だと思います。政治的に左派、中道、右派、あるいは政治に無関心な人のいずれであるかに関わり無く、人々が何となく正しいと思い込んでいる、世の中に広く流布している「通念」の誤りと危険性に気づかせてくれるという意味でも、本書は貴重です。読者はまず、次の文章を読んで、自分がその内容に「共感する」かどうか、考えてみて下さい。

「自民党政権とその圧力に負けた日本銀行は、異常な金融緩和で利子率を低くしておカネがジャブジャブの状態にし、庶民の利子所得を吸い取って、大企業とアメリカに奉仕した。ヤツらは、インフレ（物価上昇）を起こして庶民の購買力を奪い、国の借金をチャラにすることを狙っているのだ。もはや経済成長の時代ではなく、経済以外の価値を追求すべきなのであって、ヤツらのように政府支出を増やすとかおカネの発行を増やすとかいう安易な策で景気をよくしようとしても無駄である。もし、少しでも経済成長を実現させたいのならば、新しい商品を開発するなど地道な努力と工夫をすべきであり、不況はそんな努力を忘れて既得権にあぐらをかく企業を一掃するためのチャンスでもある。」

この文章に思わず「共感」してしまった方こそ、本書をじっくりと読む必要があります。実は、巷でよく見かけるこのいかにも正論っぽい意見が、ものごとの本質を捉え損なったのはずれで誤った考え方であることを読者に説得することこそが、著者が本書を書いた主な目的なのです。種を明かせば、上で引用した文章は、誤った考え方の典型例として本書の序文（10 - 11ページ）で挙

げられている、著者が創作した文章なのです。それでは、著者が考える「正しい意見」とは、どのようなものでしょうか。少し長くなりますが、著者自身の言葉で語っていただきましょう。

「自民党政権や日本銀行が、働く庶民にひどい犠牲を強いて、結果として大金持ちや大企業やアメリカに奉仕したのは本当でしょうけれど、それは、低い利子率やインフレをもくろんでおカネを出しすぎたためではありません。まったく逆に、もっと出すべきだったのに出さなかったためです。それでインフレを芽のうちにつむことでお金持ちの資産を守り、景気拡大をセーブすることで失業者がいる状態をキープし、いつでも企業が人手を取り替えられるようにして賃金を抑え、円高を放置することで、とりあえずアメリカの輸出が伸びたのです。しかしこれらのせいで、デフレ不況と円高が進んで、多くの人がクビ切りや倒産、よくて賃金引き下げの憂き目にあつたのです。（中略）ともかく、安いな策だろうが何だろうが、働きたいのに仕事がなくて、今日、明日の暮らしに困っている人々が目の前にあふれているときに、あらゆる手を尽くすのは公の政策として当然ではないですか。そしてそれは実現可能なことなのです。たとえ人口が減りだしても、技術進歩が停滞しても、景気をよくして失業者をなくしていく政策はとれるのです。それは今日（こんにち）の標準的な経済理論から言えることです。」（11 - 12ページ）

本書全体は、経済学に必ずしも詳しくない読者にこの主張の正しさを納得してもらうための説得活動に費やされている、といつても過言ではありません。そして、著者の目的は、かなりの程度成功していると思います。本書の叙述は、みかけは易しいですが、世界標準の経済学（それには、著者が基本的に依拠するマルクス経済学のみならず、ケインズ経済学、新古典派の経済学、新しいケインズ派の経済学を含みます）の基本的な理論と、統計データに裏付けられた日本経済を特徴づける基本的事実を踏まえた、結構本格的なものです。確かに本書は意識的に易しく書かれており、経済学書にありがちの難解な専門用語や数学は一切登場しませんが、単なるレトリックではなく「論理と事実」に基づいているからこそ、本

書は信頼に値するのです。

第1章「よく考えよう、景気は大事だよ」では、最近時々見受けられる「もう日本は十分豊かじゃん。『景気対策』なんて、財政赤字が増えて将来増税されるわけだし、どうせ企業をもうけさせようって話だろ。(中略)ちょっとは不景気で生産が落ちた方が、地球環境にはいいってもんだ」(28ページ)というような考え方で、日本の統計データを用いて反論しています。この章で引用された統計データは、日本における犯罪発生率、女性の性病発生率、男性の自殺死亡率、離婚率が失業率と極めて密接に連動して動いている(統計学用語では、これらのデータと失業率の間に「極めて強い正の相関関係がある」と言います)ことを物語っています。そして、「失業率」は、「景気」に最も敏感に反応する経済データなのです。この章で、著者は、以下のように述べていますが、この記述が、本書のタイトルがなぜ『不況は人災です!』なのかを説明しています。

「景気拡大を望むことが社会的価値の劣る『汚い』ことだといった感覚があるとしたら大間違です。不況というのは、おカネがもうからなくて企業が困るというだけの話ではなかったのです。犯罪が増え、少年が荒れ、自殺も身売りも離婚も増え…、要するに人々の暮らしやコミュニティが壊れるのです。そして、これは決して天災ではない。間違った政策や無策によってもたらされる人災なのです。」(39ページ)

ところで、読者の皆さん、「インフレーション」(物価が持続的に上昇すること、略して「インフレ」)は悪で、「デフレーション」(物価が持続的に下落すること、略して「デフレ」)は善である、という先入観を植え付けられていませんか。この先入観は、多かれ少なかれ世界中に存在しますが、特に日本では根強く、マスコミ関係者、テレビや新聞などによく登場する経済評論家、政治家(左派、中道、右派のいずれにも該当者あり)、一国の金融政策を担うことになっている中央銀行(日本では日本銀行、通称「日銀」)関係者など、社会的な影響力を持った人々の多くが、この先入観に捉われています。このような現状ですから、経済に特に詳しいわけではないが教養のある一般人が(おそらくこれらの「権威のありそうな人々」の言説に影響されて)同じ先入観を共有したとしても、不思議はありません。確かに、雇用と所得が保証されている恵まれた人は、買おうとしている商品が安くなると得をします。しかし、本書で著者が明確に指摘しているように、多くの労働者や中小企業の経営者にとっては、そうではありません。デフレは不況の結果であるとともに、さらなる不況の原因になるからです。この事実を統計的に裏付けるデータが、縦軸に物価上昇率(インフレ率)、横軸に失業率をとると右下がりの関係が

あることを示す、いわゆる「フィリップス曲線」です。1980年代から2000年代にかけての日本では特にこの関係がはっきりしており、日本のデータによれば、年率2パーセント台のインフレ率で物価が上昇し続ける場合に比べて、年率1パーセント程度のデフレ率で物価が下落し続ける場合には、失業率が2倍にもなるのです。物価の下落は企業の利益を奪い取り、体力のない企業は倒産し、体力のある企業は労働者を解雇したり賃金の安い非正規雇用に切り替えたりし、悲観的になった企業は設備投資をしなくなり、その結果賃金が下がり、失業が増えるのです。

この問題に対する著者による政策提案は、マルクス経済学より、ケインズ経済学に基づいています。私は、これは、極めて妥当なことだと思います。資本主義経済における失業問題とその解決策について最も徹底的に研究し、実践的な政策提案をした経済学者は、1930年代の世界大不況の時代に活躍したケインズだからです。ケインズ経済学による政策提案は極めて単純かつ明快で、「不況時には政府は公共支出の積極的な拡大と減税を実施し、中央銀行は貨幣の供給を積極的に増やすという政策の組み合わせ(財政金融政策の正しいポリシー・ミックス)を選択すべきである」というものですが、著者も指摘しているように、実際には、過去20年間、デフレ不況下の日本では、政府(実際には財務省)と日銀は、その逆のいわば「最悪」のポリシー・ミックスを選択していたのです。

著者は、第7章「デフレ不況を克服する」で、「正しいポリシー・ミックス」の採用を提案しています。特に、日銀がマイルド(年率2パーセント程度)な「インフレ目標」を公表してその実現に向けて最大限の努力を中心とした「リフレ論」と言われる政策(実は、日本以外の多くの先進国の中銀は実際にこの政策を採用してデフレを防いでいます)と、日銀が発行した貨幣を財源にして社会的に有益な公共事業を行う(このような方法であれば、政府の財政赤字は増えませんので、財政赤字の拡大を恐れて公共投資を縮小する必要も増税の必要もありません)は、極めて有効かつ簡単に実行可能な政策です。その実現を妨げているのは、日銀を含む日本の政策当局や(左右を問わず)有力な政治家が前述の誤った「通念」に縛られているからにはなりません。まさに、不況は「人災」なのです。なお、著者は、第6章「金融政策は誰の味方?」で、西欧諸国の左翼政党はこの誤った有害な「通念」から完全に解放されていることを指摘しています。

(浅田統一郎 中央大学)

角田修一著

## 『概説 生活経済論』

概説 生活経済論

角田修一著

Political  
Economy of  
the Way of Life

文理閣 2010年5月 税込価格 2,415円

### I

本書は、かねてより一貫して消費生活領域における社会経済学の体系化を進めてこられた角田修一教授が、立命館大学で担当されてきた学部専門科目「生活経済論」の講義をもとに執筆されたテキストである。

氏は、すでに社会経済学の理論的課題として生活経済論の体系化を目指された研究書、『生活様式の経済学』、青木書店、1992年、を世に問われ、根本的な経済学の方法論にも深く立ち入られて「生活様式の経済理論」を開拓している。そこには氏の生活経済論に対する学としての研究が凝集されている。本書は、その研究に裏打ちされたテキストである。

本書では、方法論や基礎理論に力点がおかれていた『生活様式の経済学』では展開されていなかった現代日本の消費生活、生活経済の具体的な姿が理論と現実の両面から分析されている。本書は、テキストという形式をとってはいるが、現代消費、生活経済についての「啓蒙の書」であるとともに「研究書」もある。その意味で本書は、文系、理系を問わざ生活科学と関連する分野の学生のためのテキストとなりうるものであり、研究者にとっても見逃せない文献である。また、本書には厳選された多くの図表が挿入され、読者の理解を助けるとともに氏の主張に説得力を与えている。そのため、社会的経験の豊かな社会人が、現実の生活を振り返り社会経済のありようを考えようとする場合におおいに役立つ内容が盛り込まれている。

それでは、まず本書の概要について、氏自身がまえがきのなかで述べられているところと、本書の目次を、紹介しておこう。

「本書は、生活経済を4つのファクターから構成されているものと考えている。生活手段体系、家計、生活時間、生活行動、家事労働がそれである。第1章では、現代日本において消費生活の担い手がどのような属性をもつ人々であるかを明らかにする。第2章から第6章までは、この4つのファクターのそれぞれについて、理論と現実の両方からアプローチしている。その際、さまざまな統計資料としてどのようなものが利用でき、生活経済がど

のようにみえるか、あるいは見えないかを明らかにしている。第7章では、これら4つのファクターの相互関係を示したうえで、この全体を貫くトレンドとして『生活の個別化と社会化』を析出する。第8章の消費者問題は、『生活の市場化・産業化』が生み出す経済社会問題、第9章は『生活の公共化』がもたらす『生活様式としての福祉国家』を扱う。第10章では、資本制生活様式の歴史と概要を明らかにしたうえで新しい公共政策の理念として生活保障と持続可能な消費を設定し、生活者を主権者とする生活保障に力点をおいた。第11章は、200年以上の歴史をもつ経済学のなかで消費生活がどのように扱われてきたかを、古典派、マルクス派、新古典派、ケインズ派、制度学派を代表する経済学者の見解から紹介している。この章の内容は、経済学を学ぶ者にとっても1つの概略となるものであろう」

#### 第1章 消費生活の担い手

#### 第2章 生活手段体系

#### 第3章 家計:収入と資産

#### 第4章 家計:支出と貯蓄

#### 第5章 生活時間・生活行動

#### 第6章 家事労働

#### 第7章 生活の個別化と社会化

#### 第8章 消費者問題と消費者の権利、運動

#### 第9章 生活様式としての国家

#### 第10章 生活保障と持続可能な消費

#### 第11章 消費生活の経済理論

### II

第1章では、消費者の概念が、人口、世帯、地域住民、階級といった概念とわが国の統計データによって明らかにされるとともに、消費生活の担い手が生産者としての人間と消費者としての人間という両面を持つ存在であることを示されている。ここでのポイントは消費者を様々な集団の概念でくくりなおし分析していく基本的な作業がなされていることである。もう一つのポイントは、本書で分析されている4つのファクターとの関係が図-1によって俯瞰図としてあらわされていることである。忙しい読者は章を追わずともこの俯瞰図をもとに各章を読む



## 先達に続き、私も“働きつつ学ぶ”現場研究のダイナミズムを —122・123号「“働きつつ学ぶ”現場研究のダイナミズムと秘訣」を読んで—

### 学ぶことと働くこと

このシンポジウムを主催された十名直喜氏は、基調報告で、「『働きつつ学ぶ』という生活スタイルは、特別のものではない。実は、働くことの中に内在しているといえる」と述べたうえで、「しかし、疎外された厳しい労働のもとでは、働くことの意味や面白さが見いだせず、学ぶ意欲や姿勢が減退することも少なくない。むしろ、こうした状況の中でこそ、働くとは何か、働きつつ学ぶことの意味やダイナミズムに目を向け問い合わせ直す必要が高まっているといえよう」と強調している。

「学ぶ」ことは働くことの中に内在している。まったく同感である。私にとってかつて「学ぶ」こととは、時間があつて大学院に行くことでもなければ、暇なときに何かの講座に参加することでもなかった。職場で働き、諸活動の実践に携わるなかで否応なしにぶつかる諸問題にどう立ち向かうかというきわめて切実なものであった。それは産業の分析であり、規制緩和批判であり、さらには発達した資本主義社会における陣地戦の思想とその実践であった。1996年に橋本内閣の「金融ビッグバン」構想が出された時には、私が働いていた損保のみならず、銀行、生保、証券の労働者とともに「金融ビッグバンを考えるシンポジウム」を企画した。当時、「金融ビッグバン」を労働現場から批判的にとらえたシンポジウムは珍しかったのか、大きな反響を呼び、参加者は350名を超えた。定刻には準備した会場がいっぱいとなり急きょ第二会場を設けるほどであった。長時間労働で名高い金融各産業の労働者がこんなに早い時間にと驚いたものである。

このように、「学ぶ」ことは、長時間労働に苦しめられるホワイトカラー労働現場の実践上の要求としていわば必然的なものであった。

### 規制緩和と雇用の劣化

私が2006年に大学院の門をたたいたのは、大学卒業後32年間勤めた損害保険会社のなかで起こっていること、様々感じたことを論証し現場に返したいというのが主な理由であった。一言でいえば規制緩和の流れの中で、雇用が劣化し、それが産業の劣化につながっているのでは

ないかという問題意識である。直接的なきっかけは、2005年に発覚した保険金不払い問題であった。私は、損保業界の利潤第一主義の施策とそれに基づく雇用の劣化に主要な原因があると考えた。自由化後の10年間で従業員数は、103,288人から79,826人と23.5%の減となっていたのである。

行き過ぎた合理化が何をもたらすのか、愕然としたのは、ちょうど同じ時期、2005年4月25日に起こったJR西日本のあの悲惨な脱線事故であった。事故後、JR西日本の経営方針の第一の課題が「安全」をさしあいて「もうけること」であったこと、1987年の民営化時に5万1,530人だった人員が3万2,850人にまで36%も減っていたことが明らかになった。JR東日本の減少率が15%，JR東海が5%であったことと比較して、JR西日本の人員合理化数は驚きに値するものであった。しかもしもこの事故がなかったとしたら、当分の間は利潤のあがる超優良企業の評価をうけていたに違いない。このことはひるがえって考えれば、私たちの産業にも全く同じことがいえる。JR西日本は18年間で36%人員削減、それに対して損保は10年間で23%の減員であった。産業の性格から、直接人命につながる事故はないにしろ、損保産業に求められる社会的使命を果たしうるのかどうか、疑問を持たざるをえなかった。

当時、規制緩和万能論、市場万能論が大きな流れになっていた。しかし、その結果、労働者や労働環境はどうなっているのか。損保産業のみならず、いたるところで「雇用の劣化」といわれる現象が起こっているのではないか。その結果、コンプライアンス（法令遵守）やCSRの大合唱と裏腹に、社会的責任を果たしえない「企業の劣化」、「産業の劣化」が起こっているのではないか。さらに、こうした雇用の実態を放置して、はたして日本経済の健全な発展は可能なのだろうか等々思いをめぐらせた。54歳のときである。

大阪を中心にいくつかの大学院を見学し、結果入学を決断したのが、いま在籍している兵庫県立大学の経済学研究科である。決め手となったのは、面接された4人の先生方に、「企業の社会的責任と雇用問題」という研究テーマを「あなたの考えているやりかたですすめたらどうですか」と後押しされたことである。社会人入試ではあ

っても社会人だけに特化した大学院ではないことも魅力であった（現実に、留学生も含めた若い学生と机を並べることは大きな刺激となった）。そして師事したのが基礎研究所員である北野正一教授である。

### 社会人研究者の役割

社会人研究者の役割とはいいったい何であろうか。私たちはともすれば自らが「学ぶ」ことのみに自己満足してしまいがちである。しかし労働現場からの要求に応えるという「学ぶ」ことの意味は今日に至るもまったく変わっていない。いやむしろ、その重要性は従来に増して高まっているであろう。十名氏は「日本の職場における厳しさは想像を超えるものがあり、近年では一段と増している感がする。そうした厳しさばかりに眼を奪われがちであるが、厳しさに向かう中で培われた自らの気概や知的資産、すなわち職業能力や生活文化の独自なあり方などに、気づかないでいる場合が少なくない」と指摘している。職場支配の巧妙さと労働者の閉塞状況を開拓する科学的な分析と、その理論を実践のテーブルに乗せる気概を、労働現場からくみ出す努力が今ほど必要な時期はない。しかもその課題は一部の労働者のためだけのものではない。まだ潜在的ではあってもすべての労働者の要求といえるであろう。それほど労働現場の疲弊にはすさまじいものがある。

損保産業といえば、昨年の4月から三メガ損保体制がスタートした。三井住友海上とあいおい損保、ニッセイ同和損保が経営統合し、「MS & AD インシュアラ NS グループホールディングス」が発足。損保ジャパンと日本興亜損保も「NKSJ ホールディングス」という金融持ち株会社の下に経営統合した。これらの経営統合により、東京海上ホールディングスを含めた三つのグループで90%以上のシェアを占めることとなった。アメリカの損保会社数2,700社、イギリス800社に比して、日本の損保業界はまさに、先進国では先例のない寡占市場となつたのである。その結果、早くも複数の会社で大幅なリストラが強行されている。「希望退職」という名目での「肩たたき」「指名解雇」である。ここに「企業の社会的責任」をはたそうという真摯な姿勢はかけらもない。

社会人研究者の役割は、こうした現実に向き合い、自らの体験を通じて、あるべき企業・産業・労働像を展望することにあるのではないだろうか。このシンポジウムでは「働く・学ぶ・研究」の融合が提起されている。「社会人大

学院や基礎経済科学研究所での研究交流が、こうした自らの経験知に分け入り客観化することを促し『かけがえのなさ』の自覚をもたらす。それを研究対象として深めていくと、従来とは異なる新たな視点からの研究が可能となる」という指摘である。私自身も、職場だけでものごとを考えてきた時代を経て、大学院という新たなステージに片足を置きながら、今「新たな視点からの研究」と実践を模索しているところである。

### 自らの労働体験へのこだわりを強みに

私もそうであったが、社会人の大学院生には強い問題意識を持って入学した人が少なくない。しかしこうした問題意識の強さは往々にして一面的な思い込みにつながりかねない。論文を書いたり、何か論じるということには当然裏付けが必要となる。私の当初書いた文章は自分の思い込みを単に文章化したものにすぎなかった。幾人かの先生方から指摘されたのは、論文の科学性・客觀性の欠如である。なぜそういう論立てになるのか、その根拠はなにか、先行研究はどうか、等々であった。実は今も正直苦しんでいる。ただ、規制緩和の歪みを労働現場の経験から出発して理論化するというのが入学の目的であったから、規制緩和を是とする論には立ちえなかつたし今もそうである。十名氏の「このテーマでしか勝負できない、自らの労働体験へのこだわりといった限定性は、そこに特化せざるをえない」という集中力（＝強み）に転化しうる」という言葉は大いなる励ましである。

最後に、名古屋学院大学大学院の4名の方々の報告は貴重なものであった。私も“先達”に続き、“働きつつ学ぶ”現場研究のダイナミズムをわがものにできればと思う。

#### 略歴

- 1951年 愛媛県生まれ  
1974年 同志社大学法学部卒業 同年 損害保険会社入社  
2006年 損害保険会社を54歳で退社 同年 兵庫県立大学大学院経済学研究科入学  
現在 同大学院博士後期課程在学中 大阪損保革新懇世話人 道修商事（株）代表取締役

（松浦 章 所員 兵庫県立大学大学院）

## 投稿規定

下記の要項にしたがって、奮ってご投稿ください。

**種類と枚数** 論文、研究ノート、読書ノート：200字詰45枚以内

研究動向、書評：同 20枚以内

いずれも、図表、注などを含む。

**原 稿**

- ・投稿は、編集局宛 ([henshu@kisoken.org](mailto:henshu@kisoken.org)) に電子メールの添付ファイルでお送り下さい。ファイル形式は、テキスト形式あるいはMS-Wordで読み込み可能な形式にして下さい。郵送される場合は、返却不要なメディアに上記したファイル形式にして、基礎経済科学研究所宛にお送り下さい。また、その際、コピーを一部添えて下さい。なお、お送りいただいた書類、メディア等は返却致しませんので、あらかじめご了承下さい。
- ・審査は、投稿されてから直近の経済科学通信編集局会議にて、まず匿名査読委員の選定が行われ、査読依頼を行い、その評価に基づき、掲載の可否を編集局会議において決定します。その決定は、論文投稿者に書面にてお知らせします。掲載可と判断された論文の掲載号は、経済科学通信の構成及び筆者校正等の日数を鑑みた上で、決定します。
- ・抜刷をご希望の方は実費にて作成可能です。筆者校正時にお申し出下さい。

**掲 載 料** 下記の金額をお支払い願います（所員・所友・研究生を除く）。

論文・研究ノート・読書ノート 5000円、研究動向・書評 2000円

## 編集後記

▼ 未曾有といわれる大震災で尊い命を奪われた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。そして余震と原発の危険のなかで被災者救援のために奮闘されている皆様方に深く感謝申し上げます。

▼ 今号は、「ソ連崩壊20年」に当たり、ソ連型社会とは何であったのかを総括しつつ未来への展望を拓くために企画した特集です。ソ連に対する思いは執筆者それぞれに重いものがあり、皆さんが規定字数を超える御論考をお寄せくださいました。しかし残念なことに誌面の都合で圧縮していただきざるをえませんでした。凝縮した一字一句に刻まれた筆者の思いの丈をぜひお受け取りください。

▼ また、表紙や本文中のスペースに入れたソ連に関わる写真は、芦田文夫氏と青柳和身氏に提供していただきました。貴重なお写真を提供していただきました両氏には、

編集局一同感謝申し上げます。

▼ 小特集「人間発達の経済学 日中会議」(2011.12於：京都大学)の報告は非常に多岐にわたりましたが、これも誌面の都合上コンパクトにまとめていただきました。日本と中国の「人間発達論」はそれぞれの国情が反映されており興味深く読んでいただけだと思います。その他の論文・書評・学界動向等々、非常に密度の高いものです。現下の事態で「通信」125号を発行できましたのは、偏に執筆者のみなさま、読者のみなさまのご尽力、ご支援のたまものです。本当にありがとうございます。

▼ ところで、次号（126号）は大震災による春季集会の中止と、それに伴う企画の大変更をせまられ、その上、印刷、発送等につきましても予断を許さない状況にあります。つきましては、若干の発行の遅れ等お許しくださいますようお願い申し上げます。（田中幸世）

# 時代はまるで資本論

## 貧困と発達を問う全10講

基礎経済科学研究所編 二五二〇円  
「ワーキングプア」、『蟹工船』のリヴァイバル。新しい「貧困」にどう対処するのか。近代経済学の古典『資本論』から現代社会を読み解く鍵をさぐる。

## 階級政治！

日本の政治的危機はいかにして生まれたか

「階級政治」を分析用具に、戦後政治を社会科学の俎上に乗せて分析。  
渡辺雅男著 二五一〇円

## 市民社会と福祉国家

現代を読み解く社会科学の方法 渡辺雅男著 三〇四五円  
階級社会論・福祉国家論・グローバリゼーション論を社会科学的な視点で読み解く。

## 国際平和と「日本の道」

—東アジア共同体と憲法九条 望田幸男・田中則夫・杉本昭七・藤岡惇・大西広・浅井基文著 一五五〇円  
国際平和のために日本ができることは? アジア共同体に可能性を問う。

## 経済統計学 基礎理論の理解と習得

大西広・藤山英樹著 二四一五円

## 温室効果ガス25%削減

—日本の課題と戦略 森晶寿・植田和弘編 二三一〇円

## 地域発! ストップ温暖化ハンドブック

—戦略的政策形成のすすめ 水谷・酒井・大島編 二九四〇円

〒606-8224 京都市左京区北白川京大農学部前 国書出版 昭和堂 郵便振替 01060-5-9347 \*定価は税5%込価格  
TEL 075-706-8818 FAX 075-706-8878 <http://www.kyoto-gakujutsu.co.jp/showado/>

## 経済科学通信 第125号 2011年4月30日発行

編集・発行

基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局

〒604-0934 京都市中京区麁屋町通二条下る尾張町225

第二ふや町ビル603号

TEL/FAX(075)255-2450

e-mail [henshu@kisoken.org](mailto:henshu@kisoken.org)

URL <http://www.kisoken.org>

振替01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

中谷 武雄

藤岡 悠 角田 修一

大西 広 神谷 章生 田中 幸世 増田 和夫 森岡 真史

森本 壮亮 佐々木雅幸 阪本 将英 大畑 智史 中野 裕史

モリモト印刷株式会社

〒162-0813 東京都新宿区東五軒町3-19

TEL 03-3268-6301(代)

購読料 一部1300円 定期購読3号分前納3600円(郵送料を含む)

